

特許庁委託事業

中南米における模倣品対策の制度および運用状況に
関する調査

2022 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構

サンパウロ事務所

(知的財産権部)

目次

巻頭資料.....	1
I. アルゼンチン共和国.....	5
1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関	5
2. 法律の概要.....	5
(1) 特許に関する法律の概要	5
(2) 実用新案に関する法律の概要	8
(3) 意匠に関する法律の概要	9
(4) 商標に関する法律の概要	11
(5) 著作権に関する法律の概要.....	13
(6) その他の模倣品対策を規定する法律	15
3. 知的財産権侵害に対する措置の概要.....	15
(1) 行政措置	15
(2) 刑事措置	16
(3) 民事措置	17
(4) 水際措置	18
(5) 鑑定制度	19
4. インターネット上の模倣品	19
5. その他	20
6. 模倣品の実態および流通ルート	20
(1) 模倣品の実態.....	20
(2) 模倣品の流通ルート	20
II. ウルグアイ東方共和国	21
1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関	21
2. 法律の概要.....	21
(1) 特許に関する法律の概要	21
(2) 実用新案に関する法律の概要	24
(3) 意匠に関する法律の概要	26
(4) 商標に関する法律の概要	28
(5) 著作権に関する法律の概要.....	30
(6) その他模倣品対策を規定する法律.....	32
3. 知的財産権侵害に対する措置の概要	32
(1) 行政措置	32
(2) 刑事措置	32
(3) 民事措置	33
(4) 水際措置	34

(5) 鑑定制度	34
4. インターネット上の模倣品	34
5. 模倣品の実態および流通ルート	35
(1) 模倣品の実態	35
(2) 模倣品の流通ルート	35
III. エクアドル共和国	36
1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関	36
2. 法律の概要	36
(1) 特許に関する法律の概要	36
(2) 実用新案に関する法律の概要	40
(3) 意匠に関する法律の概要	41
(4) 商標に関する法律の概要	42
(5) 著作権に関する法律の概要	45
(6) その他の模倣品対策を規定する法律	46
3. 知的財産権侵害に対する措置の概要	48
(1) 行政措置	48
(2) 刑事措置	48
(3) 民事措置	49
(4) 水際措置	50
(5) 鑑定制度	50
4. インターネット上の模倣品	50
5. その他	50
6. 模倣品の実態および流通ルート	50
(1) 模倣品の実態	50
(2) 模倣品の流通ルート	51
IV. エルサルバドル共和国	52
1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関	52
2. 法律の概要	53
(1) 特許に関する法律の概要	53
(2) 実用新案に関する法律の概要	59
(3) 意匠に関する法律の概要	63
(4) 商標に関する法律の概要	67
(5) 著作権に関する法律の概要	71
(6) その他の模倣品対策を規定する法律	75
3. 知的財産権侵害に対する措置の概要	75
(1) 行政措置	75

(2) 刑事措置	75
(3) 民事措置	76
(4) 水際措置	77
(5) 鑑定制度	78
4. インターネット上の模倣品	79
5. その他	80
6. 模倣品の実態および流通ルート	80
(1) 模倣品の実態	80
(2) 模倣品の流通ルート	80
V. グアテマラ共和国	81
1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関	81
2. 法律の概要	81
(1) 特許に関する法律の概要	81
(2) 実用新案に関する法律の概要	84
(3) 意匠に関する法律の概要	86
(4) 商標に関する法律の概要	87
(5) 著作権に関する法律の概要	91
(6) その他の模倣品対策を規定する法律	94
3. 知的財産権侵害に対する措置の概要	95
(1) 行政措置	95
(2) 刑事措置	95
(3) 民事措置	97
(4) 水際措置	98
(5) 鑑定制度	99
4. インターネット上の模倣品	99
5. その他	100
6. 模倣品の実態および流通ルート	101
(1) 模倣品の実態	101
(2) 模倣品の流通ルート	101
VI. コロンビア共和国	102
1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関	102
(1) 知的財産権の付与および行政決定の司法審査に係る機関	102
(2) 付与された権利の司法執行機関	102
2. 法律の概要	103
(1) 特許に関する法律の概要	103
(2) 実用新案に関する法律の概要	107

(3) 意匠に関する法律の概要	107
(4) 商標に関する法律の概要	109
(5) 著作権に関する法律の概要	112
(6) その他の模倣品対策を規定する法律	115
3. 知的財産権侵害に対する措置の概要	115
(1) 行政措置	115
(2) 刑事措置	115
(3) 民事措置	117
(4) 水際措置	118
(5) 鑑定制度	120
4. インターネット上の模倣品	120
5. その他	123
6. 模倣品の実態および流通ルート	123
(1) 模倣品の実態	123
(2) 模倣品の流通ルート	123
VII. チリ共和国	124
1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関	124
2. 法律の概要	124
(1) 特許に関する法律の概要	124
(2) 実用新案に関する法律の概要	127
(3) 意匠に関する法律の概要	129
(4) 商標に関する法律の概要	132
(5) 著作権に関する法律の概要	134
(6) その他の模倣品対策を規定する法律	136
3. 知的財産権侵害に対する措置の概要	136
(1) 行政措置	136
(2) 刑事措置	136
(3) 民事措置	137
(4) 水際措置	138
(5) 鑑定制度	139
4. インターネット上の模倣品	139
5. その他	140
6. 模倣品の実態および流通ルート	140
(1) 模倣品の実態	140
(2) 模倣品の流通ルート	141
VIII. ドミニカ共和国	142

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関	142
2. 法律の概要.....	142
(1) 特許に関する法律の概要	142
(2) 実用新案に関する法律の概要	146
(3) 意匠に関する法律の概要	148
(4) 商標に関する法律の概要	150
(5) 著作権に関する法律の概要.....	154
(6) その他の模倣品対策を規定する法律	156
3. 知的財産権侵害に対する措置の概要.....	156
(1) 行政措置	156
(2) 刑事措置	157
(3) 民事措置	158
(4) 水際措置	159
(5) 鑑定制度	160
4. インターネット上の模倣品	160
5. その他	161
6. 模倣品の実態および流通ルート	161
(1) 模倣品の実態.....	161
(2) 模倣品の流通ルート	161
IX. パラグアイ共和国	162
1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関	162
2. 法律の概要.....	162
(1) 特許に関する法律の概要	162
(2) 実用新案に関する法律の概要	165
(3) 意匠に関する法律の概要	167
(4) 商標に関する法律の概要	169
(5) 著作権に関する法律の概要.....	171
(6) その他の模倣品対策を規定する法律	174
3. 知的財産権侵害に対する措置の概要	175
(1) 行政措置	175
(2) 刑事措置	175
(3) 民事措置	176
(4) 水際措置	176
(5) 鑑定制度	177
4. インターネット上の模倣品	177
5. その他	178

6. 模倣品の実態および流通ルート	178
(1) 模倣品の実態	178
(2) 模倣品の流通ルート	178
X. ブラジル連邦共和国	180
1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関	180
2. 法律の概要	181
(1) 特許に関する法律の概要	181
(2) 実用新案に関する法律の概要	183
(3) 意匠に関する法律の概要	185
(4) 商標に関する法律の概要	186
(5) 著作権に関する法律の概要	188
(6) その他の模倣品対策を規定する法律	191
3. 知的財産権侵害に対する措置の概要	193
(1) 行政措置	193
(2) 刑事措置	193
(3) 民事措置	195
(4) 水際措置	196
(5) 鑑定制度	198
4. インターネット上の模倣品	198
5. その他	200
6. 模倣品の実態および流通ルート	200
(1) 模倣品の実態	200
(2) 模倣品の流通ルート	201
XI. ベルギー共和国	202
1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関	202
2. 法律の概要	203
(1) 特許に関する法律の概要	203
(2) 実用新案に関する法律の概要	207
(3) 意匠に関する法律の概要	209
(4) 商標に関する法律の概要	211
(5) 著作権に関する法律の概要	214
(6) その他の模倣品対策を規定する法律	215
3. 知的財産権侵害に対する措置の概要	216
(1) 行政措置	216
(2) 刑事措置	217
(3) 民事措置	220

(4) 水際措置	221
(5) 鑑定制度	223
4. インターネット上の模倣品	223
5. その他	224
6. 模倣品の実態および流通ルート	225
(1) 模倣品の実態	225
(2) 模倣品の流通ルート	225
XII. ボリビア多民族国	226
1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関	226
2. 法律の概要	226
(1) 特許に関する法律の概要	226
(2) 実用新案に関する法律の概要	229
(3) 意匠に関する法律の概要	230
(4) 商標に関する法律の概要	232
(5) 著作権に関する法律の概要	235
(6) その他の模倣品対策を規定する法律	237
3. 知的財産権侵害に対する措置の概要	238
(1) 行政措置	238
(2) 刑事措置	238
(3) 民事措置	239
(4) 水際措置	239
(5) 鑑定制度	239
4. インターネット上の模倣品	239
5. その他	239
6. 模倣品の実態および流通ルート	239
(1) 模倣品の実態	239
(2) 模倣品の流通ルート	239
XIII. メキシコ合衆国	241
1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関	241
(1) 知的財産権の保護や知的財産権に基づく摘発に関わる機関	241
(2) 各機関の特徴	241
2. 法律の概要	242
(1) 特許に関する法律の概要	242
(2) 実用新案に関する法律の概要	245
(3) 意匠に関する法律の概要	247
(4) 商標に関する法律の概要	249

(5) 著作権に関する法律の概要	254
(6) その他の模倣品対策を規定する法律	257
3. 知的財産権侵害に対する措置の概要	257
(1) 行政措置	257
(2) 刑事措置	258
(3) 民事措置	262
(4) 水際措置	263
(5) 鑑定制度	265
4. インターネット上の模倣品	265
5. その他	268
6. 模倣品の実態および流通ルート	268
(1) 模倣品の実態	268
(2) 模倣品の流通ルート	268
調査協力者一覧	269

巻頭資料

	特許権			実用新案権	
	存続期間	期間延長・更新 ^{*1}	PCT ^{*2}	存続期間	期間延長・更新 ^{*1}
アルゼンチン共和国	20 年	×	×	10 年	×
ウルグアイ 東方共和国	20 年	×	×	10 年	○ (5 年×1 回)
エクアドル共和国	20 年	×	○	10 年	×
エルサルバドル共和国	20 年	×	○	10 年	×
グアテマラ共和国	20 年	×	○	10 年	×
コロンビア共和国	20 年	×	○	10 年	×
チリ共和国	20 年	×	○	10 年	×
ドミニカ共和国	20 年	×	○	15 年	×
パラグアイ共和国	20 年	×	×	10 年	×
ブラジル 連邦共和国	20 年	×	○	15 年	×
ペルー共和国	20 年	×	○	10 年	×
ボリビア 多民族国	20 年	×	×	10 年	×
メキシコ合衆国	20 年	×	○	15 年	×

*1 ○…延長・更新可、×…延長・更新不可

*2 ○…加盟済み、×…加盟していない

	意匠権			商標権			
	存続 期間	期間延長・ 更新*1	ハーグ 協定 *2	存続 期間	更新 *1	非伝統的 商標*3	マドプロ*2
アルゼンチン 共和国	5 年	○ (5 年×2 回)	×	10 年	○	○	×
ウルグアイ 東方共和国	10 年	○ (5 年×1 回)	×	10 年	○	○	×
エクアドル 共和国	10 年	×	○	10 年	○	○	×
エルサルバドル 共和国	10 年	×	○	10 年	○	○	×
グアテマラ 共和国	10 年	○ (5 年×1 回)	×	10 年	○	○	×
コロンビア 共和国	10 年	×	×	10 年	○	○	○
チリ共和国	10 年 /15 年	×	×	10 年	○	△ (2022 年 1 月以降)	△ (2022 年発 効予定)
ドミニカ共和国	5 年	○ (5 年×2 回)	×	10 年	○	○	×
パラグアイ 共和国	5 年	○ (5 年×2 回)	×	10 年	○	○	×
ブラジル 連邦共和国	10 年	○ (5 年×3 回)	×	10 年	○	△ 可能性は ある	○
ペルー共和国	10 年	×	×	10 年	○	○	×
ボリビア 多民族国	10 年	×	×	10 年	○	○	×
メキシコ合衆国	5 年	○ (5 年×4 回)	○	10 年	○	○	○

*1 ○…延長・更新可、×…延長・更新不可

*2 ○…加盟済み、×…加盟していない、△予定

*3 ○…登録可能、△…登録可能となる予定

	著作権		侵害に対する措置の有無			税関登録制度の有無 *4	鑑定制度の有無 *4
	存続期間 (著作者死後)	登録制度の有無*4	行政*4	刑事*4	民事*4		
アルゼンチン共和国	原則 70 年	○	○	○	○	○	×
ウルグアイ 東方共和国	原則 70 年	○	×	○	○	×	×
エクアドル共和国	原則 70 年	○	○	○	○	×	×
エルサルバドル共和国	原則 70 年	○	×	○	○	×	×
グアテマラ共和国	原則 75 年	○	×	○	○	×	×
コロンビア共和国	原則 80 年	○	×	○	○	○	×
チリ共和国	原則 70 年	○	×	○	○	○	×
ドミニカ共和国	原則 70 年	○	×	○	○	○	×
パラグアイ共和国	原則 70 年	○	×	○	○	○	×
ブラジル 連邦共和国	原則 70 年	×	×	○	○	○	×
ペルー共和国	原則 70 年	○	○	○	○	○	○
ボリビア 多民族国	原則 50 年	○	○	○	○	×	×
メキシコ合衆国	原則 100 年	○	○	○	○	○	×

*4 ○…あり、×…なし

アルゼンチン共和国	特許・実用新案・意匠・商標	Instituto Nacional de la Propiedad Industrial https://www.argentina.gob.ar/inpi
	著作権	Dirección Nacional de Derecho de Autor https://www.argentina.gob.ar/justicia/derechodeautor
ウルグアイ 東方共和国	特許・実用新案・意匠・商標	Ministerio de Industria, Energía y minería, Dirección Nacional de la Propiedad Industria https://www.gub.uy/ministerio-industria-energia-mineria/marcas-patentes

	著作権	Ministerio de Educación y Cultura, Dirección General de la Biblioteca Nacional http://www.bibna.gub.uy/
エクアドル共和国	特許・実用新案・意匠・商標・著作権	Servicio Nacional de Derechos Intelectuales https://www.derechosintelectuales.gob.ec/
エルサルバドル共和国	特許・実用新案・意匠・商標・著作権	Centro Nacional de Registros de El Salvador-Registro de la Propiedad Intelectual https://www.cnr.gob.sv/servicios/registro-de-la-propiedad-intelectual/
グアテマラ共和国	特許・実用新案・意匠・商標・著作権	Ministerio de Economía, Registro de la Propiedad Intelectual https://rpi.gob.gt/
コロンビア共和国	特許・実用新案・意匠・商標	Superintendencia de Industria y Comercio https://www.sic.gov.co/
	著作権	Dirección Nacional de Derechos de Autor http://derechodeautor.gov.co:8080/home
チリ共和国	特許・実用新案・意匠・商標	Instituto Nacional de Propiedad Industrial https://www.inapi.cl/
	著作権	Departamento de Derechos Intelectuales https://www.propiedadintelectual.gob.cl/sitio/
ドミニカ共和国	特許・実用新案・意匠・商標	Oficina Nacional de la Propiedad Industrial https://www.onapi.gov.do/
	著作権	Oficina Nacional de Derechos de Autor https://onda.gob.do/
パラグアイ共和国	特許・実用新案・意匠・商標・著作権	Dirección Nacional de Propiedad Intelectual https://www.dinapi.gov.py/portal/v3/
ブラジル連邦共和国	特許・実用新案・意匠・商標	Instituto Nacional da Propriedade Industrial https://www.gov.br/inpi/pt-br
ペルー共和国	特許・実用新案・意匠・商標・著作権	Instituto Nacional de Defensa de la Competencia y de la Protección de la Propiedad Intelectual https://indecopi.gob.pe/web/biblioteca-virtual
ボリビア多民族国	特許・実用新案・意匠・商標・著作権	Servicio Nacional de Propiedad Intelectual https://www.senapi.gob.bo/
メキシコ合衆国	特許・実用新案・意匠・商標	Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial https://www.gob.mx/impi
	著作権	Instituto Nacional Del Derecho de Autor https://www.indautor.gob.mx/

(すべて最終アクセス 2022 年 2 月 28 日)

I. アルゼンチン共和国

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関

- i) アルゼンチン国家産業財産権庁(Instituto Nacional de la Propiedad Industrial、以下、アルゼンチン共和国の章において「INPI」)
特許、実用新案、意匠、商標の登録、保護を担う。下部機関として以下を有する。
特許部(Administración Nacional de Patentes)
意匠部(Dirección de Modelos y Diseños Industriales)
商標部(Dirección Nacional de Marcas)
 - ii) アルゼンチン国家著作権局(Dirección Nacional de Derecho de Autor、以下、アルゼンチン共和国の章において「DNDA」)
著作権の登録、保護を担う。
 - iii) 税関総局(Dirección General de Aduanas)
貿易業務の監視・管理を担う。密輸や武器・麻薬取引等の犯罪の予防や管理、通関実務などを行う。
国境での偽造品の輸出入の防止を担当する商標の不正に特化した特別部門「División Prohibiciones no Económicas y Fraude Marcario」がある。
 - iv) 国内取引局(Secretaría de Comercio Interior)
公正な取引を保証し、消費者を保護する政策を担う、工業生産・開発省(Ministerio de Desarrollo Productivo)内の部局。
 - v) アルゼンチン警察(Policía Federal Argentina)
裁判所が知的財産権侵害を調査することを支援する。また、知的財産権侵害の摘発に基づいて検察に事件を申し立てる場合もある。
 - vi) 空港保安警察(Policía de Seguridad de Aeroportuaria)
空港保安を司る最高機関。空港における犯罪や違反の防止、回避、調査などを行う。知的財産権侵害においては、調査等の補助的機能を果たす。
 - vii) アルゼンチン治安部隊(Gendarmería Nacional Argentina)
国境警備区域内において、治安警察として国境監視にあたる。知的財産権侵害においては、調査等の補助的機能を果たす。
- これらの機関において違反事例の摘発に関する公的な統計情報はない。

2. 法律の概要

(1) 特許に関する法律の概要

特許は、以下の法令により規定されている。

- ・ 発明特許・実用新案法(No.24,481) (Ley de Patentes de Invención y Modelos de Utilidad Nº 24.481) (以下、特許の章では「法」)
- ・ 発明特許・実用新案法規則(260/96) (Reglamentación de la Ley de Patentes de Invención

y Modelos de Utilidad, Decreto Nacional 260/96)

製品または手順の発明であって、新規性があり、発明的活動を含み、かつ、産業上利用可能である場合には、特許を受けることができる(法第 4 条)。

一方、以下のものは発明とはみなされない(法第 6 条)。

- i) 発見、科学理論、数学的手法
- ii) 文学作品、芸術作品、その他の美的創作物、および科学作品
- iii) 知的活動、ゲーム、経済的・商業的活動、およびコンピュータプログラムの計画、規則および方法
- iv) 情報のプレゼンテーションの形態
- v) 人体および動物に関連するものに適用される外科的、治療的、診断的治療法
- vi) 既知の発明または既知の製品の混合物の並置、形状、寸法または材料の変更
(別々には機能しないように組み合わせたり融合させたりする場合や、特徴的な品質または機能が当業者にとって自明ではない産業上の結果を得るために改変される場合は除くものとする。)

vii) 自然界に存在するあらゆる種類の生命体および物質

また、以下のものは特許性がない(法第 7 条)。

- i) 公序良俗、人もしくは動物の健康もしくは生命を保護し、または植物を保存し、または環境に対する重大な損害を回避するために、アルゼンチン共和国の領域内での利用を阻止しなければならない発明。
- ii) 動物、植物、および人間の生殖に内在する生物学的プロセスの中で、自然界に存在する生物学的および遺伝学的物質の総体、またはその複製
(自然界で起こるような通常かつ自由な条件の下で自らの複製を行うことができる材料に関連する遺伝学的プロセスを含む。)

さらに、規則では特許を受けられないものを以下のように明確にしている。

- i) 植物、動物およびそれらの繁殖のための本質的に生物学的な手順(規則第 6 条)
- ii) 公序良俗、人もしくは動物の健康もしくは生命を保護し、植物を保存し、または環境に対する重大な損害を回避するために、自国の領域における商業的利用を必然的に防止しなければならない発明(規則第 7 条)

なお、特許の存続期間は、出願日から数えて 20 年(延長不可)である(法第 35 条)。

また、アルゼンチンは特許協力条約(Patent Cooperation Treaty、以下「PCT」)に加盟していない。

① 出願から登録までの手続

特許登録までの通常の流れは、以下のとおり。

i) 出願

INPI に対し、願書および必要な書類を提出する。

出願から 30 日以内は、当初の開示範囲を拡大しない範囲での軽微な修正や形式面の

補正ができる。

委任状を提示する必要がある場合、出願から 40 営業日以内に提示しなければならない。
発明者または発明の権利者の譲渡書類および優先権書類を提示する必要がある場合、必要に応じて登録のある公認翻訳者 (Traductor Público)¹によるスペイン語への認証翻訳を添付し、出願から 3 か月 (90 日) 以内に提出しなければならない。なお、この期間は延長できない。

ii) 予備審査 (方式審査)

形式面に関する審査

iii) 実体審査手数料の支払

出願日から 18 か月以内に支払わなければならない。

支払を延期することはできず、支払がない場合は自動的に出願が取り消される。

iv) 出願公開

方式審査に合格した出願は、出願日から 18 か月後に公開される。

出願が公開されると、60 日間の異議申立期間が設けられる。

v) 実体審査

実体審査手数料が支払われると、実体審査が行われる。

審査に応じて審査官通知が発行される。出願人がこれに応答すると、約 6 か月から 12 か月後に INPI から新しい審査官通知が発行される。出願の却下または許可の最終決定までに、3 回から 5 回の審査官通知が発行される可能性がある。

実体審査には、3 年から 10 年かかる。この期間は、出願の技術分野によって異なり、化学、医薬品、バイオテクノロジーなどの複雑な技術分野では、INPI からの応答に多少時間がかかる場合があり、機械、電子、電気通信の分野などは、遅延が少ない。

vi) 査定

出願が特許性の要件を満たしていると判断されると、特許が付与される。

特許の付与は INPI のウェブサイトで公表される。

特許権の存続期間中、毎年維持費を支払う必要がある。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定となった場合その通知から 30 営業日以内に、INPI 長官に取消の訴えを提起することができる。この時、併せて証拠も提出しなければならない。

INPI は当該主張と証拠を検証し、決議を行う。取消の訴えを否決する場合は、書面によって、これが通知されなければならない。

③ 特許権侵害

以下の行為が特許権侵害行為となる。

i) 発明者の権利の詐称

¹ 大学で翻訳者としての大学教育を受けた翻訳者であり、学位を取得し、公認翻訳者協会 (Colegio de Traductores Públicos de la Ciudad de Buenos Aires) に登録された翻訳者。

ii) 特許権者の権利を侵害して、1 つまたは複数の対象物を生産したり、生産させたりすること

iii) 特許権者の権利を侵害している 1 つまたは複数の対象物を、アルゼンチン共和国の領域内で輸入、販売、販売のための出品、商品化、展示または導入すること

これらは公的犯罪 (delitos de acción pública) であるため、告発が必須の要件ではない非親告罪である。しかし、実際には、告発なしに当局が職権で行動することは難しい。

④ 無効審判等

特許無効審判は、連邦裁判所で行われ、第一審は一人制の裁判となる。裁判は書面で行われ、基本的には請求と答弁、証拠段階、最終弁論の 3 段階で構成されている。裁判官の判決は、3 人の裁判官で構成される控訴裁判所に控訴することができる。例外的に、法の解釈が問題となる場合には、裁判官の判決は最高裁に特別上告されることがある。

(2) 実用新案に関する法律の概要

実用新案は、以下の法令により規定されている。

- ・ 発明特許・実用新案法 (No.24,481) (以下、実用新案の章では「法」)
- ・ 発明特許・実用新案法規則 (260/96)

保護の対象は、意図された機能におけるより良い使用を意味する限り、既知の道具、作業用具、器具、または実用的な作業の役に立つ物品に得られた、または導入された新しい性質または形状であり、実用新案証明書を以てその考案者に排他的な利用権を与え、これが正当化される。この権利は、定義された新しい形態または配置に対してのみ付与されるが、現行の特許の保護範囲内では付与できないことがある (法第 53 条)。実用新案権の付与には、当該考案が新規かつ産業的性質のものでなければならない (法第 55 条)。

実用新案権は、出願日から 10 年間有効であり、延長はできない。また権利の維持には手数料の支払が必要となる (法第 54 条)。

① 出願から登録までの手続

実用新案登録までの流れは、特許と比較し、その期間の一部が短縮されており、より限定的となる。これは、出願とその書類に関しては当てはまらず、その条件は、特許で示された条件と同じである。異なる点は、iii) 実体審査手数料の支払いと iv) 出願公開である。

実体審査手数料の支払は、出願日から 3 か月以内に支払われなければならない。支払を延期することはできず、支払がない場合は自動的に申請が取り消される。

実用新案は、INPI が方式審査を承認するまで出願は公開されない。特許と同様に、INPI は出願を審査し、必要に応じて補正の審査官通知を発行する。この段階の審査には 2 年から 4 年かかる。この期間は、出願の技術分野によって異なり、他の分野よりも遅れない分野もある。INPI は、出願が方式要件を満たしたと判断した場合、出願の公開を進める。公開から 30 日以内であれば、出願に対する異議を申立てることができる。実体審査によって実用新案の要件を満たすと判断されると、実用新案証明書の付与・発行が行われる。実用新案権取得後、実用新案権の存続

期間中、年間維持費を支払う必要がある。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定となった場合その通知から 30 営業日以内に、INPI 長官に取消の訴えを提起することができる。この時、併せて証拠も提出しなければならない。

INPI は当該主張と証拠を検証し、決議を行う。取消の訴えを否決する場合は、書面によって、これが通知されなければならない。

③ 実用新案権侵害

以下の行為が実用新案権の侵害となる。

- i) 考案者の権利の詐称
- ii) 実用新案権者の権利を侵害して、1 つまたは複数の対象物を生産したり、生産させたりすること
- iii) 実用新案権者の権利を侵害している 1 つまたは複数の物品を、輸入、販売、販売のための出品、商品化、またはアルゼンチン国内で展示または紹介すること

これらは公的犯罪であるため告発が必須の要件ではない、非親告罪である。しかし、実際には、告発なしに当局が職権で行動することは難しい。

④ 無効審判等

無効審判は、連邦裁判所で行われ、第一審は一人制の裁判所となる。裁判は書面で行われ、基本的には請求と答弁、証拠段階、最終弁論の 3 段階で構成されている。裁判官の判決は、3 人の裁判官で構成される控訴裁判所に控訴することができる。例外的に、法の解釈が問題となる場合には、裁判官の判決は最高裁に特別上告されることがある。

(3) 意匠に関する法律の概要

意匠は、以下の法令により規定されている。

- ・ 意匠法(No. 6,673/63) (Decreto-Ley N° 6.673/63 de Modelos y Diseños Industriales²、以下、アルゼンチン共和国の章において「意匠法」)
- ・ 意匠法の規則(決議 決議 252/2018、RESOL-2018-252-APN-INPI#MPYT) (Reglamento (Resolución 252/2018, RESOL-2018-252-APN-INPI#MPYT))

意匠とは、装飾的な特徴を与える工業製品または職人製品に組み込まれた形態または適用された外観と考えられ、保護されうる(意匠法第 3 条)。

意匠権の存続期間は、出願日から 5 年間であり、権利者の要請により、5 年毎に連続して最大 2 回まで延長することができる(意匠法第 7 条)。

なお、アルゼンチンは、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度(以下「ハーグ協定」)に加盟していない。

² 1962 年 3 月 29 日から 1963 年 10 月 12 日までの間に法のもと施行された法律の有効性に関する法律(No. 16,478) (Ley N° 16.478 Vigencia de los decretos dictados con fuerza de ley entre el 29/3/62 y el 12/10/1963) によって批准されている。

① 出願から登録までの手続について

意匠登録までの流れは以下のとおり(意匠法第 7 条から第 12 条)。なお、実体審査は行われない。

i) 出願

出願書類には、手数料を支払った証明書が含まれるため、出願までに手数料を支払わなければならない。

ii) 方式審査

形式的な要件に準拠していない場合、補正の指示が通知され、補正のための期間が通知の翌日から数えて 20 営業日与えられる。これに対する応答が要件を満たしていない場合、更なる補正指示が通知され、補正のために通知の翌日から数えて 10 営業日の期間が与えられる。これに対する応答が要件を満たさない場合、最終の補正指示が通知され、通知の翌日から数えて 10 営業日の期間が与えられる(規則附則 IV2))。

iii) 査定

形式的な要件が満たされている場合、自動的に登録査定となる。

出願が形式的な要件を満たしていなかった場合、補正の指示に適切な応答を行うと、登録査定となる。適切な応答をせず、応答のための期間が経過すると、拒絶査定となる。

② 拒絶査定への対応

意匠は、形式的な欠陥に対してのみ拒絶されるため、異議申立の流れは、その唯一の拒絶理由を審議することを目的としている。

この手続は、意匠部に対し再考を求める訴えを提出し、その部門長がこれを審議することで構成される。当該訴えが却下された場合、その決定は INPI の長官によって検討される。拒絶が確定した場合は、連邦裁判所に控訴することもできる。

③ 意匠権侵害

意匠権者は、同一製品または異なる製品について、許可なく、出願された意匠またはその模倣品を工業的または商業的に利用した者に対し、法的措置を講ずることができる(意匠法第 19 条)

また、以下の者には罰則が科される(意匠法第 21 条)。

- i) 意匠の登録によって保護される特性を有する工業製品またはその複製物を製造する者、または製造させる者
- ii) 違法性を知りながら、i) で言及された製品を販売、販売のための出品、展示、輸入、輸出、またはその他の方法で取引する者
- iii) 当該製品を、悪意を持って留置したり、製造者を隠蔽したりする者
- iv) 意匠を登録していないにもかかわらず、悪意を持ってその意匠を使用した者
- v) 他人の登録で保護された意匠を自分のものとして販売する者

これら侵害行為は親告罪である(意匠法第 23 条)。

④ 無効審判等について

一般的な民事・商事裁判と同様に、請求と答弁、証拠、最終弁論の段階で構成される。第一審の裁判官によって判決が下されると、当事者は控訴裁判所に控訴することができる。

(4) 商標に関する法律の概要

商標は、次の法令により規定されている。

- ・ 商標法(No.22,362) (Ley de Marcas y Designaciones, No. 22. 362、以下、アルゼンチン共和国の章において「商標法」)

識別力を備えた標章は、商標として登録することができる。概念的な内容の有無にかかわらず、一つまたは複数の単語、図案、エンブレム、モノグラム、彫刻、プリント、シール、画像、帯、製品または包装、包み紙、容器の特定の場所に適用される色の組み合わせ、文字と数字の組み合わせ、特別な描画のための文字と数字、広告のフレーズ、識別力を持つレリーフ、およびそのような機能を持つ標章が商標として登録できる(商標法第1条から第3条)。

商標権の存続期間は、10年間で、何度でも更新可能である。

アルゼンチンは、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書(以下「マドプロ」)には加盟していない。

立体商標や色商標など非伝統的商標についても登録が認められる(商標法第1条)。

① 出願から登録までの手続

商標登録までの流れは以下のとおり。

- i) 出願
- ii) 方式審査
- iii) 出願公開

方式審査の結果、出願が要件を満たしていると判断された場合、商標公報に公開される。出願から公開まで2週間(世界知的所有権機構(以下、「WIPO」)が提供する TM Class システムに従って提出された場合)から3か月を要する。

- iv) 異議申立

公開から30日間、異議申立が受け付けられる。

第三者からの異議申立を受け付けられた場合、手続は中断され、申請者に通知される(6か月から12か月)。当事者は、通知から3か月間の交渉期間を有する。異議申立を自主的に取下げる合意が得られずに当該期間が終了した場合、異議申立人は、当該異議を維持し、行政上の異議申立手続を開始するように促される(1か月から4か月)。この手続では、当事者は主張、証拠、および弁明を提出することができ、INPI は異議申立の諾否を決議する(約8か月)。異議申立人がこの行政上の手続を開始しない場合、商標登録の手続が再開される。

- v) 実体審査

公開から30日以内に、出願商標の登録可能性が審査される。

拒絶理由がある場合、出願人に通知され、出願人はそれに応答する期間が与えられる。

条件を満たす応答であれば、手続きが進められ、応答がない場合、または条件を満たさない方法で応答された場合、当該商標出願は却下される。

vi) 査定

異議申立や審査官通知(拒絶理由通知)を受けない場合、登録査定となり、その後、10年間の存続期間の商標権が付与される(4 か月から6 か月)。

出願が拒絶理由や異議申立を受けなければ手続は全体で7 か月程度、異議申立手続きがとられた場合は2年から3年かかることになる。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定が出た場合、出願人は10 営業日以内に再審査を、15 営業日以内に上訴を申立てることができ、その際に拒絶査定に対する理由を提示する。再度検討され、商標の付与または拒絶の確認が決定される。この決定は、連邦民事裁判所および連邦商事裁判所での訴訟によって判断される。

③ 商標権侵害

以下の行為が商標権侵害となる。

- i) 商標または名称の偽造または不正な模造
- ii) 登録商標や偽造された名称、不正に模倣されたもの、第三者の許可を得ずに第三者に帰属するものを使用すること
- iii) 登録商標、偽造された、不正に模倣された、第三者の許可を得ずに、または第三者の許可を得ずに第三者に帰属するものを販売または販売の展開をすること
- iv) 偽造、または不正に模倣された商標を使用した商品または役務の販売、販売の申出をすること

これらは公的犯罪であるため、告発は要求されない、非親告罪である。

④ 無効審判等

以下の場合、商標登録として、これを職権でまたは当事者の請求で無効にできる(商標法第24条)。

- i) 商標法の規定に違反した登録
- ii) 登録申請時に、第三者のものであることを知っていた、または知るべきであった者による登録
- iii) 商標登録を商いの目的とし活動している者による登録

INPI は、職権上または当事者の要請により、商標部を通じて、登録商標の無効を行政訴訟で解決する。

利害関係者は、登録商標に対し無効訴訟を提起することができる。この場合、出願人は必要な書類を提出し、手数料を支払わなければならない。その後、INPI は無効化を求められた商標の権利者に通知し、当該権利者は10 営業日以内に答弁書を提出することができる。答弁書が受理された場合、または提出期限が過ぎた場合、INPI は審理し、審決を提示する。

登録商標の無効に関する決定に対しては、通知から30 営業日以内に、連邦民事商事審判

所(Nacional de Apelaciones en lo Civil y Comercial Federal)への直接控訴によってのみ不服を申立てることができ、INPI はこれを公表する。

訴訟費用が支払われると、被告に通知され、連邦民事商事審判所は主に行政手続のファイルに記載された証拠をもとに解決する。

⑤ 悪意の商標

悪意の商標は前述商標法第 24 条 ii) の場合として、登録の無効を訴えることができる。手続は前述のとおり。

(5) 著作権に関する法律の概要

著作権は、次の法律に規定されている。

- ・ 知的財産法(No.11,723) (Ley No. 11.723- Regimen Legal de Propiedad Intelectual) (以下、著作権の章では「法」)により規定されている。

著作権者は以下のとおり(法第 4 条)。

- i) 著作物の作者
- ii) 著作者の相続人または後継者
- iii) 著作者の許可を得て、新しい知的作品への翻訳、再構成、翻案、または修正を行う者
- iv) コンピュータプログラムを開発するために雇用された個人または法人が、別段の定めがない限り職務遂行のためにコンピュータプログラムを作成した場合

科学的、文学的および芸術的著作物が法によって保護される。科学的、文学的、芸術的著作物とはあらゆる種類および長さの著作物であり、コンピュータプログラムのソースおよびオブジェクト、データその他の資料の編集物、演劇的著作物、作曲された音楽、ミュージカル、映画、振付け、パントマイム、デッサン、絵画、彫刻、建築作品、商業または産業に適用される芸術または科学のモデルおよび作品、形態、計画および地図、プラスチック、写真、版画およびレコードを含む(法第 1 条)。要するに、複製手順に関係なく全ての科学的、文学的、芸術的または道徳(政治)的な作品をいう。

著作権の有効性は、対象となる作品の種類によって異なる。原則は、著作権は、生涯にわたって著作者に生じ、著作者が死亡した翌年の 1 月 1 日から最長 70 年間、その相続人または所有権の承継人に生じる(法第 5 条)。

レコードに収められた演奏に対する著作権は、公開の翌年の 1 月 1 日から 70 年間、その演者に生じる。同様に、レコードの著作権は、レコードの製作者またはその権利継承者に、その発表の翌年の 1 月 1 日から 70 年間帰属する。法に規定された保護期間が経過せずにパブリックドメインとなったレコードおよび演奏は、残りの期間は自動的に著作権保護の対象に戻り、第三者はパブリックドメインであった期間中に行っていたあらゆる形態の使用を中止しなければならない(法第 5 条の 2)。

写真作品の場合、著作権の存続期間は、最初の出版の日から 20 年である。映画作品の場合、著作権の存続期間は最後の共同作成者の死から 50 年となる(法第 34 条)。

① 著作権侵害

侵害事例は以下のとおりである(法第 71 条から第 73 条)。

- i) 未発表または発表済みの著作物を、その著作者または権利継承者の許諾を得ずに、いかなる手段または方法で、出版、販売または複製すること
- ii) 著作物を偽造し、すでに出版された著作物の版であるかのように理解させ、この目的のために許可された出版者の名前を偽って表示すること
- iii) 著作者の名前やタイトルを削除・変更したり、文章を不正に変更したりして、著作物を編集・販売・複製すること
- iv) 正規に認可された最大数より多くのコピーを発行または複製すること
- v) 製作者またはそのライセンシーの書面による許可なく、営利目的でレコードを複製すること
- vi) 営利目的で、レコードやその他の素材のレンタルを通じて不正な複製を助長すること
- vii) 第三者から委託された無許可のコピーを有償で複製すること
- viii) 違法コピーを保管または展示している者が、正当な製作者と商業的に結びついた請求書によってその出所を証明できない場合
- ix) 違法コピーを公衆に配布する目的で輸入すること
- x) 演劇作品や文学作品の著作者やその承継者の許諾を得ずに、それらを表現し、または公に上演すること
- xi) 音楽作品の著作者やその承継者の許諾を得ずに、音楽作品を演奏し、または公に演奏した者

これらの違反行為による刑事訴訟は、告訴等または職権により行われ、非親告罪である(法第 75 条)。

② 著作権登録制度

著作権登録制度はあり、DNDA が管轄する。DNDA は、登録されたすべての著作物に対応する番号を付し、その説明、タイトル、著作者の名前、発表の日付、およびその対象となった契約やそれに関する裁判所の判決など、それらに関連する情報を回答できるよう必要な帳簿を保管しなければならない(法第 65 条から第 68 条)。

同様に、DNDA は、出版、翻訳、販売、譲渡、関与などの著作権に関する契約を、それらが参照する作品が出版されていることを条件に登録する。

登録申請手続は、登録される著作物の種類によって異なる。一般的には、著作物は、公開されている場合は「公表された著作物」として、公開されていない場合は「未公表の著作物」として保護される。

出版された著作物の登録には、手数料の支払と、作品の関連データ(タイトル、フォーマット、作品の種類、著作者、権利者)と著作物自体(登録を目的とする著作物のコピーを添付しなければならない)を記載した申請書の提示が必要となる。

未発表の作品の場合は、手数料の支払と申請書の提示が必要となるが、著作物は封印され

た封筒の中に入れられ、DNDA や第三者がアクセスできないようにする。登録の期間は 3 年間であり、3 年毎に何度でも更新することができる。更新されなかった場合は、DNDA によって破棄される。

(6) その他の模倣品対策を規定する法律

前述の法律や規定の他に、模倣品を規定するその他の法律として、アルゼンチンの商業活動における公正取引に関する政令 No.274/2019 (Decreto 274/2019 – Lealtad Comercial) (以下、本章では「政令」という)がある。政令では、不当な模倣行為(商品やサービスの出所に関する混乱を生じさせたり、他人の評判や努力を悪用したりする場合に、商品やサービスの模倣または不公平な商業活動として理解される)を定義し、不公正な競争行為は、欺瞞行為(すなわち、存在または性質、製造または流通の態様、主要な特性、純度、混合物、使用適性、品質、数量、価格、販売または購入の条件、入手可能性、使用から期待できる結果、および一般に商品やサービスに対応する特性、利益または条件を誤認させる行為)がある場合に構成されると規定する。同様に、混同行為は、事業の起源、事業所、商品またはサービス自体に関して、それらに対応するものと異なる起源を持っていると誤認させる場合に構成されると定めている(政令第 10 条)。

この場合の保護対象は、市場参加者(1 以上の取引を行う商品やサービスの購入者と請求者)である(政令第 1 条)。

このように、不公正な競争に該当する行為は、公正取引の違反とみなされ、特に産業財産権の侵害行為は、欺瞞行為、混同行為、不当な模倣行為となり得る。この場合、民事および行政上の措置が取られる可能性がある。民事上の措置は連邦裁判所(Tribunales Federales)に、行政上の措置はアルゼンチン商務長官(Secretaría de Comercio de la República Argentina)に申し立てることができる、または職権により開始される。

3. 知的財産権侵害に対する措置の概要

(1) 行政措置

知的財産権の侵害を摘発し、制裁する権限を持つ政府機関は、税関総局と国内取引局の 2 つとなる。

① 税関総局による措置

税関総局の介入は産業財産権を侵害する可能性のある製品を摘発し、その権利者に通知し、刑事裁判所に通知することに限定されている。刑事裁判所は、調査、訴訟の開始、最終的には刑罰や罰金を定める権限を持っている。

② 国内取引局による措置

国内取引局は、不正競争の疑いのある行為という点において、職権上または不服申立てを受けた後に、これを調査し、事案として扱う。申立人と被告人の両方が、本事案の当事者とみなされる。この手続では、行政上の決定が出される前に、各当事者が自分の主張を提示し、適切と思われるものを証明することができる。当該事案の審決は、その後、連邦裁判所に上訴すること

ができる。

国内取引局の権限として、以下のような制裁を課す可能性がある。

- i) 警告
- ii) 1UM³(約 0.53 米ドル⁴)から最大 10,000,000 UM(約 5,382,593.45 米ドル⁵)までの罰金
- iii) 事業所の閉鎖
- iv) 譲歩、特権、特別な税金や信用制度の喪失
- v) アルゼンチンのサプライヤー登録簿での停止

当該措置について、不正競争行為を行った企業に罰金を課した不服申立や職権上の措置の事例があるが、正確な件数を示す統計はない。

再犯者に対する厳罰化の規定は存在する。制裁を受けた後、3 年以内に同種の違反について制裁対象となる場合、2 回目の制裁は 1 回目より軽い内容となつてはならないと規定されている(商業活動における公正取引に関する政令第 59 条)。

なお、当該措置の対象となった不正競争行為に関連する模倣品の処分方法に関する規定は存在しない。

当該措置のメリットは、通常、より短い期間で行政措置の実施に至り、申立人にとっても低コストであることである。一方、デメリットは、公正取引制度の主な目的が知的財産権の権利者ではなく市場を保護することであるため、偽造品や知的財産権の一般的な侵害を防止することを特に目的とした措置ではないことである。

(2) 刑事措置

知的財産権の侵害に対する刑事訴訟は、職権により、または公私を問わずあらゆる人の申立てにより開始する。刑事手続は、裁判所の裁判官(Juez del Tribunal)が担当し、検察官、最終的に原告となることに決定した当事者の支援による審理段階で構成される。裁判官が、犯罪が行われ、正当化の理由がないと判断した場合、事件は口頭刑事裁判所(Tribunal Oral Penal)に送られ、当事者を召喚して口頭審理を行い、それぞれが用意する証拠を提出し、被告人の供述を受け取るための審理が指定され、一定の証拠(証人の陳述書がある場合はそれも含む)を提出し、その後判決が下される。判決に対しては、高等裁判所に上訴できる。

実際に、特に衣料品や靴のブランドの偽造品、医薬品、タバコ製品などに対しては、刑事上の措置がとられているが、これらのケースについて、アルゼンチンで採用された刑事措置の数に関する統計はない。

再犯者に対する厳罰化の規定として、知的財産権の問題について、特定の再犯の場合に厳罰化する特別な規定はないが、刑事事件では、裁判所が犯罪の刑罰を定める際に対象者の再犯を

³ Unidad Móvil の略。消費者物価指数等を考慮し定められる経済単位。2021 年度は IUM=55.29 アルゼンチンペソ。

⁴ 102.72 アルゼンチンペソ/米ドルで計算。

⁵ 2021 年度は 552,900,000.00 アルゼンチンペソ。102.72 アルゼンチンペソ/米ドルで計算。

考慮する。

処分した模倣品の処分方法に関する規定としては、さまざまな知的財産権を保護するためのさまざまな法律や規制によって、製品の偽造があった場合にどのような措置が取られるかを定められている。一般的には、偽造製品の破壊である。

刑事措置のメリットとしては、ほとんどの場合、製造面でも販売面でもかなりの規模の模倣品などの犯罪に対処するのに有効であり、まさにその規模と量から、検察官や治安部隊の支援が必要となる場合がある。一方、刑事措置のデメリットとしては、これらの手続きにはかなりの時間がかかること、知的財産権者が刑事手続の当事者とみなされるためには原告とみなされることを要求しなければならないこと、そして多くの場合、犯罪者への処罰はかなり低く、関係者やその他の人々の再犯が発生する可能性があることである。

(3) 民事措置

知的財産権や産業財産権を規定する各法律では、権利者が第三者による不正使用を排除し、生じた損害を救済するためにどのような手続をとるべきかが規定されている。

一般的に、最も一般的な民事措置は、特許、実用新案、意匠、商標に関する侵害の場合、連邦裁判所(Tribunales Federales)、とりわけ連邦民事・商事裁判所(Justicia Civil y Comercial Federal))で、著作権侵害の場合、普通民事裁判所(Justicia Civil Ordinaria)で処理される使用停止の訴訟である。

手続は、訴状を提出して証拠を提出する機会と、被告がこれに応答し自身の証拠を提出する機会とで構成される予備段階がある。この予備段階が終了すると、裁判所は当事者を召喚して和解に達するように試み、和解に達しない場合は、同じ審理において、次の証拠段階でどの証拠を提出するかが決定され、これが開始される。

証拠段階では、当事者が予備段階で提示した証拠を作成し、提出する。

すべての証拠が提出されると、裁判官が判決を下すが、その前に、各当事者が弁論または最終弁論を行う場合がある。

第一審の裁判官が下した判決に対し、控訴裁判所(Cámara de Apelaciones)に上訴することができる。

違反行為が発生し、法的措置が開始された司法管轄区によっては、事前に、当事者が合意に達するために出席しなければならない調停が行われる場合がある。この段階を経て、侵害された知的財産権者は、法的措置を開始することができる。

同様に、共同または個別に、権利者は、使用停止の訴えを処理している間に、即時かつ予防的な使用停止を得るための予防措置の発動を要求することができる。同様に、実質的な訴訟(例えば、侵害品のコピーや侵害品の在庫の押収)に必要な証拠を事前に構成するために、予防措置を請求することができる。

実際には、民事上の措置は頻繁に取られているが、その件数を公的に統計したものはない。

再犯者に対する厳罰化の規定はないが、裁判所は、生じた損害の賠償措置を確定する際に、こ

うした状況を考慮する権限を持っている。

商標の場合、模倣品の処分方法に関して、商標権者が商標権侵害となる商品の没収や破壊を要求することができ、裁判において侵害行為を行った者が敗訴した場合には、裁判官はこれらを命じることができる旨規定されている(商標法 34 条)。

民事措置のメリットは、知的財産権の存在とその権利の侵害が確認されれば、違反者側の不正行為の有無にかかわらず、裁判所は通常、商標権者に有利な判決を下すことである(犯罪者を有罪にするためには、このような状況の立証が必要となる刑事手続とは異なる)。一方で、特に特許の分野で、特許権を取得するまでのプロセスが非常に広範であり(特に製薬や化学工業の分野)、特許権が付与されるまでの間、裁判所が無許可の第三者による発明の使用を理由とする侵害請求を認めない可能性が高いというデメリットがある。また、第一審の判決を得るまでに 3、4 年ばかり、さらに当事者が控訴する場合には 1 年以上の期間が必要となるため、すべての事案において手続が非常に広範囲に及ぶこともデメリットと言える。

(4) 水際措置

税関総局は、知的財産権の侵害に対する港湾や空港での保護措置を実施する責任を負う機関である。税関法 (Ley N° 22.415, Código Aduanero) 第 46 条および公共歳入連邦管理庁 (Administración Federal de Ingresos Públicos) の一般決議「偽造商標または海賊版の商品の貿易管理手順」(Resolución General No. 2216/2007 “Procedimiento de control de mercaderías con marca de fábrica o de comercio falsificada. Sistema de Asientos de Alerta. Su implementación”(改正を含む))では、商標権者と著作権者がそれぞれの権利を税関に登録することができる「早期警告」制度(Sistema de Asientos de Alerta)が確立された。

これにより、商標や著作権が登録されるとともに、輸出入を行う権限を持つ者が特定され、商品の輸出入申告に必要な識別コードが付与される。

当該システムによって権限のない者による輸出入が検知された場合、税関総局は登録された権利者に通知し、当該権利者は 1 営業日以内にそれが正規品か偽造品かを確認することができる(一般決議第 4571/2019 号、偽造商標または海賊版の商品 (Resolución General 4571/2019 Mercaderías con marca de fábrica o de comercio falsificadas o copias piratas) 第 2 条)。商標権侵害の場合、権利者の申告がなくとも、税関総局は税関制度に対応する行政・法的措置を開始する(特に、刑事司法に介入するために刑事告訴が開始・提起される)。しかしながら、商標権者が出現し、原告となることは、手続を円滑に進め、当事者とみなされる可能性があるため推奨される。

そして、この制度は、輸出入の両方の場合、およびトランジットの場合にも適用される。

留置・検査された商品が事実上偽装されていた場合、その保管費用は輸出入通関を行った者の負担となる。

水際措置を管轄する機関は税関総局で、必要な調査を実施するために、国境、港、空港で活動する権限を持つ治安部隊の協力を得ている。

水際措置の現状として、国境保護策は採用されているが、件数に関する公式な統計はない。ま

た、前述の早期警告制度に知的財産権を登録する場合は、税関総局と権利者の協力体制は機能する。

商業目的でなく、個人で使用するために、知的財産権侵害品を個人輸入した場合も、差し止めることができる。知的財産権の侵害が構成されるためには、商品の輸入が商業目的である必要はない。

税関で差し止めた物品の廃棄手段については、侵害されている権利に応じて一般的な規則が適用される。一般的には、没収または差し押さえとそれに続く破壊の措置がとられる。

並行輸入規制はなく、偽造品の輸出入を目的としている場合や知的財産権を侵害している場合にのみ制限が適用される。

水際措置のメリットは、侵害商品が出入国する前に発見され、商標権者や著作権者の介入に関わらず、税関総局が刑事司法に介入しなければならないことである。一方、デメリットは、規制と前述の早期警告制度にもかかわらず、アルゼンチンには複数の国境、港、アクセスポイントがあり、税関総局または治安部隊の人員不足から、多数の模倣品が最終目的地または通過目的地として入国し、留置または検査されないことである。

(5) 鑑定制度

知的財産権侵害の鑑定制度はない。

4. インターネット上の模倣品

インターネット上の模倣品の取り扱いに関する特定の法律や規制はないが、すべての産業財産権法および知的財産権法が適用され、また、商業活動における公正取引制度や、民商法(Código Civil y Comercial de la Nación)の規制も適用される。

また、インターネット・サービス・プロバイダー(ISP)の責任を規定した法律はない。

インターネット上の模倣品を取り締まる機関は、オフラインでの模倣品対策を行う機関と同じである。

国内でシェアの大きい電子商取引サイトは、メルカドリブレ(Mercado Libre)、OLX、ティエンダヌベ(Tienda Nube)や他の同様のプラットフォームを利用したバーチャルストアがある。

いずれのサイトも知的財産権を保護する旨のポリシー⁶を持っており、知的財産権を侵害している掲載品を権利者が通報できるような措置がとられている。

前述 3 つの電子商取引ウェブサイトでの掲載品の削除申請方法としては、一般的に、侵害に対する苦情を、電子商取引ウェブサイト内、あるいは電子メールを送信することで行う必要がある。こ

⁶ メルカドリブレ: https://www.mercadolibre.com.ar/ayuda/Soy-titular-de-derecho_2838
OLX: <https://help.olx.com.ar/hc/es-419/articles/209280286-Condicion-de-Uso>
ティエンダヌベ: <https://www.tiendanube.com/terminos-de-uso>
(いずれも 2022 年 2 月 28 日)

れが実現不能な場合は、民事訴訟または刑事訴訟に訴える必要がある。

5. その他

本稿に記した以外に、特筆すべきことはない。

6. 模倣品の実態および流通ルート

(1) 模倣品の実態

市場では、電気・電子製品、自動車部品、衣類、履物、スポーツ用品の模倣品が見つかる。商品の種類に応じて、さまざまな市場や店舗で見つけることができる。例えば、サラディータ(Saladita)のように模倣品が多く出回る大規模な市もある。同様に、特にブエノスアイレス市には、スポーツウェアや靴、衣料品全般などの模倣品が売られている多目的店もある。

模倣品の製造場所は不明である。それらの多くは中華人民共和国産の輸入品であるが、アルゼンチン国内で製造している可能性もある。

(2) 模倣品の流通ルート

模倣品の流通ルートは不明である。

II. ウルグアイ東方共和国

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関

- i) 工業エネルギー鉱省-ウルグアイ産業財産権局 (Ministerio de Industria, Energía y minería- Dirección Nacional de la Propiedad Industrial)
 - ・ 商標部門 (Área de Signos Distintivos)
商標の登録を担当する行政機関。異議申立、取消、無効審判などの手続も行う。
 - ・ 特許部門 (Área de Patentes y Tecnología)
特許、実用新案、意匠の登録を担当する行政機関。異議申立、取消、無効審判などの手続も行う。
 - ii) 教育文化省-ウルグアイ図書館総局 (Ministerio de Educación y Cultura – Dirección General de la Biblioteca Nacional)
著作権の登録を担当する行政機関。
 - iii) 刑事裁判所 (Juzgados Penales)
様々な性質の訴追された犯罪の審理を担当する司法機関。
 - iv) 民事裁判所 (Juzgado Civil y Comercial)
損害賠償請求、使用停止請求などを含む様々な性質の民事訴訟の審理を担当する司法機関。
 - v) ウルグアイ税関 (Dirección Nacional de Aduanas)
製品の国への出入国を管理する行政機関。
 - vii) ウルグアイ検察庁 (Fiscalía General de la Nación)
知的財産権侵害について告訴された場合、犯罪捜査の指揮を担い、被告人の有罪判決を取得し被害者を保護する任務を負う補助的機関。
 - viii) ウルグアイ警察 (Policía Nacional de Uruguay)
知的財産権侵害について告訴された場合に、検察の要請を受け、調査等を行う補助的機関
- 税関が摘発を行う機関となるが、特定の期間に行われた手続きの統計情報は保有していない。

2. 法律の概要

(1) 特許に関する法律の概要

特許は、以下の法令に規定されている。

- ・ 第 17,164 号特許法 (Ley N° 17.164 del 2 de septiembre de 1999, Propiedad Industrial- Ley de Patentes) (以下、特許の章では「法」)
- ・ 規則第 11/000 号 (Decreto N° 11/000 de 13 de enero de 2000, Procedimiento de Solicitud de Patente de Invención) (以下、特許の章では「規則」)

新しい製品またはプロセスの発明であって、発明的段階を含み、産業上の応用が可能なものは、特許を受けることができる(法第 8 条)。

一方、以下のものは、発明とみなされない(法第 13 条)。

- i) 発見、科学理論、数学的手法
- ii) 植物、動物(微生物を除く)、および植物または動物の生産のための本質的に生物学的なプロセス(非生物学的または微生物学的なプロセスを除く)
- iii) スキーム、計画、ゲームをするためのルール、ビジネス、会計、金融、教育、宣伝、宝くじ、課税の原理や方法
- iv) 文学作品、芸術作品、その他の美的創作物、および科学作品
- v) コンピュータプログラムを単独で考えた場合
- vi) 情報を再生するための様々な方法
- vii) 自然界に存在する生物学的または遺伝的物質

また、特許を取得できないものについて以下のものが挙げられる(法第 14 条)。

- i) 人や動物を治療するための診断、治療、手術方法
- ii) 公序良俗、公衆衛生、国民の食料供給、安全、環境に反する発明

そして、特許の存続期間は出願日から 20 年間であり、延長はできず、各年金に対応する手数料を適時に支払うことを条件とする(法第 21 条)。

なお、ウルグアイは PCT に加盟していない。

① 出願から登録までの手続

手続は、以下のとおり

i) 出願

出願には、以下の情報や書類が含まれている必要がある(法第 22 条)。

- ・ 出願人の氏名、住所
- ・ 発明者(出願人と異なる場合)の氏名、住所
- ・ 出願する特許の分類クラス
- ・ 発明の名称
- ・ 発明の詳細
- ・ クレーム
- ・ 出願料支払いの証明
- ・ 発明の概要(100 単語以下)
- ・ 優先出願の場合、日付、出願した国、番号
- ・ 代理人による出願の場合、委任状

出願は工業エネルギー鉱業省ウルグアイ産業財産権局に提出する。出願書類はスペイン語で提出し、原本がスペイン語以外の場合は、ウルグアイの公認翻訳者(Traductores Públicos)⁷による翻訳が必要となる。

⁷ 翻訳者としての高等教育を受けた翻訳の専門家。共和国大学の法学部にコースが設けられており翻訳家の学位(Traductorado)を有する者、あるいはモンテビデオ大学人文教育学部の翻訳家学士(Licenciatura en Traducción)を有する者となる。

ii) 方式審査

方式審査にて、前述第 22 条に記載された出願の要件を満たしているか審査する。

要件を満たしていない場合、出願人の氏名、対象物を明確に特定する特許の詳細およびクレームが含まれている場合には、第 22 条の要件に準拠するための期間として 30 日が付与される。期間内に要件が満たされた場合、出願日を維持したまま手続きが進められるが、期間内に前述の要件を満たさなかった場合は、出願を放棄したとみなされる(法第 23 条、規則第 9 条)。

iii) 出願公開

出願の受理日の翌日または優先日の翌日から 18 か月経過後に、出願が公開される。公開手数料の支払いは、出願と同時にを行うか、または出願日もしくは優先権主張(該当する場合)から 18 か月以内に行うことができる。

iv) 異議申立

特許の公開日から 60 日間は、第三者からの異議申立が可能な期間となる(規則第 11 条)。

v) 実体審査

実体審査は手数料の支払い後に行われる。公開日から 120 日以内に手数料が支払われない場合、出願は放棄されたものとみなされる。実体審査では、審査官は、登録可能性と既存の特許を審査する。実体審査に関するすべての異議申立ては 1 つの報告書にまとめられ、出願人に通知され 90 日の答弁書を提出する機会が与えられる。出願人は、1 度だけ、この期間を最大 90 日延長することを要請できる(規則第 12 条、第 13 条)。

vi) 査定

審査後、拒絶する理由がなければ、特許が付与される。

特許登録が許可されると、登録証発行に対応する料金を支払わなければならない。年金は特許付与後に支払うことになる。

② 拒絶査定への対応

特許出願が拒絶された場合、出願人は工業エネルギー鉱業省ウルグアイ産業財産権局の決定を取り消す取消訴訟を提起するための 10 日(延長不可)の期間を有する。

③ 特許権侵害

第三者が許可なく行う以下の行為は侵害にあたる(法第 34 条)。

i) 製品に特許が付与されている場合

特許が付された製品を製造し、販売の申出、販売または使用し、またはその目的のために輸入し、または在庫を持つこと。

ii) プロセスに対して特許が付与されている場合

特許が付されたプロセスの利用、当該プロセスによって得られた製品に関して、i)に挙げられている行為を行うこと。

この犯罪は、登録された権利者の申立によってのみ起訴される、親告罪である(法第 99 条)。

④ 無効審判等

特許は、以下の場合には無効となる。

- i) 法律に定められた特許性の基準および要件に違反して付与されたものである場合
- ii) 記述が不完全または不正確で、発明の主題を定義することができなかった場合
- iii) 元の出願に含まれていない事項が請求された場合

また、特許を取得する権利を持たない者に与えられた特許は無効とする。真の権利者であると主張する者は、特許が付与された日から5年以内、または発明がウルグアイで利用され始めた日から3年以内のいずれか早い方の期間に当該申立てを行うことができる(法第44条、第45条)。

特許登録の無効化には、全ての証拠を添付しなければならない(規則第17条)。このような無効の申請は、特許権者に通知され、特許権者は30日以内に答弁書を提出しなければならない。両当事者には、審査官が事案を検討して審決を下す前に、主張をするために10営業日の期間が与えられる。特許登録を無効にする審決は、この無効の訴えによってなされる。

(2) 実用新案に関する法律の概要

実用新案は、以下に規定されている。

- ・ 第17,164号特許法(以下、実用新案の章では「法」)
- ・ 規則第No.11/000号(以下、実用新案の章では「規則」)

保護の対象となる実用新案は、既知の工具、作業器具、用具、装置、器具、その他の物に取得された、または組み込まれた新しい配列または形態であって、改良された使用、意図された操作のより良いパフォーマンス、またはそれらの使用または製造を目的とした他の利益をもたらすものである(法第81条)。

一方、以下のものは、実用新案では保護されない(法第83条)。

- i) 物体の形状、寸法、サイズ、素材の変更で、その特性や機能を変えないもの
- ii) 既に同等と認められている他の要素との単純な置換
- iii) プロセス
- iv) 本法に基づいて特許保護から除外された事項

実用新案は、当該出願の日から10年間、付与される。実用新案の保護期間は、一度だけ5年間延長することができる。延長申請は、期間満了前の180日以内に提出しなければならない。期間満了後180日以内に提出することもできるが、その場合は対応する料金の50%の追加料金が発生する(法第84条)。

① 出願から登録までの手続

実用新案の登録についても特許と同様に工業エネルギー鉱業省ウルグアイ産業財産権局に対して行う。手続の流れは以下のとおり。

- i) 出願

出願には、以下の情報や書類が含まれている必要がある(法第22条、第85条)。

- ・ 出願人の氏名、住所
- ・ 考案者(出願人と異なる場合)の氏名、住所
- ・ 考案の名称
- ・ 考案の詳細
- ・ クレーム
- ・ 出願料支払いの証明
- ・ 考案の概要(100 単語以下)
- ・ 優先出願の場合、日付、出願した国、番号
- ・ 代理人による出願の場合、委任状

出願は工業エネルギー鉱業省ウルグアイ産業財産権局に提出する。出願書類はスペイン語で提出し、原本がスペイン語以外の場合は、ウルグアイの公認翻訳者による翻訳が必要となる。

ii) 方式審査

出願がなされると、方式審査が行われる。書類に関するすべての要件を満たしていない場合でも、出願人の氏名、対象物を明確に特定する特許の詳細、1 つ以上のクレームが含まれていれば、出願人はこれらの要件に準拠するために 30 日の期間が与えられる。出願人が期限内に手続きを行えば、出願は最初の出願日を維持し、そうでなければ放棄されたものとみなされる。前述の最低条件が満たされていない出願は、それ以上の処理なしに却下される(法第 23 条、第 85 条、規則第 9 条、第 28 条)。

iii) 出願公開

受理日の翌日または優先日の翌日から 18 か月経過後に、出願が公開される。出願公開のためには、出願人は期間満了前に対応する料金を支払わなければならない。そうでない場合は、出願は放棄されたものとみなされる。

iv) 異議申立

異議のある者は、公開の日から 60 日以内に申し立てなければならない(規則第 11 条、第 28 条)。

v) 実体審査

出願の審査は、対応する手数料の支払い後に開始される。実体審査料が支払われないまま公開から 120 日が経過すると、出願は放棄されたものとみなされる。第三者や審査官が異議を唱えた場合、出願人に通知され、90 日の答弁書を提出する機会が与えられる。出願人は、1 度だけこの期間を最大 90 日延長することを申請できる(規則第 12 条、第 13 条、第 28 条)。

vi) 査定

その後、出願内容が検討され、出願を許可または却下について決定される。

② 拒絶査定への対応

実用新案登録出願が拒絶された場合、出願人は工業エネルギー鉱業省ウルグアイ産業財

産権局の決定を取り消す取消訴訟を提起するための 10 日 (延長不可) の期間を有する。

③ 実用新案権侵害

実用新案が登録された製品を製造し、販売の申出、販売、使用、またはその目的のために輸入または在庫を持つことが侵害を構成する (法第 34 条、第 85 条)。

そして、この犯罪は、登録された権利者の申立によってのみ起訴される親告罪である (法第 99 条)。

④ 無効審判等

実用新案登録の無効の訴えには、全ての証拠を添付しなければならない (規則 17 条、第 28 条)。この無効の訴えは、実用新案権者に通知され、実用新案権者は 30 日以内に答弁書を提出しなければならない。両当事者には、審査官が事案を検討し、決定を行うまでに、それぞれ主張するための 10 営業日の期間が与えられる。実用新案登録を無効とする審決は、この無効の訴えによってなされる。

(3) 意匠に関する法律の概要

意匠は、以下に規定されている。

- ・ 第 17.164 号特許法 (以下、意匠の章では「法」)
- ・ 規則第 11/000 号 (以下、意匠の章では「規則」)

意匠として保護されるものは、工業製品や工芸品に組み込まれたり適用されたりしたときに、その製品に特別な外観を与えるような装飾的な性質を持つ独創的な創作物とされる。また、装飾的な性質は、特に、形状、線、輪郭、構成、色、質感、または素材に起因するものとする (法第 86 条)。

一方、以下のものは意匠権保護の対象とはならない (法第 89 条)。

- i) ウルグアイで先に出願された意匠、または公開されていることを条件にそれ以前に優先権を有する意匠、および出願日または優先権を有する日より前に、その内容が公開されているか、または公開、記述、利用、販売、使用、その他の手段によっていかなる場所でも公衆にアクセス可能な状態になっている意匠
- ii) オリジナルの形状や外観を持たず、従来の意匠と比較してわずかな違いしかない意匠
- iii) 基本的に技術的効果を目的とした、または技術的性質の要件や製品により実行される機能に起因する形状の意匠
- iv) 特別に定義された形状を持たない意匠
- v) 既知の意匠の色を変更するだけの意匠
- vi) 芸術作品を含む意匠
- vii) 公序良俗に反する意匠

そして、意匠権の存続期間は、出願日から 10 年である。当該期間は、一度に限り 5 年間延長することができる。延長申請は、満了前の 180 日以内、または満了後の 180 日以内に提出し、対応する追加料金を支払う必要がある (法第 97 条)。

なお、ウルグアイはハーグ協定に加盟していない。

① 出願から登録までの手続

意匠の登録についても、特許および実用新案と同様に工業エネルギー鉱業省ウルグアイ国立産業財産権局に対して行う。

手続の流れは以下のとおり。

i) 出願

意匠の出願は、法第 22 条(特許の章参照)に規定された要件を満たすものとするが、次のように修正する(法第 92 条、第 98 条)。

- ・ 意匠の性質上、この要件が適切でない場合には、詳細およびクレームを省略することができる。
- ・ 意匠の明確、包括的かつ正確なアイデアを提供するために、意匠のグラフィック表現または写真を添付しなければならない。
- ・ 法第 23 条(特許の項目参照)に規定された最低要件は、出願の識別情報とデザインのグラフィック表現または写真からなるものとする。

ii) 方式審査

方式審査において、必要な提出書類の要件を満たしていないが、出願人の氏名、デザインのグラフィック表現または写真が含まれている場合は、必要な提出書類の要件に準拠するための期間として 30 日が付与される(規則第 9 条、第 29 条、第 33 条)。定められた期間内に要件が適切に満たされた場合、出願は、最初の出願日を維持して手続きが進められるが、期間内に前述の要件を満たさなかった場合は、出願を放棄したとみなされる。

iii) 出願公開

意匠の出願は、方式審査が完了した後、出願日の翌日または優先日の翌日(該当する場合)から 12 か月が経過した後に、産業財産権公報に掲載される(法第 93 条、第 94 条)。

iv) 異議申立・実体審査

利害関係者または職権により、公開日から 30 日以内に、保護の付与に必要な条件または要件を満たしていないことを理由に、異議申立をすることができる(法第 95 条、規則第 31 条)。第三者による異議申立の提出は、提出者に手続の当事者としての地位を与えるものではない。すべての異議は、1 つの報告書にまとめられて、出願人に通知され、これに応答するために 30 日間が付与される(規則第 32 条)。

v) 査定

異議申立がなかった場合、または異議申立が却下された場合には、本法令に定められた正式な要件を満たすことを条件に、意匠権が付与され、権利証が発行される(法第 96 条)。

② 拒絶査定等への対応

意匠登録出願が拒絶された場合、出願人は、工業エネルギー鉱業省ウルグアイ産業財産権局の決定を取り消す取消訴訟を提起するための 10 日(延長不可)の期間を有する。

③ 意匠権侵害

意匠権者は、第三者が自己の意匠または類似の意匠を複製した意匠を付した製品を、自己の同意なしに、商業目的で製造、販売、販売の申出、使用、輸入または在庫を持つことを阻止する権利を有する(法第 88 条)。

この犯罪は、登録された権利者の申立によってのみ起訴される親告罪である(法第 99 条)。

④ 無効審判等

意匠登録の無効の訴えには、全ての証拠を添付しなければならない(規則 17 条、第 33 条)。この無効の訴えは、意匠権者に通知され、30 日以内に答弁書を提出しなければならない。両当事者には、審査官が事案を検討し、決議を行うまでに、それぞれ主張するための 10 営業日の期間が与えられる。意匠登録を無効とする審決は、この無効の訴えによってなされる。

(4) 商標に関する法律の概要

商標は、以下に規定されている。

- ・ 第 17,011 号商標法(Ley N° 17.011 del 25 de septiembre de 1998, Ley de Marcas) (以下、商標の章では「法」)
- ・ 規則第 34/999 号(Decreto N° 34/999 del 3 de febrero de 1999, Reglamentación de la Ley de Marcas) (以下、商標の章では「規則」)

以下のものが保護の対象となる。

- i) ある自然人または法人の商品および役務を他の自然人または法人の商品および役務と識別することができるあらゆる標章(法第 1 条)
- ii) 適切な技術的手段が存在することを条件とする非視覚的標章(法第 2 条)
- iii) 法に定められた条件を満たす広告宣伝用スローガン(法第 3 条)

ある自然人または法人の商品や役務を他の自然人または法人の商品や役務と識別することができる標章が登録可能であるとしていることから立体商標や色商標といった非伝統的商標も保護される。色商標については、「商品、包装、ラベルの色彩が単色の場合は登録できない。ただし、包装やラベルの色の組み合わせは、標章として使用することができる」とされている(法第 4 条第 8 号)。

そして、商標登録による保護は 10 年間存続し、商標権者またはその代理人の要求により、10 年間の更新が可能である。更新は、保護期間の満了前の 6 か月以内に申請しなければならない。ただし、期間満了日の翌日から 6 か月間の猶予期間が与えられる(法第 18 条)。

なお、ウルグアイはマドプロに加盟していない。

① 出願から登録までの手続

商標の登録についても特許等と同様に、工業エネルギー鉱業省ウルグアイ産業財産権局に対して行う。

登録までの手続は以下のとおり。

- i) 出願

出願が要件を満たしていない場合、出願人は、要件を満たすために 30 日間の期間が与

えられる(規則第 3 条)。

ii) 出願公開

出願が正式に受け付けられると、出願の抜粋は産業財産権公報に 1 回掲載される(規則第 7 条)。

iii) 方式審査

出願が公開されると、方式審査が行われる。この結果、審査官の異議が生じた場合、出願人には 10 営業日の期限が与えられ、修正又要件を満たすための補正をすることができる。修正または補正がなされない場合、その出願は放棄されたものとみなされる(規則第 8 条)。

iv) 異議申立

第三者は、出願公開から数えて 30 日以内(延長不可)に異議申立を行うことができる。

v) 実体審査

公開後、実体審査も行われる。

その結果、出願が法の規定に違反していると考えられる場合、審査官は異議を唱えることができ、出願人には 30 日以内(延長可能)の応答期間が与えられる(規則第 9 条)。

職権上の異議または利害関係を有する第三者の異議申立てが提出された場合、出願人に正式に通知され、その異議に応答するための 30 日間の期限が与えられる。利害関係者の要求に応じて、最大 15 日間の延長が認められる。

当事者の主張を裏付ける証拠が提出されるかどうかによって、審査官が事案を審査し、商標出願を許可または却下する査定を下す前に、追加の条件が付与されることがある(規則第 13 条から第 16 条)。

vi) 査定

② 拒絶査定への対応

商標出願が拒絶された場合、出願人は工業エネルギー鉱業省ウルグアイ産業財産権局の決定を取り消す取消訴訟を提起するための 10 日間(延長不可)の期間を有する。

③ 商標権侵害

以下の行為は、商標権侵害を構成し、以下のとおり罰則が規定されている。

- i) 営利目的、または損害を与えるために、他人の名義で登録簿に登録されている商標を使用、製造、偽造、粗悪品、または模倣すること。6 か月以上 3 年以下の懲役(法第 81 条)。
- ii) 他人の商標を付した偽造の商品容器に補填すること。6 か月以上 3 年以下の懲役(法第 82 条)。
- iii) 前 ii)の商標を付した商品を故意に製造し、保管し、流通し、または販売すること。3 か月以上 6 年以下の懲役(法第 83 条)。

これら犯罪行為は、登録された権利者の申立によってのみ起訴される、親告罪である(法第 86 条)。

④ 無効審判等

権利者または利害関係者は、商標出願への異議または商標登録の無効の申立をすることができる。また、使用しているが登録されていない商標の使用者は、少なくとも 1 年間平穩に公然と継続して使用していたことを証明することを条件に、自分の商標と同一または類似の商標の登録出願に異議を申し立てることができる。この場合、異議申立人は 10 日以内に商標登録を出願しなければならない。期間内に出願しない限り、異議申立は自動的に却下される。

⑤ 悪意の商標

悪意の商標については、以下のものが、無効であることを理由に、商標として登録されない。

- i) 著名な商標または商号の全部または一部の複製、模倣または翻訳を構成する記号または語句(法第 5 条第 6 項)
- ii) 不正競争の意図を示唆する言葉、標識、特徴的な要素(法第 5 条第 7 項)

利害関係者は、悪意を持ってなされた出願や登録に対して、異議申立や登録無効の訴訟を行うことができる。これら申立には根拠となる証拠を提出しなければならない。

前述の法第 5 条第 6 項および第 7 項に規定されている理由で登録無効の訴訟が提起された場合、工業エネルギー鉱業省ウルグアイ産業財産権局は当該処理を優先して行うことができる(規則第 23 条)。

法第 5 条に基づいて登録無効の訴えを提起する権利は、商標登録の付与日から 15 年で消滅する。ただし、悪意を持って登録された有名な商標の場合は、いつでも訴えを提起することができる(法第 27 条)。

(5) 著作権に関する法律の概要

著作権は、以下に規定されている。

- ・ 第 9,739 号著作権法(Ley N° 9.739 de 17 de diciembre de 1937、Ley de Derechos de Autor)(以下、著作権の章では「法」)
- ・ 第 17,616 号改正著作権法(Ley N° 17.616 de 10 de enero de 2003、Ley de Protección a la Propiedad Intelectual)(著作権および著作者隣接権法(Ley de Derecho de Autor y Derechos Conexos)として知られる))
- ・ 規則第 154/2004 号著作権および著作者隣接権法規則(Decreto N° 154 / 004 de fecha 3 de mayo de 2004、Reglamentación de la Ley sobre Derechos de Autor y Derechos Conexos))(以下、著作権の章では「規則」)。

この他、ウルグアイは、文学的および芸術的著作物の保護に関するベルヌ条約(Convenio de Berna para la Protección de Obras Literarias y Artísticas、以下、「ベルヌ条約」)、万国著作権条約、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(El Acuerdo de la OMC sobre los Aspectos de los Derechos de Propiedad Intelectual relacionados con el Comercio、以下「TRIPS 協定」)、WIPO 著作権条約に加盟している。

すべての文学的、科学的または芸術的創作物の著作者の道徳的権利は保護され、その思想、科学または芸術の創作物に対する著作者の支配権が認められる。著作権保護の対象は表現であ

り、アイデア、手順、操作方法、数学的概念そのものは対象でない。そして、以下は、創作物として保護されている(法第 5 条)。

- i) 文学作品
本、詩、物語、小説、エッセイ、研究、論文、記事、物語、年代記など
- ii) 視聴覚作品
ドキュメンタリー、映画など
- iii) 芸術作品
製図、写真、絵画、彫刻、プラスチック作品、ソフトウェア、ペンネーム、地図、図面など
- iv) 音楽作品
歌、器楽曲、音楽アルバムなど
- v) 定期刊行物
雑誌、新聞、ニュースレター、演劇、漫画、キャラクター、ゲーム、科学作品、パンフレット、写真、イラスト、振り付け作品、脚本など

著作者は著作権を生涯にわたって保持し、その相続人または受遺者は著作者の死から 70 年間著作権を保持する(法第 14 条)。

① 著作権侵害

以下は、不法な複製の事例である(法第 44 条)。

- i) 一般的な文学作品
 - ・ 著作者の許諾を得ずに、著作物を印刷、修正、複製、配布、通信、または公衆に利用可能な状態にすること
 - ・ 著作者または出版社が、両者間の契約条件に反して行った増刷
 - ・ 出版社が合意した部数よりも多くの部数を印刷すること
 - ・ 著作者の同意を得ずに、著作物を転写、翻案、編曲すること
 - ・ 著作者が許可していない削除や変更、またはその数と重要性から重大な変容となる誤植のある作品を出版すること
- ii) ドラマ、音楽、詩、映画の作品
 - ・ 著作者またはその権利継承者の許諾を得ずに、劇場や公共の場で、形式や手段を問わず、著作物を上演または複製すること
 - ・ 著作者と譲受人が合意した劇場や場所以外での上演
 - ・ 楽曲のための詞、作曲のための音楽、映画フィルムや写真記録などのための作品を、それぞれの著作者の同意なしに流用すること
 - ・ 著作者が許可していない改変や削除を伴い作品を公演すること
 - ・ 作者が特定の団体や企業に独占的な権利を与えている演劇の上演
 - ・ 著作者またはその権利継承者の許諾を得ずに、放送局またはその他の方法で図案や音を放送すること、および入場料を支払っているか否かにかかわらず、拡声器やレコードなどを用いて公共の場でそれらを流布すること

- ・ 著作者の許可を得ずに映画作品の中で音楽作品を演奏すること(当該作品内での同期化を許可したか否かを問わない)
 - iii) 彫刻、絵画、版画、その他の芸術的、科学的または技術的作品
 - ・ いかなる方法であっても、著作者の同意を得ずに肖像画を複写・複製すること。
 - ・ 依頼されたもので、本人が許可していない場合、個人を表現した肖像彫刻または写真のコピーまたは複製すること
 - ・ 作者の同意を得ずに、図面、建物正面の外観(ファサード)、建築設計をコピーまたは複製すること。
 - iv) オリジナルの隠された複製であることを前提とした翻案、アレンジまたは模倣すること
- これら犯罪行為は、登録された権利者の申立によってのみ起訴される、親告罪である(法第 51 条、第 63 条)。

② 著作権登録制度

著作権登録は教育文化省ウルグアイ図書館総局 (Ministerio de Educación y Cultura- Dirección General de la Biblioteca Nacional) が管轄する。登録申請がなされると、官報に掲載され、第三者からの異議申立がない場合は、申請日から数えて 45 日以内に登録証が発行される。

(6) その他模倣品対策を規定する法律

前述の法律や規定の他に、模倣品対策を規定する法律はない。

3. 知的財産権侵害に対する措置の概要

(1) 行政措置

ウルグアイにおいて、知的財産権侵害に対する行政措置はない。

(2) 刑事措置

特許権、商標権、著作権のいずれを侵害しているかによって、さまざまな措置がとられる。

刑事措置は刑事裁判所が管轄する。実際に刑事措置は行われているが、これらの統計情報はない。再犯者に対する規定として、犯罪の繰り返しは加重要因となり、より厳しい刑罰の適用が決定される。

また、知的財産権者にとって、刑事上の措置に特定のメリットやデメリットはない。刑事上の措置と民事上の措置は補完関係にあり、共同または個別に開始することができる。

① 特許・実用新案・意匠

特許権、実用新案権、意匠権を侵害した者は、6 か月以上 3 年以下の懲役に処せられる。(第 17,164 号特許法第 106 条)。前述のとおり、これらは親告罪である。

以下の場合、15 か月から 4 年の懲役に処せられる(第 17,164 号特許・実用新案・意匠に関する権利と義務を規定する法律第 107 条)。

- i) 関係者が特許権者またはライセンシーの従業員であった場合

- ii) 特許権者またはライセンシーから特許対象物を実施するための特別な方法についての知識を得ていた場合。

すべての場合において、侵害品とその製造に主に使用された道具は没収され、ウルグアイ産業財産権局との協議の上、処分される(第 17,164 号特許法第 106 条)。

② 商標権

営利目的、または損害を与えるために、他人の名前で登録された商標を使用、製造、偽造、粗悪化、または模倣した者は、6 か月以上 3 年以下の懲役に処せられる(商標法第 81 条)。また、他人の商標を付した偽造容器に製品を充填した者は、6 か月以上 3 年以下の懲役に処せられる(商標法第 82 条)。他人の商標を付した商品を故意に製造、在庫、配布、または販売した者は 3 か月以上 6 年以下の懲役に処せられる(商標法第 83 条)。前述のとおり、これらは親告罪であり、刑事訴訟法(Código del Proceso Penal)第 11 条等に基づき、起訴することができる(商標法第 86 条)。なお、この場合でも、損害賠償請求訴訟を起こす権利は留保される(商標法第 87 条)。

そして、これらの商標権侵害品は、それを実行するために使用された手段とともに、破壊され、または使用不能とされる。押収された侵害品は、その性質を鑑み公私の慈善団体に寄付される場合を除き、没収・廃棄される(商標法第 84 条)。

これらの他、登録商標の権利者は、自分の商標と同一または類似する未登録商標の使用を禁止するよう司法に申立てることができる(商標法第 88 条)。

犯罪行為の実行から 4 年が経過した後、または商標権者がその事実を初めて知った日から計算して 1 年が経過した後は、刑事訴訟を提起することはできない。時効期間の中断は、法の一般原則に従い決定されるものとする(商標法第 89 条)。

③ 著作権

著作権侵害については、営利目的あるいは不当な損害を与える目的でなされた侵害行為を行う者、また、著作権保護のための技術的装置等を排除、非アクティブ化、回避する装置を製造、販売、輸入、賃貸等を行う者、あるいはそのようなサービスを提供する者、著作権者の許可なく著作権者によって投稿された電子情報を変更または削除した者は 3 か月から 3 年の懲役に科される。このほか、著作物または制作物の複製物、侵害された著作物もしくは制作物の包装または梱包、およびそれらの製造に使用されたすべての物品、装置、機器の没収、破壊、またはその他の抑制手段が適用される。

(3) 民事措置

商標・特許・著作物の権利者は、それらと同一または類似する未登録の商標・特許・著作物の使用を禁止するよう司法当局に要求することができる。また、損害賠償請求も可能である。

知的財産に関する専門裁判所はないため、一般の民事事件と同じく民事裁判所が訴訟を管轄している。また、再犯者に対する厳罰化はないが、裁判官は、判決を下す際に、その事情を考慮することができる。

なお、商標権侵害においては、侵害行為の実行から4年が経過した後、または商標権者がその事実を初めて知った日から計算して1年が経過した後は、民事訴訟を提起することはできない。時効期間の中断は、法の一般原則に従い決定されるものとする(商標法第89条)。

民事措置は実際に使われているが、統計情報はない。

知的財産権者にとって、民事上の措置に特定のメリットやデメリットはない。民事上の措置と刑事上の措置は補完関係にあり、共同または個別に開始することができる。

(4) 水際措置

港や空港での保護措置は、製品の予防的留置および知的財産権者への連絡に限定されており、連絡を受けた知的財産権者は刑事訴訟を提起し、刑事手続を進めることができる。差止時に、写真、輸入者の情報、製品の数量、製品の原産地の情報を税関当局から入手できる。意匠を含むすべての知的財産権が保護措置の対象となる。当該保護措置の対象場面は輸出入のケースとランジットである。

また、担保の提供は必要ない。

水際措置を管轄する機関は、税関および刑事裁判所である。これら措置は機能しているが、摘発件数等の統計情報はない。税関当局と権利者、税関当局と警察等の連携が機能しており、税関当局は、違反行為があると推定される場合には、特定の出荷情報を提供することなく、自主的に違反行為を検査することができる。

また、侵害は、輸入量や製品の用途、輸入目的などとは無関係に認められるため、商業目的でなく、輸入者の個人使用のために、知的財産権侵害品を個人輸入した場合についても、知的財産権を侵害している当該輸入品に対して差止命令を出すことができる。

税関で差止められた侵害品については、刑事手続が終了した場合、侵害品は認可された団体によって破棄されなければならない。破棄の手順は事案ごとに検討され、裁判官によって決定される。

並行輸入については、認められる(商標法第12条)。

また、公式の税関登録制度はないが、税関当局は、知的財産権者に対し、侵害を発見するために、登録証や正規品に関する詳細な情報を提供することを奨励している。

ウルグアイ税関は、偽造品の検出、通報、押収において優れた役割を担っている。

(5) 鑑定制度

ウルグアイでは、一般的な鑑定制度はなく、知的財産権侵害の鑑定は司法手続中に事案ごとに行われる。

4. インターネット上の模倣品

インターネット上の模倣品に関連する特別の法令はなく、インターネットサービスプロバイダーの責任を規定した法律もない。

また、インターネット上の模倣品を取り締まる特定の機関は存在しない。インターネット上の知的財産権の侵害は、他の知的財産権の侵害と同様に、民事裁判所や刑事裁判所で解決される。

国内シェアの大きい電子商取引ウェブサイトは、メルカドリブレ (Mercado Libre) で、同サイトはラテンアメリカで最大のマーケットプレイスである。メルカドリブレは、知財ポリシーとして、独自のブランド保護プログラム (Brand Protection Program) を確立している⁸。

このブランド保護プログラムに登録されていれば、ウェブサイトで製品の削除を申請できる。登録のためには、知的財産権の情報や書類 (登録証) を提出する必要がある。

5. 模倣品の実態および流通ルート

(1) 模倣品の実態

市場で見つかる一般的な模倣品は、衣類、履物、スポーツ用品、玩具、化粧品である。これらの模倣品は、一般的に、モンテビデオの「アレナル・グランデ」 (“Arenal Grande”) 近辺や、主要都市の郊外で開催される青空市などにある。

一般的に、模倣品は中国で製造され、輸入される。

(2) 模倣品の流通ルート

ウルグアイの市場に流通する模倣品は、ほとんどの場合、模倣品は中国からの輸出品である。その他、中国から発送され、ウルグアイを経由しパラグアイ共和国やブラジル連邦共和国に届けられる模倣品もある。

⁸ <https://www.mercadolibre.com.ar/brandprotection/enforcement> (2022 年 2 月 28 日)
<https://www.mercadolibre.com.uy/ayuda/21844> (2022 年 2 月 28 日)

III. エクアドル共和国

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関

エクアドルの知的財産権保護を主管する機関は、エクアドル知的財産局 (Servicio Nacional de Derechos Intelectuales、以下、「SENADI」) である。このほか、知的財産権侵害については、エクアドル検察庁 (Institución Fiscalía General del Estado) - 地方特別検察局 (Fiscalías Especiales Provinciales)、および刑事裁判所、輸出入(貿易)管理については、水際措置について、エクアドル税関庁 (Servicio Nacional de Aduanas del Ecuador、以下「SENAE」) の税関監視部 (Unidad de Vigilancia Aduanera) と司法部 (Departamento Jurídico) が担っている。また、知的財産権に関わる刑事事件や押収等については、エクアドル警察 (Policía Nacional del Ecuador) が SENAE と協力してこれを行う。

i) エクアドル知的財産局 (SENADI)

知的財産保護の管轄機関。あらゆる種類の知的財産権の登録に関する情報を整理および管理し、規制、行政管理、知的財産権管理の権限を行使する。最高権威は SENADI 長官である。

ii) エクアドル検察庁 (Institución Fiscalía General del Estado) - 地方特別検察局 (Fiscalías Especiales Provinciales)

憲法の原則、権利および適正手続きの保証に従って行動する司法機能を担う組織である。手続上の捜査や犯罪捜査を実施する。最高権威は司法長官である。

iii) エクアドル国税関庁 (SENAE)

自律的で近代的な国営企業であり、効果的な管理を通じて外国貿易を促進する。最高権威は SENAE のゼネラルディレクターである。

2. 法律の概要

(1) 特許に関する法律の概要

エクアドルにおける知的財産は、以下に規定されている。

- ・ エクアドル憲法 (Constitución del Ecuador) 第 322 条および第 402 条
- ・ 知識的、創造的、革新的社会経済組織法 (Código Orgánico de la Economía Social de los Conocimientos, Creatividad e Innovación、通称、発明法 (Código de Ingenios)、以下「発明法」)
- ・ アンデス共同体委員会 (Comisión de la Comunidad Andina) 決定第 486 号 (Decisión 486、以下「決定第 486 号」)
- ・ PCT などの国際条約

製品であれプロセスであれ、新規性と進歩性があり、産業上利用可能である限り、すべての技術分野の発明に特許が付与される (決定第 486 号第 14 条および発明法第 267 条)。各要件の定義は以下のとおり。

i) 新規性

「伝統的知識は保護の対象とはならない」(発明法第 267 条)および「発明が、先端技術の中にない場合に新規と考えられる」つまり「特許出願日、または優先日の前に、書面または口頭による説明、使用、流通、またはその他の手段によって一般に公開されたもの」であってはならない(決定第 486 号第 16 条、発明法第 269 条)。

ii) 進歩性

「対応する技術的事項に通常精通している業界の人にとって、その発明が明白でなかった場合、または最新技術から明白な方法で導き出されなかった場合」(決定第 486 号第 18 条)に認められる。「さらに多大な技術的貢献がなければならない」(発明法第 271 条)。

iii) 産業上利用可能

「その対象があらゆる種類の産業(サービスを含むあらゆる生産活動)で生産または使用できる場合」(決定第 486 号第 19 条、発明法第 272 条)と考えられる。

ただし、次に該当するものは発明とは見なされない(決定第 486 号第 15 条)。

i) 発見、科学理論および数学的方法

ii) 自然界に見られる生物、自然生物学的過程、自然界の生物のゲノムまたは生殖質を含む自然界に存在し、あるいは分離可能な生物学的物質の全部または一部

iii) 文学作品、芸術作品、または著作権が保護されるその他の作品

iv) 知的活動、ゲーム、または経済的商業活動を実行するための計画、規則、および方法

v) コンピュータプログラムまたはソフトウェア自体

vi) 情報を提示する方法

このほか、発明法の規定により、次に該当するものも発明とはみなされない(発明法第 268 条)。

i) 塩、エステル、エーテル、複合体、組み合わせ、その他の誘導体を含む物質の新しい形態

ii) 多形、代謝物、純粋な形態、粒子サイズおよび異性体

iii) 既知の物質の使用または既知の方法または機械、装置の使用の用途や新しい特質

また、次に該当するものは特許性がないものとされている(決定第 486 号第 20 条)。

i) 公序良俗を鑑み禁止されうる商業活動に関する発明

ii) ヒトまたは動物の健康または生命を保護するため、または植物または環境を保護するために禁止されうる商業活動に関する発明

iii) 植物、動物、および非生物学的または非微生物学的工程ではない植物または動物の生産のための本質的な生物学的工程

iv) ヒトまたは動物の治療のための治療法または外科的手法、ならびにヒトまたは動物に対して行われる診断方法

特許は、出願日または国際出願日から 20 年間付与されるが、権利の維持には、この期間、年金を支払い続けなければならない。なお、この期間は延長・更新できない(決定第 486 号第 50 条、第 80 条、発明法第 191 条、309 条)。年金の支払いについては、出願日の属する月の末尾までに支払うか、この日を過ぎた場合には、出願日の属する月から 6 か月以内に支払う必要がある。支払いが無ければ、特許は失効する。

エクアドルは PCT に加盟済みである。

① 特許出願から登録までの手続

i) 出願前調査

必須ではないが、出願前に、先行技術調査を実施することが重要である。出願予定の特許について、既存の特許が見つからない場合は、出願を検討できる。

ii) 特許出願書類の提出

SENADI へ提出する。SENADI のシステムにおいて、申請料および 1 年目と 2 年目の年金を支払い、支払証明書を生成する。その後、技術報告書、クレーム、図面、権限等の委任 (PCT でない場合)、および委任状をシステムにアップロードできるようになる。これが行われると、システムによって手続番号と提出・入力の日付が割り当てられる。

iii) 方式審査

SENADI は 30 日以内に、要件の充足を確認する審査を実施する。要件を満たしていない場合は、出願人に補正の指示が通知される。

iv) 公開

方式審査の後、要件を満たしている場合、願書は官報に掲載され、願書と最初の 2 つのクレームが記される。なお、方式審査の終了後に、出願人が事前公開を要求しない限り、当該公開は出願から 18 か月経過後に行われる (発明法第 289 条)。

v) 異議申立

出願が公開された後、60 日間異議申立を受け付ける期間が設けられる。なお、異議申立人は、異議申立を提出するためにさらに 60 日の延長を要求できる。異議が申立てられた場合、出願人は応答する義務はないが、異議申立に対応する期間は 60 営業日設けられており、60 営業日の延長が 1 度だけ可能である。

vi) 実体審査請求

出願人は、異議申立の有無にかかわらず、公開後 6 か月以内に審査請求を行わなければならない。これを怠ると、特許出願は放棄されたこととなる。

vii) 実体審査

審査請求に基づき、出願について異議等がない場合、審査料の支払いの通知がされる。その支払い後、2 か月の審査期間が与えられ、審査官による審査が行われる。実体審査は、新規性、進歩性、産業利用可能性が審査される。

viii) 査定

最後に、登録査定となる。

手続全体は約 4～5 年を要する。現時点では、手続の管理上の遅れに起因するところが多い。なお、手続きが行われる間は常に年金を支払う必要がある。支払いを怠ると、通知なしに権利が失効する。

② 拒絶査定への対応

エクアドルでは、行政判断に対する訴えの手続きは、行政基本法 (Código Orgánico

Administrativo、以下「行政基本法」)の定めに準拠しなければならない。この場合、SENADI の拒絶査定のお知らせから 10 営業日以内に訴えを起こさなければならず、当該訴えは 1 か月以内に解決されることとなっている。

当該訴えの審議に、誤った内容の証拠が提出され、実質的な影響を及ぼす明白な事実の誤認に基づき判断が出された場合や、利害関係者が当該訴えに関与することができなかった場合に、審議の誤りを示し、かつ問題を解決できる新しい証拠が見つかった場合といった一定の条件を満たす場合には、特別再審査の手続をとることもできる。

このような手続きを尽くし、結果に納得がいかない場合は、裁判を行うことも可能であるが、およそ 5 年から 10 年を要する。

③ 特許権侵害

第三者が次の行為のいずれかを特許権者の同意なしに実行する場合、特許権侵害となる(発明法第 293 条)。

- i) 特許が製品を対象としている場合
製品の製造、販売の申し出、販売、使用、または、それらを目的とした輸入
- ii) 特許がプロセスを対象としている場合
プロセスの使用、または、そのプロセスによって製造された製品の販売の申し出、販売、使用、あるいは輸入

同様に、特許権者は、特許出願の公開日から特許が付与された日までの期間中に、発明の無許可の使用に対する損害賠償の訴訟を提起することができる(決定第 486 号第 239 条)。さらに、製造手順を対象とした特許について侵害が申し立てられた場合、侵害を訴えられた当事者は、製造に使用される手順が特許によって保護されている手順とは異なることを証明しなければならない。次に該当する場合は、他に証明されない限り、そのような製品は、特許で保護される手順を用いて製造されたと推定される(決定第 486 号第 240 条)。

- i) 特許によって保護されている手順で得られた製品が新規のものである場合
- ii) 同一の製品が製造され、特許権者が合理的努力によって実際に使用された手順を確立できない可能性が高い場合

これらに応じて、特許権者は、SENADI に、侵害行為の停止、損害賠償、侵害に起因する製品の市場からの撤退、輸出入の禁止、当該製品の所有権の移譲を命じることを要求することができる(決定第 486 号第 241 条)。

刑事にかかる権利侵害は、理論上は、非親告罪であるが、実質は、親告罪である(詳細は後述の(6)その他の模倣品対策を規定する法律を参照)。

④ 無効審判等

無効訴訟は、職権で、または利害関係者の要求に応じて行うことができる。特許を取得する権利を持たない者に特許が付与された場合は、特許が付与された日から 5 年、またはその権利を所有する者がその発明の利用について知った日から 2 年以内に提訴しなければならない。訴訟が提示されると、当事者は各々の主張と証拠を通知から 2 か月以内に提示するように通知され

る。いずれの当事者も期間満了前に、2 か月の延長を要求することができる。この期間が経過すると、無効性の審議が行われ、結果が通知される。

(2) 実用新案に関する法律の概要

エクアドルにおける実用新案は以下に規定される。

- ・ エクアドル憲法第 322 条および第 402 条
- ・ 発明法
- ・ 決定第 486 号

実用新案は、人工物、道具、装置、メカニズム、その他の物体、またはそれらの一部の新しい形式、構成、または要素の配置であり、これにより、以前にはなかった実用性、利点、または技術的効果を提供しまたは具体化するような物体の、より良いあるいは異なる操作、使用、または製造が可能になるものである場合に保護される(発明法第 321 条)。権利存続期間は 10 年間であり、延長や更新はできない(発明法第 325 条)。なお、エクアドルでは、年間約 8～10 件の実用新案の出願があり、2～3 年の審査期間を経て、約 50%が却下され、残りの 50%が登録される傾向にある。

①出願から登録までの手続

登録手続と審査過程は、特許の場合と同様であり、前述の(1)①で説明したとおりとなるが、それぞれに規定される期間は半分に短縮される。ただし、公開は出願から 12 か月後に実施される。また、異議申立期間は 30 日であり、延長も 30 日間可能である。この場合、実体審査には 3 か月を要している。実用新案の出願から登録までには、おおよそ 2 年から 3 年の時間がかかっている。

② 拒絶査定への対応

特許の場合と同様に、エクアドルでは、行政判断に対する訴えの手続きは、行政基本法の定めに準拠しなければならない。この場合、SENADI の拒絶査定のお知らせから 10 営業日以内に訴えを起こさなければならず、当該訴えは 1 か月以内に解決されることとなっている。

当該訴えの審議に、誤った内容の証拠が提出され、実質的な影響を及ぼす明白な事実の誤認に基づき判断が出された場合や、利害関係者が当該訴えに関与することができなかった場合に、審議の誤りを示し、かつ問題を解決できる新しい証拠が見つかった場合といった一定の条件を満たす場合には、特別再審査の手続をとることもできる。

このような手続きを尽くし、結果に納得がいけない場合は、裁判を行うことも可能である。

③ 実用新案権侵害

実用新案権が登録されたものを無断で製造し、または権利者の同意を得ずに、これを販売、販売の申し出、使用し、または輸入した場合、実用新案権侵害行為となる(発明法第 293 条、第 324 条)。

実用新案権者は、SENADI に、侵害行為の停止、損害賠償、侵害に起因する製品の市場からの撤退、輸出入の禁止、当該製品の所有権の移譲を命じることを要求することができる(決定第 486 号第 241 条)

また、刑事にかかる権利侵害は、理論上は、非親告罪であるが、実質は、親告罪である(詳細は後述の(6)その他の模倣品対策を規定する法律を参照)。

④ 無効審判等

発明法第 324 条において、特許の規定を実用新案権に準用できることから、特許同様に、無効訴訟は、職権で、または利害関係者の要求に応じて行うことができる。実用新案権を取得する権利を持たない者に実用新案権が付与された場合は、実用新案権が付与された日から 5 年、またはその権利を所有する者がその発明の利用について知った日から 2 年以内に提訴しなければならない。訴訟が提示されると、当事者は各々の主張と証拠を通知から 2 か月以内に提示するように通知される。いずれの当事者も期間満了前に、2 か月の延長を要求することができる。この期間が経過すると、無効性の審議が行われ、結果が通知される。

(3) 意匠に関する法律の概要

エクアドルにおける意匠は、以下に規定される。

- ・ エクアドル憲法第 322 条および第 402 条
- ・ 発明法
- ・ 決定第 486 号。

意匠は、製品の対象や目的を変更することなく、線や色の組み合わせ、または二次元または三次元の外形、線、輪郭、構成、テクスチャ、または素材から生じる製品の特定の外観とされる(発明法第 345 条)。意匠権の有効期間は 10 年間であり、延長、更新はできない(発明法第 352 条)。

なお、エクアドルは 2007 年 11 月 15 日よりハーグ協定に加盟している。

① 出願から登録までの手続

i) 出願

SENADI の電子システムでの願書を用意し提出する。また同時に当該システムで申請料の支払証明書を生成し、これを支払う。

ii) 方式審査

支払いが完了すると、方式審査が行われる。要件を満たさない場合は、準拠するよう通知が出され、これに期限までに応答しなければならない。

iii) 異議申立

iv) 実体審査

異議申立受付期間を経て、実体審査が行われ、新規性が判断される。

v) 査定

実体審査で新規性が認められると意匠の登録査定となる(発明法第 351 条)。

各段階の所要期間は事案ごとに異なるが、一般的には手続全体に 1 年から 2 年を要する。

② 拒絶査定への対応

特許、実用新案の場合と同様に、エクアドルでは、行政判断に対する訴えの手続きは、行政基本法の定めに準拠しなければならない。この場合、SENADI の拒絶査定の通知から 10 営業

日以内に訴えを起こさなければならず、当該訴えは 1 か月以内に解決されることとなっている。

当該訴えの審議に、誤った内容の証拠が提出され、実質的な影響を及ぼす明白な事実の誤認に基づき判断が出された場合や、利害関係者が当該訴えに関与することができなかった場合に、審議の誤りを示し、かつ問題を解決できる新しい証拠が見つかった場合といった一定の条件を満たす場合には、特別再審査の手続をとることもできる。

このような手続きを尽くし、結果に納得がいかない場合は、裁判を行うことも可能である。

なお、意匠登録の出願が拒絶査定となることは滅多になく、このような訴えが行われることも極めて稀である。

③ 意匠権侵害

意匠権者の同意を得ずに、登録意匠に関連する製品を商業目的で製造、販売、または輸入する行為は意匠権侵害に該当する(発明法第 353 条)。侵害を防止、停止する目的で、利害関係者(申立人)は SENADI に対して必要措置を講じるよう請求しなければならない。しかしながら、無効審判の場合は、SENADI は申立てがなくとも、このような措置を講じることができる。

また、刑事にかかる権利侵害は、理論上は、非親告罪であるが、実質は、親告罪である(詳細は後述の(6)その他の模倣品対策を規定する法律を参照)。

④ 無効審判等

発明法第 357 条にもとづき、無効訴訟は、職権で、または利害関係者の要求に応じて行うことができる。意匠権を取得する権利を持たない者に意匠権が付与された場合は、意匠権が付与された日から 5 年、またはその権利を所有する者がその考案の利用について知った日から 2 年以内に提訴しなければならない。訴訟が提示されると、当事者は各々の主張と証拠を通知から 2 か月以内に提示するように通知される。いずれの当事者も期間満了前に、2 か月の延長を要求することができる(発明法第 304 条から第 307 条、第 356 条)。

SENADI 職員へのヒアリングによれば、職権上の記録はないが、無効審判が行われることは非常に稀だと判断されるとのことだった。意匠権保護要件に準拠することは容易であり、そのため、無効審判が活用される場面がほとんど生じないと考えられる。

(4) 商標に関する法律の概要

エクアドルにおける商標は、以下に規定される。

- ・ エクアドル憲法第 322 条および第 402 条
- ・ 発明法
- ・ 決定第 486 号

商標権の対象は以下のとおり(発明法第 359 条)。

- ・ 言葉、あるいは言葉の組み合わせ
- ・ 絵、図形、記号、図形要素、ロゴ、モノグラム、肖像、ラベル、紋章
- ・ 音や匂い、味
- ・ 文字や数字

- ・ 外郭を伴う色または色の組み合わせ
- ・ 製品の形、製品の外装や包装
- ・ 触覚で知覚できる質感や凹凸
- ・ アニメーション、ジェスチャー、一連の動き
- ・ ホログラム
- ・ 前述の組み合わせ

以上から分かるように、エクアドルでは立体商標や色商標といった非伝統的商標も登録可能である。商標権の有効期間は商標登録の日から 10 年間であり、10 年毎に更新が可能である。なお、更新には 6 か月間の猶予期間が設けられている(決定第 486 号第 152 条、発明法第 365 条、第 366 条)。

また、エクアドルはアンデス共同体加盟国であり、商標権に関しても加盟国共通のルールが決定第 486 号において定められている。

なお、エクアドルは、マドプロには未加盟である。

① 出願から登録までの手続

i) 出願

SENADI のシステムより、願書を作成し提出することによる。システムより登録料支払証明書を生成し、銀行振込にて料金を支払う。出願が済むと、申請番号と提出日が割り当てられる。

ii) 方式審査

iii) 出願公開

願書の抜粋が官報に掲載される

iv) 異議申立

公開日から 30 日間、異議申立が受け付けられる。異議申立が為された場合は、異議の写しを添えた通知が出願人に送達され、出願人は、30 日以内に、これに応答しなければならない。

v) 実体審査

異議申立がない場合は、実体審査により、登録の可否が決定される。

異議申立があった場合、出願人の応答の後、異議の諾否が検討され、登録の可否が決定される。

vi) 査定

登録査定となると、商標権が付与される(発明法第 351 条。決定第 486 号第 138 条)。

出願から登録までの所要期間は、異議申立がない場合は、6 か月から 8 か月であり、異議申立があった場合は、1 年から 2 年を要する。

② 拒絶査定への対応

他の産業財産権と同様に、エクアドルでは、行政判断に対する訴えの手続きは、行政基本法の定めに準拠しなければならない。この場合、SENADI の拒絶査定の通知から 10 営業日以内に

訴えを起こさなければならず、当該訴えは 1 か月以内に解決されることとなっている。

当該訴えの審議に、誤った内容の証拠が提出され、実質的な影響を及ぼす明白な事実の誤認に基づき判断が出された場合や、利害関係者が当該訴えに関与することができなかった場合に、審議の誤りを示し、かつ問題を解決できる新しい証拠が見つかった場合といった一定の条件を満たす場合には、特別再審査の手続をとることもできる。

このような手続きを尽くし、結果に納得がいかない場合は、裁判を行うことも可能である。

毎月の出願数の 40%は拒絶査定となっているようである。

③ 商標権侵害

商標権侵害は簡単にまとめると、登録出願中または登録済みの商標と同一あるいは類似している場合、保護された商号と同一または類似しており、当該商号と混乱または関連を連想させる恐れがある場合、登録出願中または登録された商業スローガンと同一または類似している場合、登録が混乱や関連を連想させる恐れのある識別力のある標章と同一または類似している場合、商品または役務を保護する周知の標章の一部あるいは全体の複製、模倣、転写を構成する場合、第三者の著作権または産業財産権を侵害する標識で構成されている場合など、とりわけ、悪意を持って要求されたものや、不正競争行為を実行するために要求された場合となる(決定第 486 号第 136 条、第 137 条、および発明法第 361 条、第 362 条)。

SENADI が侵害を回避するために必要な措置を講じるには、利害関係者(申立人)による要請が必要となる。

また、刑事にかかる権利侵害は、理論上非親告罪であるが、実質は、親告罪である(詳細は後述 3. (2)刑事措置を参照)。

④ 無効審判等

商標権の無効訴訟は職権で書面をもって通知することにより、または利害関係者の要求に応じて行うことができる。訴訟が提示されると、当事者は各々の主張と証拠を 2 か月以内に提示するように通知される。いずれの当事者も期間満了前に、2 か月の延長を要求することができる。このような期間が経過すると、商標の無効性について審議され、その結果が当事者に通知される(発明法第 388 条から第 392 条)。

SENADI 職員へのヒアリングによれば、毎月 1,000 件から 1,800 件の商標出願があり、そのうち約 70%が知的財産権公報において公開されている。さらに、この 70%のうち、30%に対して異議申立がなされるとのことであった。不使用による取消訴訟や無効訴訟の請求によって、無効となる商標はおおよそ 5%から 10%である。

⑤ 悪意の商標

悪意の商標について、悪意または不公正な競争行為の場合、SENADI は、職権により、あるいは利害関係者の要請により、当該登録を拒否することができる(発明法第 362 条)、さらに、悪意によって商標が登録された場合は、無効が宣言される(発明法 467 条)。

(5) 著作権に関する法律の概要

エクアドルにおける著作権は、以下に規定される。

- ・ エクアドル憲法第 322 条および第 402 条
- ・ 発明法
- ・ 決定第 486 号
- ・ アンデス共同体委員会 (Comisión de la Comunidad Andina) 決定第 351 号 (Decisión 351、以下、「決定第 351 号」)

著作権の保護対象は以下のとおりである(発明法第 104 条)。

- i) 本、パンフレット、印刷された本、書簡、記事、小説、短編小説、詩、年代記、批評、エッセイ、手紙、演劇の脚本、映画、テレビ、講義、スピーチ、講演、説教、法的嘆願、回顧録、その他同様の性質を持つ作品で、あらゆる形式で表現されているもの
- ii) 百科事典、アンソロジー、編集物、あらゆる種類のデータベースなどの作品のコレクション(ただし、個々の知的創作物の主体を集め、あるいは編集することによって、作品、資料、情報、またはデータに存在する権利を損なうことなく、独自の知的創造物を構成するものであること。)
- iii) 演劇やミュージカル作品、振付、パントマイム、演劇作品一般
- iv) 歌詞の有無にかかわらず楽曲
- v) 映画およびその他の視聴覚作品
- vi) 彫刻や絵画、デッサン、彫版、リトグラフ、風刺画、漫画、エッセイやスケッチ、その他の美術作品
- vii) 建築および設計作業のプロジェクト、計画、モデル、およびデザイン
- viii) 地理、地形、科学一般に関連するイラスト、グラフ、地図、スケッチ、デザイン
- ix) 写真作品、および写真に類似した手順で表現された作品
- x) 応用美術作品
(ただし、その芸術的価値が、それらが組み込まれているオブジェクトの産業的特徴から切り離すことができる場合に限る。)
- xi) リミックスされた作品
(ただし、要素の組み合わせにより、独自の知的創造物を構成する場合に限る。)
- xii) ソフトウェア

著作権は、著作者が生存中および死後 70 年間存続する。延長、更新はできない(発明法第 201 条、第 203 条)。

① 著作権侵害

著作権侵害は、海賊行為、盗用、使用、流通、無許可または秘密裏の開発(発明法第 126 条)、または、ソフトウェアの違法使用(発明法第 136 条)、ソフトウェアの不正な譲渡(発明法第 138 条)、建築作品の使用における著作者の同意の未取得(発明法第 157 条)、写真の無断使用(発明法第 161 条)などが挙げられる。共有、配布、使用、利益など、すべてにおいて、侵害を

回避するには、著作者の事前承諾と正当な承認契約を締結して行う必要がある。また、刑事にかかる権利侵害は、理論上は、非親告罪であるが、実質は、親告罪である（詳細は後述の(6)その他の模倣品対策を規定する法律を参照）。

② 著作権登録制度

エクアドルではオンラインでの著作権登録制度が確立されている。SENADI のウェブサイト⁹から登録が可能である。

登録は、SENADI のシステム上で申請フォームに必要事項を記入し、著作権申請の種類に応じて料金の支払い証明書を生成する。料金を銀行振込にて支払い、SENADI 窓口に書類を提出する。申請書の提出から約 8 日程度で登録証明書が発行される。

(6) その他の模倣品対策を規定する法律

エクアドルでは、前述の法律のほか、以下の法律にも知的財産権侵害が規定されている。

- ・ 刑法(Código Orgánico Integral Penal、以下、エクアドル共和国の章において「刑法」)
- ・ 市場管理規制基本法(Ley Orgánica de Regulación y Control del Poder de Mercado、以下「市場管理法」)

刑法においては、知的財産権者の同意なしに、保護されたラベル、シール、外装、著作物、特許、デザインなどを製造、商品化、変更、占有、交換、保管といった偽造行為が侵害行為となる。例えば、営利目的で製品のラベルを張り替えたり、他のブランドの外装に模倣品を詰めたりする場合、作品を改変する、他人の作品を自分のものとして公開する、許可なく複製または伝達する、正規の販売業者の許可なしに、暗号化された衛星信号伝送プログラムまたは一般的な電気通信を復号化できるデバイス、システム、またはソフトウェアを製造または商品化するといった行為が挙げられる。(刑法第 208 条の A から第 208 条の C)

同様に、市場管理法によれば、経済効率、一般福祉、または知的財産を利用する消費者の権利を脅かす不正行為は、福祉と消費者の権利を侵害しない場合を除き、禁止および制裁される(市場管理法第 26 条)。また、知的財産権の模倣や侵害などは不正行為とされる(市場管理法第 27 条)。

以上から、特許、実用新案、意匠、商標、その他登録された製品等に関しては、次のものが保護の対象となる。

- i) 特許や実用新案として保護される製品
- ii) 特許として保護されるプロセスを使用して製造された製品
- iii) 意匠として保護される製品
- iv) 登録された植物品種、およびその繁殖または繁殖材料
- v) 登録されたレイアウト設計、そのようなレイアウト設計を組み込んだ半導体回路、またはそのような半導体回路を組み込んだ物

⁹ <https://registro.propiedadintelectual.gob.ec/solicitudes/> (2022 年 2 月 28 日)

- vi) 登録されている識別記号と同一または類似の未登録の識別記号を使用する商品または役務
- vii) 登録されている原産地呼称と同一または類似の未登録の固有の標章あるいは原産地呼称を使用する商品または役務

著作権侵害となる場合は、次のとおりである。

- i) 該当する権利制度に関する電子情報の削除または変更を含む、作品の変更または損傷
- ii) 他人の作品を、あたかも自分のものであるかのように、全体的または部分的に登録、公開、配布、伝達、または複製すること
- iii) 権利者に生じた経済的損害が、一般労働者統一基本賃金 (Salarios Básicos Unificados del Trabajador en General)¹⁰の 50 倍超となる場合であって、権利者の許可なしに、または権利者の許可よりも多くの部数で作品を複製すること
- iv) 作品またはレコードを全体的または部分的に公に伝達すること
- v) 違法な複製品やまたは権利者の承諾した数を超えた複製品を輸入、保管、販売の申し出、販売、リース、またはその他の方法で流通させ、第三者に対して利用可能にすること
- vi) レコードまたは通訳や演出家の演出を含め一般的に保護された作品を、原作品の外部的特性を模倣しているかどうかにかかわらず複製し、また同様にそのような複製物を輸入し、保管し、配布し、提供すること。販売、リース、またはその他の方法で流通させ、または第三者に対して利用可能にすること
- vii) 著作権や著作隣接権が保護されているラジオやテレビ放送、および一般に電波スペクトルを介して送信されるあらゆる信号を、いかなる手段であれ、許可なく再送信すること
(ただし、当該再送信が法令等により課せられた義務による場合を除く。)
- viii) 暗号化された衛星信号を伝送するプログラムまたは電気通信一般を解読できるデバイス、システム、またはソフトウェアを、その信号の合法的な配信者の許可なしに、製造、輸入、輸出、販売、リース、または何らかの方法で公衆に配布し、または、不正使用を防止または制限するために、権利者が作品またはサービスの使用を制御できるようにするデバイス、システム、またはソフトウェアを、何らかの方法で、回避、無効化、または抑制すること

また、混乱を招く行為、欺瞞、模倣、誹謗中傷、例え、他人の名声の悪用、企業秘密に係る違反、契約違反的態度、規範に反する行為、消費者に対する嫌がらせ、強制、背徳は、不正行為とされる。

刑事訴訟について言及すると、刑法第 208 条の C 第 1 号は、「商品またはサービスの規模、経済的価値、量、およびそれが販売される市場に与えるおそれのある影響を考慮し、管轄当局(つまり、エクアドル検察庁)は、これらの検討の結果、知的財産権侵害が商業規模で行われていると確信した場合にのみ、事実を報告する義務がある」と規定しており、理論上非親告罪と考えられるが、現実には、エクアドル検察庁に対し、侵害行為に対する措置をとるよう請求する利害関係者(申立

¹⁰ 2021 年の一般労働者統一基本賃金は 400 米ドルである。また、エクアドルでは、通貨は米ドルが使用されている。

人)が存在しなければ成立しないとされており、親告罪となる。

3. 知的財産権侵害に対する措置の概要

(1) 行政措置

エクアドルでの知的財産権侵害に対する行政措置は次のとおりであり、SENADI が担う。

i) 行政上の保護

監査、予防措置、専門家の意見、侵害に関連する情報開示請求、損害賠償などの制裁措置など(発明法第 559 条から第 574 条)

ii) 水際措置

輸出入製品の監視、知的財産権者への通知、知的財産権侵害となる製品の通関業務の停止、製品の検査、保証金または保証の構築、知的財産権侵害に対する制裁など(発明法第 575 条から第 583 条)

これは、SENAE と SENADI によって実施される。

iii) インターネット上の知的財産権の悪用

悪意をもって知的財産権を利用しようとする行為に対する行政的な保護措置(発明法第 584 条から第 588 条)

iv) 知的財産権の悪用

知的財産権の悪用を防止および抑制するための検査、監視および制裁の実施(発明法第 590 条)

v) 提訴

行政処分に対する一時的かつ可逆的な効果を伴う行政訴訟による異議申立(発明法第 597 条)

行政処分は、金銭的制裁、模倣品の排除または破壊、製品の返還、差し押さえ、没収などとなる。統計的情報はないものの、これらを担うことが SENADI の任務であり、措置が取られていることは明白である。しかしながら、人材が不足していることから、対応は遅く時間を要している。

(2) 刑事措置

知的財産権侵害に対する刑事措置は、刑法に規定される。知的財産および著作権に対する侵害という犯罪に対する罰則の告発、調査、起訴、および刑罰の適用を進めるには、次のことを考慮する必要がある。(刑法第 280 条の C)。

i) 規模、経済的価値、市場への影響、および商品やサービスの量を確認する。エクアドル国内での商流が一般労働者統一基本賃金の 50 倍超と評価されている場合、輸出入は商業的規模とみなされる。

ii) 発生した損害額を確認する。

iii) 法人の場合は、違反者の拘束と罰金のそれぞれが科せられる。

iv) 刑罰の決定においては、自然人、法人を問わず、専門家の報告に基づき、模倣品の無料

の譲渡あるいは破壊が命じられる。

- v) 商品の破壊で発生する費用は、被告人が負担する。

エクアドルでは知的財産権侵害に関する刑事訴訟は、エクアドル検察庁、特に地方特別検察局が管轄しており、手続上の捜査や犯罪捜査を行う。さらに、訴えの受付、調査、起訴および罰則の適用については、管轄の裁判所が対応する。

前述のとおり、知的財産権侵害に対する刑事措置の適用には、商業規模、経済的価値に対する損害、商品やサービスの量が非常に重要となるため、より小さな事案では、刑事措置ではなく、行政措置や民事措置によって解決されることが一般的と理解されている。しかしながら、統計的情報はないものの、刑事措置が取られていることは明白である。さらに前述の基準が小さい事案においても、行政措置と比較して少なくはあるものの、刑事措置が取られている例もある。

ただし、現在のエクアドルにおいて、知的財産権侵害に関する刑事問題を担当する公務員が十分に訓練されていないことが懸念される。

(3) 民事措置

エクアドルでは、民法(Código Civil、以下、エクアドル共和国の章において「民法」)による知的財産権保護は十分に発達していない。民法第 601 条では、簡単に「才能または創意工夫による産物は作者の所有物である。その所有物は特別法に準拠する」と言及する。

この意味で、司法手続一般基本法(Código Orgánico General de Procesos)の改正(2016 年 12 月 9 日官報公示)において、同法第 133 条に知的財産の分野における予防措置が追加された。つまり「知的財産権の侵害の発生や継続を防止するために、輸入品を含め模倣品が市場に流通することを防止するため、または侵害の申立に関連する証拠を保存するために」、民事裁判官が予防措置を命ずることができるよう、当事者はこれを請求し、または SENADI は報告しなければならない。この場合、裁判官は以下を命じることができる。

- i) 申し立てられた侵害を構成する活動の即時停止
- ii) 使用、開発、販売、販売の申し出、輸出入、複製、利用可能化、配信または配布する活動の停止
- iii) 賠償金の支払いを保証する製品、模倣品、知的財産権侵害に使用された機器、装置、手段、および複製するため使用された複製品の没収と保管

主たる訴状は、略式起訴により管轄の民事裁判所に提出しなければならない(発明法第 547 条)。なお、管轄はエクアドル司法裁判所(Corte Nacional de Justicia)の民事商事特別法廷(Sala Especializada de lo Civil y Mercantil)となる。

統計的情報はないものの、知的財産権侵害防止や侵害対策としては効果的な方法と考えられている。ただし、現実には行政措置の段階で終結することが多く、民事措置をとる事案は少ない。さらに、民事措置をとるということは、費用負担も増し、また解決までの時間も長くなることを意味する。

(4) 水際措置

水際措置は、SENAE と SENADI の協力により実施されている。つまり、SENAE は、模倣品のエクアドルへの出入りについて最初のフィルターとして機能し、同時に、そのような知的財産権の侵害は SENADI によって確認され、対処される。なお、SENAE は次の権限を有する。

- i) 形式を問わず知的財産権を侵害する製品の通関手続きを一時停止する
- ii) 知的財産権者に通告する
- iii) 対処のために適切な情報を提供する

税関はまず初めに 5 日間の中断を適用し、輸入者、知的財産権者、および SENADI に通知する。また、罰金は、およそ 600 米ドルから 56,800 米ドルが科されるおそれがある。ただ、現実には、このような水際措置を達成することは難しく、それゆえに、法改正を行い、SENAE と SENADI の協力体制が構築された。近い将来、両機関からアクセス可能なシステムとデータベースが用意される予定である。

なお、現在、エクアドルには並行輸入を規制する規定や知的財産権者の登録システムなどは存在しない。

(5) 鑑定制度

エクアドルにおいて、鑑定制度は存在しない。

4. インターネット上の模倣品

エクアドルにおいて、インターネット上の模倣品についてのみ規定する法律はなく、模倣品については、発明法の規定が適用される。また、インターネットサービスプロバイダーの責任を規定する法律もない。インターネット上の模倣品も、「模倣品」という点において、SENADI が管轄する。エクアドルにおける電子商取引市場のシェア率については不明。電子商取引ウェブサイト上の模倣品については、SENADI に行政措置を講じるよう要請することができる。

5. その他

本稿に記した以外に、特筆すべきことはない。

6. 模倣品の実態および流通ルート

(1) 模倣品の実態

エクアドルでは、衣類、医薬品、消耗品、技術製品、香水、酒類、スポーツ用品、化粧品、携帯電話や自動車部品などの模倣品が、非公式市場（ブラックマーケット）やソーシャルネットワークを含むインターネット上、露店などでみられる。製造元を正確に把握することはできないが、おそらく沿岸地域で製造されていると考えられる。また、国外からの流入を検討すると、その製造元のほとんどはコロンビア共和国と考えられる。

(2) 模倣品の流通ルート

エクアドルにおける模倣品の流通ルートは特定が難しいが、マナビ (Manabí) やグアジャス (Guayas) の港が有名である。

IV. エルサルバドル共和国

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関

特許、実用新案、意匠、著作権、商標、その他の特徴的な標章について、知的財産の登録と保護に関わる主体は以下のとおりである。

- i) エルサルバドル登録センターの知的財産登録機関(Registro de la Propiedad Intelectual de Centro Nacional de Registros de El Salvador、以下、エルサルバドル共和国の章において「登録機関」)

Centro Nacional de Registros de El Salvador は財産に対する法的安全性を確保することを目的とし、様々な登録業務を担っている。知的財産登録の分野では、Registro de la Propiedad Intelectualを通じ、特許、実用新案、意匠、著作権、商標、その他の識別標章の登録を担当し、更新、権利者や住所の更新、譲渡などの登録後の手続き、異議申立などの行政不服申立てや再審議・上告などの行政不服申立の解決、差押や商標登録無効の際に予備登録を行い、識別標章の所有権等を確認するための証明書を発行なども行う。

- ii) エルサルバドル最高裁判所(Corte Suprema de Justicia de El Salvador)
知的財産問題の専門知識および能力を有する裁判所であり、不正競争、無効訴訟、知的財産の商業的侵害、偽造品に対する国境保護措置などの知的財産紛争の解決を担当する司法権を持つ機関である。

- iii) エルサルバドル検察庁(Fiscalía General de la República de El Salvador、以下「検察庁」)
特に私有財産・知的財産犯罪検察ユニット(Unidad Fiscal Delitos de Patrimonio Privado y Propiedad Intelectual)は、サンサルバドル(San Salvador)、ソンソナテ県(Sonsonate)のアカフトラ港(Puerto Acajutla)、サンミゲル(San Miguel)、チャラテナンゴ(Chalatenango)のすべての地域検察庁に設置されている。

具体的には、私有財産・知的財産犯罪検察ユニットが、当事者の求めに応じて、著作権および関連する権利の侵害、有効な技術的手段の違反、権利管理情報の違反、特許権、実用新案権、意匠権の侵害、商業的識別標章の侵害、産業上の秘密の開示・公開、商業上の不実などの知的財産に関する犯罪について、捜査を指揮する役割を担っている。

- i) 民事・商事裁判所(Juzgados de lo Civil y Mercantil)
水際措置を管理する責任がある。商標の無効と取消、商標の不使用による無効などを扱う。
- ii) 治安裁判所(Juzgados de Paz)
検察官の請求を受け取ることを担当する。
- iii) 予審裁判所(Tribunales de Instrucción)
起訴状を受け取り、審理の段階に進むために提供されるべき証拠を受け取る責任がある。
- iv) 判決裁判所(Jueces de Sentencia)
知的財産権に関する刑事事件の証拠を評価し、懲役刑や公共事業などの仮処分の代替措置など、適用される罰則を決定する。
- ix) 税関総局(Dirección Nacional de Aduanas)

x) エルサルバドル国家文民警察(Policía Nacional Civil)

なお、司法・検察当局による知的財産権侵害の摘発件数等、公的に入手可能な統計情報はない。

2. 法律の概要

(1) 特許に関する法律の概要

特許は、以下に規定される。なお、エルサルバドルは PCT に加盟済みである。

- ・ 立法令第 604 号エルサルバドル知的財産法(1993 年 10 月 16 日施行、Ley de Propiedad Intelectual de El Salvador、以下、「知的財産法」)
- ・ PCT(エルサルバドルでは、2006 年 8 月 17 日から適用されている)
- ・ 特許協力条約の規則 (Reglamento del Tratado de Cooperación en materia de Patentes)、2020 年 7 月 1 日より発効)

保護の対象は特許性のある発明であり、以下の条件を満たす必要がある。

発明とは、製品やプロセスに関する特定の技術的問題の解決に実際に適用可能なアイデアである(知的財産法第 106 条)。

ただし、以下に該当する発明は特許の対象とはならない(知的財産法第 107 条)。

- i) 発見、科学理論、数学的手法
- ii) 広告やビジネスの計画、原理、経済的手法、純粋な精神的・知的活動に関するもの、ゲームに関するもの
- iii) 人体または動物の身体に適用される外科的、治療的、診断的治療法
(ただし、これらの治療法のいずれかを実施することを目的とした製品は除く。)
- iv) 公序良俗に反する出版物、産業上または商業上の利用
(ただし、その利用が法律または行政上の規定で禁止または制限されているという理由だけでは、発明の利用は公序良俗に反するとはみなされない。)

また、発明は、以下の条件を満たす場合に特許性が認められる。

- i) 産業上の利用が可能であること
発明は、その主題があらゆる種類の産業または生産活動において生産または使用できる場合に、産業上の利用が可能であるとみなされる(知的財産法第 112 条)。そのため、産業という表現は最も広い意味で理解されるており、特に農業、畜産、鉱業、漁業、建設、サービスも含む。
- ii) 新規性があること
発明が従来技術分野に存在しない場合に新規性が認められる(知的財産法第 113 条)。
- iii) 進歩性があること
関連する技術分野の通常の熟練者にとって、その発明が自明ではなく、関連する先行技術から明らかに導かれなかった場合、その発明は進歩性を有するとみなされる(知的財産法第 114 条)。

特許の存続期間は、出願日から数えて 20 年で、延長、更新はできない(知的財産法第 109 条)。また、特許または特許出願を有効に維持するためには、特許年金を支払う必要がある。最初の年金は、特許出願日から 2 年目の年末までに支払わなければならない。特許年金は、複数の権利の料金を前払いすることができ、所定の割増金の支払いを条件として、支払期日に加えて 6 か月間の猶予期間が与えられる。猶予期間中、特許または特許出願は有効であるが、猶予期間が終了すると、年金を支払わない場合は、自動的に特許または登録手続きが失効する(知的財産法第 108 条)。

ただし、以下の場合には、利害関係者の要求に応じて、20 年の期間は、登録機関が決定した期限より遅い日に終了する(知的財産法第 109 条の A)。

- i) 登録機関の責めに帰すべき理由により、登録機関が特許出願の日から 5 年を超えて特許登録の付与を遅らせた場合
- ii) 登録機関の責めに帰すべき理由により、実体審査請求の日から 3 年以上にわたって特許登録の許可が遅れた場合
- iii) 医薬品の販売登録を行う権限のある当局が、その責に帰すべき理由により、登録申請を行った日から 5 年を超えて登録の付与を遅らせた場合
(ただし、エルサルバドルで登録された製品の特許があり、その保護期間がまだ有効である場合にのみ適用される。)

① 出願から登録までの手続

特許登録プロセスは以下のとおりである。

- i) 出願
登録機関へ願書を提出する。以下の書類を添付しなければならない。
 - ・ 登録の出願人または権利者の法定代理人が署名した登録申請書
 - ・ 登録申請が権利者の法定代理人によって署名されている場合には、公証人により認証を受けた委任状
 - ・ クレーム、要約、図面を含む特許の全文
 - ・ 出願人が特許の発明者以外の者である場合には、出願人が特許の経済的権利を取得したことを確認するための譲渡書類
 - ・ 優先出願の場合には、優先権に関する書類
 - ・ 登録機関が設定したレートに基づく登録料の支払い証明
- ii) 予備審査(方式審査)
前述の書類が提出されると、登録機関は 30 日から 60 日の間に予備審査を行い、方式要件に適合しているかどうかを判断する(出願・登録申請書における出願人と発明者の一般情報、特許名の記載、特許の記述、請求の詳細、図面、要旨、登録料の支払い証明の確認)(知的財産法第 136 条および 137 条)。
出願が前述の書類のいずれかを欠いて提出されていた場合、登録機関は、通知の日から 60 日以内に不備を修正するよう出願人に通知する。

iii) 出願公開

出願がすべての方式要件を満たしていれば、手続の予備的許可が与えられ、エルサルバドルの官報に掲載するための許可がおりる。出願日または優先日から 18 か月後にエルサルバドル官報(Diario Oficial de El Salvador)への掲載によって公開する(知的財産法第 146 条)。この掲載は、出願人が 120 日以内に登録機関に提出しなければならない。

iv) 異議申立

出願公開から 60 日以内に、利害関係者は発明の特許性に関する情報や書類を以て異議申立を登録機関に提出することができる。

異議申立があっても、出願の処理は中断されないが、特許の実体審査が行われる際に意見書について審査される。

v) 実体審査

登録機関は、提示された出願公開の写しにより、出願人の書面による要求に応じて、発明の実体審査を決定し、出願人に対し、特許の実体審査料の支払いを通知する。出願人は、支払の通知日から 10 営業日以内にこれを支払い、支払証明を実体審査請求に添付し提出する。この実体審査料の支払通知の発行には、審査請求から 3 か月から 6 か月を要することがある。

実体審査料が支払われると、登録機関は、法律に規定された特許性の要件、明細書、クレーム、図面、要約書および発明に関する要件が満たされているかを確認する。実体審査を行うために、登録機関は、研究機関、大学の教育センター、国際機関に技術支援を求めたり、外部の専門家の意見を求めたりすることがある。

実体審査の実施期間は法律上定められていないが、現在の実務では、これに約 6 から 12 か月かかることがある。

vi) 拒絶理由通知

実体審査が実施されると、登録機関は、審査の結果を出願人に通知する。

実体審査の結果、審査官が何らかの意見や異議がある場合、登録機関は、実施された審査の結果を出願人に通知し、応答のために、審査結果の写しを求めることができる旨を知らせる。意見書および実体審査の結果の写しの要求および発行に関する所要期間は法律上定められていないが、現在の実務では、30 日から 60 日を要すると考えられている。意見書に対する出願人の応答について特定の期間は法律上定められていないが、実体審査の意見書の発行から 60 日以内に提出することが推奨される。

出願人が応答を行うと、登録機関は再び実体審査を実施する。

vii) 査定

実体審査(応答を行った後の実体審査を含む)を行った審査官が、特許手続に対する意見や異議がない場合、は、発明の特許性が確定される。このような場合、登録機関は登録証を発行し、登録手続きは完了する。登録証の発行までの所要期間は法律上定められていないが、現在の実務では、実体審査の実施から 30 日から 60 日で発行されている。

る。

現在の実務における特許の登録までの手続きの所要期間は、通常の手続きで意見・異議がない場合でも 24 か月以上は要し、意見・異議がある場合の所要期間は、意見・異議の数による。

② 拒絶査定への対応

特許登録手続において提起できる行政不服申立は、知的財産法に規定されておらず、行政手続法(Ley de Procedimientos Administrativos de El Salvador、以下、エルサルバドル共和国の章において「行政手続法」)に規定されている。

特許手続の場合、決定の通知日の翌日から 15 営業日以内に、登録機関に不服を申し立てることができる。

不服申立の受理は、不服申立が提出された日の翌日から 5 日以内に決定されなければならない。申立が、新しい事実に基づいている場合または文書証拠以外の証拠を提出することが不可欠である場合に限り、必要に応じて、証拠開示のためにさらに 5 日間与えられる。不服申立に対する決定についてさらなる不服申立を行うことはできない。

行政手続法によれば、不服申立は約 60 日で終了しなければならないが、現在の実務では 8 か月から 12 か月かかることがある。

③ 特許権侵害

(a) 民事的侵害

知的財産法第 8 章(権利の侵害と保護(Violación y Defensa de los Derechos))の規定から、民事的侵害事例および各侵害に対する手段は以下のとおり。

i) 知的財産法第 168 条

特許またはその登録が、権利を持たない者によって出願または取得された場合、並びに特許を取得する権利を有する他の者に不利益を与えた場合、影響を受けた者は、進行中の出願ならびに付与された特許を自らに譲渡するために、または出願人もしくは権利者として認められるために、管轄裁判所(民事・商事裁判所)に対して自らの権利を主張することができる。権利主張のための訴訟は、特許の付与日から 5 年、特許が付与されていない場合は、その利用から 2 年と規定されている。

ii) 知的財産法第 169 条

特許または登録証明書により保護される権利者は、自己の権利を侵害するいかなる者に対しても訴訟を起こすことができる。また、明らかに侵害の切迫性を示す行為を行った者に対しても措置をとることができる。

iii) 知的財産法第 170 条

ライセンスが登録されている独占的ライセンシー、または強制的もしくは公益的ライセンスを有する者は、ライセンスの対象である権利の侵害を行った第三者に対して訴訟を起こすことができる。ライセンシーが権利者からかかる行為の委任を受けていない場合、ライセンシーは、訴訟を開始する際に、権利者に自分で訴訟を提起するように依頼したこと、および 1 か月以上経過したがその訴訟がなされなかったことを証明しなけ

ればならない。

iv) 知的財産法第 171 条

製品を得るための方法が特許で保護されており、その方法が特許権者の同意なしに第三者によって製造された場合で、以下に該当する場合は、反論が証明されるまでは、特許が付与された方法を用いて製品が得られたものと推定される。

- ・ 特許が付与された方法で得られた製品が新しいものである場合
- ・ 製品が、特許が付与された方法を使用して製造されたという実質的な可能性があり、特許権者が合理的な努力によっても、方法が実際に使用されたかを立証できない場合

v) 知的財産法第 172 条

特許の登録によって与えられた権利の侵害に対する訴訟において、以下のいずれかまたは複数の措置を求めることができる。

- ・ 権利を侵害する行為の停止
- ・ 被った損害に対する補償
- ・ 侵害品および侵害行為を行うために主に使用された手段の押収
- ・ 押収された物品または手段の所有権の移転。この場合、物品の価値は損害賠償額として請求される。
- ・ 押収された媒体の破棄を含む、違反行為の継続または反復を回避するために必要な措置
- ・ 違反者の費用負担で、判決の公表と利害関係者への通知を行うこと

vi) 知的財産法第 174 条

保護される産業財産権の侵害を理由に訴訟を提起する者は、自己の権利の侵害が差し迫っているまたは侵害されるであろうという合理的に入手可能な証拠を提示する場合に限り、その訴訟の実効性を確保するために即時の予防措置を命じることまたは損害賠償を請求することができる。

裁判所は、予防措置として以下を命じることができる。

- ・ 侵害行為の即時停止
- ・ 侵害品および侵害行為を実行するための手段の予防的な押収、保管または預託
- ・ 違法に複製されたコピーの輸入、輸出、または国内での輸送を禁止し、それに対応する命令を税関の総責任者に発行すること

(b) 刑事的侵害

工業的または商業的な目的で、特許権者の同意を得ずに、これらの権利で保護された物を製造、輸入、所有、提供または市場に導入した者は、1 年から 3 年の禁固刑に処される。同じ目的で、登録によって保護された製法を、権利者の許可なく、またはそれぞれのライセンスを得ずに使用したり、登録された製法によって直接得られた製品を市場に提供したり、導入したり、使用したりした者にも同様の刑罰が適用される(刑法(Código Penal de El Salvador)、以

下、エルサルバドル共和国の章において「刑法」第 228 条)。

なお、これは非親告罪である。

④ 無効審判等

(a) 無効の訴えがなされる場合およびその効果

エルサルバドルでは、特許の登録に対して無効を主張するために、無効の訴えを提起することができる。

以下の場合には、特許は無効(知的財産法第 163 条)となる。

- i) 知的財産法で定められた要件に適合しない発明に対して付与されたものである場合
- ii) 特許における発明の開示が、技術的事項に精通した者が実行できるように十分に明確でない、またはクレームがそのような開示によって裏付けられていない場合
- iii) 出願の変更または分割の結果、付与された特許に、最初に提出された出願では開示されていなかった事項に基づくクレームが含まれている場合
- iv) 特許または証明書が、本来取得する権利を持たない者に付与された場合

無効理由が、クレームのいずれかまたはその一部によるものである場合には、そのクレームまたはその一部についてのみ無効が宣言される。

同様に、利害関係者、同一産業を利用または実施する者および検察官(Fiscal General de la República)は、管轄裁判所(民事・商事裁判所)に特許または証明書の無効を求めることができる(知的財産法第 164 条)。

特許または証明書を取得する権利を持たない者に特許または証明書が付与されたという事実に基づいて審判が行われる場合、権利者のみが無効確認を請求することができる。

無効を認める判決により、発明はパブリックドメインに移行する。

(b) 無効の訴えの手続

利害関係のある第三者が、手続要件を満たしていないことを理由に特許の無効の訴えを提起する場合には、エルサルバドルの民事・商事手続法(Código Procesal Civil y Mercantil de El Salvador、以下「民事・商事手続法」)第 240 条に規定された手続により、民事・商事裁判所に訴訟を起こす権利を行使しなければならない。その流れは以下のとおり。

- i) 訴えの提起

- ii) 答弁

訴えが認められると、相手方(被告)に通知され、被告は 20 日以内に答弁のために召喚される。

答弁においては、原告の訴えに対する反論や主張を述べることができる。

被告が出頭しなかった場合でも、手続の継続を妨げることはない。被告の欠席が宣言されると、最終的な司法判断や判決が通知されるまで、無効訴訟で実行される残りの審理や手続きの通知は行われなくなる。

- iii) 証拠調べ・審理

- iv) 判決

無効訴訟の判決は、証拠審理の終了後 15 日以内に言い渡され、言い渡された日から 5 日以内に当事者に通知される。

(2) 実用新案に関する法律の概要

実用新案は、知的財産法で規定されている。実用新案とは、装置、工具、器具、機構、その他の対象物またはその一部の要素の形態、構成または配置であって、それを組み込んだ対象物のより良いまたは異なる操作、使用または製造を可能にするもの或いはそれまで持っていなかった実用性、利点または技術的効果を提供するものと理解される(知的財産法第 120 条)。

さらに、実用新案は、新規性があり、産業上の利用が可能なものは登録可能とする。ただし、以下の場合は新規性があるとはみなされない。

- i) 当該技術分野において、識別可能な実用的特性に寄与していないこと
- ii) プロセス、化学的、生物学的、冶金学的またはその他の種類の物質または組成物、および法律に基づいて特許保護から除外された対象物

実用新案の存続期間は、知的財産法第 121 条の規定に基づき、出願日から 10 年間で延長、更新は不可能である。

① 出願から登録までの手続き

実用新案の場合、特許と同じ手順が適用され、その詳細は以下のとおりである。

i) 出願

登録機関へ出願する。以下の書類を提出しなければならない。

- ・ 登録を出願する者または権利者の法定代理人が署名した登録申請書
- ・ 登録申請が権利者の法定代理人によって署名されている場合には、公証人により認証を受けた委任状
- ・ 実用新案、要約、図面の全文と説明
- ・ 出願人が実用新案の考案者以外の者である場合には、経済的権利を取得したことを確認するための譲渡書類
- ・ 優先出願の場合は、優先権書類
- ・ 登録機関が設定したレートに基づく登録料の支払いの証明

ii) 予備審査(方式審査)

前述の書類が提出されると、登録機関は 30 日から 60 日の間に予備審査を行い、方式要件に適合しているかどうかを判断する(知的財産法第 136 条および 137 条)。

出願が前述の書類のいずれかを欠いて提出されていた場合、登録機関は、通知の日から 60 日以内に不備を修正するよう出願人に通知する。

iii) 出願公開

出願がすべての方式要件を満たしていれば、手続の予備的許可が与えられ、エルサルバドルの官報に掲載するための許可がおりる。

出願日または優先日から 18 か月後にエルサルバドルの官報への掲載によって公開する

(知的財産法第 146 条)。この掲載は、出願人が 120 日以内に登録機関に提出しなければならない。

iv) 異議申立

出願公開から 60 日以内に、利害関係者は実用新案に関する情報や書類を以て異議申立を登録機関に提出することができる。

実体審査が行われる際に異議について分析される。

v) 実体審査

登録機関は、提示された出願公開の写しにより、出願人の書面による要求に応じて、考案の実体審査を決定し、出願人に対し、実体審査料の支払いを通知する。出願人は、支払の通知日から 10 営業日以内にこれを支払い、支払証明を実体審査請求に添付し提出する。この実体審査料の支払通知の発行には、審査請求から 3 か月から 6 か月を要することがある。

実体審査料が支払われると、登録機関は、法律に規定された特許性の要件、明細書、クレーム、図面、要約書および発明に関する要件が満たされているかを確認する。実体審査を行うために、登録機関は、研究機関、大学の教育センター、国際機関に技術支援を求めたり、外部の専門家の意見を求めたりすることがある。

実体審査の実施期間は法律上定められていないが、現在の実務では、これに約 6 か月から 12 か月かかることがある。

vi) 拒絶理由通知

実体審査が実施されると、登録機関は、審査の結果を出願人に通知する。

実体審査の結果、審査官が何らかの意見や異議がある場合、登録機関は、実施された審査の結果を出願人に通知し、応答のために、審査結果の写しを求めることができる旨を知らせる。意見書および実体審査の結果の写しの要求および発行に関する所要期間は法律上定められていないが、現在の実務では、30 日から 60 日を要すると考えられている。

意見書に対する出願人の応答について特定の期間は法律上定められていないが、実体審査の意見書の発行から 60 日以内に提出することが推奨される。

出願人が応答を行うと、当局は再び実体審査を実施する。

vii) 査定

実体審査(応答を行った後の実体審査を含む)を行った審査官が、登録手続に対する意見や異議がない場合、登録機関は登録証を発行し、登録手続は完了する。登録証の発行までの所要期間は法律上定められていないが、現在の実務では、実体審査の実施から 30 日から 60 日で発行されている。

現在の実務における実用新案の登録までの手続きの所要期間は、通常の手続きで意見・異議がない場合でも 24 か月以上は要し、意見・異議がある場合の所要期間は、意見・異議の数による。

② 拒絶査定への対応

実用新案登録手続において提起できる行政不服申立は、知的財産法では規定されておらず、行政手続法で規定されている。

実用新案の場合、決定の通知日の翌日から 15 営業日以内に、登録機関に不服を申し立てることができる。

不服申立の受理は、不服申立が提出された日の翌日から 5 日以内に決定されなければならない。申立が、新しい事実に基づいている場合または文書証拠以外の証拠を提出することが不可欠である場合に限り、必要に応じて、証拠開示のためにさらに 5 日間与えられる。不服申立の決定は 1 か月以内に当事者に通知され、決定に対してさらなる不服申立を行うことはできない。

行政手続法によれば、不服申立は約 60 日で終了しなければならないが、実務では 8 か月から 12 か月要することもある。

③ 実用新案権侵害

(a) 民事的侵害

実用新案の場合、特許と同じ前提や侵害のケースが適用されるが、その詳細は以下のとおりである。

i) 知的財産法第 168 条

実用新案が権利を有しない者によって出願されもしくは取得された場合、または登録を取得する権利を有する他の者に不利益を与えた場合、被害を受けた者は、管轄の民事・商事裁判所に対して、進行中の出願もしくは許可された登録を自身に譲渡するために、または出願人もしくは権利者として認められるために、自らの権利を主張することができる。権利を主張する訴訟は、実用新案または登録の付与日から 5 年または実用新案登録がない場合は利用日から 2 年で時効となる。

ii) 知的財産法第 169 条

保護される権利者は、その権利を侵害した者に対して訴訟を提起することができる。また、明らかに侵害の危険性を示す行為を行った者に対しても措置をとることができる。

iii) 知的財産法第 170 条

ライセンスが登録されている独占的ライセンシー、または強制的もしくは公益的なライセンスを有する者は、ライセンスの対象である権利を侵害した第三者に対して訴訟を起こすことができる。ライセンシーが権利者から委任を受けていない場合、ライセンシーは、訴訟を開始する際に、権利者に自身で訴訟を提起するよう依頼したこと、1 か月以上経過したがその訴訟がなされなかったことを証明しなければならない。

iv) 知的財産法第 172 条

登録によって与えられた権利の侵害に対する訴訟において、以下のいずれかまたは複数の措置を要求することができる。

- ・ 権利を侵害する行為の停止
- ・ 被った損害や不利益に対する賠償

- ・ 侵害品および侵害行為を行うために主に使用された手段の押収
- ・ 押収された物品または手段の所有権の移転。この場合、その物品の価値は損害賠償額に帰属する
- ・ 押収した手段の破棄を含む、侵害の継続または反復を防止するために必要な措置
- ・ 違反者の費用負担で、有罪判決の公表と利害関係者への通知を行うこと

v) 知的財産法第 174 条

保護される産業財産権の侵害を理由に訴訟を提起する者は、自己の権利に対する侵害が差し迫っている、または侵害を受けるであろうという合理的に入手可能な証拠を提出することを条件に、当該訴訟の実効性または損害賠償を確保するために即時の予防措置を命じることを要求することができる。

裁判所は、差止救済として以下を命じることができる。

- ・ 侵害行為の即時停止
- ・ 侵害の対象となる物および侵害を実行するための手段の予防的な押収、保管または預託
- ・ 税関に命令を発行して、不正に複製されたコピーの輸入、輸出、または国内での輸送を許可することの禁止

(b) 刑事的侵害

工業的または商業的な目的で、実用新案権者の同意を得ずに、これらの権利で保護された物を製造、輸入、所有、提供または市場に導入した者は、1 年から 3 年の期間の禁固刑に処される(刑法第 228 条)。

なお、これは、非親告罪である。

④ 無効審判等

(a) 無効の訴えがなされる場合およびその効果

エルサルバドルでは、実用新案登録に対して無効を主張するためには、無効の訴えを提起することができる。

以下の場合には、実用新案登録証は無効となる(知的財産法第 163 条)。

- 本法で定められた要件に適合しない実用新案に対して付与された場合
- 実用新案における発明の開示が、関連する技術分野に精通した者が実行できるように十分に明確でない場合または実用新案を求めている範囲がその開示の対象となっていない場合
- 実用新案を取得する権利を持たない者に付与された場合

利害関係者、同一産業を利用または実施する者および検察官は、民事・商事裁判所に実用新案の無効を求めることができる(知的財産法第 164 条)。

無効を認める判決が出された場合は、実用新案はパブリックドメインになる。

(b) 無効の訴えの手続

利害関係を有する第三者が、手続上の条件を満たしていないことを理由に実用新案の無効の訴えを提起する場合には、民事・商事手続法第 240 条に規定された手続により、民事・商事裁判所に訴訟を提起する権利を行使するものとする。その流れは以下のとおり。

i) 訴えの提起

ii) 答弁

訴えが認められると、相手方(被告)に通知され、被告は 20 日以内に答弁のために召喚される。

答弁においては、原告の訴えに対する反論や主張を述べることができる。

被告が出頭しなかった場合でも、手続の継続を妨げることはない。被告の欠席が宣言されると、最終的な司法判断や判決が通知されるまで、無効訴訟で実行される残りの審理や手続きの通知は行われなくなる。

iii) 証拠調べ・審理

iv) 判決

無効訴訟の判決は、証拠審理の終了後 15 日以内に言い渡され、言い渡された日から 5 日以内に当事者に通知される。

(3) 意匠に関する法律の概要

意匠は、知的財産法で規定されている。

また、エルサルバドルはハーグ条約に加盟している。

意匠とは、実用的な製品に組み込まれて特別な外観を与え、その製造のための型またはモデルとしての役割を果たすのに適した二次元または三次元の形状である(知的財産法第 123 条)。

知的財産法により意匠に与えられる保護には、実用新案として認められるデザインの要素や特徴は含まれない。また、当該保護は、他の法律の規定、特に著作権に関する規定によって同一のデザインに与えられる保護を除外したり、これに影響を与えたりするものではない。

意匠権は創作者に帰属するが、その権利は死亡等によって移転することがある。意匠が 2 人以上の者によって共同で創作された場合、保護を受ける権利は、それらの者に共同で帰属する。意匠が業務または役務契約の遂行のために創作された場合、意匠権は、契約で別段の定めがない限り、業務または役務を契約した者、場合によっては使用者に帰属する。

意匠は、新規性がある場合に保護される(知的財産法第 126 条)。新規性は、国内において、有形の出版物または販売、マーケティング、使用、その他の手段によって、公開されていない場合、または公衆がアクセスできるようになっていない場合に認められる。意匠は、それが以前のデザインとのわずかなまたは二次的な違いしかない場合、あるいは別のタイプの製品を参照または適用されているだけの場合、新規とはみなされない。

意匠の存続期間は、エルサルバドルにおける出願日から数えて 10 年間認められる。この権利は更新することはできない(知的財産法第 130 条)。

① 出願から登録までの手続

意匠の登録手続きは以下のとおりである。

i) 出願

登録機関へ出願する。出願人および意匠の創作者を特定し、意匠が適用される製品の種類またはジャンルおよび当該製品が分類されるクラスを示し、スペイン語による以下の書類を提出しなければならない。

- ・ 登録を出願する者または権利者の法定代理人が署名した登録申請書
- ・ 登録申請が権利者の法定代理人によって署名されている場合には、公証人により認証を受けた委任状
- ・ 外観すべてを記した図形描画または図解
- ・ 出願人が意匠の創作者以外の者である場合には、経済的権利の取得を証明する譲渡書類
- ・ 優先出願の場合は、優先権書類。
- ・ 登録機関が設定したレートに基づく登録料の支払いの証明

ii) 予備審査

前述の書類が提出されると、登録機関は 30 日から 60 日の期間で予備審査を行い、知的財産法第 142 条に定められた要件に適合しているかどうかを判断する。

出願が前述の要件のいずれかを欠いて提出されていた場合、登録機関は、出願人に対し、通知日から 60 日以内に不備を修正するよう通知する。

出願がすべての形式的要件を満たしていれば、手続の予備的許可が与えられ、エルサルバドルの官報に掲載する許可がおりる。

iii) 出願公開

官報への掲載によって出願を公開する(知的財産法第 147 条)。

出願人は、この掲載を 120 日以内に登録機関に提出しなければならない。出願公開の日から 60 日以内に、利害関係者は意匠に関する情報や書類を以て、異議申立を登録機関に提出することができる。利害関係のある第三者の異議申立により、出願の処理は中断されないが、意匠の実体審査が行われる際に当該異議は審査される。

iv) 実体審査

v) 査定

官報での公告の写しが当局に提出されると、知的財産庁は登録証明書を発行し、登録手続が完了する。登録証の発行までの所要期間は法律上定められていないが、現在の実務では、実体審査の実施が 30 日から 60 日程度で発行されている。

以上より、現在の実務における意匠登録手続きの完了までの所要期間は、通常の手続きで意見・異議がない場合でも 24 か月以上は要し、意見・異議がある場合の所要期間は、意見・異議の数による。

② 拒絶査定への対応

意匠登録手続において提起できる行政上の不服申立ては、知的財産法では規定されておら

ず、行政手続法で規定されている。

意匠の場合、決定の通知日の翌日から 15 営業日以内に、登録機関に不服を申し立てることができる。

不服申立の受理は、不服申立が提起された日の翌日から 5 日以内に決定されなければならない。申立が、新しい事実に基づいている場合または文書証拠以外の証拠を提出することが不可欠である場合に限り、必要に応じて、証拠開示のために 5 日間与えられる。不服申立に対する決定は 1 ヶ月以内に通知され、決定に対してさらなる不服申立を行うことはできない。

行政手続法では、不服申立は約 60 日で終了するものとされているが、実務では約 8 か月から 12 か月かかることもある。

③ 意匠権侵害

(a) 民事的侵害

i) 知的財産法第 128 条

意匠権は、その権利者に排他的な権利を認めており、第三者による意匠の利用を排除する権利を付与する。知的財産法に規定されている制限のもとで、権利者は、自己の同意なしに以下の行為を行った者に対して、訴訟を起こす権利を有する。

- ・ 保護された意匠を複製もしくは組み込んだ製品、またはその外観が保護された意匠と同一の一般的な印象を与える製品を製造、販売、販売のための提供、使用、輸入、またはこれらの目的のために保管すること。これら行為の一つを行うことは、複製されたまたは組み込まれた意匠が、保護された意匠の登録に示された以外の種類の製品に適用されるという理由だけでは、合法とは見なされない。

ii) 知的財産法第 168 条

意匠が、その権利を有しない者によって出願または取得された場合、または意匠登録の権利を有する他の者に不利益を与えた場合、影響を受けた者は、進行中の出願並びに付与された意匠登録を自らに譲渡するためにまたは出願人もしくは権利者として認められるために、管轄裁判所(民事・商事裁判所)に対して、自らの権利を主張することができる。権利主張のための訴訟は、意匠登録の付与日から 5 年、意匠登録がない場合は、その利用から 2 年と規定されている。

iii) 知的財産法第 172 条

意匠の登録によって与えられた権利の侵害に対する訴訟においては、以下のいずれかまたは複数の措置を求めることができる。

- ・ 権利を侵害する行為の停止
- ・ 被った損害や不利益に対する補償
- ・ 侵害の結果生じた物品や、侵害を行うために主に使用された手段の押収
- ・ 押収された物品または手段の所有権の移転。この場合、物品の価値は損害賠償額として請求される。
- ・ 押収された手段の破棄を含む、侵害の継続または反復を防止するために必要な

措置

- ・ 違反者の費用負担で、判決の公表と関係者への通知を行うこと

iv) 知的財産法第 174 条

本法により保護される産業財産権の侵害を理由として訴訟を提起する者は、自己の権利に対する侵害が差し迫っているまたは侵害を受けるであろうという合理的に利用可能な証拠を提出することを条件として、当該訴訟の実効性または損害賠償を確保するために即時の予防措置を命じることを求めることができる。

裁判所は、以下のいずれかを差止救済として命じることができる。

- ・ 侵害行為の即時停止
- ・ 侵害の対象となる物および侵害を実行するための手段の予防的な押収、保管または預託
- ・ 違法に複製されたコピーの輸入、輸出、または国内での輸送を禁止し、税関に対応する命令を発行すること

(b) 刑事的侵害

工業的または商業的な目的で、登録によって保護された意匠を、権利者の許可なく、製造、輸入、所有、提供または市場に導入した場合、またはそれぞれのライセンスを得ずに使用したり、登録された意匠によって直接得られた製品を市場に提供したり、導入したり、使用したりした場合は、1 年から 3 年の禁固刑に処される(刑法第 228 条)。

なお、これは非親告罪である。

④ 無効審判等

(a) 無効の訴えがなされる場合およびその効果

エルサルバドルでは、意匠登録に対して無効を主張するためには、無効の訴えを提起することができる。

以下の場合には意匠登録は無効となる(知的財産法第 163 条)。

- i) 本法で定められた要件に適合しない意匠に対して付与された場合
- ii) 意匠が、取得する権利のない者に付与された場合

利害関係者、同一産業を利用または実施する者および検察官は、管轄裁判所(民事・商事裁判所)に意匠の無効を求めることができる(知的財産法第 164 条)。

無効を認める判決が出された場合、かかる意匠はパブリックドメインとなる。

(b) 無効の訴えの手続

利害関係を有する第三者が、手続上の条件を満たしていないことを理由に意匠の無効の訴えを提起する場合には、エルサルバドル民事・商事手続法第 240 条に規定された手続により、民事・商事裁判所に訴訟を提起する権利を行使する。その流れは以下のとおり。

- i) 訴えの提起
- ii) 答弁

訴えが認められると、相手方(被告)に通知され、被告は 20 日以内に答弁のために召

喚される。

答弁においては、原告の訴えに対する反論や主張を述べることができる。

被告が出頭しなかった場合でも、手続の継続を妨げることはない。被告の欠席が宣言されると、最終的な司法判断や判決が通知されるまで、無効訴訟で実行される残りの審理や手続きの通知は行われなくなる。

iii) 証拠調べ・審理

iv) 判決

無効訴訟の判決は、証拠審理の終了後 15 日以内に言い渡され、言い渡された日から 5 日以内に当事者に通知される。

(4) 商標に関する法律の概要

商標は、次の法律に規定されている。

- ・ 2002 年 7 月 16 日発効の法令 868 号商標およびその他識別標章に関する法律(Ley de Marcas y Otros Signos Distintivos 略称:LMOSD、以下、エルサルバドル共和国の章において「商標法」)

マドプロへの加盟は、政府当局が検討中であり、現時点では加盟に至っていない。

商標は、人名、文字、数字、モノグラム、図形、肖像、ラベル、盾形紋章、プリント、シンボルマーク、ボーダー、ライン、ストライプを含む言葉または言葉のグループ、音、匂い、または色彩の組み合わせと配置などで構成される(商標法第 4 条)。また、特に、商品の形状、表示、包装、その容器や包装、当該商品や役務の販売手段や施設から構成されることもある。商標は、地理的表示からなる場合もある。前述のように色商標や音商標、匂い商標など非伝統的商標も保護の対象に含まれている。

なお、商標は識別標章(Signo Distintivo、商標、商業広告の表現または標識、商号、エンブレム、地理的表示または原産地呼称を構成するあらゆる標章)の一つであり、以下のものが識別標章として分類されている(商標法第 2 条)。

i) 周知の識別標章(Signo Distintivo Notoriamente Conocido)

第三者に属するものとして一般にまたは関連ビジネス界で知られている識別標章で、国内での使用またはその普及の結果として、その品質を獲得したもの

ii) 有名な識別標章(Signo Distintivo Famoso)

国内外の一般の人々に知られている識別標章

iii) 商標(Marca)

ある者の商品または役務を他人の商品または役務と区別することを可能にする標章または標章の組み合わせであって、その標章が適用される商品または役務を同種または同類の商品または役務と比較して十分に特徴的であるか、または識別することができるもの

iv) 商号(Nombre Comercial)

企業やその事業所を識別・区別するための単語や混合記号

v) エンブレム (Emblema)

企業またはその事業所を識別し、区別するための比喩的、象徴的または寓意的な記号

vi) 地理的表示 (Indicación Geográfica)

特定の国、複数の国、地域、地方、または場所を起源とする商品を識別または想起させる地理的な名称、呼称、イメージ、または記号で、商品の特定の品質、評判、またはその他の特性が本質的にその地理的起源に起因するもの

vii) 原産地呼称 (Denominación de Origen)

特定の国、地域、または場所の名称からなる地理的表示で、その場所を原産地とする商品を指定するために使用され、その品質または特性が、自然のおよび人的要因を含み、その商品が生産された地理的環境に排他的または本質的に起因するもの

次のいずれかに該当する標章は、商標またはその要素として登録または使用することはできない(商標法 8 条)。

- i) 適用される製品またはその包装の通常または一般的な形態或いは製品または役務の性質上必要なまたは課される形態からなること
- ii) 適用された製品や役務に機能的または技術的な利点を与える形状からなるものであること
- iii) 当該国の技術的・科学的言語または取引慣行において、当該商品または役務の一般的または通常の呼称となっている記号または表示のみからなるものであること
- iv) 取引上、当該商品または役務の特徴を修飾または説明する役割を果たす符号または表示のみで構成されていること
- v) 単に色を分離して撮影したもの
- vi) 特別で特徴的な形で表示されている場合を除き、文字や数字を単独で表示したもの
- vii) 公序良俗に反するもの
- viii) いかなる国や国際機関の人物、思想、宗教、国のシンボルを侮辱または揶揄する要素を含むもの
- ix) 商品または役務の地理的起源、性質、製造方法、品質、使用・消費への適合性、数量、その他の特性に関して、欺瞞または混同を引き起こす可能性があるもの
- x) 関係国または国際機関の管轄当局の明示的な許可を得ずに、その国または国際機関の紋章、旗、その他のエンブレム、頭文字、名称または名称の略語の全部または一部を複製または模倣したもの
- xi) 国または公共団体が採用している公式の管理・保証標識の全部または一部を、当該国の管轄当局の明示的な許可を得ずに複製または模倣したもの
- xii) 国の法定通貨である硬貨や銀行券、有価証券やその他の商業文書、印鑑、切手、財政種全般を複製したもの
- xiii) メダル、賞状、卒業証書など、当該商品や役務に関する賞の授与を示唆する要素を含むまたは複製したもの

(ただし、これらの賞が実際に登録出願人またはその本人に授与され、その証明が登録出

願時に提供された場合を除く。)

- xiv) 国内または海外で保護されている植物品種の名称で構成されており、その品種に関連する商品または役務を目的とした標章

以下に挙げられる第三者の権利に影響を与えるような標章の場合は、商標としてまたは商標の要素として登録または使用することはできない(商標法第9条)。

- i) 標章が、登録商標または登録出願中の商標で保護の対象となる商品や役務に関連する商品や役務について、より早い時期から第三者に有利な形で既に登録されているまたは登録出願中の商標またはその他の識別標章と同一または類似しており、そのような使用が混同の可能性を生じさせるような場合
 - ii) 商標が登録済みまたは登録出願中で保護されている商品または役務に関連する商品または役務について、第三者のために既に登録済みまたは登録出願中の他の商標およびその他の識別標章との図形的、音声的、嗅覚的または観念的な類似性を理由に、その標章が混同の可能性を生じさせる場合
 - iii) 事業または商業活動が類似していることを条件に、その標章が第三者によって国内で以前から使用されている商号またはエンブレムと同一または類似しているために、混乱を引き起こす可能性がある場合
 - iv) 標章が、第三者に属する周知の識別標章の全部または一部を複製、模倣、翻訳または転写したものであり、その使用により、周知の識別標識で識別される商品または役務と同一または類似していなくても、それらの商品または役務との間に関連性がある場合には、その商品または役務との間に混同が生じたり、その第三者との関連性が疑われたり、その標章の知名度を利用して不当な利益が得られる可能性がある場合
 - v) 標章が、第三者に属する有名な識別標章の全部または一部を複製、模倣、翻訳または転写したものであり、その使用により、その標章が適用される商品または役務が何であれ、その第三者との混同または連想を引き起こす可能性がある場合
 - vi) 第三者またはその相続人が明示的に承認した場合を除き、標章が第三者の人格権に影響を与える場合または登録出願人以外の人物の氏名、署名、称号、ペンネーム、画像、肖像の全部または一部で構成されている場合
 - vii) 標章が地方や地域の自治体、または国の名称、イメージまたは威信に対する権利に影響を与える場合に、その管轄当局の明確な許可が証明されていない場合
 - viii) 標章が、保護されているかまたは商標の出願前に保護を申請した地理的表示または原産地呼称と混同を引き起こす可能性がある場合
 - ix) 署名が第三者の著作権または産業財産権を侵害する恐れがある場合。第三者の明示的な許可を得た場合を除く。
 - x) 標章の登録が、不正競争行為を実行または強化するために出願された場合
- 商標の有効期限は10年であるが、10年ごとに何度でも更新することができる(商標法第21条)。
なお、商号は商標と区別されており、商号の所有者は、登録簿への登録を申請することができ、

登録は宣言的性質のものとされる(商標法第 60 条)。商号の登録の有効期間は、無期限だが、その商号を使用する会社または事業所とともに消滅する。また、登録は、その所有者の要請により、いつでも取り消すことができる。

① 出願から登録までの手続

商標登録の手続は以下のとおりである。

i) 出願

先行商標調査は任意だが、商標登録の障害となりうる第三者の登録商標または出願商標を確認するために、先行商標調査の実施が推奨される。

出願書類は、申請書に、商標の種類、商標を付す商品や役務について、ニース国際分類(Clasificación Internacional de Niza)に基づいた区分、海外からの出願の場合は、認証された委任状等を添付する。既に他国での出願をしている場合は、工業所有権の保護に関するパリ条約(Convenio de París para la Protección de la Propiedad Industrial、以下「パリ条約」)の優先権を行使することができるか確認する必要がある(商標法第 6 条)。

ii) 事前資格審査

商標局(Oficina de Marcas)が審査を行い、前述の商標法第 8 条および第 9 条に定められた登録できない商標への該当の有無を判断する。審査において、商標出願に異議が出された場合は、出願人は答弁書を提出しなければならない。異議がなければ、商標局は出願の公開を命令する。

iii) 公開

官報に 3 回、新聞に 3 回掲載しなければならない。異議のある者は、最初の公開から 60 日以内に異議を申し立てることができる。

iv) 登録

異議申立てがない場合、商標が登録される。異議がない場合、出願から登録までの所要期間は 6 か月程度である。

② 拒絶査定への対応

商標の登録は、商標審査官(Examinador marcario)が、その商標が要件を満たしているかを審査し、前述の商標法第 8 条および第 9 条に該当する場合、拒絶の理由となる。拒絶査定が出された場合、30 日以内に不服を申し立てることができる。不服申立に対する審理は、終結するまでに 1 年から 2 年かかることがある。

③ 商標権侵害

前述のとおり、商標法第 9 条にて、第三者の権利に影響を与えるような商標は登録できないと規定されており、これに対する違反は侵害行為と解される。商標法第 9 条を理由とする無効訴訟は、登録日から 5 年を経過すると時効となるが、登録が悪意を持って行われた場合、無効訴訟は時効によって中断されない。

また、刑法 229 条は、次の者は 1 年以上 4 年以下の禁固刑に処せられるとする。

i) 工業的または商業的な目的で、権利者の同意を得ずに、商標、商号、表現、広告標識、

その他商業上の標章を使用し、登録された産業財産権によって保護される権利を侵害した者

- ii) 権利者の独占的権利の侵害を構成する商標または識別標章を付した製品または役務を故意に輸出、輸入、販売のために所持、または市場に流通させた者

これは、非親告罪である。

④ 無効審判等

商標の無効を求める裁判は、民事裁判官によって行われる。申立人は、すべての証拠書類を添付した訴状を提出する。被告に訴状が送達されると、被告は、10 日以内に訴状に対して答弁書を提出しなければならない。訴状に記載された異議申立や証拠について審理し、判決の通知まで 20 日間要する。民事裁判官による判決は上訴の対象となり、上訴の場合は、民事・商事裁判所で審理される。

民事・商事裁判所での判決は最大で 3 か月程度要し、両当事者は出頭するように召喚され、判決が下される。

民事・商事裁判所の決定は、上訴することができ、決定の変更、決定の取消、決定の撤回を求めることができる。さらに最高裁判所に上告する場合は、判決まで 2 年以上要する。また、被告がエルサルバドルに居住しておらず、代理人となる弁護士もいない場合、訴訟の通知は最高裁判所と外務省を通じて行われるため、6 か月から 9 か月の大幅な遅れが生じる。

⑤ 悪意の商標

商標登録が悪意をもってなされた場合には、無効訴訟の時効は適用されない(商標法第 39 条)。

悪意には様々な基準があるが、それらは主観的なものであり、商標法の規定は網羅的なものではない。次のようなものが悪意にあたると考えられる。

- i) 商標が他者のものであることを事前に知りながら商標を出願すること
- ii) エルサルバドルにおいて正当な権利者によって保護されていない外国の商標を登録することで、不当な利益を得ること
- iii) 「ライセンス契約」などの商業関係が成立している場合に、商標権者の同意なしに商標を登録すること

悪意の商標に対する対応は以下のものが挙げられる。

- i) 商標法第 39 条の規定に基づく裁判
- ii) 商標権を回復するための法廷外の交渉

(5) 著作権に関する法律の概要

著作権は、知的財産法に規定されている。

著作権は感覚的な形で表現された精神の作品を保護するものであり、その表現方法や形態、その価値や用途が何であれ、その作品が知的または個人的な創造の性格を持つこと、すなわちオリジナリティを持つことを条件としている(知的財産法第 12 条)。

前述に加えて、保護対象は以下のとおり(知的財産法第 13 条、第 14 条)。

- i) 本、パンフレット、コンピュータプログラムを含むあらゆる性質および長さの文章などのすべての文学および芸術作品
- ii) 歌詞のあるなしにかかわらず音楽作品
- iii) 弁論、造形および応用芸術作品、講義、講演、レッスン、説教など同種のものの書面または記録されたもの
- iv) ドラマまたはドラマ・ミュージカル作品および振り付け
- v) ドラマまたはオペラ作品の舞台装置
- vi) 建築またはエンジニアリング作品
- vii) 芸術作品、振り付けおよび振付け
- viii) コンピュータプログラムを含むあらゆる種類および長さの芸術作品
- ix) 地理、地質、地形、天文学またはその他の科学に関する球体
- x) 表、座標および地図
- xi) 写真、平版画および彫刻
- xii) 無音、音声または音楽による映像作品
- xiii) ラジオ・テレビ放送の著作物
- xiv) 衣装・家具・装飾・頭飾り・装身具・貴重品などの芸術的価値を有する模型・創作物
- xv) 図面などのグラフィックの複製物および翻訳物
- xvi) その他前述の著作物の一般的な種類に該当すると考えられるすべての著作物

作品の翻訳、改作、変形、編曲、および様々な作品の選集や編集、あるいは機械可読またはその他の形式のデータベースを含むデータやその他の資料で、主題の選択や配置によりオリジナルの創作物を構成するものも保護の対象となる。

なお、時事ニュースの情報コンテンツにはいかなる場合も保護が適用されないが、オリジナルの創作物である限り、そのテキストおよびグラフィック表現には保護が適用される(知的財産法第 15 条)。

エルサルバドルでの著作権存続期間は、次のように規定される(知的財産法第 86 条)。

- i) 著作者が自然人の場合、著作者の生涯およびその死の日から 70 年。共同著作物の場合は、最後の生存共同著作者の死から起算し 70 年とし、共同著作者が生存中に、他の共同著作者が相続人なしに死亡した場合には、その持分は生存している共同著作者の持分に加えられる。
- ii) 作者が公表されていない匿名または変名の著作物の場合、存続期間は、最初に公表された年の翌年の 1 月 1 日から数えて 70 年とする。
- iii) 存続期間が著作者の生存期間に基づいていない場合、その期間は、最初の公開の翌年の 1 月 1 日から数えて 70 年とする。公開されていない場合、または著作物、実演、レコードもしくは放送が創作された年から起算して 50 年を経過した後に公開された場合、存続期間は、著作物、実演、レコードもしくは放送が創作された年または放送が行われた年の翌年の

1月1日から起算するものとする。

保護の有効期間が終了すると、作品はパブリックドメインとなり、作品の著作性と完全性を尊重した上で、何人も自由に使用することができる。

① 著作権侵害

(a) 知的財産権法上の侵害

以下のような著作者人格権または経済的権利に何らかの形で損害を与えたり、不利益を与えたりする行為は侵害行為とみなされる(知的財産法第89条)。

- i) 同一ジャンルの他の作品を識別するために、効果的に個別化している作品のタイトルを、両者の間で混乱が生じる恐れがある場合に、著作者の同意なしに使用すること
- ii) 著作者の名前で出版されているか否かにかかわらず、著作者の同意を得ずに何らかの手段で著作物を出版すること
- iii) 公的機関への義務を果たすためや広告目的で出版契約において定められた著作物の写しの作成を5%を超えない範囲で行う場合を除き、出版社が合意された部数を超えて印刷すること
- iv) 著作者またはその権利継承者の許諾を得ずに、著作物を翻訳、翻案、配列、変形すること
- v) 著作者またはその権利継承者が許可していない削除、修正、変更または重大な混入を構成する誤りがある著作物の出版
- vi) 各々の著作者またはその権利継承者の同意なしに、選集や編纂を出版すること
- vii) 著作者またはその権利継承者の許諾を得ずに、営利を目的として、任意の形式、任意の手段で、著作物を表現、上演、普及、貸与、伝達、複製すること
- viii) 合意された場所以外での作品の表現、上演、展示、陳列
- ix) 他人の著作物またはその一部を、各著作者またはその権利継承者の同意を得ずに、任意の形式で翻案、変換、または作り替えること
- x) 著作者またはその権利継承者が許可していない削除、修正または変更を加えた著作物の上演
- xi) 原画の偽装複製を伴う翻案、アレンジ、制限
- xii) 放送機関の同意を得ずに、有線または無線の手段で放送の再送信を行うこと
- xiii) 保護された作品の全部または一部の複製物またはコピーを権利者の許可なく複製、輸入、従来の目的での輸出、販売およびレンタルすること
(実演家による演奏、レコードおよび放送を含む)
- xiv) デジタル通信ネットワークを介して行われる、知的財産法に規定された権利を侵害する通信、複製、送信またはその他の行為
(この場合、オペレーターまたは当該ネットワークに相互接続されたコンピュータシステムを管理するその他の自然人または法人は、侵害の可能性を認識しているか、警告を受けていたか、または重大な過失がなければ認識できたことを条件に、連帯して責任

を負う。一方、善意で行動し、侵害の発生または継続を防止するための技術的措置を講じた場合には、責任を免れる。)

(b) 刑法上の侵害

商業目的で、知的財産権者またはその譲受人の許可を得ずに、文学的または芸術的作品、その変形または媒体に固定された芸術的実演の全部または一部を複製、盗用、卸売り、または公に伝達した者は、2年から4年の禁固刑に処される。

商業目的で、前述の許可を得ずに、前述の著作物または制作物もしくは上演物の複製物を輸入、輸出または保管した者も同様の処罰を受ける(刑法第226条)。

なお、これは非親告罪である。

② 著作権登録制度

エルサルバドルには、著作権登録制度はあり、登録機関の著作権事務所(Oficina de Derecho de Autor del Registro de la Propiedad Intelectual de El Salvador)が管轄する。これは、著作物の写しを著作権事務所に預託することから、著作権の預託(deposito)と呼ばれている。

(a) 手続

- i) 申請者が署名した申請書(Form FSPI06.2)の原本を提出する
- ii) 預託料(11.43米ドル)の支払い証明書を添付する
- iii) 作品を含めた資料を2部添付する
- iv) 申請者が法人の場合、雇用契約、権利譲渡契約を申請者の法的地位として添付する

(b) 必要書類

申請者は、預託のために以下の書類を提出しなければならない(知的財産法第94条)。

- i) 申請者本人または申請者の法定代理人が署名した預託申請書
- ii) 預託申請書が申請者の法定代理人によって署名されている場合、公証人により認証を受けた知的財産に関する委任状

預託する作品の種類に応じて提出する書類は以下のとおりである。

- i) 印刷された作品の写し
 - ii) USBやCDなどの情報記録媒体
 - iii) レコードまたは映像作品のコピー
 - iv) 著作物が彫刻、図画および絵画作品の場合には、写真。彫刻の場合には正面および側面を撮影したもの
 - v) 産業に応用されたモデルまたは芸術作品の場合は、そのコピーまたは写真を提出し、コピーまたは写真では見ることのできない特徴または詳細についての説明書を添付しなければならない
 - vi) 写真、図面、地図などの場合は、そのコピー
 - vii) 建築・エンジニアリング作品およびデザインの場合は、対応する一連の図面のコピー
- 前述の書類が提出されると、当局は2営業日から3営業日程度で預託証明書を発行し、これで手続きが完了する。

(6) その他の模倣品対策を規定する法律

前述の法律や規定の他に、模倣品を規定するその他の規制として、TRIPS 協定がある。TRIPS 協定は、加盟国が模倣品の自由な流通に対抗するための法的措置を講じ、商流への侵入を防止するためのさまざまな法的規定を定めている。

TRIPS 協定の対象者は、保護された商標、特許、意匠の権利者である。協定の対象となるすべてのカテゴリーの知的財産に共通する「内国民待遇および最恵国待遇」が尊重されなければならない。これらの義務は、実質的な保護基準だけでなく、知的財産権の存在、取得、範囲、維持、執行に影響を与える問題や、知的財産権の行使に関する問題を含んでいる。内国民待遇条項は、特定の加盟国の国民と他の加盟国の国民との間の差別を禁止し、最恵国待遇条項は、条約加盟国間の差別を禁止する。

3. 知的財産権侵害に対する措置の概要

(1) 行政措置

エルサルバドルにおいては、知的財産の侵害や違反に対する行政上の手続きを確立しておらず、行政機関は、正当な権利を有する権利者に不利益をもたらす知的財産の侵害者に対する制裁権限を有していない。

そのため、知的財産権の侵害によるあらゆる種類の措置は、民事・商事裁判所に提起されなければならない。また、侵害行為が犯罪に該当する場合には、犯罪捜査において検察庁の管轄下にある文民警察に提出されなければならない。偽造品の輸入が犯罪を構成する場合、検察庁が刑事訴追の責任を負う。

(2) 刑事措置

① 管轄機関

管轄機関は、治安判事(Juez de Paz)、予審判事(Juez de Instrucción)、判決裁判所(Tribunales de Sentencia)、刑事裁判所(Cámara de lo Penal)、最高裁判所(Corte Suprema de Justicia, Recursos)である。

② 知的財産権侵害の刑事措置の手続

処罰対象は商標、特許、実用新案、意匠権、著作権の侵害である。

刑事措置手続については、次のとおりであり、刑事訴訟の所要期間は、3 か月から 18 か月程度である。

- i) 刑事措置は、権利者による検察庁への被害申告により開始される。なお、税関が権利侵害の疑いを発見したときは、検察庁へ通知する。
- ii) 検察庁は独自に訴訟記録を作成し、訴追するか決定する。
- iii) 調停措置が適用された場合は、初回の審理で訴訟を終了することができる。
- iv) 検察庁で訴追されない場合や、裁判外の和解が成立した場合、物品は解放される。

物品の最長の留置期間は、刑事裁判所命令による場合は、刑事訴訟の期間中となる。

刑罰について、罰金刑は適用されず、懲役刑や公共のための労働などが科される。

刑法第 63 条の刑罰の決定 (Determinación de la Pena) にもとづくと、刑罰の決定においては、当該犯罪行為によって生じた損害やリスク、犯罪行為に至った動機、犯罪行為の違法性に関する理解の有無、犯罪行為を取り巻く状況、特に行為者の経済的、社会的、文化的状況などが考慮されるため、再犯者に対して重罰が課される場合もあり得る。また、処分した模倣品の処分方法に関する規定は存在しない。

統計情報はないものの、刑事措置は実際に活用されている。権利者にとっての刑事措置の利点は、次のとおりである。

- i) 偽造品の押収と破壊
- ii) 和解による損害賠償金の支払い。和解により、手続きを早期に終了させることができ、合理的な時間の中で効果的な対策を講じることができる。
- iii) 侵害者が知的財産権を尊重することを約束すること
- iv) 認諾は模倣品を全国に流通させるための倉庫を運営している場所を特定することを目的としており、これらの場所が特定されると、すべての模倣品が没収される。

他方、刑事措置のデメリットは、違反者を特定することができなければ、知的財産権の効果的な保護はできない点にある。

(3) 民事措置

① 知的財産権侵害の民事措置手続

知的財産権侵害に対して損害賠償を請求するためには、権利者は、直接受けた損害および逸失利益に起因する損害について、立証しなければならない。

損害賠償のための民事・商事訴訟手続は、証拠や専門家の報告書、証言に基づいて審理され、判決が下される。判決に対しては、異議申立を行うことができる。このような損害賠償請求の訴訟は、控訴や破棄請求が行われない場合、終結まで、12 か月から 18 か月を要する。

刑事事件で、犯罪である侵害行為に対して実刑判決が下されると、被害者またはその法定代理人は、損害賠償を請求することができる。通常、加害者は損害賠償を拒否するので、被害者の代理人である弁護士は、以下の点に留意することが非常に重要である。

- ・ 加害者の登録資産を把握するための調査を行うこと
- ・ 加害者による資産の保有が確認されると、被害を補償するために資産の差押を行うこと
- ・ 差押の強制執行は 2 年以内に申し立てなければならないこと

なお、再犯者に対する厳罰化の規定、処分した模倣品の処分方法に関する規定は存在しない。

② 管轄機関

民事・商事裁判所が管轄機関である。また、ライセンス契約違反の問題も、第一審裁判所は民事・商事裁判所となる。

③ 権利者にとっての民事措置のメリットおよびデメリット

民事措置の利点は、商標の正当な権利者に対して、その製品の侵害品によって生じた損害に対する賠償金が支払われた場合には、損害の回復がなされる点にある。デメリットとしては、損害賠償の効果的な支払いは、司法当局の主観的な基準に委ねられており、権利者が、損害賠償額を効果的に決定する要素を収集しなければならないことである。

(4) 水際措置

① 知的財産権侵害の水際措置の手続

港や空港では、税関職員が知的財産権者の効果的な権利保護を実現するために、TRIPS 協定が適用される。

水際措置として、知的財産権に関する税関登録制度は確認されない。ライセンス契約の違反は、民事・商事裁判所に申し立てることができる。

水際措置は、『Medida Cautelar(予防措置)』と呼ばれており、一般管理規定 DACG No. DGA 007-2012、税関が適用する模倣品の疑いのある製品の輸出入に対する知的財産権保護のための水際措置に関する規定 (Disposición Administrativa de carácter General DACG No. DGA 007-2012, disposiciones relativas a las medidas en frontera para la protección de derechos industriales por importación o exportación de mercancías presuntamente falsificadas que serán aplicadas por el servicio aduanero) に基づき、輸出入のための商品の発送を一時的かつ臨時に差し止めることとされている。

税関は、商標権を侵害する模倣品と疑われる物品に対し、職権で措置をとることができる。すなわち、選択的かつ無作為に製品を確認し、模倣品と疑われる物品が確認された場合、申告者等の利害関係者に暫定的な差止が行われることを通知し、また同時に、検察庁へも事件の疑いを通知する。更に、模倣品の疑いについて税関総局に通知し、税関総局は、2 営業日にわたり、財務省(Ministerio de Hacienda)のウェブサイト¹¹上で、模倣品の保留および捜査について一般に公表する。ウェブサイトでの公表には、商標が偽造されたとされるブランド名、物品の写真、物品の原産地、公表日等が掲載される。商標権者または代理人は、当該公表の最終日の翌日の午前 0 時から最大 3 営業日以内に、税関総局に対して、当該ウェブサイトでの公表日から 10 営業日以内に司法手続を開始する意思を書面(公証人による認証を要し、商標登録証の写しなどを添付する)で表明しなければならない。更に、当該発見の通知から 10 営業日以内に、司法当局への差止の請求およびその決定の認証謄本あるいは、訴訟の提起と差止延長の申請書面の認証謄本を税関に提出しなければならない。これらの対応がとられなかった場合、当該物品の通関業務は再開される。従って、差止を有効に継続させるためには、訴訟等の司法手続が必要となる。

一方、商標権者または代理人から司法手続を開始する旨の書面を受領した税関総局は、当

¹¹ <https://sitio.aduana.gob.sv/category/avisos/> (2022 年 2 月 28 日)

該物品を留置する税関を通じて、利害関係者にその旨を連絡する。また必要に応じて、担保金の納付を要求する。

このほか、税関は、商標権侵害の証拠がある場合に商標権者または代理人が差止を申請したときは、これを行うことができる。税関総局は申請から 2 営業日以内に措置の実施を決定し、申請者に通知する。措置の実施が決定された場合は、その日から 3 営業日以内に、商標権利者は当該侵害についての司法手続を開始し、税関総局に通知する必要がある。これがない場合は、通関手続きが再開される。また、裁判所の命令がある場合は、税関はこれに従い、当該命令に定められた期間、あるいは適用開始日から 10 営業日、物品を差し止める。当該裁判所命令は、商標権侵害のみならず、他の知的財産権侵害においても適用される(知的財産法第 91 条)。

利害関係者は物品を保管するための倉庫の費用を支払わなければならない。また、税関で差し止めた物品の廃棄については、当該物品に係る訴訟(刑事)において侵害が確定した場合、権利者が別の方法を希望しない場合は、その破壊が命じられる。

裁判の終結までに要する日数は、それぞれの事案の状況によるが、大方 3 か月から 6 か月かかる。

当該措置は輸入および輸出のほか、トランジットの場合にも適用される。

② 管轄機関

税関総局およびエルサルバドル国家文民警察が管轄している。

③ 水際措置の運用

水際措置が機能しているかについては、事案によって異なり、また摘発件数等の統計情報等はないが、税関と権利者、税関と警察の連携なども機能している。

具体的な船荷情報の提供がなくとも税関は自主的に侵害品を検査でき、抜き打ち検査も行うことができ、そのような手続きの中で、侵害品や偽造品を特定することができる。

商業利用のためでなく、輸入者が個人で使用するために、知的財産権侵害品を個人輸入した場合には、差し止めの対象にならない。ただし、個人使用の目的を超えると判断されうるほどに大量の侵害品を輸入した場合には、差止の対象となり得る。同様の目的で物品を携帯して入国する場合、エルサルバドルへの入国時に記入する書類の中に「宣誓書(Declaración Jurada)」があり、申告すべき物品があるかどうかを知らせる義務がある。大量の物品を持ち込む場合、税関職員は数量を確認することができる。これと同時に知的財産権侵害品の輸入や脱税の疑いが発見された場合、税関職員は、物品の輸入書類の提出の要請、代理契約の提示の要請、税関職員がライセンシーの情報を知っていればライセンシーへの連絡をすることができる。

(5) 鑑定制度

知的財産権侵害の鑑定制度はない。

4. インターネット上の模倣品

電子商取引は、消費者保護法(Ley de Protección al Consumidor)に定められた規制の対象となる。同法は、消費者を保護することを目的とした法律で、電子商取引においても、消費者が契約を取り消すことができる権利を定めており、契約した商品が得られなかった場合は返金が保証されるなど、規定されている。そのため、模倣品が届き、正規品が得られなかった場合も保護される。インターネットサービスプロバイダーの責任は規定されていない。

インターネット上の模倣品の取り締まりは検察庁が行う。

電子商取引サイトは、エンクエントラ 24(encuentra24)やクラシフィカドス(Clasificados)、フェイスブックマーケットプレイス(Facebook・Marketplace)が大きなシェアを持っている。それぞれの知的財産に関するポリシーや掲載品削除の方法は以下のとおり。

i) エンクエントラ 24

知財ポリシーは有していないが、利用規約¹²において、著作権を侵害する商品の広告や、著作権に違反するコンテンツを含む広告を禁止している。

ii) クラシフィカドス

知的財産権に特定した記載はないが、広告掲載サービス一般規約(Condiciones Generales servicio de Publicidad)¹³や広告サービス一般規約(Condiciones Generales servicio de Anuncios)¹⁴において、法律、道徳、公序良俗に反する広告の掲載は禁止される旨、規定されている。さらに、一般利用規約(Condiciones Generales de Uso)¹⁵において、これらの規約に従わないユーザーに対し、事前の通知なくウェブサイトや提供されるサービスへのアクセスを拒否し、または撤回することができるとされている。

iii) フェイスブックマーケットプレイス

ビジネスポリシー(Business Policies)、コマース(Commerce)の禁止コンテンツ(Prohibited Content)の23番目に「第三者の侵害(Third-Party Infringement)」¹⁶が設けられており、「著作権や商標など、第三者の知的財産権を侵害するような出品投稿は禁止される。例えば、他者の商標や商品特徴を模倣した模倣品や偽造品が挙げられるが、これらに限定されない。」と規定している。

また、掲載品の削除については、ヘルプセンター(Help Center)に、知的財産の項目が設けられており、フェイスブックマーケットプレイスで知的財産権の侵害を見つけた場合は、ウェブサイト上の報告フォームを使用し報告できることが記されている¹⁷。さらに、商標権や著作権保護を目的とした権利保護プログラム「Brand Rights Protection」が構築されており、ビ

¹² <https://www.encuentra24.com/terms-es> (2022年2月28日)

¹³ <https://es.clasificados.st/ayuda?t=6&p=3> (2022年2月28日)

¹⁴ <https://es.clasificados.st/ayuda?t=6&p=2> (2022年2月28日)

¹⁵ <https://es.clasificados.st/ayuda?t=6&p=1> (2022年2月28日)

¹⁶ https://www.facebook.com/policies_center/commerce/third_party_infringement (2022年2月28日)

¹⁷ <https://www.facebook.com/help/835772913244854> (2022年2月28日)

https://www.facebook.com/help/258317347704209/?helpref=related_articles (2022年2月28日)

ジネスマネージャーアカウントに登録商標や著作権の対象となるものの画像を登録することにより、マーケットプレイスに投稿されているテキストやタイトルを検索し、検索結果を確認することで、知的財産権を侵害していると思われるコンテンツを特定できるようになる。このようにして発見したコンテンツは、コンテンツの横にある、侵害の種類のアイコンをクリックすることで、コンテンツ削除のリクエストを送信することができる。当該リクエストが認められるとそのコンテンツは削除される¹⁸。

5. その他

本稿に記すものの他、特筆すべきことはない。

6. 模倣品の実態および流通ルート

(1) 模倣品の実態

市場では模倣品として、衣類、靴、玩具、家庭用電化製品、自動車用スペアパーツ、ハンドバッグ、医薬品、スポーツ用品が見られる。模倣品が販売されている場所は、サンサルバドルの旧市街、ショッピングセンター、メトロセンター(Metrocentro)、メルリオ広場(Plaza Merliot)で、国内の主要な模倣品市場には、サンサルバドル旧市街にあるメルカド・セントラル(Mercado Central)、メルカド・デ・サンタ・アナ(Mercado de Santa Ana)、サン・ミゲル(San Miguel)が挙げられる。

模倣品は、パナマ共和国を経由した中国製品が多い。中南米地域では、パナマの他、メキシコ合衆国が挙げられ、主に衣類、靴、薬、服の模倣品が製造されている。

(2) 模倣品の流通ルート

主な模倣品流通ルートは、中国やパナマから輸入されるルートである。偽造品の主な入港地はアカフトラ(Acajutla)である。

¹⁸ <https://www.facebook.com/business/help/614897969686730?id=4533021280101097> (2022 年 2 月 28 日)

V. グアテマラ共和国

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関

知的財産権の保護や知的財産権に基づく摘発に関わる機関は、以下のとおり。

- i) 経済省(Ministerio de Economía)の知的所有権登録局(Registro de la Propiedad Intelectual、以下、「知的所有権登録局」)
商標およびその他の知的財産権の登録を担当する機関である。
- ii) 検察庁知的財産検事特別室(Fiscalía de Sección de Delitos contra la Propiedad Intelectual del Ministerio Público)
知的財産権侵害の犯罪捜査を担当する。
- iii) グアテマラ国家文民警察(Policía Nacional Civil de Guatemala)
検察庁と連携し調査等を補助する。市場などでも取り締まりができるが、そのためには裁判所の命令が必要である。
- iv) グアテマラ国家文民警察の特別部隊である港湾・空港・国境整備局(División de Puertos, Aeropuertos y Unidades Fronterizas、通称 DIPAFRONT)
輸入品の審査と知的財産権侵害の検出を担当し、侵害品を押収して知的財産権者に通知する。
- v) 歳入監督庁(Superintendencia de Administración Tributaria)の税関総局(Intendencia de Aduanas)
税関の管理を担う。輸入品の審査と知的財産権侵害の検出を担当し、侵害品を押収して知的財産権者に通知する。

2. 法律の概要

(1) 特許に関する法律の概要

グアテマラでは、特許は以下に規定される。

- ・ グアテマラ共和国憲法(Constitución Política de la República de Guatemala、以下、「グアテマラ憲法」)
- ・ グアテマラ共和国議会法令第 57-200 号産業財産法(Decreto Número 57-200 del Congreso de la República de Guatemala, Ley de Propiedad Industrial、以下、グアテマラ共和国の章において「産業財産法」)
- ・ 政令 89-2002 号産業財産法規則(Acuerdo Gubernativo Número 89-2002 Reglamento de la Ley de Propiedad Industrial、以下、グアテマラ共和国の章において「産業財産法規則」)
- ・ グアテマラ共和国議会法令 17-73 号刑法(Decreto Número 17-73 del Congreso de la República de Guatemala, Código Penal、以下、グアテマラ共和国の章において「刑法」)
特許に対する犯罪を規定する

また、グアテマラは、以下の国際条約などにも加盟している。

- ・ パリ条約(グアテマラ共和国議会法令第 11-98 号(Decreto Número 11-98 del Congreso de

la República de Guatemala)で承認)

- TRIPS 協定
- PCT

特許は「発明に関する発明者または権利者の権利を保護するために国が与える称号であって、その効果および範囲はこの法律によって決定される」と定義される(産業財産法第 4 条)。ただし、次のものは発明を構成しない(産業財産法第 91 条)。

- i) 単純な発見
- ii) 自然界に存在する形態の物質またはエネルギー
- iii) 自然界に存在し、人間の介入を必要としない生物学的処置
(微生物学的処置を除く)
- iv) 科学的理論および数理的手法
- v) 純粋に美的な創作物、文学的および芸術的作品
- vi) 経済、広告または事業の計画、原則、規則または方法並びに純粋に精神的または知的な活動または賭博に関するもの
- vii) 分離レベルにおけるコンピュータプログラム

また、次のものには特許が認められない(産業財産法第 92 条)。

- i) 人または動物の治療のための診断、治療および手術の方法
- ii) その利用が公序良俗に反する発明
(ただし、その利用は、単に何らかの法律上または行政上の処分によって禁止、制限または条件付けられていることだけを理由に、公序良俗に反するとはみなされない。)
- iii) その商業的利用が、人、動物、植物または環境の健康または生命の保護を防止するために必要である発明

特許の存続期間は 20 年で、出願日から起算される。この期間は更新できず、権利を存続させるためには特許年金の支払いが必要となる。

① 出願から登録までの手続き

- i) 出願
出願は知的所有権登録局に対して行う。
- ii) 方式審査
すべての形式要件が満たされているかどうかを確認する。
要件が満たされていない場合、知的所有権登録局は、出願人に対し、要求の通知から 3 か月間、要求された書類および情報を提供する期間を与える。要求された書類や情報が提出されない場合、その出願は放棄されたものとみなされる。
この審査は通常、出願から約 6 か月かかる。ただし、新型コロナウイルス(SARS-CoV2)感染症(以下、「COVID-19」)のパンデミックにより時間がかかることも予想される。
- iii) 出願公開
方式要件がすべて満たされると、第三者が出願について知ることができるように出願を公

開する。公開は、通常、出願から約 18 か月後に行われる。

iv) 異議申立

公開から 3 か月間、異議申立が受け付けられる。異議が申し立てられた場合、出願人は 3 か月間以内に、異議に対して答弁書を提出しなければならない。

v) 実体審査

異議申立に対する答弁書が提出された場合、異議申立がないまま公開から 3 か月が経過した場合、その出願は実体審査に移行する。ただし、実体審査の実施には、審査費用を支払い、審査請求を行わなければならない。審査請求までに出願から 3 年かかる場合がある。また、実体審査は約 18 か月から 2 年を要する可能性がある。

vi) 査定

実体審査を経て、特許付与の可否が判断される。特許が付与される場合、出願人は証明書発行のための登録料を支払わなければならない。これは通常、出願から約 4 年から 5 年後に行われる。

vii) 権利維持

特許の維持には特許年金の支払いが必要となる。特許が付与された後、出願人が特許年金を支払っていない期間がある場合、出願人は、2 か月以内に、特許を存続させるために未払いの年金を支払わなければならない。

② 拒絶査定への対応

出願が拒絶された場合、知的所有権登録局の上位機関である経済省 (Ministero de Economia) に対し、不服を申し立て、拒絶査定の取消を訴えることができる。この訴訟は比較的簡易で、申立人が審判を提起し、5 日間の書類提出期間が設けられて、審理が行われる。その中で、申立人は出願が認められるべき理由に関する主張を提出し、この主張と知的所有権登録局、グアテマラ司法長官室 (Procuraduria General de la Nación)、経済省の法律顧問の意見を聞いたうえで、経済省が審決を下す。決定が申立人に対して有利なものであれば、特許付与のために知的所有権登録局に差し戻されるが、不利なものであれば、申立人は経済省に対して行政係争 (Contencioso Administrativo) と呼ばれる裁判を開始することができる。この訴訟手続きは司法による裁判であり、多くの手続段階がある。取消審判には約 1 年、訴訟には約 2 年から 3 年かかる。

③ 特許権侵害

前述のように刑法はすべての犯罪を類型化しており、特許に関する侵害行為として、以下のとおり定めている (刑法第 275 条)。特許権の侵害行為は、親告罪である。

- i) 第三者の特許で保護された製品を生産、考案、商業化、販売の申出、市場への投入、保管または展示する行為
- ii) 第三者の特許で保護されたプロセスを適用し、または、そのようなプロセスから得られた製品に関連して前 i) のいずれかの行為を実行すること

④ 無効審判等

当事者系審判は、民事裁判の口頭審理で行われ、行政上の裁判手続 (Recurso Revocatoria) よりも時間を要しない傾向にある。利害関係者が訴訟を提起し、裁判官が特許権者に答弁を提出するように通知し、証拠を提出した後、裁判官が判決を下す。この手続きは、当事者による遅延行為がない場合、約 1 年要する。

(2) 実用新案に関する法律の概要

実用新案は以下に規定されている。

- ・ 産業財産法
- ・ 産業財産法規則
- ・ 刑法(実用新案権を侵害する行為を犯罪として規定)

なお、特許に関する規定は、実用新案に関する特別規定に反しない限り、実用新案にも適宜適用される(産業財産法第 142 条)。

実用新案とは、「物体またはその一部の要素の形状、構成または配置の改良または革新であって、その製造、操作または使用において何らかの技術的効果を与えるもの」と定義される(産業財産法第 4 条)。

また、実用新案の要件は、産業上の利用が可能であり、かつ、新規性を有することである(産業財産法第 144 条)。実用新案は、それが技術の状態に関して識別可能な実用的特性に寄与していない場合には、新規性があるとはみなされない。とりわけ、その配置、構成、構造または形態の変更の結果として、それらを構成する部分に関して異なる機能を呈し、またはその実用性に関して利点を有する器具、物、装置、器具、道具および装置並びにそれらの部分は、実用新案とみなされる。

一方、以下は、保護の対象とはならない(産業財産法第 143 条)。

- i) 手順
- ii) 物質または組成物
- iii) 産業財産法に基づき特許要件から除外される事項

実用新案権の存続期間は 10 年で、更新できない。

グアテマラはパリ条約や TRIPS 協定などの国際条約にも加盟している。

① 出願の手続き

出願から登録までの手続きは、特許と同様である。

- i) 出願

出願は知的所有権登録局に対して行う。

- ii) 方式審査

すべての形式要件が満たされているかどうか確認される。要件が満たされていない場合、出願人は通知から 3 か月間、要求された書類および情報を提供する期間が与えられる。要求された書類や情報が提出されない場合、その出願は放棄されたものとみなされる。この審査は通常、出願から約 6 か月かかる。ただし、COVID-19 のパンデミックにより時

間がかかることも予想される。

iii) 出願公開

方式要件がすべて満たされると、第三者が出願について知ることができるように出願は公開される。公開は、通常、出願から約 18 か月後に行われる。

iv) 異議申立

公開から 3 か月間、異議申立が受け付けられる。異議が申し立てられた場合、出願人は 3 か月間以内に、異議に対して答弁書を提出しなければならない。

v) 実体審査

異議申立に対する答弁書が提出された場合、異議申立がないまま公開から 3 か月が経過した場合、その出願は実体審査に移行する。実体審査の実施には、審査費用を支払い、審査請求を行わなければならない。審査請求までは、出願から 3 年を要する場合がある。また、実体審査には約 18 か月から 2 年かかる可能性がある。

vi) 査定

実体審査を経て、実用新案権の付与の可否が判断される。実用新案権が付与される場合、出願人は証明書発行のための登録料を支払わなければならない。これは通常、出願から約 4 年から 5 年後に行われる。

vii) 権利維持

実用新案権の維持には年金の支払いが必要となる。実用新案が付与された後、出願人が実用新案年金を支払っていない期間がある場合、出願人は、2 か月以内に、実用新案権を存続させるために未払いの年金を支払わなければならない。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定を含む知的所有権登録局の最終決定に対しては、知的所有権登録局の上位機関である経済省が管轄する取消審判と呼ばれる行政不服申立を行うことができる。この訴訟は比較的簡易で、申立人が審判を提起し、5 日間の書類提出期間が設けられ、審理が行われる。拒絶査定に対する不服申立の場合、その中で、申立人は拒絶に対するすべての主張を提出し、この主張と知的所有権登録局、グアテマラ司法長官室、経済省の法律顧問の意見を聞いたうえで、経済省が審判を下す。決定が申立人に有利なものであれば、実用新案の付与のために知的所有権登録局に差し戻されるが、不利なものであれば、申立人は経済省に対して行政係争と呼ばれる裁判を開始することができる。取消審判には約 1 年、訴訟には約 2 年から 3 年かかる。

③ 実用新案権侵害

実用新案権は特許と同じように保護され、同様に、刑法第 275 条に規定されている特許に関する以下の侵害の事例が適用される(産業財産法第 142 条)。

- i) 第三者の実用新案権で保護された製品を生産、考案、商業化、販売の申出、市場への投入、保管または展示を行った者

実用新案権の侵害行為は、親告罪である。

④ 無効審判等

無効を求める当事者系審判は、民事裁判の口頭審理で行われ、行政上の裁判手続きよりも時間がかからない傾向にある。利害関係者が訴訟を提起し、裁判官が実用新案権者に通知して答弁を求め、証拠を提出し、その後裁判官が判決を下す。当事者が遅延行為をとらなければ、約 1 年で解決する。

(3) 意匠に関する法律の概要

意匠は、以下に規定されている。

- ・ 産業財産法
- ・ 産業財産法規則
- ・ 刑法(意匠権を侵害する行為を犯罪として規定)

産業財産法では、意匠にはデザインと産業モデルが含まれると定義されており、デザインとは、装飾を目的として産業製品または手工業製品に組み込まれ、それ自体が特定の外観を持つ図形、線、色の組み合わせと理解されるべきであり、産業モデルとは、産業製品の製造のための型またはパターンとして機能し、それが特別な外観を持ち、技術的な機能目的を持たない三次元形状と理解されている。

特許に関する規定は、意匠に関する特別規定に反しない限り、意匠登録にも適用されるため(産業財産法第 147 条)、実用新案や特許に関する第 161 条から第 174 条の規定が適用される。

意匠権の有効期間は 10 年であるが、1 度に限り 5 年の更新が可能である。また、意匠は、最初に開示された時点から 3 年間、登録なしで保護されると法律で定められていることも重要である。

なお、グアテマラはハーグ協定に未加盟である。

① 出願から登録までの手続

- i) 出願
知的所有権登録局に対して出願する。
- ii) 方式審査
すべての形式要件が満たされているかどうかを確認される。要件が満たされていない場合、知的所有権登録局は、出願人に対し、その通知から 3 か月間、必要な書類および情報を提出する期間を与える。要求された書類や情報が提出されない場合、その出願は放棄されたものとみなされる。この審査は通常、出願から約 6 か月かかる。この期間は COVID-19 のパンデミックにより時間がかかることもある。
- iii) 出願公開
すべての方式要件が満たされると、第三者が出願について知ることができるように出願を公開する。公開は通常、出願から約 12 か月後に行われる。
- iv) 異議申立
公開から 3 か月間、異議申立が受け付けられる。異議が申し立てられた場合、出願人は 3 か月間以内に、異議に対して答弁書を提出しなければならない。
- v) 実体審査

異議申立に対する答弁書が提出された場合、異議申立がないまま公開から3か月が経過した場合、その出願は実体審査に移行する。なお、実体審査の実施には、審査費用を支払い、審査請求を行わなければならない。出願から審査請求まで約18か月かかる。また、実体審査は約6か月から12か月かかる可能性がある。

vi) 査定

実体審査を経て、意匠権が付与される場合、出願人は証明書発行のための登録料を支払わなければならない。これは通常、出願から約20か月後に行われる。

vii) 権利維持

意匠権の維持には意匠年金の納付が必要となる。意匠権が付与された後、出願人が意匠年金を支払っていない期間がある場合、出願人は意匠権を存続させるために、2か月以内に、未払いの意匠年金を支払わなければならない。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定を含む知的所有権登録局の最終決定に対しては、取消審判と呼ばれる行政不服申立を行う必要がある。手続きについては、特許や実用新案の場合と同様である。

③ 意匠権侵害

保護された意匠を複製した製品を生産、製造、販売、販売の申出、流通、保管、または展示することは侵害行為とみなされる(刑法第275条)。

この侵害は、告訴があった場合にのみ起訴される親告罪である。

他方、民事上の侵害について、産業財産法では、知的財産権者は、第三者が、同意なしに、保護されたデザインと同一または類似の複製である意匠が付されたまたは組み込まれた物品を製造、販売、輸入、販売のための提供、使用、またはいかなる方法でも商業的に利用することを防止するために、民事訴訟(口頭審理および保全処分)によって措置をとることができる。と規定する。

④ 無効審判等

無効を求める当事者系審判は、民事裁判の口頭審理によって行われ、行政上の裁判手続よりも時間がかからない傾向にある。利害関係者が訴訟を提起し、裁判官が意匠権者に通知して答弁を求め、証拠を提出し、その後裁判官が解決する。この手続は、当事者が遅延行為をしなれば、約1年で終結する。

(4) 商標に関する法律の概要

商標は、以下に規定される。

- ・ 産業財産法
- ・ 産業財産規則
- ・ 刑法(商標権を侵害する行為を犯罪として規定)

商標権の有効期間は10年で、同じ期間(10年)更新することができる。

グアテマラはマドプロに未加盟だが、パリ条約や TRIPS 協定などの国際条約に加盟している。

グアテマラでは、識別性のある記号はすべて商標として登録することができ、匂い商標、音商標、立体商標など非伝統的商標も登録が認められる。また、商号、商標認証、団体商標、スローガンなども登録できる。

商標は、言葉や言葉の組み合わせ、文字、図形、モノグラム、模様肖像画、ラベル、紋章、プリント柄、版画絵、飾り模様、縁飾り、色の線や帯状、配置、組み合わせ、およびこれらの標章の組み合わせで構成される。また、商品や役務の販売手段やその他知的所有権登録局の判断によって与えられる識別力を有する音や匂い、商品の形態、外観、包装、で構成される場合もある。

国内または海外の地理的表示は、適用される商品または役務に関して特徴的であり、その使用が、商標が使用される商品または役務の起源、品質または特性に関して混乱または連想を生じさせる可能性がないことを条件に、商標として登録できる。

商標が適用される製品または役務の性質は、いかなる場合も商標の登録を妨げるものではない。また、製品や役務を販売するための商標の使用は任意であり、商標の出願や登録を得るために、その事前使用を証明する必要はない。商標が一連の要素で構成されたラベルまたはその他の標章からなり、そこに商品または役務の名称が表現されている場合、登録はその商品または役務に対してのみ認められる(産業財産法第 16 条)。

① 出願から登録までの手続

i) 出願

商標登録出願をする前に先行商標調査をすることが推奨される。

ii) 方式審査

出願がすべての形式的要件に適合しているかどうか確認される。是正すべき点がある場合には、出願人にその旨を通知し、補正のための 1 か月の期間を与える。この審査は、出願から約 1 か月かかる。

iii) 実体審査

出願商標が許容できないものではないか、第三者の権利に影響を与えるものではないか審査される。なお、実体審査費用の支払いが必要となるが、審査請求は要求されない。商標が認められないと判断した場合、登録機関は出願を却下し、その旨を通知する。出願から実体審査までの所要期間は、約 2 か月である。

iv) 出願公開

すべての要件が満たされると、第三者に出願について知らせ、異議申立を可能とするために、出願が公開される。公開は、通常、出願から約 2 か月から 3 か月後に行われる。

v) 異議申立

公開から 2 か月間、異議申立を受け付けられる。異議申立があった場合、出願人は 2 か月のうちに、異議申立に答弁することができ、さらに 2 か月の証拠提出期間が設けられる。その後、知的所有権登録局が異議申立の可否を決定する。異議申立から知的所有権登録局の決定に至るまでに要する期間は、約 1 年である。

vi) 査定

異議の申立がない場合、または異議申立が却下された場合、知的所有権登録局は、出願人に対して登録料の納付命令を出し、登録料の支払いによって、登録簿への商標の登録が命じられる。出願から支払命令までの所要期間は、異議申立がない場合、約 7 か月である。

また、商標証明書が発行される。所要期間は、異議申立がない場合、出願から約 9 か月である。

② 拒絶査定への対応

拒絶審判を含む知的所有権登録局の最終判断に対しては、取消審判と呼ばれる行政不服申立を行うことができる。

出願が却下され、これに対し不服申立を行う場合、知的所有権登録局の上位機関である経済省が管轄する取消審判と呼ばれる不服申立を行うことができる。この審判は比較的簡易で、申立人が審判を起こすと、5 日間の書類提出期間が設けられ、審理が行われる。申立人は拒絶に対するすべての主張を提出し、この主張と知的所有権登録局、グアテマラ司法長官室、経済省の法律顧問の意見を聞いたうえで、経済省は審判を下す。決定が申立人に有利なものであれば、商標権の付与のために知的所有権登録局に差し戻されるが、不利なものであれば、申立人は経済省に対して行政係争と呼ばれる裁判を起こすことができる。取消審判には約 1 年、訴訟には約 2 年から 3 年かかる。

③ 商標権侵害

商標権侵害に該当する行為は以下のとおりであり、権利者の同意を得ずにこれらを行った者には、民事責任を害することなく、1 年から 6 年の懲役および 50,000 から、750,000 ケツァール（約 6,485.94 から 97,289.13 米ドル¹⁹）の罰金が科される（刑法第 275 条）。

- i) 登録された特徴的な標章で保護されている商品・役務を商取引に導入し、販売し、販売の申出をし、保管し、もしくは配布する者、または登録により保護されている商品・役務と同一もしくは類似の商品・役務に関連して当該標章を偽造する者
- ii) 保護された商号、紋章、広告表現または標章を用いて取引を行うこと
- iii) 登録された特徴的な標章で保護されている商品または役務を、当該標章を部分的または全面的に変更、置換、または抑制した後に、商業に導入し、販売し、販売の申し出をし、保管または配布する行為
- iv) 他の商標と紛らわしい登録商標を使用した商品または役務を、その使用の中止を命じる決定が下された後に、使用、販売の申し出、保管または配布すること
- v) 登録商標またはその模倣品・偽造品を複製または含有するラベル、容器、包装、パッケージその他の類似物を製造し、さらにそれらを販売、保管または表示する行為
- vi) あらゆる目的のために、登録された特徴的な標章を有する容器、包装、ラベル、その他のパッケージを詰め替えたり、再利用したりすること

¹⁹ 7.70898 ケツァール/米ドルにて計算。以下、同じ。

- vii) 商取引において使用する、ラベル、包装、容器、その他の梱包・包装手段、事業者の製品や役務の識別、または製品や役務の出所について誤解や混乱を招く恐れのあるそのような製品や役務のコピー、模造品、複製物
- viii) 製品または役務に関連して、当該製品または役務の原産地、または製品、その製造者、流通業者の同一性について公衆を誤認させるおそれのある地理的表示を商業目的で使用する場合
- ix) 製品の真の原産地が表示されている場合でも、混同を招く恐れのある原産地呼称を商業的に使用したり、原産地呼称の翻訳を使用したり、「タイプ」、「ジャンル」、「マナー」、「イミテーション」などの類似した表現とともに使用したりする場合
- x) 商流に偽造品を導入するために、輸入または輸出すること
- xi) 登録商標またはその複製物もしくは不正な模倣品を、その商標が適用されている商品または役務と同一または類似の商品または役務に対して商業的に使用すること

刑法第 275 条の商標権侵害は親告罪である。

④ 無効審判等

無効を求める当事者系審判は、民事裁判の口頭審理によって行われ、行政訴訟よりも時間がかからない傾向にある。利害関係者が訴訟を起こし、裁判官が商標権者に抗弁をするように通知し、証拠を提出した後、裁判官が解決する。これは、当事者が遅延行為をしなければ、約 1 年で終結する。

⑤ 悪意の商標

周知された商標は登録なしで保護されており、周知された商標に影響を与える出願は知的所有権登録局で拒絶される可能性がある。また、悪意のある登録商標はその登録を取り消される可能性があり、悪意のある商標が公開された場合には、商標権者は異議を申し立てることができる。悪意の商標を主張する者は、悪意を証明することが必要となる。以下の場合に悪意とみなされる(産業財産法第 67 条)。

- i) 出願人が提供した虚偽または不正確なデータに基づいて登録された場合
- ii) 出願人が、他国で問題となっている標章、または類似した紛らわしい標章を登録した、または以前に出願した人物の代理人、代表者、顧客、使用者、ディストリビューターであるかまたはその他の関係を持っているかまたは持っていた場合、合法的な権利者の許可がない場合
- iii) その標章が、産業財産法第 21 条 c)に規定されているように、周知された商標または他の周知の標章に影響を与えるものである場合
- iv) 申請者が、その活動により、他人の商標の存在を知っていたまたは知るべきであった場合

悪意の商標への対処法として、商標が悪意を持って登録された場合、その権利者とされる者に対し、法的措置を避けるために商標を譲渡するよう、停止通告書によって要求することができる。また、口頭審理によって無効手続を開始することもできる。悪意のある商標がまだ登録されて

いない場合は、悪意のある出願に対して異議申立を行うことができる。

(5) 著作権に関する法律の概要

著作権は、以下に規定されている。

- ・ グアテマラ憲法
- ・ グアテマラ共和国議会法令第 33-98 号著作権および関連する権利に関する法律 (Decreto Número 33-98 del Congreso de la República de Guatemala, Ley de Derechos de Autor y Derechos Conexos、以下、グアテマラ共和国の章において「著作権法」)
- ・ 政令第 233-2003 号著作権および関連する権利に関する法律の規則 (Acuerdo Gubernativo 233-2003, Reglamento de la Ley de Derechos de Autor y Derechos Conexos、以下、「著作権法規則」)

また、以下の条約に加盟している。

- ・ 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (グアテマラはグアテマラ共和国議会法令第 71-95 号 (Decreto 71-95 del Congreso de la República de Guatemala) により承認)
- ・ 実演家、レコード製作者および放送機関の保護に関するローマ条約 (Convencion de Roma sobre la proteccion de los artistas intérpretes o ejecutantes, los productores de fonogramas y los organismo de radiodifusión、グアテマラ共和国議会法令第 37-76 号 (Decreto numero 37-76 del Congreso de la Republica e Guatemala) により承認)
- ・ TRIPS 協定

著作権法は、著作者人格権 (著作物の完全性に関する著作者の権利) と、財産権 (著作物の使用を制限する権利)、および著作権に関連する権利 (編集、複製、翻訳等の権利) を規定している。

文芸、科学および芸術の分野におけるすべての創作物は、その表現方法や形式が何であれ、独創的な知的創作物である限り著作物とするとし、特に、以下が挙げられる (著作権法第 15 条)。

- i) 文字、記号または慣用的なマークによって、書面で表現されたもの
(コンピュータプログラムを含む)
- ii) 講演、演説、説教など、口頭で表現されたもの
- iii) 歌詞の有無にかかわらず、音楽作品
- iv) 演劇および演劇音楽作品
- v) 振り付けおよびパントマイム作品
- vi) 視聴覚資料
- vii) 美術品 (デッサン、絵画、彫刻、リトグラフなど)
- viii) 建築作品
- ix) 写真作品および写真に類似したプロセスによって表現されたもの
- x) 応用美術
- xi) 挿絵、地図、スケッチ、図面、計画、塑像作品 地理、地形、建築または科学に関するもの

前述の列举は例示的なものであり、網羅的なものではない。そのため、既知の著作物と将来創作される著作物の両方がこの法律の保護を享受することになる。

二次的著作物について、以下に該当するものは、場合によっては原著作物に対する著作権を損なうことなく、著作物とみなされる(著作権法第 16 条)とする。

- i) 著作物の翻訳、翻案、音楽の編曲およびその他の変形
- ii) アンソロジー、辞書、編集物、データベースなど、素材の選択や配置がオリジナルの創作物を構成する場合

著作権の存続期間は、著作者の死後 75 年である。ソフトウェアの場合は、著作物の最初の公開から 75 年間である。

① 著作権侵害

刑法において侵害行為は次のように規定されており、親告罪である以下の行為を行った者は、1 年以上 6 年以下の懲役および 50,000 から 750,000 ケツァール(約 6,485.94 から 97,289.14 米ドル)の罰金に処される。(刑法第 274 条)。

- i) 著作権者、実演家、レコード製作者または放送機関を偽ること
- ii) 作品の完全性または著作者の名誉および評判に歪曲、切除、修正その他の損害を生じさせること
- iii) 著作者または権利者の許諾を得ずに、作品、実演、レコードまたは放送を複製すること
- iv) 著作者または権利者の許諾を得ずに、保護された作品の全部または一部を改作、編曲または変形すること
- v) 権利者の許諾を得ることなく、保護された著作物またはレコードを手段または過程を問わず公衆に伝達すること
- vi) 著作物またはレコードの全部または一部の複製物を、販売、長期リース、レンタル、購入選択権付リース、貸与その他の方法によって無許可で頒布すること
- vii) 芸術的解釈または実演を、解釈者もしくは実演家または権利者の許諾を得ることなく、手段または過程を問わず固定、複製または公衆に伝達すること
- viii) 衛星、ラジオ、有線、ケーブル、光ファイバーまたはその他の手段で送信された放送を、権利者の許諾を得ずに固定化、複製または再送信すること
- ix) 権利者の許諾を得ずに、料金を支払うことにより公衆がアクセスできるサイト上で、または製品や役務を消費または取得する目的で、放送または送信を公衆に伝達すること
- x) 著作者が他者であるかのように、あるいは他の著作物であるかのように、保護された作品に異なるタイトルを付し、あるいはタイトルを隠して、または作品の本文を差し替えて出版すること
- xi) 有形または無形の装置またはシステムを、その装置またはシステムが主に暗号化された衛星信号の復号に役立つもしくは補助するものであることを知りながら、または知りえながら、その信号の合法的な配信者の許諾を得ずに製造、組立、修正、輸入、輸出、販売、リース、または何らかの方法で配布すること、または暗号化された衛星信号として発

信された番組を伝送する信号を、その信号の合法的な配信者の許諾を得ずに、復号されたものであることを知りながら意図的に受信および配布すること

- xii) 有効な技術的手段に関する次の行為
 - a) 保護された著作物、演奏、またはレコードへのアクセスまたは不正使用を防止または制御する効果的な技術的手段を回避する行為、または回避しようとする行為
 - b) 以下のような装置、製品、またはコンポーネントを製造、輸入、配布、提供、販売、販売のための提供、その他の方法で販売すること、または公衆への提供、もしくは役務の提供
 - ・ 有効な技術的手段を回避する目的で宣伝、広告、または販売されているもの
 - ・ 効果的な技術的手段を回避する以外の限定された商業的に重要な目的または用途しか持たないもの
 - ・ 効果的な技術的手段の回避を可能にする、または容易にすることを主な目的として設計、製造、または実行されるもの
- xiii) 著作者、著作権者、実演家、レコード製作者、放送事業者の排他的権利の侵害を誘発、許可、促進、または隠蔽する行為
- xiv) 権利管理情報を許可なく削除または変更する行為
- xv) 権利管理情報が許可なく削除または変更されたことを知りながら、権利管理情報を配布または配布のために輸入する行為
- xvi) 権利管理情報が許可なく削除または変更されたことを知りながら、著作物、演奏、レコードまたは放送の複製物を許可なく配布、マーケティング、プロモーション、輸入、普及、通信または公衆に提供する行為
- xvii) 保護された著作物、音声、演奏または放送を、著作者または権利者の許諾を得ずに、複製またはコピーし、またはあらゆる種類の有形媒体で輸送、保管または隠匿すること
- xviii) 許諾を得ずに、保護される著作物、演奏、音声、放送の使用やその他の活動によって収益を得ること
- xix) 著作者または権利者の同意を得ずに新しい著作物を開示すること
- xx) 著作者または権利者の許諾を得ずに、著作物の全部または一部を翻訳すること
- xxi) 販売、長期リース、レンタル、リース購入、貸与その他の方法により、保護された原著作物もしくはレコードまたはその合法的な複製物を、許諾を得ずに頒布すること
- xxii) 権利者の許諾を得ずに、保護された原著作物またはその複製物を取引のためにあらゆる種類の媒体またはレコードで輸入または輸出すること

前 xiv)、xv)および xvi)の規定は、政府の職員または請負人が法の執行、情報、国防、安全保障その他類似の政府目的の遂行のために行う合法的に許可された活動には適用されない。また、以下の場合には、前述 xii)において侵害に当たらない(刑法第 274 条、著作権法第 133 条 6)。

- i) 独立して入手されたコンピュータプログラムと他のプログラムとの相互運用性を実現することを唯一の目的として、リバースエンジニアリングに従事する者が利用できなかった合

法的に入手したコンピュータプログラムの特定の要素に対して善意で行うリバースエンジニアリング行為

- ii) 特定および分析に関し経験と学位を有する研究者が、情報を符号化および復号化する技術の欠陥および脆弱性を特定および分析するために必要な範囲で、著作物、演奏、またはレコードの複製物、固定されていない実演、または展示を合法的に入手し、当該活動の許可を得るために誠実に努力して行う善意の行為
- iii) 未成年者による不適切なオンラインコンテンツへのアクセスを防止することのみを目的としたコンポーネントまたは部品を、技術、製品、サービス、デバイスに組み込むこと
- iv) 自然人のオンライン活動を反映した個人を特定できる情報を非公開の形で収集または拡散する機能を、作品にアクセスする能力に影響を及ぼさない形で特定し、無効化することのみを目的とした行為

消費者向け電子製品、電気通信製品またはコンピュータ製品のための部品およびコンポーネントのデザイン、または設計および選択は、製品が刑法第 274 条(vii)を侵害していない場合、著作権の侵害を回避するための特定の技術的措置に対応する必要はない。

次の各号に記載されているものが、著作物、実演またはレコードの複製物に添付されている場合、または著作物、実演又レコードの伝達または公衆への提供に関連して表示されている場合には、前述の「権利管理情報」として理解されるものとする。

- i) 著作物、実演またはレコード、著作物の著作者、実演の実演家、レコードの作成者、またはその他の著作物、実演またはレコードに関する保護された権利者を識別する情報
- ii) 著作物、実演またはレコードの使用条件に関する情報
- iii) かかる情報を表す数値またはコード

② 著作権登録制度

グアテマラには著作権登録制度は存在する。著作権者は、作品の写し、著作権者の宣誓書、該当する場合には著作権譲渡書を添えて申請し、知的所有権登録局は、申請の簡易な審査を行い、登録証を発行する。登録手続きには約 3 ヶ月かかる。この登録は著作権が侵害された場合に、自らが著作者であることの証拠として用いることができる。

(6) その他の模倣品対策を規定する法律

前述のように模倣品は産業財産法や産業財産法規則、刑法で規制されるが、その他、以下を挙げることができる。

- ・ 中米統一関税コード(Código Aduanero Uniforme Centroamericano、以下「CAUCA」)
- ・ 中米統一税関コード規則(Reglamento del Código Aduanero Uniforme Centroamericano、以下「RECAUCA」)

これらの保護の対象はあらゆる知的財産権者となる(CAUCA 第 75 条、RECAUCA 第 5 条第 316 条)。模倣品の可能性がある場合、税関(Autoridades Aduaneras)は知的財産権者に情報を提供しなければならず、従って、権利者は、税関に対し、商標、商品、模倣品の見分け方につい

て知らせることが重要である。

3. 知的財産権侵害に対する措置の概要

(1) 行政措置

グアテマラでは、知的財産権侵害に対する行政措置はない。

(2) 刑事措置

グアテマラでは、刑法第 274 条および第 275 条に規定されている侵害行為が処罰の対象となる。著作権を侵害した場合、1 年以上 6 年以下の懲役および 50,000 から 750,000 ケツァール(約 6,485.94 から 97,289.14 米ドル)の罰金が科せられる(刑法第 274 条)。また、産業財産権を侵害した者は、1 年から 6 年の懲役および 50,000 から 750,000 ケツァールの罰金が科せられる(刑法第 275 条)。

刑法やグアテマラ共和国議会法令第 51-92 号刑事訴訟法(Codigo Procesal Penal, decreto 51-92 del Congreso de la Republica、以下、グアテマラ共和国の章において「刑事訴訟法」)によれば、検察官は犯罪に関与した者を捜査し、刑事裁判所(Juzgado de primera instancia penal)に起訴する。

検察官は刑事裁判長に以下の予防措置を求めることができる。

- i) 侵害製品の使用、適用、配置、商業化および不正行為の即時中止
- ii) 侵害製品の押収(容器、包装、ラップ、ラベル、印刷物、広告物、機械、その他侵害の結果となったまたは侵害を行うために使用されたもの、侵害を行うために使用された手段を含む)
- iii) 前項で言及された製品、材料または手段の輸入の禁止
- iv) ii)で言及された製品、材料または手段の没収および司法預託への移送
- v) ii)で言及された製品、材料または手段の破壊を含む、侵害または不正競争行為の継続または反復を防止するために必要な措置
- vi) 無効または取消が求められている登録への注釈の請求
- vii) 侵害製品の参入、流通、販売、マーケティングに必要な衛生その他の登録またはライセンスの停止

刑事手続は、次の流れで進められる。

- i) 被害者による検察官への告訴状の提出
- ii) 検察庁による予備捜査
告訴状の証人を求め、場合によっては調停審理を求めることもある。
- iii) 司法的な刑事手続への変更
検察官から裁判官に対し要請される。
- iv) 予防措置の要求
- v) 召喚状または逮捕状の請求
- vi) 刑事手続の開始

裁判官から被告人に、告発内容が伝えられる。

vii) 捜査

非留置者が逮捕された場合は 3 か月、別の措置が認められた場合は最大 6 か月間、行われる。

viii) 刑事裁判

被告人の刑事責任の有無を判断するための弁論が行われる。

刑事訴訟法第 124 条、第 125 条の解釈から、知的財産権者である被害者は賠償を受ける権利を有すると考えられ、権利者への賠償金の支払いもなされる可能性がある。損害賠償は、以下の基準に従って計算される(産業財産法第 184 条)。

i) 損害賠償額は、侵害行為の結果として権利者が被った損害に応じて算出するものとし、特に以下のものを含めることができる。

- ・ 権利者が提出した希望販売価格またはその他の正当な価値の尺度に基づく、侵害行為、登録または無効・取消された特許の不適切な使用、または不正競争行為の結果としての権利者の利益の喪失
- ・ 侵害された権利の商業的価値および既に付与された全ての契約上の実施権を考慮して、被告または被疑者が契約上の実施権を得るために支払わなければならなかったであろう価格

ii) 損害額は、訴訟の根拠となった行為の結果として侵害者が得た利益によって算出される。

商標権の侵害の場合、権利者は、押収、没収または差押えの対象となる侵害物品の各々について、賠償金のほか、製品価値の 10 倍までの示談金を選択することができる。このような示談金は、侵害によって権利者に生じた損害を賠償し、かつ将来の侵害を抑止するのに十分な金額で、被告または被疑者の管轄区域の裁判所によって決定されなければならない。

刑事措置は実際に行われているが、措置についての統計情報はない。

再犯者に対する厳罰化の規定はあり、刑法では、再犯者には、刑事手続を停止する機会がなく、また、服役期間も金銭による支払いによって代替することができないと定められている(グアテマラの一部の犯罪では、刑務所での刑期を罰金に類似した支払いで替えることができる)。

模倣品の処分方法に関する規定について、刑法によれば、犯罪の道具は没収されなければならない、その後破棄することができる。刑事訴訟法では、物品の引渡しと押収について、犯罪に関連する物や文書、捜査に重要な意味を持つ物、没収の対象となる物は、最善の方法で寄託し、保存しなければならないと規定されており、それらを所持している者は、要請する当局に提示し、引き渡す義務があり、自発的に引き渡されない場合は、その差し押さえが命じられる(刑事訴訟法第 198 条)。

刑事措置の利点は、商標権侵害に限られるが、加害者が製品の価値の 10 倍までの示談金を支払うことが認められており、加害者は示談金の支払いにより裁判を避けることができ、被害者も金銭による賠償を受けることができる点にある。また、侵害製品が破壊される点も利点に挙げられる。一方、刑事措置のデメリットは、知的財産権を専門とする裁判官がいないため、一般の裁判官が刑事

手続を行うことになり、知的財産権に関する知識が不十分であるために、手続の適切な進行が妨げられることが多いことである。

(3) 民事措置

産業財産権に関する訴訟を提起する者または不正競争行為に対して訴訟を提起しようとする者は、自己の権利を保護し、侵害の実行を阻止または予防し、その結果を回避し、証拠を取得または保存する目的で、管轄裁判官が適切と考える予防措置を命じるよう求めることができる(産業財産法第 173 条)。裁判官は、要請された措置の決定において、措置によって影響を受ける当事者および当局自体を保護し、権利の濫用を防止するために、その執行に先立って保証金またはその他の合理的な保証(これらを合わせて「担保」という。)を提示することを申立人に要求することができる(産業財産法第 186 条)。

産業財産権に関連する不正競争行為は以下のものとなる(産業財産法 173 条)。

- i) 他人の商品、役務、会社または設立に関して、混同を引き起こす、関連づける、あるいは、特徴的な標章の特性を弱める恐れのある行為または不作為
- ii) 自己または他者の商品・役務・会社・施設を誹謗中傷したり、信用を失墜させたりすることが可能な、または、自己または他者の商品・役務の起源、性質、製造方法、使用適性、使用または消費、数量、その他の特性について誤解を招く可能性のある、虚偽または不正確な表示または事実を使用、宣伝、開示すること
- iii) 自己または第三者の製品または役務の起源、性質、製造方法、使用の適合性、使用または消費、量またはその他の特性に関して誤解を与える可能性がある場合に、真実の情報を不適切に使用または省略すること
- iv) 他人の努力や名声の結果を商業目的で利用するために、産業財産法で保護されている製品を型取り、トレース、コピー、その他の方法で複製するために第三者が使用すること(ただし、この行為が犯罪となる場合を除く)
- v) 地理的または文化的起源に混乱を生じさせる恐れがある標章、紙幣や有価証券等を複製するものなど、産業財産法第 20 条第 1 項第 i)、j)、k)、l)、m)、n)、ñ)、o)および p)により登録が禁止されている特徴的な標章を使用すること
- vi) 同一あるいは類似する商品等を扱う他者が使用する商号やエンブレムと混乱を生じる程類似している標章や第三者の著名な商標の部分的な複製、模倣などであって当該第三者との混同等を生じさせる恐れがある標章など、産業財産法第 21 条 b)、c)および e)で登録が禁止されている標章を商業目的で使用すること
- vii) 他人の営業秘密を無断で使用すること、およびそのような秘密のマーケティング、プロモーション、開示、または不適切な取得を行う行為
- viii) 商品の包装・表示、商人の役務の識別のためのラベル、包装、容器その他の手段、または商品や役務の出所について誤認・混同を誘発する可能性のあるそれらのコピー、模造品、複製物を商取引において不正に使用すること

仮処分は、申立書の提出後に請求することもできる。先に保全処分が請求されず、提訴とともに、または提訴後に請求された場合、保証を提供する必要はない。

裁判官は、出願人または申立人が侵害された権利の所有権を証明する証拠および合理的に入手可能な証拠を添付し、侵害またはその切迫性を合理的に推定することができる場合には、2 日間以内(延長不可能)に要求された措置を命じ、執行しなければならない。担保が要求される場合には、その期限は、要求される担保の提示から 48 時間とする。

特許の場合、関連する予防命令が命じられたときは、当該特許が有効であることを前提としなければならない。

すべての仮処分は、被告への通知または被告の介入なしに処理および執行されるが、執行時または執行後直ちに被告に通知されなければならない。裁判所は、仮差止命令の申請を保留するために必要な措置を講じる。

提訴の前に差止命令が出された場合、差止命令を得た者が、命令が出された日から 15 日以内に必要な申し立てを行わないときは、差止命令は無効となる(産業財産法第 186 条)。

民事措置を管轄するのは民事裁判所である。グアテマラには、知的財産問題を専門とする裁判所や判事は存在しない。

法第 107 号民事訴訟法(Decreto Ley Numero 107, Código Procesal Civil y Mercantil)には、再犯者に対する厳罰化の規定はないが、民事判決で裁判官が違反行為の停止を命じ、被告人が違反行為を継続した場合、犯罪として起訴される可能性がある。

模倣品の処分方法について、模倣品は刑法第 274 条、第 275 条の犯罪に該当するので、民事裁判長は刑事裁判長に事件を送ることになり、処分方法についても刑法の規定に従う。

権利者にとって民事措置の利点は、裁判官が 2 日間で措置について決定することであり、また、措置が認められた場合、訴訟を準備するために 15 日間与えられる。主なデメリットは、民事裁判官は、知的財産問題の専門家ではないため、侵害が明らかでない場合は、措置が却下される可能性がある。

(4) 水際措置

税関は、港や空港で不審な商品を監視することが求められ、知的財産権者が告訴をすれば、税関は侵害品を押収し、検察官の処分に付することができる。

処罰の対象となるのは、産業財産権と著作権に対する侵害行為である。

① 水際措置の手続き

通常、水際措置は輸入品に対して行われるが、輸出品やトランジット品に対しても行う場合がある。模倣品やその他の知的財産権の侵害と考えられる場合は、税関は、権利者に通知し、その後、権利者が告訴し、検察官が商品を押収する。権利者への通知から押収までには、10 日間の期間が与えられており、同期間の延長が可能である。

刑事事件においては刑事裁判長に対して差止を請求できるが、職権で犯罪を捜査しなければならないため、時間がかかる。一方、民事訴訟でも差止を求めることができ、民事訴訟による

差止は、刑事事件より迅速に行われる。

刑事事件の場合、裁判終結までの所要期間は、侵害者が権利者との示談を望むかどうかで異なる。示談が成立する場合は、1 か月から 2 か月で終結することもあるが、裁判が行われる場合は 2 年かかることもある。

担保の納付について、産業財産法第 195 条 4(濫用を防ぐための担保提供(Constitución de Garantía para Evitar Abusos))により規定されており、刑事裁判所裁判官(Juez de Instancia Penal)は、被告および当局を保護し、濫用を防止するのに十分な合理的な保証金または同等の保証を提供するよう、差止手続を開始した権利者に要求する権限を有する。当該担保は、差止請求を不合理に抑止するものであってはならず、また、商品が他者の知的財産権を侵害していないと刑事裁判所裁判官が判断した場合に、商品の発送の停止の結果生じる損害により輸入者または輸入商品の所有者が不利益を受けないようにするために、金融機関が発行する証書であってもよい。

一方、発生する可能性のあるすべての保管費用は侵害者(被告)が負担しなければならない。

一般的に、税関は知的財産権者に検出について通知し、侵害があった場合には、権利者に対し告訴を進めるための情報を提供する。

水際措置は機能しており、税関と権利者、税関と国家文民警察の連携は機能しているが、知的財産権者が税関に連絡し、模倣品を発見するための情報を提供することが重要である。差止時には、通常は、写真や輸入の基本情報(輸入者、港、数量、個数)などが税関から収集できる。

税関は知的財産権の侵害の可能性を検出し、知的財産権者に通知しなければならないと定められているが、現時点で税関登録制度は存在しない。そのため、知的財産権者は、税関に権利を侵害する可能性がある製品の存在を伝えるなど働きかけることが重要である。

商売のためでなく、輸入者が個人で使用するために、知的財産権侵害品を個人輸入した場合も、差し止めることができ、該当する侵害行為、罰金、懲役の期間も同様に適用される。

税関で差し止めた物品の廃棄手段についての規定はない。

並行輸入について規制はない。

水際措置の主な利点は、国内で流通する前に港で模倣品を発見できることであるが、差止を求める場合、保証金が必要になることがある点が主なデメリットと言える。

(5) 鑑定制度

グアテマラでは、知的財産権侵害に対する鑑定制度は存在しない。

4. インターネット上の模倣品

グアテマラでは、インターネット上の模倣品に関連する特別な法律や規制は制定されておらず、インターネットサービスプロバイダーの責任も規定されていない。

インターネット上の模倣品を取り締まりについて、司法命令によって要求される可能性があるが、インターネット上の侵害に関する具体的な規制は存在しない。

電子商取引サイトは、1.アマゾン (Amazon)、2. イーベイ (eBay)、3. セマコ (Cemaco) が大きなシェアを持っている。セマコストア (Cemaco Store)、ウォルマート (Walmart)、シマン (Siman) のように大きなシェアを持つ国内の電子商取引は、通常、自社のオンラインストアで販売されており、商品は同社によって輸入、流通、製造され、商品には自社のブランドが使用されている。

電子商取引サイトの知財ポリシー、掲載品の削除申請方法は以下のとおり。

i) アマゾン

アマゾンでは、著作権侵害に対する一般的なポリシー²⁰を定めている。なお、アマゾンにグアテマラのためのウェブページは設けられていないが、グアテマラ国内へ販売される商品にもこれらの規定が適用されるものと解される。

掲載品の削除申請方法は、専用のウェブページ²¹にアクセスし、侵害されている知的財産権の存在と権利者に関する情報およびアマゾンのウェブページで発見した侵害に関する情報を記入する。アマゾンは、情報を確認し、侵害があると判断した場合には、侵害とみなされる掲示や出品を停止し、また、他の当事者の意見を聴取する。

ii) イーベイ

イーベイには、知的財産権の侵害を回避するための VERO というプログラム²²があり、知的財産権の侵害について報告することができる。なお、イーベイにグアテマラのためのウェブページは設けられていないが、グアテマラ国内へ販売される商品にも当該プログラムの利用が可能である。

同プログラムでは、知的財産権者およびその代理人が、知的財産権の侵害の可能性のあるイーベイへの出品物を報告できる。イーベイに報告するためには、オンラインで入力するか、手書きで記入した報告書をスキャンして提出しなければならない。

iii) セマコ

セマコは、知的財産権侵害に関するポリシーを設定していないため²³、電子商取引ウェブサイトで知的財産権の侵害があった場合、通常は知的財産権者から侵害者に対し、直接停止通告書を送付する。

5. その他

本稿に記すものの他、特筆すべきことはない。

²⁰ https://sellercentral.amazon.com/gp/help/external/U5SQCEKADDAQRLZ?language=es_ES (2022 年 2 月 28 日)

²¹ https://www.amazon.com/report/infringement/signin?language=es_US (2022 年 2 月 28 日)

²² <https://pages.ebay.com/seller-center/listing-and-marketing/verified-rights-owner-program.html> (2022 年 2 月 28 日)

²³ <https://www.cemaco.com/terminos-y-condiciones> (2022 年 2 月 28 日)

6. 模倣品の実態および流通ルート

(1) 模倣品の実態

模倣品市場には、あらゆる種類の製品があり、主なものとしては、衣類、化粧品、製品、家電製品、電子機器、玩具、医薬品、塩素などがある。最も人気があるのは、携帯電話の電源アダプタ、衣類、イヤホンや携帯電話のアクセサリである。

模倣品は、市場、低所得層地域のショッピングモール、インターネットで見つけることができ、商業施設でも販売されている。

グアテマラには模倣品の大規模な製造拠点はなく、ほとんどの模倣品は輸入されているが、検察庁や国家文民警察がグアテマラ市や近隣の市町村で製造拠点を発見したケースもあり、一部の地域では家の中にある秘密の工場で製造されており、主に衣料品、靴、漂白剤などの家庭用品の模倣品が発見されている。しかし、グアテマラシティのゾーン1(歴史地区(Centro Histórico))にある19番と20番の2つの通りには、主に中国から輸入された製品を卸売りする店が多く存在し、このゾーンでは日常的に模倣品を見つけることができる。グアテマラにおける模倣品の多くは中国で製造され、大韓民国や香港から輸入している模倣品もある。

(2) 模倣品の流通ルート

主な模倣品流通ルートは、中国、韓国、香港からプエルト・ケツアル(Puerto Quetzal)の港を経由しグアテマラ国内に持ち込まれる。国内取引のために、商業施設や非正規の業者に届けられる。

VI. コロンビア共和国

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関

知的財産に関連する機関は知的財産権の付与および行政決定の司法審査に係る機関と付与された権利の司法執行機関に分けることができる。

(1) 知的財産権の付与および行政決定の司法審査に係る機関

- i) 商工監督局(Superintendencia de Industria y Comercio、以下「SIC」)新規創作局(Dirección de Nueva Creaciones)
特許、実用新案権、意匠権、商標権の付与を行う機関である。
- ii) 国家諮問会(Consejo de Estado)
行政問題に関する裁判を扱う最高機関。SIC の産業財産権出願に対する査定に関する司法審査や付与された産業財産権の有効性についての司法審査を担う。司法審査は 2022 年 1 月 15 日までは一審制であり、国家諮問会が管轄するが、2022 年 1 月 16 日より二審制となり、その二審を担当する。
- iii) クンディナマルカ行政裁判所(Tribunal Administrativo de Cundinamarca)
2022 年 1 月 16 日より SIC によって付与された産業財産権の有効性に係る司法審査の第一審を担う。

(2) 付与された権利の司法執行機関

- i) 商工監督局(SIC)権利執行部(Delegatura para Asuntos Jurisdiccionales)
産業財産権侵害に関する民事訴訟を管轄する。
- ii) 地域民事裁判所(Juzgados del circuito civil)
SIC 権利執行部と同様に産業財産権侵害に関する民事訴訟を管轄する。
- iii) 地方民事法廷(Tribunal Civil)
SIC 権利執行部および地域民事裁判所の審判に関する第二審を管轄する。
- iv) コロンビア検察庁(Fiscalía General de la Nación、以下「検察庁」)
検察庁内には知的財産犯罪専門部隊が設けられており、特許、商標、著作権、実用新案、意匠の侵害を含む重罪の刑事事件を調査、起訴、および提訴する管轄権を有する。
- v) 刑事裁判所(Criminal Tribunals)
刑事裁判所は、産業財産権の侵害を含む重罪を解決するために、検察庁の告訴に基づいて刑事判決を下す権限を有する。
- vi) コロンビア国税庁(Dirección de Impuestos y Aduanas Nacionales、以下、「DIAN」)
税関を管理し、公平で透明な、合法的条件下での外国貿易業務を促進する。水際措置を担う機関であり、司法措置の証拠を収集する。
- vii) コロンビア国家警察(Policía Nacional)の税関警察(Policía Fiscal y Aduanera、以下「POLFA」)
港や空港での DIAN の活動支援を担うコロンビア国家警察の専門部隊。司法措置の証拠を収集する。

2. 法律の概要

(1) 特許に関する法律の概要

コロンビアにおける特許制度は、以下に規定されている。

- ・ アンデス共同体委員会 (Comisión de la Comunidad Andina) 決定第 486 号 (Decisión 486) (以下「決定第 486 号」)

原則として、TRIPS 協定に従い、すべての技術分野の発明に特許が付与される(決定第 486 号第 14 条)。ただし、次に該当するものは発明とは見なされない(決定第 486 号第 15 条)。

- i) 発見、科学理論および数学的方法
- ii) 自然界に見られる生物、自然生物学的過程、自然界の生物のゲノムまたは生殖質を含む自然界に存在し、あるいは分離可能な生物学的物質の全部または一部
- iii) 文学作品、芸術作品、または著作権が保護されるその他の作品
- iv) 知的活動、ゲーム、または経済的商業活動を実行するための計画、規則、および方法
- v) コンピュータプログラムまたはソフトウェア自体
- vi) 情報を提示する方法

また、次に該当するものは特許性がないものと規定されている(決定第 486 号第 20 条)。

- i) 公序良俗を鑑み、コロンビア国内で禁止されうる商業活動に関する発明
- ii) ヒトまたは動物の健康または生命を保護するため、または植物または環境を保護するために、コロンビア国内で禁止されうる商業活動に関する発明
- iii) 植物、動物、および非生物学的または非微生物学的工程ではない植物または動物の生産のための本質的な生物学的工程
- iv) ヒトまたは動物の治療のための治療法または外科的手法、ならびにヒトまたは動物に対して行われる診断方法

つまり、ビジネス方法は発明とは見なされず、また、医療処置は特許性から明示的に除外される。ソフトウェア自体は発明とは見なされないが、コンピュータ実装発明は、技術的効果を提供する限り、特許を受けることができる。なお、アンデス司法裁判所 (Tribunal de Justicia de la Comunidad Andina、以下「TJCA」) の現在の立場および決定第 486 号第 21 条によると、スイス型クレームの様式で起草されたとしても、使用(use)クレームおよび二次用途クレームは特許性が認められない。

特許は、出願日(または国際出願日)から 20 年間付与される(決定第 486 号第 50 条および特許協力条約第 11 条第 3 項)が、この期間は延長・更新できない。

2014 年政令第 1873 号に基づくと、出願日から 5 年以上、または審査請求日から数えて 3 年以上(医薬品を除く)となる不当な手続(プロセキューション)の遅延に対して、期間回復の請求が可能である。

なお、コロンビアは PCT に加盟済みであり、2001 年 2 月 28 日に発効している。

① 出願から登録までの手続

コロンビアにおける特許の出願から登録までの手続は次のとおりである。

- i) 特許出願書類の提出
主管官庁である SIC へ提出する。
- ii) 方式審査
SIC は、30 営業日以内に、願書が形式的要件を満たしているか否かを審査する。形式的要件を満たしていない場合、拒絶理由が通知される。応答期間は 2 か月間であり、2 か月間の延長を行うことも可能である。
- iii) 公開
出願は、その存在と範囲について第三者に通知することを目的として、出願日から 18 か月後に公開される。また、方式審査が完了している場合には、出願人はいつでも公開を請求できる(決定第 486 号第 40 条)。
- iv) 異議申立
正当な利益を有する者は誰でも、発明の特許性に異議を提示することができる。当該異議申立は、公開から 60 営業日以内になされなければならない。また、異議申立に対応する期間は 60 営業日であり、60 営業日の延長が可能である。ただし、応答は必須ではない。
- v) 実体審査請求
出願人は、公開後 6 か月以内に審査請求を行わなければならない(決定第 486 号第 44 条)。これを怠ると、特許出願は放棄されたこととなる。
- vi) 実体審査
審査請求に基づき、実体審査が行われる。決定第 486 号は、実体審査の期間に関する規定を設けていない。従って、実体審査に要する時間は SIC に依ることとなる。現在、SIC は審査請求後約 9 か月から 12 か月で審査結果を通知している。実体審査に基づく拒絶理由通知への応答期間は 60 営業日以内であり、30 営業日の延長が可能である。これに応答しない場合、特許出願は拒絶査定となる。
- vii) 査定
SIC は、特許査定あるいは拒絶査定を発行する。応答期限に関する規定は定められておらず、現在、SIC は、査定を出すのに平均 24 か月から 28 か月を要している。拒絶査定となった場合は、10 営業日以内に再審査請求を行うことができる。この場合、おおよそ 1 年以内にはその審議結果は通知される。再審査が却下された場合、査定通知後 4 か月以内に、行政裁判所(Cortes Administrativas)で取消訴訟を開始することができる。
- viii) 権利維持
特許の権利維持には年金の納付が必要となる。年金は毎年納める必要があるが、2 年以上の前払いも可能である。年金の支払い期限は、願書提出日(あるいは PCT 国際出願日)の月の末日である。年金を納付しなかった場合、特許は取り消されるが、6 か月の猶予期間が設けられている。

② 拒絶査定への対応

特許出願の拒絶査定後、司法審査を請求する前に、出願人は 1 つ以上のクレームについて再審査訴請求を行うことができる(再審査請求は任意であり、行政救済を求める場合にその請求の実施は求められない)。再審査請求は、査定から 10 営業日以内に SIC に提出しなければならない。

SIC が、拒絶査定を支持する決定を行った場合、出願人は、SIC からの拒絶査定通知から 4 か月以内に、国家諮問会に取消訴訟を提起することにより、司法審査を要求することができる。

2011 年法第 1473 号、コロンビア行政手続および行政訴訟法 (Ley 1437 de 2011, Código de Procedimiento Administrativo y de lo Contencioso Administrativo、以下「法 1437/2011」) に基づき、取消訴訟は以下の手順を経ることとなる(上訴なし、一審のみ)。これらは、被告の答弁および主張を除き、基本的に口頭で行われる。

- i) 訴状の起草と提出
- ii) 被告つまり SIC への訴状の送達
- iii) 被告の答弁
- iv) 初回の審問、訴訟の対象となる事実の決定と証拠収集の開始
- v) 証拠収集
- vi) 証拠審問
- vii) 最終弁論
- viii) TJCA による適用される条項に関する解釈意見²⁴
- ix) 判決

なお、2021 年 1 月 25 日、政府は法 1437/2011 を改正する法第 2080 号を制定した。この改正により、クンディナマルカ行政裁判所が取消訴訟の第一審を管轄し、上訴のみが国家諮問会によって審議される。従って、TJCA が示す解釈は、上訴段階でのみ義務付けられることとなる。

これにより、2022 年 1 月 16 日から、取消訴訟には、次のような流れで二審制となる。

- i) 訴状の起草とクンディナマルカ行政裁判所への提出
- ii) 訴状の送達
- iii) 被告の答弁
- iv) 初回の審問。訴訟の対象となる事実の決定と証拠収集の開始
- v) 証拠収集
- vi) 証拠審問
- vii) 最終弁論
- viii) 第一審判決
- ix) 控訴の提出

²⁴ 当該事案に適用される条項について、正式な解釈を提供するもの。当該見解は拘束力を有しており、この見解をもとに判決が決定される。従って、TJCA は事案に対する見解を表明することはない。

- x) 国家諮問会による控訴の受理
- xi) TJCA による適用される条項に関する解釈意見
- xii) 国家諮問会での控訴審最終弁論
- xiii) 判決

さらに、コロンビアにおいては、取消訴訟によってのみ有効性を争うことができ、当事者系審判は利用できない。

③ 特許権侵害

以下の行為はコロンビアにおける特許権侵害となる(決定第 486 号第 52 条)。

- i) 特許が製品を対象としている場合
同意のない第三者による製品の製造、販売の申し出、販売、使用、または、それらを目的とした輸入
- ii) 特許がプロセスを対象としている場合
同意のない第三者によるプロセスの使用、または、そのプロセスによって製造された製品の販売の申し出、販売、使用、あるいは輸入

決定第 486 号は、誘発や寄与侵害を具体的に規定しておらず、また、これらについて判断の指針となるような判例もない。しかし、特許権者が侵害の差し迫ったことを表す行為に対して保護を求めることができる(決定第 486 号第 238 条)。「差し迫った」という概念を広く解釈し、特許権者は、誘発行為は侵害リスクが高いと示し、その行為の差止を請求できる可能性がある。

また、一つのクレームに対する複数の当事者による侵害も、特に規定されておらず、判断の指針となるような判例もない。ただし、前述したように、決定第 486 号第 238 条の広範な解釈により、特許権者は、侵害を実現するために協調し、貢献していると考えられる複数の当事者を追及することも可能となる。

同様に、コロンビアでは等価的侵害も想定されておらず、地方裁判所においてもこの問題に関連する判例はない。原告は、クレームの用語の幅広い解釈を求めることができる程度である。特許明細書、図面および例は、特許クレームの範囲を解釈するために使用することができよう。審査過程や関連する先行技術は、そのような広範な解釈を制限するために被告によって説得力を持って使用される可能性もある。

侵害訴訟は、民事においては、権利者の要求があった場合にのみ開始され、職権による手続きはない。刑事においては、警察などの関連当局が当該犯罪の被疑者を特定でき、証拠がある場合、職権で開始することができるため、非親告罪である。しかしながら、知的財産権者にとって十分に有効な結果となるには、知的財産権者による積極的な刑事手続きへの参加が推奨される。

④ 無効審判等

潜在的な権利侵害と考えられる人も含め利害関係のある人は誰でも特許付与の有効性を問う審判を請求できる。この場合、前述の取消訴訟と同様に 2022 年 1 月 15 日までは一審制であり、国家諮問会が管轄する。

(2) 実用新案に関する法律の概要

コロンビアにおける実用新案は決定第 486 号に規定される。原則として、TRIPS 協定に従い、コロンビアは、すべての技術分野において、実用新案を含む新しい創造物に保護を与えており、装置、道具、メカニズム、物体、およびそれらの一部の新しい形状、構成、または配置は、以前にはなかった実用性や利点、技術的効果を提供する場合に、実用新案として保護される(決定第 486 号第 81 条)。方法、物質、以前に特許を取得した発明、彫刻、建築作品、または純粋に美的特徴のみを持つ物体は実用新案として登録することはできない。実用新案権の存続期間は出願日より 10 年間であり、更新・延長はできない(決定第 486 号第 84 条)。

① 出願から登録までの手続

実用新案には特許に関する規定が適用される(決定第 486 号第 85 条)。従って、出願手続と審査過程は、前述の(1)①で説明したものと同様であるが、それぞれに規定される期間は半分に短縮される。ただし、公開は出願から 12 か月後に実施される。実際には、実用新案出願は進歩性の分析を行わないことから、特許出願よりも早く結果が出る傾向にある。

② 拒絶査定への対応

前述のとおり、実用新案には特許に関する規定が適用されることから、拒絶査定への対応の流れは、前述の(1)②で説明したものと同様である。

③ 実用新案権侵害

前述のとおり、実用新案には特許に関する規定が適用されることから、同意のない第三者による製品の製造、販売の申し出、販売、使用、または、それらを目的とした輸入が侵害行為となり得る。

侵害訴訟は、民事においては、権利者の要求があった場合にのみ開始され、職権による手続きはない。刑事においては、警察などの関連当局が当該犯罪の被疑者を特定でき、証拠がある場合、職権で開始することができるため、非親告罪である。しかしながら、知的財産権者にとって十分に有効な結果となるには、知的財産権者による積極的な刑事手続きへの参加が推奨される。

(3) 意匠に関する法律の概要

コロンビアにおける意匠は決定第 486 号に規定される。線や色の組み合わせ、または二次元または三次元の外形、線、輪郭、構成、テクスチャ、または素材の組み合わせから生じる製品の特定の外観は意匠として保護されうが、新規のものに限られる(決定第 486 号第113 条、第115 条)。さらに、以下に該当するものは意匠の保護の対象とはならない(決定第 486 号第116 条)。

- i) 公序良俗に反するもの
- ii) 外観が技術的あるいは機能的特徴に由来するもの
- iii) 製品の組み立てに不可欠な形状のもの

意匠権の存続期間は出願日より 10 年間であり、更新・延長はできない(決定第 486 号第 128

条)。

なお、コロンビアはハーグ協定には加盟していない。

① 出願から登録までの手続

コロンビアにおける意匠権登録の出願から登録までの手続は次のとおりである。

i) SIC への登録出願願書の提出

ii) 方式審査

SIC は、15 営業日以内に願書が形式的要件を満たしているか否かを審査する。形式的要件を満たしていない場合、拒絶理由が通知される。応答期間は 30 営業日であり、30 営業日の延長を行うことも可能である。

iii) 公開

出願願書がすべての形式的要件を満たしている場合は、これは公開される。公開は通常、出願、方式審査後の速やかに行われる(決定第 486 号第 121 条)。

iv) 異議申立

正当な利益を有する者はだれでも、当該出願に対する異議申し立てを行うことができる。当該異議申立は公開から 30 営業日以内になされなければならない。なお、この異議申立に対する応答期間は 30 営業日であり、30 営業日の延長が可能である。ただし、応答は必須ではない。

v) 実体審査

異議申立期間の満了後、意匠の実体審査が行われる(決定第 486 号第 124 条)。しかしながら、実体検査は実務においては非常に稀であり、SIC は第三者の異議申立が為された場合や、あからさまな新規性の欠如がある場合にこれを行っている。

vi) 査定

意匠出願に対する認否の最終的な決定が発行される。拒絶査定となった場合、申請者は 10 営業日以内に SIC に対し提訴できる。SIC に対する訴えが却下された場合、最終的な拒絶査定の送達後 4 か月以内に、行政裁判所で取消訴訟を開始することができる。

出願から査定までの所要期間は、出願が要件を満たし、異議申立等がなければ、通常、出願日から 3 か月から 6 か月程度を要する。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定となった後、司法審査を求める前に、出願人は、行政救済を尽くすために、意匠出願の拒絶を取り消す、明確にする、または修正する訴えを起こさなければならない。当該訴えは、拒絶査定通知後 10 営業日以内に行う必要があり、SIC 内の高位部署で取り扱われる。当該訴えに対して、SIC が拒絶査定を維持した場合、出願人は、最終の拒絶査定の通知後 4 か月以内に、クンディナマルカ行政裁判所、国家諮問会を含む行政裁判所に取消訴訟を提起し司法審査を求めることができる。

③ 意匠権侵害

コロンビアでは、次に該当するものが意匠権侵害とされる(決定第 486 号第 129 条)。

- i) 意匠を組み込んだ、または複製した製品の製造、輸入、提供、販売、または商業利用すること
- ii) 意匠と類似した(僅かに違う)製品の製造または商業利用すること

侵害訴訟は、民事においては、権利者の要求があった場合にのみ開始され、職権による手続きはない。刑事においては、警察などの関連当局が当該犯罪の被疑者を特定でき、証拠がある場合、職権で開始することができるため、非親告罪である。しかしながら、知的財産権者にとって十分に有効な結果となるには、知的財産権者による積極的な刑事手続きへの参加が推奨される。

④ 無効審判等

潜在的な権利侵害と考えられる人も含め利害関係のある人は誰でも意匠権の有効性を問う審判を請求できる。この場合、前述の取消訴訟と同様に 2022 年 1 月 15 日までは一審制であり、国家諮問会が管轄する。

(4) 商標に関する法律の概要

コロンビアの商標権は決定第 486 号に規定され、登録手続きは SIC の統一通達(Circular Unica de la Superintendencia de Industria y Comercio)に規定される。決定第 486 号は商標登録しうる標章として以下を挙げる(決定第 486 号第 134 条)。

- ・ 言葉、あるいは言葉と図形の組み合わせ
- ・ 絵、図形、記号、図形要素、ロゴ、モノグラム、肖像、ラベル、紋章
- ・ 音や匂い
- ・ 文字や数字
- ・ 外郭を伴う色または色の組み合わせ
- ・ 製品の形、製品の外装や包装
- ・ 前述の組み合わせ

前述のとおり、コロンビアにおいては、音の商標や匂いの商標、色商標といった非伝統的商標も登録できる。

商標は登録の付与から 10 年間有効であり、10 年毎に更新ができる。更新は、有効期限の前後 6 か月以内に申請が可能である。商標権の維持において、権利者は当該商標の使用を提示する必要はない。しかしながら、誰でも登録から 3 年を経過した商標について、その不使用に基づく登録取消の請求を行うことができる。

コロンビアでは、第三者の商標の使用や登録といった悪意は不公正な競争行為ともなり得る。不公正な競争行為により商標登録出願が行われたことが合理的に示された場合、SIC は登録を拒否することができる(決定第 486 号第 137 条)。さらに、コロンビアは、商標および商号保護に関する米州条約(General Inter-American Convention for Trade Mark and Commercial Protection)の加盟国であり、米国をはじめとする加盟国に在する国外の商標権者は取消あるいは無効審判を行うことにより、自身の権利を保護することが可能である。

なお、コロンビアは 2012 年よりマドプロに加盟している。

また、コロンビアはアンデス共同体の加盟国であり、決定第 486 号は、各加盟国(コロンビア、ボリビア、エクアドル、ペルー)が制定した法令等を損なうことなく、加盟国の共通の枠組みを確立するものであることから、商標の保護はアンデス共同体の各国で独立して行われるものの、ある加盟国の権利が他の国でも認められる。例えば、加盟国 A での商標登録に基づいて、加盟国 B での類似の商標登録に対して異議申立を提出できる。ただし、この場合は、異議申立人は加盟国 B での商標出願でこれを補完する必要がある(決定第 486 号第 147 条)。また、不使用による取消訴訟において、商標の使用を示す際、加盟国のいずれかの使用の証拠を提出することができる(決定第 486 号第 165 条)。

① 出願から登録までの手続

商標登録の手続は以下のとおり。

i) 出願

SIC へ商標登録願書を提出する。

ii) 方式審査

願書が形式的要件を満たしているか審査が行われる。これには 15 日から 1 か月程度を要する。何らかの情報が不足している場合や不明な場合には、SIC は申請者に応答期限 60 営業日の補正指示を出す。

iii) 出願公開

補正への応答があり、申請受付が完了すると、当該商標出願について知的財産公報に掲載される。

iv) 異議申立

出願公開から 30 営業日の間、当該出願に対する異議申立を受け付けられる。異議申立が提出された場合、出願人は 30 営業日以内にこれに応答しなければならない。

v) 実体審査

出願公開後、SIC は出願商標に拒絶理由がないか、既存の商標と混同される可能性がないかといった実体審査を実施する。

vi) 査定

実体審査を通過すると商標は登録される。

通常、補正や異議申立などがなければ、出願から登録まで 7～9 か月を要するが、異議申立等があった場合、登録まで 18 か月程要すると考えられる。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定となった場合は、拒絶査定の通知から 1 か月と 10 営業日以内に SIC に対して異議を申し立てることができる。この場合、SIC は当該審判を維持するか、取消すか、変更するかを検討する。

③ 商標権侵害

次の行為が権利侵害と考えられる(決定第 486 号第 155 条)。

- i) 登録商標と同じ商品または役務に関連する商品、役務、あるいはその包装などにおいて、登録商標や類似の標章を使用または貼付すること
- ii) 商業目的で製品等に表示された登録商標を削除または変更すること
- iii) 登録商標の複製となる、あるいは商標を含むラベル、容器、包装、その他の材料を製造し、そのような材料を販売または保管すること
- iv) 商取引において、商標権者との混同あるいは関連を連想させる恐れのある商品または役務に関連して、登録商標と同一または類似の標章を使用すること
- v) ある商品または役務で良く知られている商標と同一または類似の標章を商取引に使用することで、その識別力の低下や、市場価値または商業価値の希薄化により、商標権者に過度の経済的または商業的危害をもたらす可能性がある場合
- vi) 非営利目的であって、著名な商標と同一または類似の標章を公に使用することで、当該商標の識別性の低下、市場または商業価値の希薄化などが生じる場合

第三者がこれらの行為を商標権者の同意を得ずに実施した場合、商標権者は巡回裁判所あるいは SIC の権利執行部に対して民事訴訟を訴えることができる。また、商標権者は、刑事訴訟を起こすこともできる(コロンビア刑法(Ley 599 de 2000, Código Penal、以下コロンビア共和国の章において「刑法」)第 306 条)。これは、検察庁に刑事告訴を提出した場合、あるいは被疑者の特定と十分な証拠が揃った場合には、職権で開始されるため、非親告罪である。しかしながら、現実には、検察庁が証拠をそろえることや被疑者を特定することは難しく、職権による手続きはほとんど行われない。検察庁は、司法に照らし犯罪の可能性を調査し、証拠を収集し、告発する。

④ 無効審判等

SIC が付与した商標登録に対する無効化を訴える無効審判は、国家諮問会にその請求を行う。2022 年 1 月 16 日からは、クンディナマルカ行政裁判所が第一審を管轄し、国家諮問会が第二審を管轄する。

SIC といった行政機関の決定は、国家諮問会の管轄となる。合憲性または合法性の理由で行政決定に異議が唱えられた場合、これは係争行政措置(権利の無効化および再確立のための措置、および単純な廃止措置)の行使を通じて処理される。これらの措置の目的は、商標登録が認められた行政上の決定を無効にすることである。

無効および権利の再確立のための訴えを進めるためには、すべての政府の救済策が尽きており、予備的調停の試みの手続き上の要件が遵守されていなければならない。この手続きは、国家諮問会に請求を提出することから始まり、請求が承認されると(おおよそ、提出日から 1~2 か月を要する)、SIC が応答するための期間として 30 営業日が付与される。その後、訴えられた行為の無効性を争う証拠段階が続く、最後に各当事者の最終弁論が行われる。全体の所要期間は 1 年から 7 年程度と考えられる。

⑤ 悪意の商標

商標登録が悪意に基づきなされたことが証明された場合、SIC は商標を無効にすることができる(決定第 486 号第 172 条)。悪意の商標が出願段階にある場合は、当該出願に対し異議申立

を行うことができ(決定第 486 号第 137 条)、これが最適で最短の対処方法と考えられる。悪意の商標が既に登録されている場合には、商標登録の無効審判を請求するか、SIC の権利執行部あるいは地域民事裁判所に対し、当該商標権者侵害で訴えることが可能である。意図的に商標権侵害が行われた場合は犯罪となる。被害者は、検察庁に刑事告訴するか、コロンビア国家警察下の司法警察または FOLFA に訴訟を起こすよう要請することができる。刑事告訴後、被害者は、公の刑事訴訟を民事訴訟と同様に扱われる私訴に切り替えるよう要求することができる。

(5) 著作権に関する法律の概要

コロンビアの著作権に関する規定は、以下のものが挙げられ、主に、決定第 351 号が用いられ、著作権法で補完される。

- ・ ベルヌ条約
- ・ 憲法(Constitución Política de Colombia)第 61 条
- ・ アンデス共同体委員会決定第 351 号著作権と隣接権に関する共通規定(Disposiciones Comunes sobre Derechos de Autor y Derechos Conexos、以下「決定第 351 号」)
- ・ 1982 年法第 23 号著作権(Ley Número 23 de 1982 Sobre los Derechos de Autor、以下、コロンビア共和国の章において「著作権法」)

著作権の保護の対象は、文学、芸術、または科学の分野における知的創作であり、その性質や表現形式、文学的または芸術的なメリットや目的は問われない。また、次に例示するような、将来のあるいは既知の形式あるいは手段によって複製または公開されうる文学的、芸術的、または科学的作品に適用されるとする(決定第 351 号第 1 条、第 4 条)。

- i) 記述によって表現された作品、すなわち、本、パンフレット、および文字、記号、または慣習的なマークで表現されたその他の種類の作品
- ii) 講義、演説、説教、および同じ性質の他の作品
- iii) 歌詞の有無を問わず楽曲
- iv) 演劇やミュージカル作品
- v) 振り付けおよびパントマイム
- vi) 任意の手順によって表現された映画作品およびその他の視聴覚作品
- vii) 図面、絵画、彫刻、版画、リトグラフを含む美術作品
- viii) 建築作品
- ix) 写真作品および写真に類似した手順によって表現された作品
- x) 応用美術作品
- xi) 地理、地形、建築、または科学に関連するイラスト、地図、スケッチ、図面、図形、および立体作品
- xii) コンピュータプログラム
- xiii) コンテンツの選択と配置によって、個人の創作物を構成する、さまざまな作品やデータベースのアンソロジーまたは編集物

なお、著作者の考えが記述され、説明され、図解され、または作品に組み込まれている作品の
みが保護されなければならない、文学的および芸術的作品に含まれるアイデア、科学的作品のイデ
オロギー的または技術的内容、あるいはそれらの産業的または商業的利用は、著作権の保護の対
象とはならない(決定第 351 号第 7 条)。

著作権の保護期間は、著作者の死後 80 年であり、著作権者が法人である場合は、その公表日
から 70 年間となる(著作権法第 23 条)。

① 著作権侵害

著作権侵害は、著作者人格権や経済的権利に影響を与える様々な行為が考えられる。著作
者は、以下の著作者人格権を有する(決定第 351 号第 11 条)。

- i) 作品を未公開のままにする、または開示する権利
- ii) いつでも作品の著作権を主張する権利
- iii) 作品の完全性または著作者の評判を損なうような、作品の変形、切断、または改変に異
議を唱える権利を、不可侵、剥奪不可、譲渡不可、および放棄できない権利

さらに、著作者またはその相続人は、以下の経済的権利を有する(決定第 351 号第 13 条)。

- i) 何らかの手段または手順による作品の複製
- ii) 言葉、標識、音または画像を伝えるのに有効な手段による作品の一般への伝達
- iii) 販売、リース、またはレンタルによる作品の複製の一般への提供
- iv) 著作者の許可を得ずに作成された複製の(アンデス共同体)加盟国への輸入
- v) 作品の翻訳、改作、編纂、またはその他の変換を実行、承認、または禁止する独占的権
利

一方、著作権の適用における制限および例外は、作品の通常の利用に悪影響を及ぼさない、
または著作者および著作権者の正当な利益を不当に害しない場合に限定されるとし、同第 22
条において、次の行為は、著作者の許可なく、また対価の支払いなくして行うことができる(決定
第 351 号第 21 条、第 22 条)。

- i) 公開済み作品を別の作品に引用すること。ただし、出典と著作者の名前が明示され、正当
な目的のもと公正な慣行に従い行われる場合に限る。
- ii) 新聞や雑誌に合法的に掲載された記事や合法的に出版された作品からの簡単な抜粋を
教育機関での教育または試験の実施のために複写手段によって複製すること。ただし、公
正な慣行に従い、販売またはその他の対価を伴う取引を伴わないこと、およびそれによって
直接的または間接的に利益を生み出す行為が行われない場合に限る。
- iii) 直接的または間接的に営利目的の活動が行われていない図書館や記録保管所の活動と
して、作品を一つ複製すること。ただし、原作品が当該図書館または記録保管所の永久保
存の対象であり、複製が、紛失、破壊、または修復不可能な損傷の発生に備えて、オリジナ
ルを保護し代替する目的、または、他の図書館または記録保管所の永久保存の対象にお
いて、紛失、破壊、または修復不可能な損傷を受けたオリジナルを交換する目的のために
行われる場合に限る。

- iv) 司法または行政手続の目的で作品を複製すること。
- v) 公衆への放送または配布が明示的に予約されていない場合に、新聞や雑誌に掲載された話題のテーマに関する記事や経済的、政治的、宗教的主題に関する解説、同様の放送作品を、報道機関を通じて複製し配布するか、放送または公共ケーブル配信によって送信すること。
- vi) 写真、映画撮影、放送またはケーブル配信による現在の出来事の公衆への伝達に関連して、その過程で見られた、または聞いた作品を、情報提供の目的のもと、正当な範囲で複製し、公衆に伝達する場合。
- vii) 現在の出来事を伝達する目的で、政治演説や司法手続きの過程で公開された論文、講演、説教、演説、または同様の他の著作物を、その目的の範囲において、またそのような著作物を公開する著作者の権利内において、報道機関や放送または公衆への送信によって複製される場合。
- viii) 一般に公開されている場所に恒久的に配置された建築作品、美術作品、写真作品、または応用美術作品の画像を、複製し、または放送またはケーブル配信によって公衆に送信すること。
- ix) 放送機関の場合であって、独自の施設を使用し、放送権を有する作品を独自の放送で使用するために、一時的な録音・録画を行う場合。ただし、当該放送機関は、法に規定されていた時間内または条件下で録音・録画を破棄する義務を負う。
- x) 教育機関の職員および学生等による活動の過程で作品の遂行または実行に影響を与える場合。ただし、入場料は無料であり、直接的または間接的に営利目的であってはならず、また、聴衆は、教育機関の職員と学生等、または教育機関の活動に直接関係する学生等の関係者または保護者のみで構成されている場合に限る。
- xi) 放送機関の場合であって、放送済み作品の配信または再配信を行う場合。ただし、公への配信または再配信は原作品の放送と同時に行われ、変更なく公に放送または配信される場合に限る。

従って、これらの制限や例外に該当しない、著作者の承諾を得ない使用や複製、公開、配布、輸入、翻訳は著作権侵害になり得る。

著作権に関する訴訟、起訴、仲裁は、著作者またはその他の著作権者の申立があった場合にのみ開始される。

② 著作権登録制度

コロンビアには、著作権登録制度があり、著作権保有の証明を提供する。管轄機関はコロンビア国家著作権局(Dirección Nacional de Derechos de Autor、以下、コロンビア共和国の章において「DNDA」)である。登録は、オンラインにて行う方法と、首都ボゴタにある DNDA 本庁舎に向いて行う方法がある。

(a) オンライン登録

著作権をオンライン登録する場合、まずユーザーアカウントを作成するために登録者自身

の情報の入力とユーザー名、パスワードの作成を行う事前登録が必要となる。その後、著作権の登録を申請する。登録にはおおよそ 30 営業日を要する。

なお、オンライン登録はコロンビア国民のみ利用可能であり、他の国籍を有する者は DNDA 本庁舎で申請しなければならない。

(b) 物理的登録

物理的登録は、DNDA 本庁舎に出向いて手続する場合と電子メールを介して手続する場合が選択できる。フォームの入力とダウンロード、CD や DVD の形式で著作物の写しを添付する必要がある。なお、著作物の写しは印刷物の形式では受け付けてもらえない。

(6) その他の模倣品対策を規定する法律

関連する法律は本稿に記載している。

3. 知的財産権侵害に対する措置の概要

(1) 行政措置

コロンビアには、知的財産権侵害に対する行政措置は存在しない。

(2) 刑事措置

著作権、商標権、商号、特許、意匠権、植物育成者権の違反は懲役と罰金の対象となる(刑法第 270 条、第 272 条、第 306 条、第 307 条、第 308 条)。

管轄機関は、検察庁内に設置されている知的財産犯罪専門部隊、コロンビア国家警察、刑事裁判所となる。検察庁の支援と監督の下、コロンビア国家警察は、調査、証拠の収集と確保、関与する被疑者の逮捕など、刑事訴訟を起こすために必要なすべての刑事措置と手続きを担う。

2004 年法第 906 号刑事訴訟法(Ley 906 de 2004 Código de Procedimiento Penal、以下、コロンビア共和国の章において「刑事訴訟法」)に基づく、コロンビアにおける知的財産権侵害の刑事訴訟は次のとおりである。

- i) 重罪を証明するため、あるいは被疑者またはすでに有罪判決を受けた人を逮捕するための資料および物理的証拠を取得および確保するための財産、船舶、または航空機の搜索および押収
- ii) 商品の差し押さえ
- iii) 没収の対象となる資産に対する予防措置
- iv) 検察庁の命令による没収目的での商品または資源の押収
- v) 予備審問の過程における、検察官による没収の目的での商品および資源の処分権停止の要求
- vi) 検察庁刑事没収資産管理特別機関(Fondo especial para la administración de bienes de la Fiscalía General de la Nación)の裁量に依る没収措置の対象となる物品の管理
- vii) 著作権に関する犯罪の場合、犯罪の対象物の破壊

viii) 最終刑事判決に経済的補償を含めるための特別手続の開始請求

被告人の有罪が証明され、有罪判決を受ける可能性が高い場合に、知的財産権者は、国家検察庁を通じて当該手続の開始を請求できる。

この場合、後述する民事訴訟における損害賠償額計算の 3 つの基準が参照される場合もある。

ix) 刑の決定

各権利侵害に対する罰則は以下のとおり。

i) 産業財産権および植物育成者権の権利侵害(刑法第 306 条)

4 年から 8 年の懲役および法定月額最低賃金²⁵の 26.66 倍から 1,500 倍の罰金

ii) 著作者人格権の侵害(刑法第 270 条)

32～90 か月の懲役と法定月額最低賃金の 26.66 倍から 300 倍の罰金

iii) 著作権に係る経済的権利および隣接権の侵害、著作権および隣接権の保護のメカニズムに対する侵害、および詐欺(刑法第 271 条、第 272 条)

4 年から 8 年の懲役および法定月額最低賃金の 26.66 倍から 1,000 倍の罰金

一般には、被告人は、捜査段階で収集された証拠に基づいて、検察庁と事前に交渉され裁判官に提示される減刑またはその他の利益を得るために、罪を認める。従って、刑事手続きは、早期に終了しるのが一般的となっている。

なお、過去 10 年間に故意の違法行為によって有罪判決を受けた者が犯罪を行った場合、2 倍の罰金が科される(刑法第 39 条)。これは、知的財産権侵害も例外ではない。

また、刑事措置が取られた模倣品については、模倣品や侵害行為から生じた材料や道具の破棄または所有権の移転を請求できる。所有権の移転が請求された場合は、その製品等の価格は損害賠償額から差し引かれることとなる(決定第 486 号第 241 条)。

コロンビアにおいて、刑事措置がとられる侵害事件は極めて稀である。従って、刑事措置に係る判例や統計情報も少なく、近年の統計情報は不明。

知的財産権の侵害に対し刑事措置を使用することの短所は、侵害行為が、刑事犯罪として刑事裁判所で取り扱われることから、知的財産権の侵害が十分に証明できない場合(たとえば、適切または説得力のある証拠がない場合)に、知的財産権者に不利になるような、あるいは有罪判決の可能性を否定するような被告人の主張がなされ、判決段階に達する前に事件が終結される可能性が生じてしまうことである。判決前に事件が終結された場合には、知的財産権者は、民事訴訟を起こすことも可能であるが、その結果、追加の費用を負担しなければならず、また、時効となってしまうリスクもある。

一方、その長所は、知的財産権の侵害が明らかである場合であれば、侵害の可能性の十分かつ適切な証拠があり、検察庁およびコロンビア国家警察は、被告人に対して有利な立場をとることができる点である。当然のことながら、収集された予備的証拠に基づいて侵害の可能性が明らか

²⁵ 2021 年の法定月額最低賃金額は、908,526.00 コロンビアペソ(約 228 米ドル、3,981.16 コロンビアペソ/米ドルにて計算)である。

場合、検察庁とコロンビア国家警察は侵害が発生している可能性のある敷地に立ち入り、侵害の可能性のある製品を押収し、可能であれば、刑法にもとづき被疑者を逮捕することさえできる。このような場合、刑事措置は、迅速な解決につながる可能性があり、知的財産権者にとって有益となる。

(3) 民事措置

知的財産権侵害に対して、侵害を阻止または防止し、侵害者から補償を得るために民事訴訟を起こすことができる。

民事措置を管轄する機関は、SIC 権利執行部および地域民事裁判所である。

侵害に対する民事訴訟は、訴状の提出と一緒に、またはその前に、予備的差止命令による救済の請求を提出することから開始される(ただし、差止命令による救済は、訴訟の過程で、いつでも請求できる)。仮差止命令による救済は、相手方への通知や相手方の聴収の機会を設けず、取得することができる。ただし、SIC は通常、予備的差止命令を伴うほとんどの侵害事件において、被告に通知を行っている。侵害訴訟の過程において無効性に異議を唱えることはできないため、通常、仮差止命令が発行されると、訴訟は解決することとなる。

手続は次の流れで、訴えの提起と応答を除き、口頭で行われる。

- i) 予備的差止請求(オプション)と決定
- ii) 訴状の提出
- iii) 訴状の受領と被告への送達
- iv) 被告による応答
- v) 調停聴聞会、証拠収集および口頭での最終弁論
- vi) TJCA により適用されうる決定第 486 号の解釈(この解釈の取得は第一審では任意だが、上訴すると必須となる)
- vii) 最終決定

SIC 権利執行部が扱う基本的な侵害事件の場合、最終決定に至るまでに 1 年から 2 年を要する。さらに、コロンビアでは、現場検査、文書作成、および証言録取のための訴訟前の証拠開示申立を通じて十分な証拠開示が求められる。なお、民事措置においては、再犯者に対する重罰規定はない。

また、権利者は、第三者に対して特許、実用新案、意匠の使用の中止を求めるだけでなく、侵害行為に対する経済的賠償を求める民事訴訟を提起することも可能である。この場合、それらの侵害に対する、SIC 権利執行部と地域民事裁判所が管轄する侵害訴訟手続きにおける損害賠償の計算において、次の 3 つの基準が用いられる(決定第 486 号第 243 条)。

- i) 侵害の結果として権利者が被った結果的な損害および収益の損失
逸失利益は、原告が、侵害がなかった場合にコロンビア国内で得られたであろう経済的利益である。実損害は、侵害の影響を軽減するために要した追加的支出に起因する測定可能な損害(弁護士費用を除く)である。いずれにせよ、権利者に当該補償を請求する権利を与えるために、侵害行為との逸失利益または実際の損害との間には直接的な関連がなけ

ればならない。

ii) 侵害行為の結果として犯罪者が得た利益の額

被告が、侵害行為と関連して得た経済的利益を指す。この請求には、原告は、侵害行為と模倣品の販売によって被告が得た利益とに直接的な関連があることを証明しなければならない。この要件は、模倣品自体に関連するもの以外の事業から被告が得た利益を除外することを目的としている。

iii) 侵害された権利の商業的価値と、すでに付与されている契約上のライセンスを考慮した、侵害者が契約上のライセンスに対して支払ったであろう価格

この基準では、原告は、潜在的なライセンシーが特許、実用新案、意匠のライセンスを取得するために独立企業間取引において支払うであろう価格についての証拠を提供する必要がある。この確実性を示すには、通常、専門家の意見が必要となる。専門家はロイヤルティの計算において、代替品や代替技術の存在、類似の特許、実用新案、意匠の使用に対して一般的に支払われる料金、当該権利の有効期限、および過去の類似または同等のライセンスの使用料など、あらゆる合理的な要因を考慮する必要がある。

SIC 権利執行部は効果的に機能し、多くの信頼を得ており、民事訴訟を提訴する主要機関となっている。2020 年の SIC の公式報告書「Dialogo con Colombia 2019-2020」²⁶⁾によると、SIC に提訴された件数は 2019 年に提訴された 222 件と比較して、35%低下し、合計 211 件であった(不公平な競争、商標権、特許の侵害訴訟を含む)。なお、SIC は 2020 年 3 月から 7 月にかけて休止状態にあったことから、COVID-19 の影響を受けたことが考えられる。また、同報告書では、203 件の知的財産権訴訟について終結したことが報告されている。同様に 56 件の予備的差押請求と 72 件の訴訟前証拠開示請求が提出されている。合計 203 件の事案が終了し、32 件の予備的仮差押と 56 件の訴訟前の証拠開示申立が処理された。

地域民事裁判所での取扱件数は少ない。本調査の再委託事務所である Olarte Moure y Asociados S.A.S.が情報開示請求を行い、国家諮問会より入手した情報によると、2020 年から 2021 年にかけて、ボゴタの地域民事裁判所には 48 件の侵害訴訟が提訴されており、また、最終決定が出された事案は 9 件あった。

(4) 水際措置

2019 年規則第 1165 号税関制度に関連する規定(Decreto 1165 de 2019 Régimen de Aduanas en desarrollo de la Ley 1609 de 2013、以下「規則第 1165 号」)に水際措置が規定される。また、知的財産権侵害に対する水際措置を担うのは DIAN である。

DIAN 特別行政局(Unidad Administrativa Especial)は、要請に応じて、規則第 1165 号に定める手順に従って、暫定的に所轄官庁が侵害等の有無を決定する間、海賊版または模倣品の輸入、輸出またはトランジットを一時停止することができる。この手続きは、暫定的な一時停止が採用され

²⁶⁾https://www.sic.gov.co/sites/default/files/files/Nuestra_Entidad/Control_Rendicion_de_Cuentas/Informe%20de%20Rendici%C3%B3n%20de%20Cuentas%202019-2020.pdf (2022 年 2 月 28 日)

る検査、検証、または検査手続き中に実行されるものである。要請がなく、著作権において海賊行為または虚偽の表示が疑われる場合、管理を担う職員は、利害関係者に通知し、侵害が確認された場合は、その日から 2 営業日以内に通関停止の要請を提出することができる。さらに、商品が密輸に関連し、あるいは別の犯罪に関連しているという深刻な疑いがある場合は、職権で、他の手続きよりも優先して、検察の処分に置かれる(規則第 1165 号第 712 条、第 725 条)。

輸出入の対象となる商品に関連する知的財産権者は、地方税関(Dirección Seccional de Aduanas)にかかる業務の暫定停止を請求することができる。管轄の司法当局は、権利者から申し立てられた著作権侵害または商標権侵害に対する訴訟等を解決する。この場合、商品の引渡しや出庫の承認は実施されない。

税関業務の停止は、予防措置として、また事件が解決される間、所轄官庁から直接命令される場合もある。一時停止の請求は、税関業務管理部(División de Gestión de Operaciones Aduaneras)、またはその代わりに輸出入処理を担う DIAN の部門によって受け付けられる。一時停止の要求の対象となった商品は、認可された倉庫で保管される(規則第 1165 号第 713 条)。

差止時には、輸出者、輸入者、原産国、住所、連絡先、輸入代理店などの情報を入手することができる。

なお、輸出入の場合もトランジットの場合も両方が保護の対象となっている。

また、差止には裁判所や SIC への提訴や申立は必要なく、DIAN は必要な情報を備えている場合には、非公式に差止を行うことができる。一方、知的財産権者は、予防措置として手続きを要請できるが、その後、検察庁に刑事告訴を提出する必要がある。なお、担保金として、商品の 10%を納付しなければならない。

倉庫保管費用については、商品が押収された場合や没収が言い渡された場合であって、それが最終的な決定に基づくものではなく、担保金の対象となる場合、保管費用は、商品の入庫から出庫されるまでの期間、担保金を支払った者が負担する。商品が押収された場合、または押収が言い渡された場合で、償還の対象とならない場合、保管費用は DIAN 特別行政局の負担となる。なお、押収等が不適切な処置であり、商品の返還が決定した場合には、DIAN 特別行政局が当該商品の入庫から出庫のために用意された期間の満了日までの保管費用と輸送費を負担する(規則第 1165 号第 734 条)。

水際措置の手順は次のとおりであり、機能している。

- i) DIAN 知的財産権者録(Directorio de titulares de derechos de propiedad intelectual)への記録(規則第 1165 号第 724 条)
- ii) 水際措置(規則第 1165 号第 710 条)
- iii) 刑事告訴

コロンビアでは、知的財産権者の登録制度が確立されており、POLFA や DIAN は、権利侵害の疑いや模倣品を発見した場合、知的財産権者に連絡が取れる。また、DIAN と知的財産権者の双方の協力があり、また、措置は当局または知的財産権者のいずれもが開始できることから、良い結果を示している。

コロンビア国家警察が 2020 年 12 月 31 日付で公表した「2020 年の POLFA の成果 (Resultados de la Policía Fiscal y Aduanera durante el 2020)」²⁷によると、2020 年は医薬品、医療品、コンピュータ、携帯電話、繊維、履物、肌着類、自動車部品、生鮮食品、工業製品、クリーニング用品、化学薬品などの押収された商品の額は増加しており、おおよその商業価値は 457,000 百万コロンビアペソになる。医薬品の押収額は 5,065,986,028 百万コロンビアペソ増加した。COVID-19 のパンデミック以降、押収された薬の密輸品と模倣品は、とりわけ、HIV、癌、糖尿病などの高コストの病気の末期治療に使用される物であったことは注目に値する。COVID-19 のパンデミックに起因する在宅勤務用のコンピュータに対する需要も拡大し、そのような技術製品の押収額は 65% 増加し、4,200 百万コロンビアペソに上る。携帯電話の押収も前年比 30% 増となり、商業価値は約 8,319 百万コロンビアペソとなる。

税関で税関職員は任意に模倣品を検査できる。コロンビアの司法当局、DIAN は、偽造品である可能性がある場合に、輸出入、または別の目的地への輸送中にコロンビアに入国することを目的とした商品の分析および検査を行い、模倣品を事前に検出できるように常に訓練されており、コロンビアで刑事または民事訴訟を開始し、適用可能な水際措置を要求するために、知的財産権者に報告する。コロンビアでは、商業目的でなくとも、個人使用の目的で知的財産権侵害品を個人輸入した場合も、差し止めることが可能である(決定第 486 号第 155 条)。

税関で差し止められた物品は、刑事訴訟において、権利侵害が認められた場合、検察官および検察庁の代理人の立会のもと破棄される(刑事訴訟法第 87 条)。

水際措置は、知的財産権者が要請し、担保金を支払い、水際措置が発せられてから 10 営業日以内に、侵害について刑事告訴または民事訴訟を起こすまでの行政措置であり、裁判所の介入を必要としない点が長所である。

(5) 鑑定制度

コロンビアにおいて、知的財産権侵害の鑑定制度はない。

4. インターネット上の模倣品

コロンビアにおける電子商取引は、次によって規制される。

- ・ 1999 年法第 527 号 (Ley 527 de 1999)
- ・ 2000 年法第 633 号 (Ley 633 de 2000) 第 91 条

これらは、コロンビアの電子商取引を完全に規制し、調和を図るよう国際連合国際商取引法委員会の 1996 年 6 月 12 日付モデル規則に倣って制定された。これらの規定に従い、電子商取引のウェブサイトは DIAN に必要な情報を提供する目的で、商業登録簿に登録しなければならない。

さらに、次の行為は犯罪に該当し、これらを行った者には 4 年から 8 年の懲役および法定月額最低賃金の 26.66 倍から 1000 倍の罰金が科される(刑法第 272 条)。

²⁷ <https://www.policia.gov.co/noticia/resultados-policia-fiscal-y-aduanera-2020> (2022 年 2 月 28 日)

- i) 保護された作品、パフォーマンス、またはレコードへのアクセスを制御するために課せられた、または著作権または著作隣接権を不正使用から保護するために課せられた効果的な技術的方法の不正な回避
- ii) 効果的な技術的方法に関する次の場合
 - a) これを回避する目的で、宣伝または販売されている場合
 - b) これを回避する以外に商業的に重要な目的または用途が限られている場合
 - c) 主にその回避を可能にするまたは回避を促進する目的で設計、製造、実行、販売されている、デバイス、製品、またはコンポーネントの製造、輸入、配布、一般への提供、供給またはその他の方法での販売、またはそのようなサービスの提供
- iii) 権利管理に関する情報を許可なく削除または変更すること
- iv) 権利管理に関する情報が許可なく削除または変更されたことを知りながら、それを配布または導入すること
- v) 権利管理に関する情報が許可なく削除または変更されたことを知りながら、作品、パフォーマンス、またはレコードのコピーを配布し、または、配布、発行、伝達、または公開するために導入すること
- vi) 有形または無形のデバイスまたはシステムを、その主な機能が正当な配布者の許可なく暗号化されたプログラムを動かす暗号化された衛星信号のデコードを支援することであることを知っている、あるいは知るに足る十分な理由を以て、製造、組み立て、変更、輸出入、販売、リース、またはその他の方法で配布すること
- vii) 正当な信号配信者の許可なしにデコードされたことを知って、暗号化された衛星信号として発信されたプログラム伝送衛星信号を受信または受信し配信すること
- viii) 著作者の経済的権利または著作隣接権のロイヤルティ、支払い、収集、精算、または配布に直接的または間接的に向けられた宣言または情報を提示し、この目的に必要なデータを何らかの手段または手順によって変更または改ざんすること
- ix) レコード、コンピュータプログラムのコピー、コンピュータプログラムの書類または外装、映画や他の視聴覚作品のコピーに添付または添付されるように設計された偽造ラベルを製造、輸入、配布、一般に提供、供給、またはその他の方法で販売すること
- x) コンピュータプログラムの偽造書類または外装を製造、輸入、配布、一般に提供、供給、またはその他の方法で販売すること

さらに、インターネット上の模倣品のほとんどは、コロンビア国家警察から、あるいは、化粧品や食料品、アルコール飲料の場合は、コロンビア食品医薬品局(Instituto Nacional de Vigilancia de Medicamentos y Alimentos、通称 INVIMA)から警告書が送達され取り締まられることとなる。

しかしながら、模倣品に対するインターネットサービスプロバイダー(ISP)の責任を規定する法律はない。刑法第 272 条を広く解釈すると、ISP と模倣品販売者との共謀が証明された場合に適用される。

インターネット上の模倣品偽造対策は、SIC や DNDA と POLFA やサイバー警察センターなどが

協力し、模倣品を取扱う者とインターネットサービスプロバイダーの両方に対して、偽造に加担している可能性がある場合などに措置を講じている。

コロンビア国内でシェアの大きい上位3つの電子商取引ウェブサイトは、メルカドリブレ (Mercado Libre)、アマゾン (Amazon)、ファラベジャグループ (Grupo Falabella) である。

i) メルカドリブレ

アルゼンチンのプラットフォームであり、ラテンアメリカの電子商取引市場において重要な存在である。2020年2月24日から5月3日にかけて国内での購入者数(新規購入者と過去12か月に購入履歴がなかったユーザーであって、同期間に新たな購入を行った購入者の数)は366,095人に上り、前年同期比13%増の成長を見せている²⁸。

メルカドリブレは「ブランド保護プログラム (Brand Protection Program)」と呼ばれるプログラムを設けている。このプログラムを使用することにより、偽造品または模造品を扱った人に対して行動を起こすことを望むユーザーは、より速くより効果的な制裁を進めることができる²⁹。ブランド保護プログラムは、「Take Down」と呼ばれる措置を通じてアカウントを一時停止することにより、あらゆる種類の制裁措置を進めるためのレポートを提出できる内部メカニズムを備えている。ブランド保護プログラムにレポートが提出されると、そのシステムは、将来の「Take Down」のための自動検出を生成する。

ii) アマゾン

世界で最大の電子商取引企業であり、コロンビア国内でも重要な存在であり、コロンビア国内で2番目に大きい電子商取引プラットフォームと考えられる。

アマゾンは、販売者が知的財産に関する「連邦、州、または地方」の規則に違反した場合、Amazonがアカウントとサービスを停止する、知的財産保護の規定を契約、ポリシー、およびガイドラインに定めている。アマゾンのウェブサイトには「このポリシーに従わない場合、販売特権が失われたり、その他の法的結果が生じたりする可能性がある。」と掲載されている³⁰。また、掲載品を削除し、またはその他の措置を進めるためのレポートを提出できる内部メカニズムを備えている³¹。

なお、コロンビアのみを対象としたウェブサイトは用意されておらず、これらのポリシーの適用については、疑義が残るが、掲載品削除の申請フォームは販売場所によって制限を設けられたものではなく、コロンビア向けに販売される商品にも適用されうると考えられることから、これらの規定類に従うこととなると解される。

²⁸ 2020年5月21日「E-commerce consumer habits evolution in time of COVID-19」
<https://mercadolibre.gcs-web.com/static-files/7f982eeb-adce-40b4-8b98-808773c3f46c> (2022年2月28日)

²⁹ https://www.mercadolibre.com.co/ayuda/Programa-de-Proteccion-de-Prop_1771 (2022年2月28日)
<https://www.mercadolibre.com.co/ayuda/994> (2022年2月28日)

³⁰ https://sellercentral.amazon.com/gp/help/external/U5SQCEKADDAQRLZ?language=es_ES (2022年2月28日)

³¹ <https://www.amazon.com/report/infringement/signin> (2022年2月28日)

iii) ファラベジャグループ

電子商取引ストアのファラベジャ(Falabella)とホームセンター(Homecenter)からなるチリの企業コンソーシアムである。2020年7月の広告等を経由しないオーガニックトラフィックによる訪問者数は、ファラベジャが累計340万人、ホームセンターが累計310万人であり、2020年7月においては、訪問者数が3、4番目に多い電子商取引ウェブサイトとなった³²。

ファラベジャグループは、知的財産に関する法律および規制を尊重し、これらの条件に準拠した製品の販売を許可するというコミットメントを確立する知的財産に関する利用規約をウェブサイト公開している³³。

5. その他

本稿に記載の他、特筆すべきことはない。

6. 模倣品の実態および流通ルート

(1) 模倣品の実態

コロンビアでは、化粧品、ローション、医薬品、車両やその部品、食品、酒類、衣類、履物、スポーツ用品、娯楽品、おもちゃ、医療品、コンピュータ、携帯電話、化学工業用品、ソフトウェアプログラムなどの模倣品がみられる。

販売または流通の主な場所は、倉庫、ショッピングセンター内の商業施設、または個々の商業施設、工場、衣服の製造所、オンラインであり、これらでは、あらゆる種類の模倣品がみられるが、典型的なものを挙げると、食品、医薬品、サッカーチームの公式ユニフォームの模倣品である。

コロンビアでは模倣品製造産業が発展しておらず、国内で製造される偽造品のほとんどは手作りできるもの、または高度な技術を必要としないものである。よく見られるものは、タバコ、衣類、履物、医薬品、自動車部品の模倣品である。

(2) 模倣品の流通ルート

コロンビアの主な港や通関拠点は、ブエナビントウラ(Buenaventura)、サンタ・マルタ(Santa Marta)、バランキージャ(Barranquilla)、カルタヘナ(Cartagena)、リオアチャ(Riohacha)、ボゴタ(Bogota)、メデジン(Medellin)、カリ(Cali)、パスト(Pasto)、ククタ(Cucuta)である。

主な模倣品流通ルートは、ベネズエラとの国境であるククタを拠点とし、国内に模倣品を流通させる11のルートが存在する。流通量の多いククタの河川港は、サン・ファウスティノ(San Faustino)、エル・エスコバル(El Escobal)、ラス・ワジャス(Las Wallas)、プエルト・サントアンデル(Puerto Santander)、フアン・フリオ(Juan Frio)である。

³² 2020年7月24日 Semana(ウェブ) <https://www.semana.com/empresas/articulo/cuales-son-los-sitios-de-comercio-electronico-con-mas-visitas-en-colombia/293567/> (2022年2月28日)

³³ https://www.falabella.com.co/static/staticContent/common/proveedores/CODIGO_DE_INTEGRIDAD_COLOMBIA.pdf (2022年2月28日)

VII. チリ共和国

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関

- i) チリ産業財産庁 (Instituto Nacional de Propiedad Industrial、通称 INAPI)
商標、特許、実用新案、意匠の登録、保護を担当する機関
- ii) 知的財産局 (Departamento de Derechos Intelectuales)
著作権の登録システムを管理し、著作権の保護を担当する機関
- iii) チリ刑事警察 (Policía de Investigaciones de Chile)
知的財産に係る犯罪において、捜査を担う機関
- iv) カラビネロス (チリ国家警察軍) (Carabineros de Chile)
捜査に必要な科学的作業を行う専門機関である犯罪研究所 (Laboratorio de Criminalística、通称 LABOCAR) を通じて、模倣品か否かを判断する際の手助を行う機関
- v) チリ税関 (Aduana de Chile)
チリへの輸入品の入国を管理する機関
- vi) チリ検察庁 (Fiscalía de Chile)
産業財産権および知的財産権に対する犯罪を捜査する機関

2. 法律の概要

(1) 特許に関する法律の概要

特許は、以下に規定されている。

- ・ 工業所有権法 (No.19,039) (Ley de Propiedad Industrial N° 19.039) (以下、特許の章では「法」という)
- ・ 規則 (政令 236) (Reglamento de la Ley 19.039 (Decreto 236))

保護の対象となる発明は、産業上の課題に由来する技術的問題に対するあらゆる解決策であると理解されている (法第 31 条)。発明は、製品やプロセスであるか、あるいはそれらに関連するものである。特許とは、発明を保護するために国から与えられる排他的な権利であると理解される。また、製品かプロセスかにかかわらず、技術分野の発明は、次の要件を満たせば特許性が認められる (法第 32 条)。

- i) 新規性があること
発明が先行技術の一部をまだ形成していない場合、その発明は新規性があるとみなされる (法第 33 条)。
先行技術は、チリでの特許出願日または法に基づき主張された優先権の前に、有形での公開、販売、営業、使用またはその他の方法により、世界で開示または公開されたすべてのものを指す。
- ii) 進歩性があること
技術分野または先行技術分野における技術者に明白ではない場合、進歩性があるとみなされる (法第 35 条)。
- iii) 産業上利用可能であること

原則として、あらゆるタイプの産業において製造または利用されうる場合に産業上利用可能な発明であるとみなされる(法第 36 条)。「産業」とは、製造、工業、建築、手工業、農業、林業、漁業を含む広い意味で理解される。

一方、非特許対象物も規定されており、以下のものが発明とはみなされず、法律に基づく特許の保護の対象から除外される(法第 37 条)。

- i) 発見、科学理論、数学的手法
- ii) 特許性の一般的な要件を満たしている微生物を除く、植物および動物の種類
- iii) 経済的、財政的、商業的、ビジネスまたは簡単に検証可能なシステム、手法、原則または計画、および純粋に精神的または知的な活動または遊戯の規則
- iv) それらの手法において使用される製品を除く、外科または治療による人体および動物に対する医療方法および人体または動物に対する診断方法
- v) 特別な目的のために既知で既に使用されている物品、物体または要素の新しい使用、形、次元、型または材料の変更
- vi) 自然界に見られる生物の一部、自然生物学プロセス、自然界に存在する生物学的材料またはゲノムや生殖質を含む分離可能な材料

このほか、公序良俗、国家の安全、道徳または適切な行為、人間または動物の生命を守るため、または、植物または環境を保全するために阻止されるべき商業的利用の発明は特許が付与されない。ただし、法的または行政的な規定が、かかる使用を禁止または規制しているという理由のみでは、除外されない(法第 38 条)。

特許の有効期間は、出願日から起算して 20 年間(更新不可)である(法第 39 条)。

なお、チリは PCT に加盟している。

① 出願から登録までの手続

- i) 出願(法第 43 条、第 44 条、規則第 11 条)
出願人の氏名、商号、納税者識別番号、住所、発明者の氏名、国籍および住所、発明のタイトル、最初の出願が海外で出された場合はその場所、日付、番号、発明の新規性や実用性の詳細、代理人による出願の場合は、代理人の情報および委任状、特許の概要、特許の記述的記録、クレームのリスト、発明の図面等を提出する。
- ii) 予備審査(法第 45 条)
出願書類に誤りや不足があると、出願人に通知される。この場合、出願人は 60 日以内に対応しなければならない。怠った場合は、出願されていないとみなされる。また、規定された期間内に出願の要件を満たさない場合は、出願を放棄したものとみなされる。
- iii) 出願公開、異議申立(法第 4 条、法第 5 条、法第 9 条、規則第 14 条)
出願人は、出願が受理された後 60 日以内に官報に掲載することにより出願を公開しなければならない。異議のある者は、公開から 45 日以内に申し立てることができる。異議申立に対して、出願人は 45 日以内に応答しなければならない。
- iv) 専門家による実体審査(法第 6 条から法第 8 条)

チリ産業財産庁は専門家を任命し、専門家は、出願に関する報告書を作成し、提出する。当該報告書は出願人に通知される。出願人は 60 日以内これに応答しなければならない。この期間は 1 回のみ 60 日まで延長が可能である。出願人の応答を受領した専門家は 60 日以内に対応しなければならない。専門家の審査が決定した後、出願人は 60 日以内に手数料を支払わなければならない、支払わない場合は出願を放棄したとみなされる。

v) 特許証明書の発行(法第 48 条)

特許が認められ、登録料が支払われると、出願日から権利保護が有効であることを証する証明書が発行される。

手続には 4 年程度の時間を要する。

なお、既に外国で特許を出願している場合、かかる国での出願日から 1 年の優先期間が設けられる(法第 34 条)。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定となった場合、出願人は、通知から 15 営業日以内に、知的財産裁判所(Tribunal de Propiedad Industrial)に不服を申し立てることができる。不服申立は、口頭弁論を経て、出願された発明が特許登録のための要件を満たしているかどうか審決される。

③ 特許権侵害

特許の権利者は、製品または発明の他の対象を任意の形態で製造または販売することおよび他の方法で商業的に使用することについて、排他的な権利を有する(法第 49 条)。

また、以下に該当する者は、25UTM から 1,000UTM³⁴(約 1,553.72～62,148.78 米ドル³⁵)の罰金に処される(法第 52 条)。なお、これは親告罪である。

- i) 商業目的で、悪意をもって特許発明を製造し、使用し、提供し、または商業に導入し、または商業目的で輸入し、または所持している者。なお、これは、「第三者が、権利者または権利者の同意を得た第三者によって、市場に合法的に導入され、適法に入手することができた特許に保護されている製品を、市場で販売することを妨げる権利を与えない」との規定(法第 49 条)を害することなく理解されるものとする
- ii) 商業目的で、非特許対象物、または特許が失効または取消された対象物を使用し、当該対象物に発明特許に対応する表示を使用し、またはこれを模倣する者
- iii) 商業目的で、悪意を持って特許が付与された方法を利用する者
- iv) 最終的に特許が付与されない場合を除き、悪意を持って特許出願中の発明を模倣または利用した者

当該犯罪の遂行に直接使用された道具および器具は没収され、管轄の裁判所は、それらの破壊または慈善的な目的での分配を命じることができる。違法に生産された物は破棄される。

また、罰金の適用後 5 年以内の再犯の場合は、前回の 2 倍以上の罰金が適用され、最高額

³⁴ Unidad Tributario Mensual: 月間課税単位で、2 か月前の消費者物価上昇率に応じ毎月改訂される。
2021 年 10 月の 1UTM は、52,842 チリペソ

³⁵ 850.25 チリペソ/米ドルで計算

は 2,000UTM (約 124,297.56 米ドル³⁶)となる。

なお、法 21.355 (Ley 21.355) にて、工業所有権法の改正が進められており、改正法により、無権利者による特許の取得から発明者または正当な権利者を保護する規定が定められる。

④ 無効審判等

異議申立、登録または譲渡の無効、知的財産権の有効性または効果に関する訴えは、法律に基づきチリ産業財産庁に提起しなければならない(法第 17 条)。

職権上または当事者の求めにより是正されうる、事実の明白な誤りを含むまたはそれに基づく異議申立に関する訴訟は、第一審および第二審において、通知の日から 15 日以内に、判決が言い渡される。異議申立ではない訴訟で下された決定については、登録手続を終了する決定に対する上訴期間が満了するまで、同様の方法で是正されうる。また、チリ産業財産庁による第一審の決定に対し、通知から 15 日以内に、知的財産裁判所に上訴することができる(法第 17 条の 2)。

また、特許が無効となりうる理由として、以下の場合が規定されている(法第 50 条)。

- i) 特許を取得した者が発明者でもその被許諾者でもない場合
- ii) 特許が、誤りまたは明らかに不十分な審査官の報告書に基づいて付与された場合
- iii) 特許が、法律に規定されている特許性および関連する要件の規定に違反して付与された場合

特許の無効の訴えは、特許の登録日から 5 年で時効となる。

無効の訴えはチリ産業財産庁に対して行う。訴えが提起されると、その内容は権利者に通知され、応答するための期間として 30 営業日が与えられる。証拠確認の段階を経て、審決となる。当該審決に不服がある場合は、控訴できる。控訴はチリ産業財産庁に提出し、知的財産裁判所によって審判される。この審決に不服がある場合は、最高裁判所に上訴できる。

(2) 実用新案に関する法律の概要

実用新案は、産業財産法 (No.19,039) (以下、実用新案の章で「法」) および規則 (政令 236) により規定されている。

実用新案が、新規性があり、かつ産業上の利用が可能である場合に実用新案権が保護される(法第 56 条)。実用新案が、従来の考案や実用新案と比べて、識別可能な実用的特性を提供していない、わずかな違いしか示していない場合には、実用新案権は付与されない。実用新案出願は、個々の対象物についてのみ言及することができるが、当該対象物のいくつかの要素または側面が同一の出願で請求される可能性があるという事実を損なうものではない。

実用新案権は、出願日から起算して 10 年間 (更新不可) 有効である。

① 出願から登録までの手続

- i) 出願 (法第 58 条、規則第 11 条)

³⁶ 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

出願人の氏名、商号、納税者識別番号、住所、考案者の氏名、国籍および住所、考案のタイトル、最初の出願が海外で出された場合はその場所、日付、番号、考案の新規性や実用性の詳細、代理人による出願の場合は、代理人の情報および委任状、実用新案の概要、実用新案の記述的記録、クレームのリスト、実用新案の図面等を提出する。

ii) 予備審査(法第 45 条、第 58 条)

出願書類に誤りや不足があると、出願人に通知される。この場合、出願人は 60 日以内に対応しなければならない。怠った場合は、出願されていないとみなされる。また、規定された期間内に出願の要件を満たさない場合は、出願を放棄したものとみなされる。

iii) 公開、異議申立(法第 4 条、法第 5 条、法 9 条、規則第 14 条)

出願人は、出願が受理された後 60 日以内に官報に掲載することにより出願を公開しなければならない。異議のある者は、公開から 45 日以内に申し立てることができる。異議申立に対して、出願人は 45 日以内に応答しなければならない。

iv) 専門家による実体審査(法第 6 条から法 8 条)

チリ産業財産庁は専門家を任命し、専門家は、出願に関する報告書を作成し、提出する。当該報告書は出願人に通知され、出願人はこれに 60 日以内に応答しなければならない。この期間は 1 回のみ 60 日まで延長が可能である。当事者の応答を受領した専門家は 60 日以内に対応しなければならない。専門家の審査が確定した後、出願人は 60 日以内に手続料を支払わなければならない。支払わない場合は出願を放棄したとみなされる。

v) 実用新案証明書の発行(法第 48 条)

実用新案が認められ、登録料が支払われると、出願日から権利保護が有効であることを証する証明書が発行される。

なお、既に外国で特許を出願している場合、かかる国での出願日から 1 年の優先期間が設けられる(法第 34 条)。

手続には、1 年半から 2 年ほど要する。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定となった場合、出願人はその通知から 15 営業日以内に、知的財産裁判所に対して不服を申し立てることができる。不服申立は、口頭弁論を経て、実用新案が登録の要件を満たしているかどうか審決が出される。

③ 実用新案権侵害

以下に該当する者は、25UTM から 1,000UTM(約 1,553.72～62,148.78 米ドル)³⁷の罰金に処される(法第 61 条)。なお、これは親告罪である。

- i) 商業目的で、悪意をもって保護された実用新案を製造、販売、輸入または使用する者。
なお、これは、「第三者が、権利者または権利者の同意を得た第三者によって、市場に合法的に導入され、適法に入手することができた実用新案権で保護されている製品を、

³⁷ 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

市場で販売することを妨げる権利を与えない」との規定(法第 49 条)を害することなく理解されるものとする。

- ii) 商業目的で、登録が失効または取消された実用新案の表示を使用し、登録されていない場合、表示を模倣する者。

本条に基づき有罪となった者は、実用新案権者に生じた賠償の支払いを命じられる。

本条に規定された犯罪の遂行に直接使用された道具、器具は没収され、管轄の裁判所は、それらの破壊または慈善的な目的での分配を命じることができる。違法に生産された物は破棄される。

また、罰金の適用後 5 年以内の再犯の場合は、前回の 2 倍以上の罰金が適用され、最高額は 2,000UTM(約 124,297.56 米ドル³⁸)となる。

④ 無効審判等

異議申立、登録または譲渡の無効、知的財産権の有効性または効果に関する訴えは、法律に基づきチリ産業財産庁に提起しなければならない(法第 17 条)。

職権上または当事者の求めにより是正されうる、事実の明白な誤りを含むまたはそれに基づく異議申立に関する訴訟は、第一審および第二審において、通知の日から 15 日以内に、判決が言い渡される。異議申立ではない訴訟で下された決定については、登録手続を終了する決定を上訴するために設定された期間が満了するまで、同様の方法で是正されうる。また、チリ産業財産庁による第一審の決定に対し、通知から 15 日以内に、知的財産裁判所に上訴することができる(法第 17 条の 2)。

また、特許が無効となりうる理由は、実用新案にも適用され、以下のとおりである(法第 50 条、第 60 条)。

- i) 実用新案を取得した者が考案者でもその被許諾者でもない場合
- ii) 実用新案が、誤りまたは明らかに不十分な審査官の報告書に基づいて付与された場合
- iii) 実用新案が、法律に規定されている特許性および関連する要件の規定に違反して付与された場合

実用新案の無効の訴えは、特許の登録日から 5 年で時効となる。

無効の訴えはチリ産業財産庁に対して行う。訴えが提起されると、その内容は権利者に通知され、応答するための期間として 30 営業日が与えられる。証拠確認の段階を経て、審決となる。当該審決に不服がある場合は、控訴できる。控訴はチリ産業財産庁に提出し、知的財産裁判所によって審判される。この審決に不服がある場合は、最高裁判所に上訴できる。

(3) 意匠に関する法律の概要

意匠は、工業所有権法(No.19,039) (以下、意匠の章では「法」)および規則(政令 236)により規定されている。

³⁸ 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

また、工業図面(dibujos industriales)と工業デザイン(diseños industriales)に分けられるが、これらを総じて「意匠」という。

意匠には、色に関連付けられているかどうかに関係なく、すべての三次元形状と、他のユニットの製造のパターンとして機能し、その形状、幾何学的構成、装飾、またはこれらの組み合わせによって類似のものと区別される工業製品または手工芸品が含まれる。ただし、これらの特徴が視覚によって知覚可能な特別な外観を与え、その結果、新たな特徴が形成されることが条件となる。また、装飾を目的とした工業製品に組み込むために平面上に展開され、その製品に新たな外観を与える図形、線、色の配置、セット、または組み合わせを含む。意匠は、既知の工業図面もしくは意匠、または既知の工業図面や意匠の特性の組み合わせと大きく異なる範囲で、新規性があるとみなされる。容器や織物、布地、またはあらゆる層状素材への印刷は、前述の新規性の条件を満たしていれば、意匠として保護される物品に含まれる。

意匠権の存続期間は、その出願日から数えて 10 年間(更新不可)であるが、法 21.355(Ley 21.355)にて、産業財産法の改正が進められており、改正法においては、その出願日から数えて 15 年間となる。

なお、チリは、ハーグ協定に未加盟である。

① 出願から登録までの手続

i) 出願(法第 64 条、規則第 12 条)

出願人の氏名、商号、納税者識別番号、住所、創作者の氏名、国籍および住所、意匠のタイトル、代理人による出願の場合は、代理人の情報および委任状、意匠の概要、意匠の記述的記録、意匠の図面、プロトタイプまたはモデル(該当する場合)等を提出する。

ii) 予備審査(法第 45 条、第 64 条)

出願書類に誤りや不足があると、出願人に通知される。この場合、出願人は 60 日以内に対応しなければならない。怠った場合は、出願されていないとみなされる。また、規定された期間内に出願の要件を満たさない場合は、出願を放棄したものとみなされる。

iii) 出願公開、異議申立(法第 4 条、法第 5 条、法 9 条、規則第 14 条)

出願人は、出願が受理された後 60 日以内に官報に掲載することにより出願を公開しなければならない。異議のある者は、公開から 45 日以内に申し立てなければならない。異議申立に対して、出願人は 45 日以内に応答しなければならない。

iv) 専門家による実体審査(法第 6 条から法 8 条)

知的財産局は専門家を任命し、専門家は、出願に関する報告書を作成する。報告書は出願人に提出され、出願人は 60 日以内に応答しなければならない。この期間は 1 回のみ 60 日まで延長が可能である。出願人の応答を受領した専門家は 60 日以内に対応しなければならない。専門家の審査が確定した後、出願人は 60 日以内に手数料を支払わなければならない。支払わない場合は出願を放棄したとみなされる。

v) 意匠証明書の発行(法第 48 条)

意匠が認められ、登録料が支払われると、出願日から権利保護が有効であることを証す

る証明書が発行される。

手続には、約 1 年かかる。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定に対して、出願人は、通知から 15 営業日以内に、知的財産裁判所に対し不服を申し立てることができる。不服申立に対する審決がでるまで、おおよそ 9 か月を要する。

③ 意匠権侵害

以下に該当する者は、25UTM から 1,000UTM (約 1,553.72～62,148.78 米ドル³⁹) の罰金に処される。を支払うよう宣告される(法第 67 条)。なお、これは親告罪である。

- i) 登録された意匠を、商業目的で悪意をもって製造、商業化、輸入または使用した者。なお、これは、「第三者が、権利者または権利者の同意を得た第三者によって、市場に合法的に導入され、適法に入手することができた意匠権に保護されている製品を、市場で販売することを妨げる権利を与えない」との規定(法第 49 条)を害することなく理解されるものとする。
- ii) 商業目的で、登録された意匠を使用したり、そのような登録が存在しないか、失効または取消されている場合にそれらを模倣したりする者。

これに該当し有罪となった者は、意匠権者に生じた費用、損害および損失に対する賠償金を支払う義務がある。

また、当該犯罪の遂行に直接使用された道具、器具は没収され、管轄の裁判所は、それらの破壊または慈善的な目的での分配を命じることができる。違法に生産された物は破棄される。

また、罰金の適用後 5 年以内の再犯の場合は、前回の 2 倍以上の罰金が適用され、最高額は 2,000UTM (約 124,297.56 米ドル⁴⁰)となる。

④ 無効審判等

特許が無効となりうる理由を規定した法第 50 条は、意匠権にも適用され、以下の場合に無効を訴えることができる(法第 63 条)。

- i) 意匠権を取得した者が創作者でもその被許諾者でもない場合
- ii) 意匠権が、誤りまたは明らかに不十分な審査官の報告書に基づいて付与された場合
- iii) 意匠権が、法律に規定されている要件の規定に違反して付与された場合

意匠権の無効の訴えは、意匠の登録日から 5 年で時効となる。

無効の訴えはチリ産業財産庁に対して行う。訴えが提起されると、その内容は権利者に通知され、応答するための期間として 30 営業日が与えられる。証拠確認の段階を経て、審決となる。当該審決に不服がある場合は、控訴できる。控訴はチリ産業財産庁に提出し、知的財産裁判所によって審判される。この審決に不服がある場合は、最高裁判所に上訴できる。

³⁹ 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

⁴⁰ 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

(4) 商標に関する法律の概要

商標は、工業所有権法(No.19,039) (以下、商標の章では「法」)および規則(政令 236)により規定されている。

商標とは、商品、役務、産業または商業施設で識別することができる図形的表現が可能なあらゆる標章を意味する。このような標章は、人名、文字、数字を含む言葉、画像、グラフィック、記号、色の組み合わせなどの形象的要素、およびこれらの標章の組み合わせで構成される。標章が本質的に特徴的でない場合でも、国内市場での使用により識別性を獲得した場合には、登録することができる。

主義・主張の宣伝または広告文句も、それらが使用される商品、役務、または商業もしくは工業施設の登録商標に付帯または添付されていれば、登録することができる。なお、法 21,355 (Ley 21.355) にて、工業所有権法の改正が進められており、改正法では、商標の対象から「産業または商業施設」が外れる。

商標が適用される商品または役務の性質は、いかなる場合も商標登録の障害とはならない。

非伝統的商標について、法 19 条にて定義している商標に「色の組み合わせなどの形象的要素」が含まれており、さらに、法 21,355 (Ley 21.355) にて、工業所有権法の改正が進められており、改正法においては、匂い商標、立体商標、触覚の商標、位置およびホログラムの商標などの非伝統的商標も保護される可能性が組み込まれている。

商標登録の有効期間は、それぞれ登録機関に登録された日から起算して 10 年となる。商標権者は、有効期間中または期間満了後 30 日以内に、同じ期間の更新を請求する権利を有する。

なお、チリは、2021 年にマドプロへの加入が上院で承認され、2022 年前半に加入書の寄託とマドリッド協定議定書の発効が予定されている。

① 出願から登録までの手続

i) 出願(法第 20 条の 2、規則第 10 条)

出願人の氏名、住所、納税者識別番号等の情報、商標の詳細、商標を付す製品および役務、国際分類に従った区分、代理人による申請の場合は委任状、出願料の証明等を提出する。

なお、既に外国で商標登録を出願している場合は、かかる国で出願した日から 6 か月間の優先期間を享受することができる。

ii) 方式審査(法第 22 条、規則第 24 条)

方式審査にて補正を求められた場合、出願人は 30 日以内に対応しなければならず、怠った場合は出願を放棄したとみなされる。

iii) 出願公開(法第 4 条から法 9 条、規則第 14 条)

出願人は、出願が受理された後 20 日以内に官報に掲載することにより出願を公開しなければならない。異議のある者は、公開から 30 日以内に申し立てることができる。異議申立に対して、出願人は 30 日に応答しなければならない。

iii) 実体審査

登録できない事由がないか、出願商標の審査が行われる。登録の障害となるような事由がある場合は、出願人に拒絶理由が通知される。出願人は 30 日以内にこれに応答しなければならない。

iv) 商標の登録

実体審査の結果、登録できない事由がない場合、あるいは、拒絶理由が通知されて 30 日が経過後、出願商標の登録の可否が判断される。

登録査定となった場合、出願人は 60 日以内に登録料を支払わなければならない。

手続は、約 8 か月から 1 年の時間を要し、第三者からの異議申立の有無により変わる。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定となった場合、出願人は、査定から 15 営業日以内に知的財産裁判所に対し、不服を申し立てることができる。不服を申し立てた場合、口頭弁論を経て、当該出願商標が登録の要件を満たしているか否か、審決が出される。これにはおおよそ 8 か月を要する。

③ 商標権侵害

以下に該当する者は、25UTM から 1,000UTM (約 1,553.72～62,148.78 米ドル⁴¹⁾) の罰金に処される (法第 28 条)。なお、これは親告罪である。

- i) 商業目的で、同一の商品、役務もしくは施設に対して、または登録商標に含まれるものに関連する商品、役務もしくは施設に関して、既に登録されている他の商標と同じまたは類似の商標について悪意を持って使用した者。なお、これは、「第三者が、権利者または権利者の同意を得た第三者によって、かかる商標を付して市場に合法的に導入され、適法に入手することができた商品を、同様に使用することを妨げるものではない」との規定 (法第 19 条の 2 E) を害することなく理解されるものとする。
- ii) 商業目的で、未登録、失効または取消された商標を、登録商標に対応する表示をし、またはそれらを模倣した者。
- iii) 商業目的で、登録商標が付された容器または包装を、その使用权を持たず、かつ事前に消去されていない状態で使用した者。ただし、標章の付いた包装が、ブランドで保護されている製品とは関係のない別の製品を包装することを意図している場合はこの限りではない。

また、罰金の適用後 5 年以内の再犯の場合は、前回の 2 倍以上の罰金が適用され、最高額は 2,000UTM (約 124,297.56 米ドル⁴²⁾) となる。

法 21,355 (Ley 21.355) にて、工業所有権法の改正が進められており、改正法により、深刻な侵害行為に対して、賠償金として最大 2,000UTM (約 124,297.56 米ドル⁴³⁾) を求めることができる。

④ 無効審判等

商標登録の無効を求める訴訟は、商標の登録日から起算して 5 年を経過すると時効となるが、

⁴¹ 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

⁴² 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

⁴³ 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

悪意をもって取得された登録については時効が適用されない(法第 27 条)。

無効の訴えはチリ産業財産庁に対して行う。訴えが提起されると、その内容は権利者に通知され、応答するための期間として 30 営業日が与えられる。証拠確認の段階を経て、審決となる。当該審決に不服がある場合は、控訴できる。控訴はチリ産業財産庁に提出し、知的財産裁判所によって審判される。この審決に不服がある場合は、最高裁判所に上訴できる。

⑤ 悪意の商標

前述のとおり、商標登録の無効を求める訴訟は、登録日から起算して 5 年を経過すると時効となるが、悪意をもって取得された記録については時効が適用されない。

(5) 著作権に関する法律の概要

著作権は、知的財産に関する法律(No.17,336) (Ley 17.336 sobre Propiedad Intelectual) (以下、著作権の章では「法」という)により規定される。

この法律は、表現の形式を問わず、作品の創造という事実のみによって、文学、芸術または科学の分野における精神的な作品について著作権者が取得する権利および隣接する権利を保護するもので、著作権は作品の使用、所有権および品位を保護する経済権および著作人格権を対象とすると定められている(法第 1 条)。また、すべてのチリ人の著作者、実演家、レコード製作者および放送機関の権利、およびチリに居住する外国人のこれらの権利を保護する。チリに居住していない外国人の著作者、実演家、レコード製作者、放送機関の権利は、チリが加入・批准している国際条約で認められている保護を受けることができる。この法律では、無国籍または国籍不明の著作者は、居住地のある国の国民とみなされる(法第 2 条)。

著作権者または明示的に著作者によって許可された者のみが、以下の形式のいずれかで作品を使用する権利を有する(法第 18 条)。

- i) 編纂、録音、ラジオまたは放送、実演、読書、リサイタル、展示会および既知または将来知られる、公に通信する一般的な手段による公開
- ii) あらゆるプロセスによるその複製
- iii) 別のジャンルへの翻案または翻訳を含む、元の作品の翻案、変化または変換を導く他の形式での使用
- iv) ラジオまたはテレビ放送、レコード、映画フィルム、磁気テープまたは画像の有無にかかわらず、音声の録音装置での使用に適したその他の媒体による公演
- v) 販売を通じた一般への頒布、販売されない作品のオリジナルまたはコピーの所有権の譲渡、その他、権利者によってまたは本法に従って承認を受けた所有権の譲渡

国内外での最初の販売またはその他の所有権の譲渡は、譲渡された原作または複製に関して、国内外に頒布する権利を消尽するものとする。

著作権の保護は、著作者の全生涯にわたって存続し、その死の日から数えて、さらに 70 年間である(法第 10 条)。共同著作者の場合、最後の生存者である共同著作者の死から 70 年となる(法第 12 条)。

① 著作権侵害

著作権の侵害行為は以下のとおり(法第 79 条)。

- i) 明示的に権限を与えられていないにもかかわらず、法によって保護される他人の領域の著作物を、未発表または発表されたものにかかわらず、前述法 18 条に定められたいずれかの形式または手段で使用する。
- ii) 明示的に権限を与えられていないにもかかわらず、関連する権利の権利者の保護された解釈、制作物および放送を、タイトル II(著作隣接権として、芸術家、演者、レコード、放送団体等の権利および義務についての規定)で定められた目的で、または手段を用いて使用すること。
- iii) プレイリストを偽造または改ざんすること。
- iv) 出版契約の報酬が販売代金で構成されている場合、その報酬に関するデータを改ざんすること。
- v) 権利者または法律上の権利所有者からの許可を得ずに、保護されている作品や演奏、またはレコードに関する権利を収集したり、ライセンスを付与したりすること。

前述の侵害行為に対する処罰は、以下のよう定められている。

- i) 発生した損害額が UTM4 か月分(211,368.00 チリペソ(約 248.60 米ドル)⁴⁴)未満の場合、罰則は、懲役または 5UTM から 100UTM(約 310.74 から 6,214.88 米ドル⁴⁵)の罰金となる。
- ii) 発生した損害額が UTM4 か月分以上で 40 か月分(2,113,680.00 チリペソ(約 2,485.95 米ドル)⁴⁶)未満の場合は、最低限度の懲役と 20UTM から 500UTM(約 607.87 から 31,074.39 米ドル⁴⁷)の罰金となる。
- iii) 損害額が UTM40 か月分以上の場合は、最低限度の懲役と 50UTM から 1,000UTM(約 3,107.44 から 62,148.78 米ドル⁴⁸)の罰金となる。

法に基づいて保護されている作品を偽造した者、作品の著作者またはタイトルを削除または改ざんし、または悪意をもって文章を改ざんし、許諾された出版社の名称にて詐欺的な方法で出版、複製または頒布した者は、最低限の懲役および 10UTM から 100UTM(約 621.49 から 62,148.78 米ドル⁴⁹)の罰金が科せられる(法第 79 条の 2)。

② 著作権登録制度

著作権は、知的財産局に登録することができ、オンラインまたは対面で手続が行われる。保護する作品によって、添付しなければならない書類が異なる。

⁴⁴ 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

⁴⁵ 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

⁴⁶ 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

⁴⁷ 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

⁴⁸ 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

⁴⁹ 52,842 チリペソ/UTM、850.25 チリペソ/米ドルで計算

(6) その他の模倣品対策を規定する法律

法 19,912 (Ley 19.912, Adecua la Legislacion que Indica Conforme a los Acuerdos de la Organizacion Mundial del Comercio OMC Suscritos por Chile、以下「法 19,912」)は、知的財産に関する法律(No.17.336)をチリが署名した世界貿易機関の協定に適応させるものである。

チリで登録された産業財産権者、著作権および関連する権利の権利者は、管轄裁判所に書面で、工業所有権法(No.19.039)および知的財産に関する法律(No.17.336)に基づいて取得した権利の侵害を何らかの形で構成する商品の発送の差止を請求することができる。同様に、犯罪が行われていると信じるに足る合理的な理由がある場合にも、示された措置が要求されることがある。商品発送とは、税関(Aduana)の目的地に関連して、税関の前で行われる手続、手順、その他の業務と理解されている。

3. 知的財産権侵害に対する措置の概要

(1) 行政措置

知的財産権の侵害に対しては、民事訴訟などの法的措置が取られ、行政措置は取られない。刑事訴訟が提起されると、検察庁および産業・知的財産専門部門(Departamento especializado en asuntos de Propiedad Industrial e Intelectual)による捜査が行われる。工業所有権法(No.19.039)および知的財産に関する法律(No.17.336)にて、再犯者に対する厳罰化について規定されており、模倣品の処分方法については、法 19.912(知的財産権執行のための水際措置)に規定されている。同法は、知的財産権に関する WTO 協定に従って 2003 年に制定された法律で、知的財産権の執行のための水際措置を定めている。

(2) 刑事措置

刑事措置の管轄機関は、以下のとおり。

- i) 刑事保証裁判所(Juzgados de Garantía en lo Penal)
- ii) 刑事裁判所(Tribunales Orales en lo Pena)
- iii) 検察官(Fiscalías)

刑事措置は機能しており、非常に有効である。税関は、商品に対して簡易な検査を行い、商品が商標権を侵害しているまたは著作権を侵害していることが明らかである場合、職権で、商品の差止を命令することができる。このような場合、税関は、権利者を特定できる場合は、権利者に侵害の疑いについて通知し、差止を求める権利および規定に基づく権利について知らせるものとする。また、税関は、法律に従い、刑事裁判所に告訴しなければならない。税関から差止通知を受けた権利者は、10 日以内に訴訟を提起し、命令された措置が維持されることを求めることができる。正当な理由があれば、期間をさらに 10 日間延長することができ、措置の維持を求めるものとする。

また、知的財産権の侵害に対して、予防措置として、権利者は裁判所に対して、以下の命令を出すことを求めることができる(工業所有権法第 112 条)。

- i) 侵害行為の即時停止

- ii) 侵害に関連する製品、侵害行為に主に使用された材用および手段の没収。識別可能な標章の場合は、侵害に関連する容器、包装、ラベル、印刷物または標章を含む広告の没収
- iii) 1 人または複数の受領者の任命
- iv) 侵害に関連する製品の公告または宣伝の禁止
- v) 信用機関または第三者による、当該製品の販売または営業から生じる財産、金銭または価値の差し押さえ

刑事訴訟が提起されると、検察庁と産業・知的財産専門部門(Departamento especializado en asuntos de Propiedad Industrial e Intelectual)による捜査が行われる。再犯者に対する厳罰規定について、刑法(Código Penal、以下、チリ共和国の章において「刑法」)に定められている。また、模倣品の処分方法は、知的財産権執行のための水際措置(No.19.912)に定められている。

刑事措置の利点は、手続きが簡素化されていることであるが、判決が出されるまで時間を要する場合がある。

(3) 民事措置

知的財産権侵害に対する民事措置の手続きについては、工業所有権法(No.19.039)および知的財産に関する法律(No.17.336)に規定されている。

知的財産権の権利者は、権利の侵害に対して、民事訴訟にて以下を求めることができる(工業所有権法(No.19,039)第 106 条)。

- i) 保護された権利を侵害する行為の停止
- ii) 損害賠償
- iii) 侵害行為の継続を回避するために必要な措置
- iv) 原告が選択する新聞への掲載という方法で、有罪となった当事者の負担による、判決の公告

また、損害は、原告の選択により、一般的な規則または以下の規則に従い決定される(工業所有権法(No.19,039)第 108 条)。

- i) 侵害行為の結果として、権利者が得られなかった利益
- ii) 侵害行為の結果として、侵害者が得た利益
- iii) 侵害された権利の商業的な価値および既に付与された許諾を考慮し、許諾を付与した場合、侵害者が権利者に支払ったであろう金額

さらに、知的財産権の侵害に対して、予防措置として、刑事措置と同様、裁判所に対して以下の命令を出すことを求めることができる(工業所有権法(No.19,039)第 112 条)。

- i) 侵害行為の即時停止
- ii) 侵害に関連する製品、侵害行為に主に使用された材用および手段の没収。識別可能なサインの場合は、侵害に関連する容器、包装、ラベル、印刷物またはサインを含む広告の没収
- iii) 1 人または複数の受領者の任命

- iv) 侵害に関連する製品の公告または宣伝の禁止
- v) 信用機関または第三者による、当該製品の販売または営業から生じる財産、金銭または価値の差し押さえ

民事措置における模倣品の処分方法に関する規定は定められていない。民事措置は、捜査方法が確立されているが、手続きが長期にわたり、管轄機関は民事裁判所 (Juzgados Civiles) であるが、実際に民事措置は取られていない。

(4) 水際措置

チリで登録された産業財産権者および著作権および関連する権利の権利者は、工業所有権法 (No.19.039) および知的財産に関する法律 (No.17.336) に基づき得た権利について、侵害品の発送の差止を、管轄裁判所に書面にて求めることができる。違反が行われていると信じる正当な理由がある場合、規定された措置が取られる。

水際措置を管轄しているのは税関である。法 19,912 は、査定系の執行について規定しており、権利者は、模倣品の到着の証拠に基づき、知的財産権違反の可能性に基づく税関の差止を求める司法手続きをとることを認めている。権利者は、模倣品の税関の差止について民事裁判所に書面にて申し立てなければならない。裁判所から差止命令が出された場合、全ての税関に通知が出される。裁判所命令の通知の日から 10 日間、税関で差し止めとなる。措置が取られた場合、権利者は税関の差止に関する通知の日から 10 日以内に民事または刑事訴訟を提起しなければならない。

法 19,912 は、税関の職権による執行についても規定しており、税関は、商品の簡易な検査により、偽造した登録商標が付されている商品または著作権を侵害する商品であることが明らかな場合、職権で商品の発送の差止を命じることができる。税関は、船積み書類等の提供がなくても自主的に侵害品を検査することができ、商品発送の差止時に、侵害が疑われる商品の写真を送付する。税関は、権利者を特定できる場合は、権利者に侵害の疑いについて通知し、差止を求める権利および規定に基づく権利について知らせるものとする。税関は、法律に従い、刑事裁判所に告訴しなければならない。税関での差止期間は、通知の日から最大 10 日と定められており、その後、刑事訴訟が提起されない場合、商品は法律の規定に従って発送される。各税関は、法律に規定される責任に基づき、所有者、輸入者、荷受人、倉庫業者または第三者を商品の預託者として指定する。いずれの場合も、各税関は、検査のためまたは管轄裁判所が利用できるようにするために、商品の代表的なサンプルを常に収集することができる。

なお、税関で押収された商品の保管または処分にかかる費用は、被告が負担する。

また、商売のためでなく、輸入者が個人で使用するために、知的財産権侵害品を個人輸入した場合も、差し止めることができる。税関で差し止めた物品の廃棄手段についての規定は定められている。なお、チリでは並行輸入に対する規制はなく、認められている。税関登録制度について、知的財産権者であることを証明する書類を税関に提出し、登録することができる。

水際措置は行われており、税関と権利者、警察との連携も機能している。模倣品が疑われる製

品が税関で見られた場合、知的財産権者に対して通知される点が、水際措置の利点と言える。

(5) 鑑定制度

チリに鑑定制度は存在しない。

4. インターネット上の模倣品

知的財産に関する法律(No.17,336)にて、インターネットサービスプロバイダー(以下「ISP」)の責任について規定しており、ISP が管理運用しているシステムまたはネットワークを通じた、第三者による知的財産権の侵害について、ISP は、その損害を賠償する責任を負わないまたは限定的であると定められている。しかし、深刻で明らかな権利侵害の場合、権利者は、予防的または司法措置として、裁判所に措置を求めることができ、裁判所は、侵害品の削除またはアクセスを不可にすること、侵害行為が繰り返されるISPの特定のアカウントの閉鎖を命じることができる(知的財産に関する法律(No.17,336)第85条のL、第85条のR、第85条のS)。

国内シェアの大きい上位3つの電子商取引ウェブサイト、およびその知的財産ポリシーや掲載品削除方法は、以下のとおり。

i) メルカドリブレ(Mercado Libre)

メルカドリブレは、ブランドの著作権、特許、意匠その他第三者の知的財産権を侵害するアイテムがメルカドリブレを通じて陳列または提供されることを防ぐことを目的とした、ブランド保護プログラム(Brand Protection Program)⁵⁰を開発した。権利者またはユーザーは、一般利用規約の規定に違反していると判断する物品を特定し、削除を要求することができる。また、以下に該当する投稿は認められていない⁵¹。

- ・ 知的財産権を侵害する無許可のコピー、偽造またはレプリカの販売
- ・ ソフトウェア、ビデオゲーム、レコード、映画、テレビ番組、写真などの無許可のコピーの販売
- ・ 知的財産権者によって正式に作成されていない製品でのロゴまたは商標の使用
- ・ 製品の独創性を証明することを可能にする文書の販売
- ・ 製品がオリジナル商品であることを証明する文書の販売

ii) ファラベジャ(Falabella)

その利用規約内において、他者の知的財産権を尊重すること、知的財産権を侵害していることを発見した者から報告を受けるための電話番号を掲載している⁵²。

iii) パリス(Paris)

⁵⁰ <https://www.mercadolibre.cl/ayuda/Programa-de-Proteccion-de-Prop-1771> (2022年2月28日)

⁵¹ https://www.mercadolibre.cl/seguro_violppi.html (2022年1月16日)

⁵² <https://www.falabella.com/falabella-cl/page/comprar-terminos-condiciones> (2022年2月28日)

他者の知的財産保護についてのポリシーは設けられていないが、ウェブサイトを通じて実行された活動に対する申立をウェブサイト上のフォームや電話で受け付けている。さらに、居住地の警察等へ相談することも推奨されている⁵³。

5. その他

2021 年 7 月 5 日、過去 30 年間で最も需要となる工業所有権法 (No.19,039) の改正法が公布された。主要な改正ポイントは以下のとおり。なお、施行は 2022 年 1 月にチリ産業財産庁による規制の公布に合わせて実施される。

i) 特許権に関する改正のポイント

- ・ 初期手数料が事後(最大 30 日後)に支払われた場合でも、新規出願には出願日が付与される。
- ・ 仮特許出願制度が導入され、最終出願の提示に 12 か月の期間が与えられる。
- ・ 特許年金の支払いについて、最初の 10 年の満了前に、年払いまたは 1 回の支払いが選べる。
- ・ サービスの発明に関連する係争が、民事司法に移管される。
- ・ 特許権者の排他的権利の例外が追加される。
- ・ 特許オーナーシップアクションが導入される。これにより、無効の訴え以外に、発明者またはその正当な権利者を保護することが可能となる。

ii) 意匠権に関する改正のポイント

- ・ 意匠権の存続期間が 15 年に延長される。
- ・ 意匠の預託証明書が導入される。

iii) 商標権に関する改正のポイント

- ・ 匂い商標と立体商標が導入される。
- ・ 商業施設および産業施設を対象とした商標登録が終了する。
- ・ 不使用による登録取消
- ・ 異議申立や無効の主張の根拠として引用されている商標に対して、使用されていないことを訴えることができるようになる。

iv) その他

- ・ 産業財産権の侵害に関して、職権による刑事訴訟が認められるようになる。

6. 模倣品の実態および流通ルート

(1) 模倣品の実態

市場には、電気・電子製品、化粧品・医薬品、車両とその部品、食料品、衣類・履物・スポーツ用品、など、あらゆる種類の模倣品が販売されている。模倣品は、路上、店舗、インターネット上で販

⁵³ <https://ayuda2.paris.cl/ayuda/cencosud/terminos-condiciones> (2022 年 2 月 28 日)

売されており、主要な模倣品市場は、ビオービオ・ペルシアン(Bio-Bio Persian)市場、パトロナヘ(Patronage)、パセオ・ベジャ・マル(Paseo Bella Mar、都市サン・アントニオの観光地)、アグロ・デ・イキケ(Agro de Iquique、都市イキケの市場)で、様々な種類の模倣品が販売されている。

(2) 模倣品の流通ルート

模倣品の主な製造場所は中国で、その多くは港または陸路を通じて流入し、国内に流入した後のルートは複雑で把握が難しい。

VIII. ドミニカ共和国

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関

知的財産権の保護や知的財産権に基づく摘発に関わる機関は以下のとおり。

- i) ドミニカ共和国国立工業所有権庁(Oficina Nacional de la Propiedad Industrial、以下「ONAPI」)
産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標、商号)についての規制を管轄し、行政当局として、産業財産権が侵害された場合の異議申立、請求、無効、再審理などの行政上の審理を管轄する。
- ii) ドミニカ共和国著作権庁(Oficina Nacional de Derechos de Autor、以下「ONDA」)
著作権に関する規制を管轄する。行政当局として、著作権が侵害された場合の異議申立、請求、無効、再審理などの行政上の審理を管轄する。
- iii) 税関・知的財産局(Dirección General de Aduanas, DGA, Departamento de Propiedad Intelectual)
国境において、職権または権利者の求めに基づき、必要な措置を講じる権限を有する。
- iv) 検察庁の知的財産部(Ministerio Público, Procurador Fiscal adjunto encargado de la Unidad de Propiedad Intelectual)
知的財産権の問題を担当する司法副長官およびこれらの問題を担当する検察官を通じて、知的財産権の刑事侵害の場合に職権で行動することができる。予防措置および刑法および民法で規定されている措置を講じることができる。
- v) ドミニカ共和国国家警察(Policía Nacional Dominicana)

2. 法律の概要

(1) 特許に関する法律の概要

特許は、次の法律に規定されている。なお、産業財産権法の条文の一部は、米国・中米間自由貿易協定(DR-CAFTA)の施行のための法律により、改正されている。

- ・ 憲法(Constitución de la República Dominicana)
- ・ 産業財産権法(Ley núm. 20-00 sobre la Propiedad Industrial)
- ・ 産業財産権法の施行規則(Decreto 599-01 que establece el Reglamento de Aplicación de la Ley núm. 20-00 sobre Propiedad Industrial)
- ・ 米国・中米間自由貿易協定(DR-CAFTA⁵⁴)の施行のための法律(Ley núm. 424-06, Implementación del Tratado de Libre Comercio, entre la República Dominicana, Centroamérica y los Estados Unidos de América)

発明は、法律で規定されている特許性の条件を満たす産業利用が可能な人間の知的アイデア、創造であると定義されている(産業財産権法第1条)。

⁵⁴ 英語 Dominican Republic-Central America Free Trade Agreement に基づく略称

特許を受けるための発明の要件は、以下のとおり(産業財産権法第 3 条)。

- i) 産業上の利用可能性
- ii) 新規性
- iii) 進歩性

発明は、その対象があらゆる種類の産業で生産または利用できる場合に、産業上の利用可能性が認められる(産業財産権法第 4 条)。そのために、「産業」という表現は、その最も広い意味で理解されており、とりわけ、工芸、農業、鉱業、漁業およびサービスをも含むとしている。また、特許に求められる新規性とは、過去に存在していないことで、特許出願より前に、有形での公開、口頭での開示、販売、使用等を通じて、国内で、公開またはアクセス可能でないことを意味する(産業財産権法第 5 条)。進歩性については、対応する技術分野の専門家にとって、発明が明白でもなく、関連する技術の状態から明らかに導き出されていない場合、発明に進歩性が認められる(産業財産権法第 6 条)。

一方、特許の保護から除外されるものとして、発明とはみなされないものおよび特許が付与されないものが規定される(産業財産権法第 2 条)。

発明とはみなされないものは以下のとおり。

- i) 自然界、科学理論および数学的方法に既に存在しており、既知のものからなる発見
- ii) 審美的目的のみの作品
- iii) 経済または事業計画、原則または手法、純粋に精神的または産業的活動、遊興に言及しているもの
- iv) 情報の提示
- v) コンピュータプログラム
- vi) 人間または動物の治療のための処置または外科的方法、ならびに診断の方法
- vii) 発明が、自然界に既に存在する形式での生物または物質を目的としている場合、自然界に既に存在するあらゆる種類の生物および物質
- viii) 複合または融合しているために別々に機能できない場合、または特徴的な品質または機能の改善のために、熟練技術者には明らかではない工業的結果を生む場合を除き、既知の発明の並置、既知の製品の混合、形式またはその次元または利用される材料の改変
- ix) 元の特許に含まれているものとは異なる用途で使用されているという理由によって既に特許を取得している製品

特許が付与されず、公開されないものは次のとおり。

- i) 公序良俗または道徳に反する利用
- ii) 人間や動物の健康または生活に対して明らかに脅威であるもの、または環境に深刻な損害を与える可能性のあるもの
- iii) 微生物を除く植物および動物、および非生物学的または微生物学的プロセスを除く、植物および動物の生産のための本質的な生物学的プロセス

なお、植物の品種は、TRIPS 協定の第 27.3 条(b)の規定に従い、特別法により規制される、と定

められている。

特許権の存続期間は、出願日から 20 年間で延長はできないが、手続きの不合理的な遅延など ONAPI の責めに起因する場合、権利者は最長 3 年まで延長を要求することができる(産業財産権法第 27 条)。なお、特許権の維持には、出願日の 2 年後から、存続期間満了まで、年間登録料を支払わなければならない(産業財産権法第 28 条)。特許は、その権利存続期間が満了すると、公有財産となり、特許権者は発明に対する独占的権利を保有せず、第三者による商業的利用も可能となる。

なお、ドミニカ共和国は、PCT に加盟している。

① 出願から登録までの手続

国内外関係なく、自然人または法人は特許の登録をすることができる。特許は ONAPI に出願する。特許の登録に必要な手続きは以下のとおり。

i) ONAPI 本局に特許出願書の提出

特許登録フォームより電子出願をする。

必要書類はスペイン語で記載しなければならない。

特許登録フォームのほか、発明のタイトルおよび明細、本発明の要約、詳細および化学式または図面、出願人が発明者自身ではない場合は委任状、出願人が発明者から譲渡された権利を受け取った場合の譲渡書類、出願が 2 か月以内に別の国で提出された場合は、認証を受けた優先権の写し、出願料の支払い証明等の提出が求められる。

ii) 方式審査および特許出願の公開

申請書の提出から 60 日以内に、産業財産権法第 19 条に従って方式審査が行われる。書類の補正や提出が求められることがあり、出願人は 2 か月以内に補正をしなければならない。補正が認められると、方式審査は完了し、手数料の支払いが通知される。出願日または優先日(該当する場合)から 18 か月を超えた後に公開される。

第三者は、公開日から 60 日以内に、発明の特許性に関する異議を申し立てることができる。異議が申し立てられた場合、ONAPI は、出願人に通知し、出願人は異議申立の受領から 60 日以内に答弁をしなければならない(産業財産権法第 21 条(3))。

iii) 特許の実体審査

出願人は、出願公開から 12 か月以内に実体審査料を支払わなければならない(産業財産権法第 22 条)。ONAPI は特許性の要件を審査するにあたり、PCT の基準も考慮する。要件を満たしていない場合は、出願人に対し、3 か月以内に対応するように通知する。その後、特許の付与を承認するか、限定的に付与するか、拒絶するか決定する。

iv) 特許権の付与

実体審査で承認された場合、ONAPI は、出願日から 20 年間の特許権を付与する。出願が拒絶された者は、通知を受けた日から 15 日以内に不服を申し立てることができる。

出願から特許権の付与までの所要期間は、1 年から 2 年である。

② 特許権侵害

特許権者は特許使用の独占権を有するが、以下の行為は除外される(産業財産権法第 29 条、第 30 条)。

- i) 私的な利用で商業目的ではない行為
- ii) 特許が付与された発明に関して実験の目的にのみ実施された行為
- iii) 教育または科学または学術的研究の目的のみによる行為
- iv) 製品が、権利者または被許諾者の同意によるまたはその他適法に国内の市場に導入されている場合で、特許によって保護されているまたは特許が付与された手順によって取得された製品の販売、賃貸、使用、輸入その他のマーケティング
- v) パリ条約第 5 条に規定されている行為
- vi) 複製可能な生物学的な物質が特許によって保護されている場合で、新規の物質を入手するために、特許が付与された物質が、繰り返し使用されなければならない場合を除き、新規の生物学的物質を入手するために、初期段階として当該物質を使用すること
- vii) 特許の保護期間の満了後に承認を取得し、製品を市場開拓するために必要な使用
また、特許権者は、以下の行為を行った者に対して、民事上の損害賠償を求めることができる

(産業財産権法第 166 条(2))。

- i) 特許権者の同意や許可なく、発明の特許にて保護された製品を製造または開発すること
- ii) 発明の特許によって保護されている製品を、特許権者の同意なく、または適切な許可なく、製造または開発されたことを知りながら、販売を申し出るまたは流通させること
- iii) 特許権者の同意なくまたは適切な許認可なく、特許が取得されている手順を使用すること
- iv) 特許権者または使用の許可を受けた者の同意なく利用されていることを知りながら、特許を取得した手順を利用して直接得られた結果である製品の販売を申し出ること、販売または使用すること、輸入または倉庫に保管すること
- v) 特許権を有しない者が、その権利の存在について公衆に誤解を与える可能性がある名称を商品またはその広告で使用する

産業財産権に関する違反の場合、裁判官は、以下の命令を出すことができる。

- i) 模倣品の疑いのある商品および犯罪に使用された材料および道具の差し押さえ
- ii) 侵害行為に起因する資産および犯罪に関連する証拠書類の差し押さえ。司法命令に従って差し押さえの対象となる品目は、命令で指定された一般的な項目に該当する限り、個別に識別する必要はない
- iii) 侵害行為に起因する資産の没収
- iv) 被告へのいかなる種類の補償もなく、すべての模倣品の没収および破壊

特許権侵害は親告罪であり、産業財産権法と矛盾しない限り、刑法(Código Penal de la República Dominicana、以下、ドミニカ共和国の章において「刑法」)も適用される(産業財産権法第 167 条 2))。また、権利者は特許権侵害に対して、民事訴訟を提起することもできる(産業財

産権法第 168 条)。

③ 無効審判等

法律に規定された発明の要件を満たしていない場合や法律で禁止されている発明の特許の場合または法律に規定された特許性の要件を満たしていない場合など、法律の規定に違反して付与された全ての特許は、無効であり、利害関係者は、無効または取消の審判を提起することができる(産業財産権法第 34 条)。ONAPI は、利害関係者または管轄機関からの求めにより、特許の無効または取り消しを宣言することができる。

(2) 実用新案に関する法律の概要

実用新案は、特許同様、以下に規定されている。

- ・ 憲法
- ・ 産業財産権法
- ・ 産業財産権法の施行規則
- ・ 米国・中米間自由貿易協定(DR-CAFTA)の施行のための法律

実用新案は、より良いまたは異なる機能、それらを含む物体の使用または製造を可能にする、またはこれまでになかった実用性、利点または技術的效果を提供する人工物、道具、機器、メカニズム、その他の物体、またはそれらの一部の要素の新しい形式、構成、または配置であると定義されており、実用新案権の付与を通じて保護される(産業財産権法第 49 条)。

権利付与の対象とならない実用新案は次のとおり(産業財産権法第 51 条)。

- i) 手順
- ii) 化学、冶金またはその他の種類の物質または組成物
- iii) 産業財産権法に従って特許による保護から除外された事項

実用新案権の存続期間は出願日から 15 年で、延長することはできない。出願日から起算して 5 年目および 10 年目に管理費を払わなければならない(産業財産権法第 53 条)。

① 出願から登録までの手続き

実用新案の登録に必要な手続きは、特許と同様で、以下のとおり。

- i) ONAPI 本局に実用新案出願書の提出

実用新案登録フォームに電子出願をする。

必要書類はスペイン語で記載しなければならない。

実用新案登録フォームのほか、明細書、図面、出願人が発明者自身ではない場合は委任状、優先権を主張する場合は出願日の 2 か月前までに他国での出願または登録の詳細、出願人が発明者から譲渡された権利を受け取った場合の譲渡書類、出願料の支払い証明等を提出する。

- ii) 方式審査および出願の公開

申請書の提出から 60 日以内に、産業財産権法第 19 条に従って方式審査が行われる。

書類の補正や提出が求められることがあり、出願人は 2 か月以内に補正をしなければな

らない。補正が認められると、方式審査は完了し、手数料の支払いが通知される。出願日または優先日（該当する場合）から 18 か月を超えた後に公開される。

第三者は、公開日から 60 日以内に、異議を申し立てることができる。異議が申し立てられた場合、ONAPI は、出願人に通知し、出願人は異議申立の受領から 60 日以内に答弁をしなければならない（産業財産権法第 21 条(3)）。

iii) 実用新案の実体審査

出願人は、出願の公開から 12 か月以内に実体審査料を支払わなければならない（産業財産権法第 22 条）。ONAPI は特許性の要件を審査し、実用新案の特許を付与するか、拒絶するか決定する。審査において欠缺がある場合は、出願人に通知する。

iv) 実用新案権の付与

出願から実用新案権の付与までの所要期間は、1 年から 2 年である。

出願が拒絶された者は、通知を受けた翌日から起算して 15 日以内に不服を申し立てることができる。

② 実用新案権侵害

特許権と同様で、権利者は実用新案の独占権を有するが、以下の行為は除外される（産業財産権法第 29 条、第 30 条、第 50 条）。

- i) 私的な利用で商業目的ではない行為
- ii) 実用新案権が付与された考案に関して実験のみを目的として実施された行為
- iii) 教育または科学または学術的研究の目的のみによる行為
- iv) 製品が、権利者または被許諾者の同意による、またはその他適法に国内の市場に導入されている場合で、実用新案権によって保護されている製品の販売、賃貸、使用、輸入その他のマーケティング
- v) パリ条約第 5 条に規定されている行為
- vi) 複製可能な生物学的な物質が実用新案権によって保護されている場合で、新規の物質を入手するために、実用新案権が付与された物質が、繰り返し使用されなければならない場合を除き、新規の生物学的物質を入手するために、初期段階として当該物質を使用すること
- vii) 実用新案権の保護期間の満了後に承認を取得し、製品を市場開拓するために必要な使用

また、特許と同様、実用新案権者は、以下に該当する行為を行った者から民事上の損害賠償を受けることができる（産業財産権法第 166 条(2)）。

- i) 権利者の同意なく、または許可なく、実用新案の特許にて保護された製品を製造または開発すること
- ii) 実用新案権の付与によって保護されている製品を、権利者の同意なく、または適切な許可なく、製造または開発されたことを知りながら、販売を申し出るまたは流通させること
- iii) 実用新案権を有しない者が、その権利の存在について公衆に誤解を与える可能性がある

る名称を商品またはその広告で使用する

産業財産権に関する違反の場合、裁判官は、以下の命令を出すことができる。

- i) 模倣品の疑いのある商品および犯罪に使用された材料および道具の差押
- ii) 侵害行為に起因する資産および犯罪に関連する証拠書類の差押。司法命令に従って差押の対象となる品目は、命令で指定された一般的な項目に該当する限り、個別に識別する必要はない
- iii) 侵害行為に起因する資産の没収
- iv) 被告へのいかなる種類の補償もなく、すべての模倣品の没収および破壊

実用新案権侵害は親告罪であり、産業財産権法と矛盾しない限り、刑法も適用される（産業財産権法第 167 条(2)）。また、権利者は実用新案権侵害に対して、民事訴訟を提起することもできる（産業財産権法第 168 条）。

③ 無効審判等

特許権と同様で、法律の規定に違反して付与された全ての実用新案は、無効である。利害関係者は、無効または取消の審判を提起することができる（産業財産権法第 34 条）。ONAPI は、利害関係者または管轄機関からの求めにより、特許の無効または取消を宣言することができる。

(3) 意匠に関する法律の概要

意匠は、以下に規定されている。

- ・ 憲法
- ・ 産業財産権法
- ・ 産業財産権法の施行規則
- ・ 米国・中米間自由貿易協定(DR-CAFTA)の施行のための法律

意匠とは、線の配置または色の組み合わせ、あるいは2次元または3次元の外形で、コンピュータプログラムを除き、とりわけ、複合製品、包装、プレゼンテーション、グラフィック・シンボル、活字書体に集約されることが意図された一部を含み、かかる製品の目的を変えることなく、工業製品または手工芸品に組み込まれて特別な外観を与えるものと定義されている（産業財産権法第 54 条）。「複合製品」とは、取り壊しまたは分解される複数の代替可能な部品で構成される製品をいう。また、産業財産権法に基づいて意匠に付与される保護は、他の法的規定、特に著作権に関連する規定に基づき同じ意匠に付与しうる保護を除外し、またはこれに影響を与えない。

以下のものは、意匠の対象から除外される（産業財産権法第 55 条）。

- i) 外観が技術的機能のみによって決定され、設計者の恣意的な寄与が組み込まれていない意匠
- ii) 意匠を組み込んだ製品を機械的に組み立てたり、一体部品または要素を構成する別の製品に接続したりできるようにするために、正確な複製が必要な形で構成される意匠
- iii) 公序良俗または道徳に反する意匠
- iv) ドミニカ共和国で既に保護されている商標または他の識別可能なサインを含む意匠であり、

その権利者が、かかる保護により、登録意匠においてサインの利用を禁止する権利がある場合

- v) ドミニカ共和国にて著作権によって保護されている作品の無許可での使用に関する意匠
- vi) パリ条約第 6 条に規定される要素およびそれ以外で、記章、エンブレムおよび紋章など、ドミニカ共和国の紋章、旗、その他のエンブレムのような、同条にて公共の利益とされているものについて、許可なく、不適切な使用に関する意匠

また、意匠は新しく、新規性および独自性がある場合に保護される(産業財産権法第 58 条)。

意匠権の有効期間は出願日から 5 年で、5 年の延長を 2 回行うことができる(産業財産権法第 67 条(2)(3))。

なお、ドミニカ共和国は、ハーグ協定に未加盟である。

① 出願から登録までの手続き

意匠登録の出願人は、自然人または法人であり、出願人が創作者でない場合、登録を取得する権利を有していることを証明しなければならない(産業財産権法第 61 条)。登録は、ロカルノ協定⁵⁵で定められた意匠の国際分類において同じクラスに属する場合は、20 まで出願することができる(産業財産権法第 62 条)。

i) 意匠の登録出願

ONAPI に対して、意匠登録フォーム、意匠の詳細、意匠に関連する図面および写真、ロカルノ協定による国際分類のクラス、出願料の支払い証明等を提出しなければならない(産業財産権法第 63 条)。

ii) 方式審査および公開(産業財産法第 66 条)

ONAPI は出願を受理した後 30 日以内に出願人に対して意見を述べ、必要に応じて補正を求めなければならない。

方式審査報告書が作成された後、出願人に通知され、出願人はかかる通知から 30 日以内に手数料を支払わなければならない。

公開後 30 日以内に異議申し立てをすることができる。

異議申立がなかった場合、ONAPI は、出願日から 6 か月を経過している場合は、実体審査を実施し、審査後、登録の付与または拒絶の決定がなされ、登録が付与される場合は、出願人は登録料を支払う。

異議が申し立てられた場合、出願人は 30 日以内に答弁書を 1 回に限り提出することができ、かかる答弁書は異議申立人に送付される。

出願が拒絶された者は、通知を受けた翌日から起算して 15 日以内に不服を申し立てることができる。

② 意匠権侵害

意匠権者は、意匠権の使用について独占権を有し(産業財産権法第 59 条)、無断で、保護さ

⁵⁵ 1979年10月2日に改正された意匠の国際分類を制定する1968年10月8日のロカルノ協定」

れた意匠を複製または組み込んだ製品、または保護された意匠と同一の印象を与える外見をした製品の製造、販売、販売の申し出、使用、輸入またはこれらのいずれかの目的で保管した者に対し、措置をとることができる。

③ 無効審判等

違反行為が行われた場合、ONAPI は、利害関係者からの求めにより、審理を経て、意匠登録の無効を宣言することができる(産業財産権法第 68 条)。

(4) 商標に関する法律の概要

商標は、以下に規定される。

- ・ 憲法
- ・ 産業財産権法
- ・ 産業財産権法の施行規則
- ・ 米国・中米間自由貿易協定(DR-CAFTA)の施行のための法律

「商標」は、視覚的に表現することができ、かつ他の事業体の商品または役務と区別することができる標章または標章の組み合わせを意味すると定義されている(産業財産権法第 70 条(a))。商標の登録によって、商標使用について独占権を取得する(産業財産権法第 71 条(1))。

立体商標や色商標など非伝統的商標にかかる保護や権利行使は可能である。

商標とみなされる標章として以下のように規定されている(産業財産権法第 72 条)。

- i) 商標は、とりわけ、単語、架空の名前、名称、仮名、商業スローガン、文字、数字、モノグラム、図、肖像画、ラベル、紋章、印章、装飾模様、縁取り、線と帯、色、立体的な形、音および匂いの組み合わせおよび配置で構成されうる。それらはまた、商品またはその包装の形式、外形、商品または関連する役務の小売りの手段または場所で構成されうる。
- ii) 商標は、それらが適用される商品または役務に関して十分に識別可能であり、その使用が、商標が使用されている商品または役務の原産地、出所、品質または特性に関して混乱を引き起こさないことを条件として、国内または外国の地理的表示で構成されうる。

一方、商標として登録されないものとして以下が規定されている(産業財産権法第 73 条)。

- i) 商品またはその包装の通常または一般的な形態、対象の商品または役務の性質によって必要または課せられる形態で構成されるもの
- ii) 適用される商品または役務に機能的または技術的な優位性を与える形態で構成されるもの
- iii) 対象の商品または役務の性質を限定または説明するために使用されうるサインまたは表示のみで構成されるもの
- iv) ドミニカ共和国の一般的な言語または商業的使用において、商品または役務を同一または類似の他の商品または役務と区別するために使用される、かかる商品または役務の分野、一般的または通常の指定、または科学的または技術的な名称であるサインまたは表示のみで構成されるもの

- v) 単一の孤立した色で構成されているもの
- vi) 類似の商品または役務と区別するために、適用される商品または役務に関して十分な識別能力が不足しているもの
- vii) 道徳または公序良俗に反するもの
- viii) 第三国または国際機関の人々、考え、宗教、または国家のシンボルを嘲るまたは嘲る可能性のあるサイン、単語、または表現で構成されているもの
- ix) 対象の商品および役務の原産地、性質、製造方法、特徴、使用または消費への適切性、数量、またはその他の特性に関して、商業または一般の人々を誤解させる可能性があるものの
- x) 商品の原産地またはその他の特性に関して混乱のリスクがある場合、または原産地の名称の評判から不当に優位性を得るリスクがある場合に、同一の商品または異なる製品について、産業財産権法に基づき既に登録された原産地の名称を複製または模倣しているものまたは法律の規定に準拠していない地理的表示で構成されている場合
- xi) 無断で、国または国際機関の紋章、旗およびその他のエンブレム、頭字語、名称または略語を複製または模倣している場合
- xii) 当局の許可なく、公的機関によって採用された管理および保証を示す公式のサインを複製または模倣すること
- xiii) あらゆる国の領土で法定通貨である硬貨または紙幣、有価証券またはその他の商業文書、印紙、切手、または一般的な収入印紙を複製すること
- xiv) 真に授与され登録の出願時に証明した場合を除き、メダル、賞品、卒業証書、または商品または役務に関して賞が獲得されたことを意味するその他のアイテムを組み込んだり、複製したりすること
- xv) 標章が、商品または役務がその品種に関連していることを意図する場合、またはその使用がかかる品種との関連しているまたは混乱を引き起こす可能性がある場合に、国内外で保護されている植物品種の名称が含まれていること
- xvi) 法律の規定に違反している場合
- xvii) 一般の人々を誤解させる可能性のある方法で、登録の有効期限が切れて更新されていないまたは権利者の要求により取り消された商標と同一または類似しており、期間の満了または取り消しから 1 年が経過せずに、同一の商品または役務、その性質から関連する他の商品または役務に適用すること

なお、前述 iii)、iv) および v) については、ドミニカ共和国での継続的な使用の結果、シンボルが商業セクターおよび一般に、その商品または役務に関連する商標として十分な識別可能性を取得したことが確認された場合、記号を商標として登録することができる。

次のような第三者の権利に影響する場合は商標として登録されない(産業財産権法第 74 条)。

- i) 同じ商品または役務、異なるが関連している商品または役務について、既に第三者が規定に基づき登録したまたは登録の手続きにある商標と同一または混乱を生じる程度に類似し

ている場合

- ii) 登録されていないが登録についてより権限がある第三者が使用している商標と同一または混乱が生じる程度に類似しており、同じ商品または役務、異なるが関連している商品または役務に使用される商標
- iii) 既に、第三者により国内で使用または登録された商品名、サインまたはエンブレムと同一または類似しており、混乱を生じさせる場合
- iv) シンボルが適用される商品または役務が何であれ、国内で一般に広く知られている識別可能なシンボルの完全または部分的な複製、模倣、翻訳、または転写で構成されており、その使用が、混乱を生じさせ、その第三者と関連していると誤解を生むリスクがあり、シンボルの知名度を不当に利用し、またはその商業的または宣伝的価値の識別可能性を弱体化させる場合
- v) 本人またはその相続人の同意なく、特に、登録の出願人と異なる人物の名前、署名、肩書き、愛称または肖像画に関して、第三者の権利に影響を与える場合
- vi) 無断で、共同体、地方、地域または国の事業体または組織の名称、イメージまたは名声に対する権利に影響を与える場合
- vii) 不公正な競争行為を実行または確立するために、既存または出願された著作権または産業財産権の権利を侵害する場合

商標権の有効期間は登録日から 10 年で、10 年単位で更新することができる(産業財産権法第 81 条、第 82 条)。

なお、ドミニカ共和国は、マドプロに未加盟である。また、ドミニカ共和国はアンデス共同体の加盟国ではないが、その方針や決定を採用することがある。

① 出願から登録までの手続き

i) 登録の出願

出願人は、自然人または法人でなければならない。

ONAPI に対し、出願人の氏名、住所および身元証明、登録する商標の詳細、国際分類に従った出願する区分、委任状、出願が外国での登録に基づく場合は認証を受けた登録書類、手数料の支払い証明等を提出する(産業財産権法第 75 条)。

ii) 方式審査

ONAPI が方式審査を実施し、要件を満たしていない場合は、出願人は 30 日以内に補正しなければならない(産業財産権法第 78 条)。

iii) 実体審査

ONAPI は禁止事項が含まれていないか審査し、含まれている場合、出願人に対して、書面にて通知し、出願の取り下げ、修正または対象を限定する、または異議を申し立てるかについて、60 日の期間を付与する(産業財産権法第 79 条)。

iv) 公開、異議申し立て、登録証の発行(産業財産権法第 80 条)

審査を通過した後、ONAPI は出願人の費用負担にて、登録出願を公開する。

かかる登録出願について異議のある者は、公開の日から 45 日以内に、申し立てることができる。

かかる期間内に異議申立がない場合または異議申立が却下された場合、ONAPI は出願人に商標登録証明書を発行する。

異議申し立てがない場合、出願から登録までの所要期間は、4 か月から 5 か月である。

② 商標権侵害

商標権者は、権利者の同意なく、以下に該当する商標の使用をした者に対して措置をとる権利がある(産業財産権法第 86 条)。

- i) 商標が登録されている商品またはその商品の梱包、包装、または商標が登録されたまたは他の方法でかかる役務と関連しうる役務を使用して製造、変更または加工した商品に対して、登録商標と同一または類似の識別可能な標章を適用、添付すること
- ii) 商標権者または権限を受けた者による前項で規定された商品に適用、添付した商標を削除または変更すること
- iii) 登録商標の複製または複製を含むラベル、梱包、包装、包装またはその他の同様の材料の製造、およびそのような材料の販売または保管
- iv) 登録商標と同一または類似の標章を商業目的で使用する場合で、かかる使用が、公衆を誤解させたり、混乱を生じさせたり、登録商標の識別可能性または商業的価値を弱体化させたりすることにより登録商標の権利者の金銭的または商業的利益を不当に損なう可能性があり、または登録商標の知名度から不当に利益を得る可能性がある場合等、商標の不正利用や、登録された商標の権利者と関連しているまたは混乱を生じるような商標の使用

以下の違反行為に対しては、6 か月から 3 年の懲役、最低賃金月額⁵⁶の 50 倍から 1,000 倍(約 8,771.93 から 175,438.6 米ドル⁵⁷)の罰金が科せられる(産業財産権第 166 条(1))。

- i) 識別可能な標章の所有者の同意なく、識別される商品もしくは役務または関連する商品もしくは役務について、同一の標章もしくは登録商標、当該商標の複製または不正な模倣を商業目的で使用する
- ii) 識別可能な標章の所有者の同意なく、商号に関するビジネスの標章またはエンブレムを作成し、同時に以下の行為を行うこと
 - ・ 同一または関連する事業について同一の識別可能な標章を商業目的で使用する
 - ・ 混乱を引き起こす可能性があるとき、類似している識別可能な標章を商業目的で使用する

⁵⁶ 公務員の最低賃金月額(Salario Mínimo del Sector Público)が用いられる。2021 年は 10,000 ドミニカペソ。

⁵⁷ 2021 年は 500,000 ドミニカペソから 10,000,000 ドミニカペソの罰金。57.00 ドミニカペソ/米ドルにて計算。

- iii) 商品または役務に関連して、その商品もしくは役務の原産地またはその生産者、製造者もしくは業者の身元について虚偽または公衆を誤解させる可能性のある地理的表示を商業目的で使用する
- iv) 製品に関連して、製品の真の原産地が示されていても、原産地の名称の翻訳が使用されているまたは原産地の名称が、「タイプ」、「種類」、「方法」、「模倣」その他類似の表現を伴って使用されており、虚偽または誤解させる原産地の名称または模倣した原産地を商業目的で使用する
- v) 混乱を生じる程度に、別の登録商標と類似している未登録商標の使用を継続すること、または同様の理由で課せられた行政処分が確定的になった後も継続して使用する
- vi) 前 v) で違反として規定された商標を使用して、商品または役務の販売を申し出ること、流通させることまたは役務を提供すること
- vii) 模倣品を輸入または輸出すること

産業財産権に関する違反の場合、裁判官は、以下の命令を出すことができる(産業財産権法第 166 条 Párrafo II)。

- i) 模倣品の疑いのある商品および犯罪に使用された材料および道具の差し押さえ
- ii) 侵害行為に起因する資産および犯罪に関連する証拠書類の差し押さえ。司法命令に従って差し押さえるの対象となる品目は、命令で指定された一般的な項目に該当する限り、個別に識別する必要はない
- iii) 侵害行為に起因する資産の没収
- iv) 被告へのいかなる補償も伴わない、すべての模倣品の没収および破壊

商標権の侵害が疑われる場合は、何人も刑事措置を求めることができ、さらに、権利者から訴えが提起されなくても、証拠の保全および侵害行為の継続を防ぐために、国が職権で捜査または措置をとることができる(産業財産権法第 167 条)。すなわち、商標権侵害は非親告罪である。

③ 悪意の商標

第三者の権利に影響する場合、標章は商標として登録されない。標章が適用される商品または役務が何であれ、その使用が、第三者に関連して混乱、リスクを引き起こし、標章の知名度を不当に利用し、またはその商業的または宣伝価値の識別可能性を弱体化させる可能性がある場合、公衆の関連分野によって国内で広く知られている独特の標章の完全または一部の複製、模倣、翻訳または転写で構成されている場合も商標として登録されない(産業財産権法第 74 条)。

悪意の商標に対して、利害関係者は、いつでも登録の無効を求めることができる(産業財産権法第 92 条(1)および(5))。

(5) 著作権に関する法律の概要

著作権は、以下の法律に規定されている。

- ・ 憲法

- ・ 著作権法 (Ley No.65-00 sobre Derecho de Author、以下ドミニカ共和国の章において「著作権法」)
- ・ 著作権法の施行規則 (Decreto 362-01 que establece el Reglamento de Aplicacion de la Ley No.65-00, sobre Derecho de Author)
- ・ 米国・中米間自由貿易協定 (DR-CAFTA) の施行のための法律

著作権は、表現、普及、複製または通信の方法または形式、分野、価値または目的に関係なく、指定された分野での精神のすべての創造物を含み、文学的および芸術的作品の保護、ならびに文学的または芸術的形式の科学的作品を含む (著作権法第 2 条)。

著作者は、作品の経済的権利および人格権を享受することができ、経済的権利は、作品の売却、使用、宣伝、複製、翻訳、改作、解釈および普及の権利を含む。著作者、その相続人および譲受人は、著作者が存命中および死後 70 年の期間、著作権からの利益を受けることができる。著作権の保護期間の満了後、作品は公有財産となる。

① 著作権侵害

以下のような場合には、著作権の侵害となる (著作権法第 166 条)。

- i) 文学、芸術または科学的作品、芸術的実演、録音機の使用に関連し、無断で、全体または一部を変更、何らかの手段または形式で複製、販売、貸与その他の方法により頒布すること
- ii) 明示的に許諾を受けた数量より多く複製、頒布、通信すること
- iii) 違法な複製であることを知りながら、頒布、保管、隠蔽、国内への流入または国外へ流出させること
- iv) 譲渡または付与された許諾の期間の満了後も複製、頒布、通信すること
- v) 権利者からの開示の許可なしに、未公開の作品を開示すること
- vi) 不当に著作権を自身に帰属させること
- vii) 著作者、演者、プロデューサー、放送会社の名称を変更してまたは彼らの評判を不当に損なう可能性のある変更を行い、作品を複製、頒布、通信すること
- viii) 著作権法で認められている独占的な経済的権利を侵害するような方法で、作品、実演、制作または放送その他の方法で使用する、など

さらに、著作権の侵害を疑うに正当な理由がある場合または違反行為の証拠が消滅する恐れがある場合は、相手方に事前の通知なく、司法に対し、以下の事を求めることができる (著作権法第 179 条)。

- i) 権利者の承認なく複製された作品、上演、製品、放送および違法行為に使用した機器または道具、違反行為に関する情報またはビジネス文書
- ii) 侵害複製の販売、賃貸またはその他頒布の手順
- iii) 権限のない行為から得た収入
- iv) 法律で禁止されている行為に関連する疑いのある機器および製品について、物品の押収または没収し、権利者自身または第三者への引渡しを承認すること

なお、税関は、権利者に対して、権利が侵害されていることが十分に確かであることの合理的に入手できる証明を求める権限があり、被告を保護するための十分な保証(当局が物品を模倣品でないと決定した場合に、輸入者または輸入品の所有者に商品の流入を止めたことから生じる損失を生じさせないという金融機関からの証明等)を提供することを命令する権限を有する。

著作権侵害は親告罪であり、救済措置として次の措置が取られる。

- i) 6 か月から 3 年の懲役および最低賃金月額額の 50 倍から 1000 倍(約 8,771.93 から 175,438.6 米ドル⁵⁸)の罰金の刑事措置
- ii) 著作権者に対する損害賠償の民事措置
- iii) 侵害行為をしている事業所の一時的または完全な閉鎖、機械設備の没収、違法コピーの破棄およびそれらの輸出入を防止するための予防措置

② 著作権登録制度

著作権登録制度があり、ONDA が登録を管理している。登録申請手続きは以下のとおり。

- i) 提出書類
作品サンプルの提出、要件は作品のタイプによって異なる
登録のためのデータは、ワードまたは PDF 形式で USB に格納して提出しなければならない。本、論文等の場合は印刷して製本することとされている
- ii) 登録申請
著作者および作品に関する詳細を書面にて提出すること
- iii) 登録証明書の発行
承認される場合、25 日程度で登録証明書が発行される

(6) その他の模倣品対策を規定する法律

前述の法律や規定のほかにも模倣品を規定する法令・規則として、以下が挙げられる。

- ・ 違法取引、密輸および偽造の撲滅法(Ley No.17-19 sobre la Erradicación del Comercio Ilícito, Contrabando y Falsificación de Productos Regulados)
- ・ 税関が、模倣品の流入を管理するために、商標権および著作権登録を規制する規範(Resolución 01-10 que crea el Registro de Titulares de Derechos de Propiedad Intelectual de la Dirección General de Aduanas)

3. 知的財産権侵害に対する措置の概要

(1) 行政措置

知的財産権侵害に対する行政措置として、税関が、知的財産権の侵害が疑わしい製品を差し押さえ、利害関係者に対して、刑事措置の申し立てを行うよう通知することができるが、最終的な救済措置をとることはできない。

⁵⁸ 2021 年は 500,000 ドミニカペソから 10,000,000 ドミニカペソの罰金。57.00 ドミニカペソ/米ドルにて計算。

行政措置を管轄する機関は以下のとおり。

- i) ONAPI
- ii) ONDA
- iii) 税関・知的財産局
- iv) 刑事裁判所

上記のうち、iii) 税関・知的財産局は、知的財産権が登録されている製品に類似した製品が国内に輸入された場合、保管および調査を行う役割を担っており、行政措置への関与は限定的である。

(2) 刑事措置

① 産業財産権法に規定される刑事措置

刑事措置について、意図的に以下の行為を行った者は、6 か月から 3 年の懲役および最低賃金月額額の 50 倍から 1,000 倍 (約 8,771.93 から 175,438.6 米ドル⁵⁹) の罰金が科せられる (産業財産権法第 166 条(1))。

- i) 識別可能な標章の所有者の同意なく、識別される商品もしくは役務または関連する商品もしくは役務について、同一の標章もしくは登録商標、当該商標の複製または不正な模倣を商業目的で使用する。
- ii) 識別可能な標章の所有者の同意なく、商号に関するビジネスの標章またはエンブレムを作成し、同時に以下の行為を行うこと。
 - ・ 同一または関連する事業について同一の識別可能な標章を商業目的で使用する
 - ・ 混乱を引き起こす可能性がある場合に、類似している識別可能な標章を商業目的で使用する
- iii) 商品または役務に関連して、その商品もしくは役務の原産地、またはその生産者、製造者もしくは業者の身元について、虚偽または公衆を誤解させる可能性のある地理的表示を商業目的で使用する。
- iv) 製品に関連して、製品の真の原産地が示されていても、原産地の名称の翻訳が使用されているまたは原産地の名称が、「タイプ」、「種類」、「方法」、「模倣」その他類似の表現を伴って使用されており、虚偽または誤解させる原産地の名称または模倣した原産地を商業目的で使用する。
- v) 混乱を生じる程度に、別の登録商標と類似している未登録商標の使用を継続すること、または同様の理由で課せられた行政処分が確定的になった後も継続して使用する。
- vi) 前項で違反として規定された商標を使用して、商品または役務の販売を申し出ること、流通させることまたは役務を提供すること。
- vii) 模倣品の輸入および輸出。

⁵⁹ 2021 年は 500,000 ドミニカペソから 10,000,000 ドミニカペソの罰金。57.00 ドミニカペソ/米ドルにて計算。

また、産業財産権に関する違反の場合、刑事措置として、裁判所は以下の命令を出すことができる(産業財産権法第 166 条 Párrafo II)。

- i) 模倣品の疑いのある商品および犯罪に使用された材料および道具の差押
- ii) 侵害行為に起因する資産および犯罪に関する証拠書類の差押。

(司法命令に従って差し押さえるの対象となる品目は、命令で指定された一般的な項目に該当する限り、個別に識別する必要はない。)

- iii) 侵害行為に起因する資産の没収

全ての模倣品の没収および破壊は、被告へのいかなる種類の補償も伴わない。なお、商標の偽造が疑われる場合、いかなる者も刑事告発をすることができ、当事者または権利者による訴えがなくても、証拠保全および侵害行為の継続を止めるために、国は職権で捜査またはその他の強制措置を行使することができ、現行法に抵触しない限り、通常の刑法の規定も適用される(産業財産権法第 167 条)。

② 違法取引、密輸および偽造の撲滅法(Ley No.17-19 sobre la Erradicación del Comercio Ilícito, Contrabando y Falsificación de Productos Regulados)

違反行為に対して 3 年から 5 年の懲役を定めているほか、無効、取消、罰則、差止、賠償金の支払い、押収、その他侵害行為を停止する措置がとられる。処分した模倣品の処分方法についても規定している。

③ 管轄機関

刑事措置を管轄する機関は以下のとおり。

- i) 税関・知的財産局

知的財産権の侵害品および模倣品を、税関において差し押さえる。

検察庁の知的財産部

税関において差し押さえた知的財産権の侵害品および模倣品の調査を担う。

刑事裁判所

知的財産権の侵害を含む刑事事件を管轄する。

(3) 民事措置

権利者は、以下の行為を行った者より、民事措置で賠償を受けることができる(産業財産権法第 166 条)。

- i) 権利者の同意または許可なく、発明の特許または実用新案によって保護される製品を製造または開発すること
- ii) 権利者または登録者の同意または許可なく製造または開発されたことを知りながら、発明の特許または実用新案によって保護される製品の販売を申し出ることまたは流通させること
- iii) 権利者の同意または許可なく、特許が付与された手順を利用すること
- iv) 特許権者または使用の許可を受けた者による同意なく利用されていることを知りながら、特許が付与された手順の利用の直接的な結果としての製品の販売の申し出、販売、使用、輸

入または保管すること

- v) 権利者の同意または許可なく、登録によって保護された意匠を複製または模倣すること
- vi) 特許または実用新案の権利者ではなく、または使用する権利をもたない者が、その者が権利者や権利使用者であるかのように公衆を誤解させる可能性がある名称を、その者の製品または広告で使用する

権利者は、権利の侵害に対して民事訴訟を提起することができる。共同所有者の場合、別段の取り決めがない限り、他の共同所有者の同意がなくても、権利侵害に対して訴訟を提起することができる(産業財産権法第 168 条)。ただし、権利者が侵害行為を知った日から 2 年または最後に侵害行為があった日から 5 年のいずれか早いときに、時効となる(産業財産権法第 172 条)

権利者は、権利侵害に対して、以下の措置を求めることができる(産業財産権法第 173 条)。

- i) 権利侵害行為をやめること
 - ii) 賠償金の支払い
 - iii) 疑わしい侵害の対象商品、関連する材料または道具、商標の模倣品の場合、侵害行為に関する証拠文書の押収
 - iv) 模倣品と認められた製品の破壊
 - v) 前 iv) に従い押収された模倣品を製造するために使用された材料および道具の破壊を含む、侵害の継続または繰り返しの防止のために必要な措置
 - vi) 権利者の承認を受け、商標の模倣品の慈善的な寄付
- 民事措置を管轄している機関は以下のとおり。

- i) ONAPI
- ii) 検察庁の知的財産部
- iii) 民事裁判所および刑事裁判所

(4) 水際措置

商標権が侵害された商品の差し押さえについて、商標権の権利者が管轄の税関当局に、偽造の疑いのある、または紛らわしい類似の商標商品の流通を停止するよう求める場合、管轄の税関当局は、権利者の知りうる範囲内で、税関が合理的に認識しうる商品について、十分な証拠を提供するよう権利者に要求するものとされているが、十分な情報の提供の要件は、手続きを不当に妨げてはならない(産業財産権法第 174 条)。なお、税関当局は、被告と税関当局を保護し、権利の濫用を防ぐために、停止の手続きを開始する商標権者に合理的な保証を提供することを求めることができる。

税関当局は、輸入、輸出またはトランジットの商品が商標権を侵害していると疑う十分な理由がある場合、当事者または権利者からの訴えがない場合でも職権で商品の流入を止めなければならない。

また、商品が模倣品であると判断された場合、税関当局は 5 日以内に、権利者に対し、侵害について訴訟を提起するために必要な情報を知らせ、検察庁に物品を差し止めたことを知らせな

ればならない。税関は、停止の通知から 10 日以内に訴えが提起されなかった場合は、差止を解除しなければならない。

押収された模倣品について、司法命令がある場合、管轄の税関は、権利者が別の処分方法に同意した場合でない限り、模倣品を破棄する。模倣品は、商標を削除し、侵害がない状態で、国内の商業目的以外の慈善団体に寄付することもできる。

なお、旅行者の手荷物に含まれるまたは小口貨物で送られる商業的な性質のない少量の商品は、前述の規定の適用から除外されている。

水際措置は税関が管轄しており、ドミニカ共和国国家警察との連携もみられるが、税関の職員不足などで十分ではない。並行輸入について規制はない。また、税関登録制度は設けられており、知的財産局が、商標権および著作権の登録を管理している。

(5) 鑑定制度

知的財産権侵害に関する鑑定制度はない。

4. インターネット上の模倣品

インターネット上の模倣品に関する法令やインターネットサービスプロバイダーの責任を規定した法律は制定されていない。

国内シェアの大きい上位3つの電子商取引ウェブサイトは、メルカドリブレ (Mercado Libre)、イーベイ (eBay)、コロトス (COROTOS) であり、知的財産権についてのポリシーは以下のとおりである。

i) メルカドリブレ

ブランド保護プログラム規約 (Términos y Condiciones del Brand Protection Program)⁶⁰にて、知的財産権の侵害について規定し、知的財産権侵害を報告するシステム「Brand Protection Program」を構築している。同プログラムを通じて知的財産権の侵害が報告された場合、当該商品の掲載は一時停止され、通知を受けた販売者が一定期間の間に回答しない場合は、商品はウェブサイトから永久に削除される。販売者が回答し、著作権侵害を報告した者がその回答を認めた場合は、販売者は商品掲載の回復を要求することができ、回答が不十分な場合は、商品がウェブサイトから永久に削除されると定めている。

ii) イーベイ

知的財産権の権利者は、権利侵害について VeRO (Verified Rights Owner Program) というシステムにて、報告することができる⁶¹。

iii) コロトス

⁶⁰ (英語) <https://www.mercadolibre.com.do/ayuda/15906> (2022 年 2 月 28 日)

(スペイン語) https://www.mercadolibre.com.do/ayuda/Programa-de-Proteccion-de-Prop_994 (2022 年 2 月 28 日)

⁶¹ <https://pages.ebay.com/seller-center/listing-and-marketing/verified-rights-owner-program.html#m17-1-tb2> (2022 年 2 月 28 日)

知的財産権を侵害している商品や模倣品の販売は禁止されており、違反が判明した場合は、当該商品はサイトから削除される旨が記載されている⁶²。

5. その他

本稿に記すものの他、特筆すべきことはない。

6. 模倣品の実態および流通ルート

(1) 模倣品の実態

模倣品は、サント・ドミンゴ (Santo Domingo) およびダハボン (Dajabon) のスーパーマーケットや店舗で見られ、主な模倣品は、電気・電子製品、化粧品・医薬品、車両とその部品、食料品、衣類・履物・スポーツ用品である。模倣品の主な製造国は、中国とインド共和国である。

(2) 模倣品の流通ルート

模倣品は、中国、パナマ共和国、ハイチ共和国からドミニカ共和国へ流入しており、一般的な入口は、ハイナ港 (Haina) およびカウセド港 (Caucedo) である。中国およびインドから直接輸入されることもあれば、パナマ港経由で到着することもある。

⁶² <https://www.corotos.com.do/legals> (2022 年 2 月 28 日)

IX. パラグアイ共和国

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関

知的財産権の保護や知的財産権に基づく摘発に関わる機関は以下のとおり。

- i) パラグアイ知的財産国家総局 (Dirección Nacional de Propiedad Intelectual)
知的財産を管轄する独立した行政機関で、知的財産権の付与および保護の管理、芸術または科学分野および産業分野における知的創造の促進および奨励、技術移転を進めるイノベーションや研究の促進、関連省庁と連携し知的財産保護に関する国家政策の策定、知的財産のより良い知識および保護を導くイニシアティブの促進および活動を担う
- ii) 公共省 (Ministerio Público) 知的財産権に対する犯罪専門部門 (Unidad Especializada en Hechos Punibles contra Derechos de Propiedad Intelectual)
憲法 (Constitución Nacional、以下、パラグアイ共和国の章において「憲法」) に基づいて設立された機関で、知的財産権に関する重罪および犯罪に特化した部門
- iii) 民事裁判所 (Juzgados Civiles)
知的財産権関連の事件を含む民事事件を担当する裁判所
- iv) 刑事裁判所 (Juzgados Penales)
知的財産権関連の事件を含む刑事事件を担当する裁判所
- v) 税関 (Dirección de Aduanas)
水際対策を担当する行政機関
- vi) パラグアイ国家警察庁 (Policía Nacional del Paraguay)
差押が必要な場合など、必要に応じて関与する補助機関

2. 法律の概要

(1) 特許に関する法律の概要

特許は、以下に規定されている。

- ・ 特許法 (Ley No. 1630/00-De Patentes e invenciones、以下、パラグアイ共和国の章において「特許法」)
- ・ 政令 (Decreto N° 14201 del 2 de Agosto de 2001. Por el cual se Reglamenta la Ley N° 1630/00 de Patente de Invenciones)

特許とは、発明的な活動を伴う、産業上利用の可能性のある製品または方法を保護するものである (特許法第 3 条)。

発明に特許が付与されるためには次の要件が必要である。

- i) 産業的利用可能性
手工芸、農業、工業、漁業その他のサービスを含む、幅広い意味での産業での利用可能性と理解される (特許法第 6 条)。
- ii) 新規性
特許出願より前に、公開、販売、使用等を通じて、国内外で、公開またはアクセス可能でな

いことを意味する(特許法第 7 条)。

iii) 進歩性

発明が、容易には導出されないものであることを意味する(特許法第 8 条)。

また、以下に該当するものは、発明から除外される(特許法第 4 条)。

- i) 単純な発見、科学的理論および算数手法
- ii) 純粋な審美的創作物
- iii) 純粋な精神的および知的活動に関する経済、事業、広告、計画、原則または手法
- iv) コンピュータプログラム
- v) 人間または動物の治療のための診断および外科的手法
- vi) 情報の複製のさまざまな形式

さらに、以下に該当するものは、特許による保護から除外される(特許法第 5 条)。

- i) 公序良俗または道徳、健康、人間または動物の命を守り、植物の生命を保護し、および環境への深刻な損害を避けるために、その商業的搾取を防がなければならない発明
- ii) 動植物(微生物を除く)および非生物学的または非微生物学的手順ではない、動植物の生産のための基本的な生物学的手順

また、最新技術に含まれる製品または手順は、元の特許に記載されているものとは異なる使用を伴うという理由によってのみでは、特許法に規定している新しい特許の対象とはならない。

特許権の存続期間は、出願日から 20 年間であり、更新することはできない(特許法第 29 条)。特許を維持するためには、登録後 3 年目から年間登録料を支払わなければならない。

なお、パラグアイは PCT に未加盟である。

① 出願から登録までの手続き

手続きは以下のとおりである。

i) 特許出願

自然人または法人が出願することができ、出願者および発明者の詳細、発明の詳細等を提出する。

ii) 方式審査

補正が求められた場合、60 日以内に応答しなければならない。

iii) 特許出願の公開

出願日または優先日から 18 か月経過後に公開される。国内で流通している新聞 2 紙に 5 日連続で公告する。

iv) 特許出願に対する(出願された特許の権利者であると主張する者による)異議申立

実体審査の開始まで異議申立はできる(特許法第 24 条)が、具体的な異議申立期間については定められていない。

v) 実体審査

出願された特許が要件を満たしていない場合、補正が求められ、補正後も要件を満たしていない場合は拒絶となり、通知が発出される。

vi) 特許査定

特許が認められる場合、国内で普及している新聞 2 紙に 5 日連続で公告し、特許登録証が発行される。特許が承認されてから 5、6 か月程度で特許登録証が発行される。

各手続きの所要期間の目安について、前述 i) 出願後の書類提出から ii) 方式審査まで約 4 か月、iii) 公開から v) 実体審査まで 6 か月、vi) 実体審査および特許登録証の発行に 5、6 か月である。従って、出願から登録または拒絶査定までの所要期間は、補正の求めや異議申立がない場合は約 3 年、補正の求めや異議申立がある場合は、約 3 年半から 5 年半である。

補正を求められた場合、決められた期間内に補正を行い、その後 6 か月以内に査定がなされるが、拒絶査定がなされた場合、通知から 5 日以内に不服を申し立てることができ、不服申立が受理された後 18 日以内に法的根拠を提出しなければならない。法的根拠の提出から約 9 か月で審決が下される。

② 特許権侵害

特許権は独占権であり、権利に対する侵害行為は以下のとおりである。

- i) 特許の対象が製品の場合、特許法で例外として認められた場合を除き、権利者の承認なく、第三者が、特許の対象を製造、使用、販売の申し出、販売または輸入すること
- ii) 特許の対象が手順の場合、特許法で例外として認められた場合を除き、権利者の承認なく、第三者による、手順の利用行為、少なくとも、かかる手順を通して直接に取得した製品の利用行為、販売の申し出、販売または販売目的で輸入すること

一方、以下の行為について、特許の独占権は制限される(特許法第 34 条)。

- i) 特許が付与された発明が実験目的のみにより、商業目的なく利用される行為
- ii) 教育的または科学的または学術的研究のみを目的として行われる行為
- iii) 特許権者または権利者の同意を得た他の者によって、いずれかの国の市場で適法に導入されまたは適法に公開された後に、特許によって保護された製品に関連して、第三者が実施したビジネス行為
- iv) 特許の失効後の販売のために、実験目的で、適切な当局による製品の承認に必要な情報を収集する目的で、その失効の 30 日前からかかる発明を利用すること
- v) 提示日より前、場合によっては、関連する特許出願の優先権の前に、すでに国内で製品を製造しているまたは発明を構成する手順を公に使用しているまたはかかる製品もしくは使用の実施を準備していた者によって誠実に行われた行為

特許法では、特許権の保護のために、2 種類の侵害および 2 種類の民事訴訟を規定している。特許権の侵害は、刑法(Código Penal、以下パラグアイ共和国の章において「刑法」)による保護の対象として規定されていない。侵害に対する特許権の行使の時効は、権利侵害の事実を知った日から 2 年または最後の侵害行為の日から 4 年の短い方である(特許法第 77 条)。

(a) 特許権の主張のための民事訴訟

権利のない者が発明または実用新案を出願または取得した場合、または当該権利を有する他の者に損害を与えた場合、権利を侵害された者は、出願または付与された特許の保留、

権利の共同申請者または共同所有者としての承認を管轄の司法当局に求め、権利を主張することができる。同様に、受けた損害について賠償を求めるための法的措置をとることができる。

(b) 特許権の侵害に対する民事訴訟

特許権者は、特許権を侵害する行為をした者に対する次の法的措置を管轄の司法当局に提起することができる(特許法第 78 条)。

- i) 侵害行為の停止
- ii) 損害賠償
- iii) 特許権侵害の製品やその材料や機器等の輸入または輸出の禁止
- iv) 原告が要求する場合、侵害製品やその材料の引渡し
- v) 侵害製品やその材料、器具等の廃棄

共同所有者の場合、共同所有者の間で別段の合意をしていない限り、他の共同所有者の合意なしに、特許権の侵害に対して主張を提起することができる。

③ 無効審判等

無効訴訟は、特許が付与された日から5年または国内で特許が最初に利用された日から2年の短い方が時効となるが、特許の悪意の取得者に対しては時効がない。無効の訴えが認められた場合は、司法当局によって別段の決定がなされない限り、付与日に遡って無効となる(特許法第 39 条)。手続きは、請求人が審判を請求し、被請求人は 18 日以内に答弁書を提出、40 日間の間に証拠調べが行われ、最終審理を経て審決が下される。審判の請求から審決までの所要期間は、約 1 年である。

(2) 実用新案に関する法律の概要

実用新案は、以下に規定されている。

- ・ 特許法(Ley No.1630/00-De Patentes e invenciones)
- ・ 政令(Decreto Reglamentario No. 14201/01)

実用新案は、物体のよりよいまたは異なる運用、使用または製造を可能とする、または、従前なかった実用性または技術的な効果を与える装置、器具、道具、メカニズムまたはその他の物体またはその一部の要素の構成、構造または配置により構成される発明として理解される(特許法第 51 条)。さらに、実用新案は、産業的利用可能性および新規性があれば、保護される(特許法第 53 条)。ただし、以下に該当するものは、実用新案の保護から除外される(特許法第 54 条)

- i) 方法
- ii) 化学的、冶金学的またはその他の種類の物質および組成物
- iii) 現行法により特許保護から除外される事項

実用新案権の存続期間は申請日から 10 年で、更新および延長はできない(特許法第 53 条)。

① 出願から登録までの手続き

特許法と同様で、以下のとおりである。

- i) 実用新案出願

自然人または法人が出願することができ、出願者および発明者の詳細、発明の詳細等を提出する。

ii) 方式審査

補正が求められた場合、60 日以内に応答しなければならない。

iii) 実用新案出願の公開

出願日または優先日から 18 か月経過後に公開される。国内で流通している新聞 2 紙に 5 日連続で公告する。

iv) 実用新案出願に対する(出願された実用新案の権利者であると主張する者による)異議申立

実体審査の開始までに異議申立ができるが(特許法第 24 条)、異議申立の期間については定められていない。

v) 実体審査

出願された実用新案が要件を満たしていない場合、補正が求められ、補正後も要件を満たしていない場合は拒絶となり、通知が発出される。

vi) 実用新案権の付与

国内で普及している新聞 2 紙に 5 日連続で公告し、実用新案登録証が発行される。実用新案が承認されてから 5、6 か月程度で実用新案登録証が発行されるが、補正が求められるまたは拒絶の場合は、より長期となる。一般的に、補正に 1 年、拒絶の場合は 2 年程度かかる。

各手続きの所要期間の目安について、前述 i)出願後の書類提出から ii)方式審査まで約 4 か月、iii)公開から v)実体審査まで 6 か月、vi)実体審査および特許登録証の発行に 5、6 か月である。従って、出願から登録または拒絶までの所要期間は、補正の求めや拒絶がない場合は約 3 年、補正の求めや拒絶がある場合は、約 3 年半から 5 年半である。

補正を求められた場合、決められた期間内に補正を行い、その後 6 か月以内に査定がなされるが、拒絶査定がなされた場合、通知から 5 日以内に不服を申し立てることができ、その後 18 日以内に法的根拠を提出しなければならない。法的根拠の提出から約 9 か月で審決が下される。

② 実用新案権侵害

特許権と同様で、特許法第 33 条にて規定されている特許の侵害行為および第 34 条にて規定されている特許の独占権に対する制限について実用新案権にも適用される。

特許法では、実用新案権の保護のために、2 種類の侵害および 2 種類の民事訴訟を規定している。実用新案権の侵害は、刑法による保護の対象として規定されていない。侵害に対する実用新案権の行使の時効は、権利侵害の事実を知った日から 2 年または最後の侵害行為の日から 4 年の短い方である(特許法第 77 条)。

(a) 実用新案権の主張のための民事訴訟

権利のない者が発明または実用新案を出願または取得した場合、または当該権利を有する他の者に損害を与えた場合、権利を侵害された者は、出願または付与された実用新案権の

保留、権利の共同申請者または共同所有者としての承認を管轄の司法当局に求め、権利を主張することができる。同様に、受けた損害について賠償を求めるための法的措置をとることができる。

(b) 実用新案権の侵害に対する民事訴訟

実用新案権者は、実用新案権を侵害する行為をした者に対する次の法的措置を管轄の司法当局に提起することができる(特許法第 78 条)。共同所有者の場合、共同所有者の間で別段の合意をしていない限り、他の共同所有者の合意なしに、実用新案権の侵害に対して主張を提起することができる。

- i) 侵害行為の停止
- ii) 損害賠償
- iii) 実用新案権侵害の製品やその材料や機器等の輸入または輸出の禁止
- iv) 原告が要求する場合、侵害製品やその材料の引渡し
- v) 侵害製品やその材料、器具等の廃棄

③ 無効審判等

無効訴訟は、実用新案権が付与された日から 5 年または国内で実用新案が最初に利用された日から 2 年の短い方が時効となるが、実用新案の悪意の取得者に対しては時効がない。無効の訴えが認められた場合は、司法当局によって別段の決定がなされない限り、付与日に遡って無効となる(特許法第 39 条)。手続きは、請求人が審判を請求し、被請求人は 18 日以内に答弁書を提出、40 日間の間に証拠調べが行われ、最終審理を経て審決が下される。審判の請求から審決までの所要期間は、約 1 年である。

(3) 意匠に関する法律の概要

意匠は、以下に規定されている。

- ・ 意匠およびデザイン法(Ley No. 868/81-De Dibujos y Modelos Industriales、以下、パラグアイ共和国の章において「意匠法」)
- ・ 政令(Decreto N° 30.007/1982 por el cual se Reglamenta la Ley N° 868/1981 de Dibujos y Modelos Industriales)

工業デザインは、線と色彩の組み合わせで、工業モデルは、線と色彩の創造力のある形態で、工業および手工芸製品に特別な外見を与えることを意図し、生産の基準として機能するものと定義されている(意匠法第 1 条、以下、工業デザインおよび工業モデルをまとめて「意匠」とする。)。また、意匠は新しく、技術的な効果を得るためだけに使用されるのではなく、公共の福祉、モラルおよび良い慣習に反しないものが登録の対象となる(意匠法第 2 条)。

意匠の存続期間は、登録日から 5 年間であり、5 年間で 2 回まで更新することができ、保護の対象期間は最長で 15 年間となる(意匠法第 7 条)。

なお、パラグアイは、ハーグ協定に未加盟である。

① 出願から登録までの手続き

手続きは以下のとおりである。

i) 意匠の出願

出願人の詳細、認証を受けた委任状(出願人または代理人は国内に住所を有する者でなければならない)、意匠の詳細、意匠の分野または分類、创作者の詳細等をパラグアイ知的財産総局意匠・モデル局(Dirección de Diseños y Modelos Industriales)に提出する。

ii) 方式審査

当局から求められる情報や文書の補正期間は 30 日である。

iii) 公開

首都の新聞に 1 日掲載する。

iv) 異議申立

異議のある者は、公開日から 60 日間以内に申し立てなければならない。

v) 実体審査および登録証の発行

各手続きの所要期間の目安について、前述 i)出願から ii)方式審査まで 2、3 か月、iii)公開から iv)異議申立まで 4 か月、iv)異議申立期間が 60 日間、v)実体審査および登録証の発行に 6 か月である。従って、異議申立がなく順調に進んだ場合は、出願から登録証の発行までの所要期間は 1 年半程度で、当局から補正の求めや拒絶があった場合は、さらに 4 か月から 6 か月かかる。

外国で登録した意匠権者は、外国での登録から 6 か月以内に、出願書類を提出することによって、優先権を行使することができる(意匠法第 8 条)。

実体審査にて、意匠・モデル局に補正を求められた場合、それぞれ設定される期間に補正をし、その後 6 か月以内に決定がなされる。拒絶の決定が出された場合、通知から 5 日以内に不服を申し立てることができ、その後 18 日以内に訴状を提出しなければならない。訴状の提出から約 9 か月で審決が下される。

② 意匠権侵害

違法に以下の行為をしたものは罰金の対象になる(意匠法第 33 条)。

- i) 意匠またはその実装サンプルの登録によって保護された特性を示す工業製品を製造することまたは製造させること
- ii) 違法の性質を認識しながら、前 i)で言及した製品を販売、展示、輸入またはその他の方法で取引すること
- iii) 製造業者、輸入業者または貿易業者を隠匿した製品を所有すること
- iv) 意匠を登録せずに、その所有権を主張すること
- v) 登録局によって保護されている他人の意匠の図面を自身のものとして譲渡すること

意匠権登録の権利者は、当該意匠権を商業的に利用した者に対し、利用の停止および損害賠償を求めて、裁判所に訴訟を提起することができる(意匠法第 32 条)。意匠権は親告罪であ

り、意匠権が侵害された場合は、民事措置および刑事措置をとることができるが、意匠の登録証明が必要である(意匠法第 35 条)。権利者は、訴訟提起前の措置として、違法行為を検証する目的で、登録された意匠が、店舗、工場等で工業的または商業的に使用されていることに対し、違反した製品の差し押さえを裁判所に求めることができ、裁判所は、24 時間以内に関連する令状を発行し、担当の裁判官を指名しなければならない(意匠法第 36 条)。また、登録された意匠権者が、自身の負担で引き取りに同意した場合を除き、法的に違反が認められた意匠を含む製品またはその部品は廃棄される(意匠法第 34 条)。意匠法に基づく侵害行為の時効は、意匠権の侵害の事実を知ったときから 2 年である(意匠法第 42 条)。

③ 無効審判等

無効訴訟は、意匠が一般に使用された日から 2 年が時効となる。意匠法の規定に違反して取得されたまたは第三者の権利を損なう詐欺的な方法で取得された意匠の登録は無効となる(意匠法第 30 条)。手続きは、請求人が審判を請求し、被請求人は 18 日以内に答弁書を提出、40 日の間に証拠調べが行われ、最終審理を経て審決が下される。審判の請求から審決までの所要期間は、約 1 年である。

(4) 商標に関する法律の概要

商標は、以下規定されている。

- ・ 商標法(Ley No. 1294/98-De Marcas、以下パラグアイ共和国の章において「商標法」)
- ・ 政令(Decreto N° 22365 del 14 de Agosto de 1998. Por el cual se Reglamente la Ley N° 1294/98 de Marcas)

商標は、商品または役務を識別するために使用される全ての標章であると定義され、ひとつまたは複数の単語、標語、図案、モノグラム、印影、装飾模様、レリーフ、名称、架空の言葉、文字および数字の形式または異なる組み合わせ、色、ラベル、容器および包装の組み合わせおよび並び替えて構成されうる。それらはまた、製品の表現形式または状態、その容器または包装、商品または役務に関連する手法または販売場所から構成されうる(商標法第1条)。また、この規定は単なる目安であり、商標法に明示的に特定されていない他の標章も商標法の条件の下で保護されうる。

ただし、公序良俗に反するものや商品または役務の製造方法や原産地などの特性について誤解を招く可能性があるもの、国家や国際機関等の名称やエンブレム、製品またはその包装の通常の形態または必要な形態、同一の商品または役務に使用する既に登録されている商標と同一または類似の標章、権限がないまたは商標が第三者のものであることを知りながら出願または登録された商標、本人または相続人の同意なく人物の氏名や写真を使用すること、法律で指定されている地理的表示を含むもの等は、商標として登録されない(商標法第 2 条)。

商標の存続期間は、登録日から 10 年間で、10 年ごとに更新することができる(商標法第 19 条)。

立体商標や色商標など非伝統的商標にかかる保護や権利行使は可能で、商標法第 1 条(商標として登録可能な記号(De las Marcas de Productos y Servicios))、第 57 条および第 58 条(地理的表示(De la Indicación Geográfica))、第 61 条から第 66 条(団体商標(De la Marca Colectiva))、第

67 条から第 71 条(認証マーク(De la Marca De Certificación))、第 72 条から第 79 条(商号(Del Nombre Comercial))に規定されている。

なお、パラグアイは、マドプロに未加盟である。

① 出願から登録までの手続き

i) 商標出願

出願人および代理人の氏名や住所、商標のコピー、商標を使用する商品または役務の区分および詳細、委任状などをパラグアイ知的財産総局商標局(Dirección de Marcas)に提出する。

ii) 方式審査

iii) 公開

国内の新聞に 3 日掲載(近年、知的財産国家総局は、公報に掲載している)。

iv) 異議申立

異議がある者は、60 日以内に申し立てることができ、出願人は 18 日以内に応答しなければならない。

v) 実体審査

vi) 商標登録証の発行

各手続きの所要期間の目安について、前述 i)出願から ii)方式審査まで 1 か月から 3 か月、iii)公開から iv)異議申立まで 1 か月から 3 か月、v)実体審査および vi)登録証の発行に 5 か月である。従って、異議申立がなく順調に進んだ場合は、出願から登録証の発行までの所要期間の目安は 1 年で、異議申立、当局から補正の求めや拒絶があった場合は、さらに 2 か月から 4 か月かかる。

商標局に補正を求められた場合、通知の日から 18 日以内に補正し、その後 6 か月以内に決定がなされる。拒絶の決定がなされた場合、拒絶の通知から 5 日以内に不服を申し立てることができ、その後 18 日以内に訴状を提出しなければならない。訴状の提出から 1 年以内に審決が下される。

② 商標権侵害

商標の登録は、その商標の独占的使用の権利および商標権者の権利を害する者に対する法的措置を講じる権利や、直接的または間接的に混乱を引き起こす可能性のある標章の登録および使用に反対する権利を権利者に付与する(商標権第 15 条)。

また、登録された商標または商品名の独占使用の権利を有する権利者は、その権利を侵害した者に対して、司法に訴えを提起することができる(商標法第 84 条)。以下の行為は、登録商標の権利者の権利侵害とみなされる。商標権の侵害は親告罪である。

- i) 商標登録されている商品または商標登録されている役務に関連する商品、またはそれらの容器または包装に商標または類似の識別可能な標章を貼付または取り付けること
- ii) 製品に貼付または取り付けられた後に、商業目的で標章を削除または変更すること
- iii) 商標または商品名の複製またはそれらを含むラベル、容器、包装またはその他の材料を

製造し、販売またはその材料を違法に所有すること

- iv) 商標または商品名を付した容器または包装を商業目的で再補充または再利用すること
- v) 商品または役務のための商標または商品名と同一または類似の標章を、そのような使用が登録商標の権利者との関係で混乱やリスクを引き起こす可能性がある場合に、取引で使用する
- vi) 商品、役務または活動の商標または商品名と同一または類似の標章を、識別可能な特徴または標章の商業的または広告的価値を弱め、かかる標章またはその所有者の評判を不当に利用することで、所有者に不当な経済的または商業的不利益をもたらす可能性がある場合に、取引で使用する
- vii) 非営利目的であっても、商標または商品名に同一または類似の記号を、識別可能な特徴または商業的または広告的な価値を弱め、その評判を不当に利用する可能性がある場合に、公に使用する

商標権の侵害行為の時効は、商標権の侵害の事実を知ったときから 2 年または最後の侵害から 4 年である(商標法第 88 条)。

③ 無効審判等

当事者系審判は、請求人が審判を請求し、被請求人は 18 日以内に答弁書を提出、40 日間の間に証拠調べが行われ、最終審理を経て審決が下される。審判の請求から審決までの所要期間は、約 1 年である。

商標を登録して 5 年以内に使用しない場合または 5 年以上継続して使用を停止した場合、当事者からの求めにより、登録が取り消される(商標法第 27 条)。

悪意の商標に対して、商標法にて明示的な規定はないが、第 54 条で、司法当局は、以下に該当する方法で取得された登録の無効化を求める訴訟を審理する能力を有するものと定めている。

- i) 登録が商標法の規定に反する場合
- ii) 詐欺的な手段によって、またはそれに対する権利を持たない者によって、またはより優位の権利を持つ者に損害を与えることを目的に登録された場合

④ 悪意の商標

商標法第 2 条では、商標として登録してはならない項目を挙げており、正当な利害関係を持たない者、またはその標章が、第三者に所属することを知っていたまたは知っていたはずの者によって出願または登録された標章は、商標として登録されないと規定されている。これら悪意の商標に対して、異議申立または無効訴訟の手段をとることができる。

(5) 著作権に関する法律の概要

著作権は、以下に規定されている。

- ・ 著作権および隣接権法(Ley No.1328/98-De Derecho de Autor y Derechos Conexos、以下、パラグアイ共和国の章において「著作権法」)

- ・ 著作権法規則 (Decreto N° 5159/1999 por el cual se Reglamenta la Ley N° 1328/98 de Derecho de Autor y Derechos Conexos、以下、パラグアイ共和国の章において「著作権法規則」)

著作権保護は、その種類、表現形式、価値または目的、作者または関連する権利の権利者の国籍または居住地、作品が公開された場所に関係なく、文学または芸術分野における創造的な性格のすべての知的作品を対象とする(著作権法第3条)。さらに、この第3条に規定する「作品」には、次のものが含まれる(著作権法第4条)。ただし、これらは例示であり、これらに限定されない。

- i) 本、雑誌、パンフレットまたはその他の書物の書面で表現された作品、および従来の文字、記号またはマークで表現されたその他の作品
- ii) 講演、演説、説教などの口頭での作品、教育および同様の性質の他の業務で使用される説明
- iii) 歌詞の有無にかかわらず楽曲
- iv) 演劇および演劇の音楽作品
- v) 振り付けと模倣作品
- vi) 何らかの手段またはプロセスによって作成および表現された、映画作品を含む視聴覚作品
- vii) 放送作品
- viii) 図面、絵画、彫刻、版画、リトグラフを含む3次元アートの作品
- ix) 建築計画と作品
- x) 写真作品および写真に類似したプロセスによって表現された作品
- xi) 応用美術作品
- xii) 地理、地形、建築または科学に関連するイラスト、地図、スケッチ、計画、図および3次元作品
- xiii) コンピュータプログラム
- xiv) 百科事典のようなコレクションおよび作品またはデータベースのような要素のアンソロジー、ただし、コンテンツの選択、調整または配置に独創性がなければならない
- xv) 一般に、独創性の特徴を有し、既知または未知の手段またはプロセスによって開示または複製することができる、文学、芸術または科学の分野におけるその他の知的作品

さらに、元の作品に存在する権利を損なうことなく、適切な承認を受けた既存の作品の翻訳、改作、変換、または配置も同様に保護の対象となる。作品のタイトルは、オリジナル作品である場合、作品の一部として保護されるものとする。

著作権の経済的権利は、著作者が生存している間および死後70年間存続する。共同著作物の場合、保護期間は、最後の生存者である共同著作者の死亡から数えられる。匿名および変名の作品の場合、著作権の保護期間は開示の翌年から70年となるが、その期間が満了する前に著作者が身元を明かした場合は、生存期間および死後70年間となる。団体作品、コンピュータプログラム、視聴覚作品、放送作品の場合、経済的権利は、最初の公開から70年後、公開されない場合は完成から70年後に失効する。なお、著作者人格権は失効しない。

① 著作権侵害

著作権の侵害は親告罪であり、著作権法は、著作権者による自身の権利の侵害に対する民事および刑事訴訟の提起を認めており、著作権の不正使用とその他の著作権侵害に分けることができる。

(a) 著作権の不正利用

著作権法にて、権利者の同意のない改変や販売などの不正使用として以下が規定されている。

- i) 複製に著作者、翻訳者、翻案者、編集者または編曲者の名前を記載しないこと
- ii) 著作者の評判、場合によっては翻訳者、翻案者、編集者、編曲者の評判に悪影響を与える追加または削除を含む名前を印刷すること
- iii) 権利者の同意なしに行われた要約、追加、削除またはその他の変更を含む作品を公開すること
- iv) 複数の作品をまとめて出版することを許可された場合に別々に出版すること、または、別々に出版することを許可されていた場合にまとめて出版すること

(b) その他の著作権の侵害

著作権法において、以下を侵害行為と定める。

- i) 著作権法の規定に違反して、作品のタイトルを不適切に使用すること
- ii) 著作権法の規定に違反して、作品に変更を加えること
- iii) 著作権法の規定に違反して、作品、視聴覚記録または写真画像を公衆に伝達すること
- iv) 著作権法に規定された権利を侵害して、作品の複製を頒布することまたは規定に違反してレコード、視聴覚記録または写真画像を頒布すること
- v) 著作権の規定に違反して、国内を対象としていない作品の複製を輸入することまたは著作権法の規定に違反して、レコードの複製を輸入すること
- vi) 著作権法の規定に違反して、有線または無線の手段により、無線放送または有線、ケーブル、光ファイバーまたはその他の同等のプロセスによる送信を再送信すること
- vii) 私的な上演のみを目的とした実演またはレコードを公衆に伝達すること
- viii) 関係する権利の権利者によって許可された譲受人または許諾を受けた者が、契約で許可されている数よりも多くのコピーを複製または頒布すること、または合意した認可期間の満了後も、作品、実演、制作または放送を伝達、複製または頒布すること
- ix) 著作権者またはその承継人等の名前で他の者から秘密裏に受け取った未公開または未発表の作品を、それらの同意なしに他の人に知らせること
- x) 製造、輸入、販売、賃貸またはその他の方法で流通装置または製品を持ち込むことまたはサービスを提供すること、権利者が自身の権利を保護するために設置した技術装置の目的または効果を、何らかの方法で妨害、回避、排除または非アクティブ化すること

また、刑法で規定されている著作権の侵害の事例は以下のとおり。

- i) 著作権法によって認められた権利者の地位を、元のまたは派生したものであるかどうかにかかわらず、自身に不適切に帰属させ、その不適切な帰属により、管轄当局が著作権法によって保護されている作品、実演、制作、放送、その他の知的財産の伝達、複製、頒布または輸入の行為を停止する場合
- ii) 所得の証明、使用された題目、著作者の身元、取得されたとと思われる承認または複製の数に関して虚偽の陳述を行った場合、または著作権法によって保護されている権利の権利者を害する可能性のあるその他の粗悪化行為を行うこと
- iii) 著作権法の規定に違反して、法律で認められた複製の場合を除いて、保護された作品の全部または一部を元の形式または開発された形式で複製すること
- iv) 保護された作品の違法な複製を、販売または貸与の方法で国内に持ち込み、保管、頒布すること、またはその他の方法で流通させること
- v) 演奏者の実演、レコード、無線放送または有線、ケーブル、光ファイバーまたは他の同等のプロセスによる送信という手段で複製すること、またはかかる違法な複製を国内に持ち込み、保管、頒布、輸出、販売、賃貸、またはその他の方法で流通させること
- vi) 著作権および隣接権の登録簿に、他の者が所有する著作権法によって保護されている作品、実演、制作、放送またはその他の知的財産を、あたかもそれが自身に属し、真の権利者とは異なるかのように登録すること
- vii) 製造、輸入、販売、賃貸またはその他の方法で、暗号化されたプログラムを送信する衛星信号の不正な復号化、またはプログラム放送の不正な受信の促進、またはそれ以外のコード化された形式での公衆への伝達において、最も重要な流通装置またはシステムを流通させること

② 著作権登録制度

著作権登録制度があり、登録の流れは以下のとおり(著作権法第 152 条、著作権法規則第 10 条から第 35 条)となる。

- i) 著作権で保護された作品をパラグアイ著作権局(Dirección Nacional de Derecho de Autor)へ提出
- ii) 形式審査
- iii) 公開(3 日)
- iv) 異議申立(30 日間)
- v) 実体審査
- vi) 登録証明書の発行

(6) その他の模倣品対策を規定する法律

その他、模倣品対策を規定する法律として、以下のものが挙げられる。

- ・ 刑法

- ・ 民法 (Código Civil)
- ・ 民事訴訟法 (Código Procesal Civil)
- ・ 刑事訴訟法 (Código Procesal Penal、以下、パラグアイ共和国の章において「刑事訴訟法」)
- ・ 憲法

全ての知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権)について規定しているが、特許権と実用新案権については刑法および刑事訴訟法では対象とされていない。

これらの法律において、著作権保護の対象となる作品、商標、意匠の違法な複製、宣伝または公共での表現は権利の侵害となり、かかる権利侵害は親告罪である。

3. 知的財産権侵害に対する措置の概要

(1) 行政措置

パラグアイの知的財産権に関する法令では、民事措置または刑事措置のみ取られ、知的財産権の侵害に対する行政措置を規定していない。パラグアイ知的財産総局が設立されたことに伴い、パラグアイの市場に導入・流通している模倣品に関する通知・主張・苦情の受付を担当する監視局 (Dirección de Vigilancia) が設置された。同局は最近、法律の遵守について監視を開始し、税関および公共省とともに、模倣品に関連する多くのケースに介入してきた。ただし、模倣品の検出および処分の手続きは刑事・民事上の措置に従う。

(2) 刑事措置

保護されている知的財産権(特許権、実用新案権を除く)の違法な複製、模倣、宣伝、使用等は権利侵害として罰則の対象となる(刑法第 184 条)。

罰金は、1 日単位で計算され、最低 5 日分から最高 360 日までの範囲となる。1 日当たりの罰金額は、違反者の個人的および経済的条件や状況が考慮され、刑事裁判所によって定められる。裁判所は主に、その違反者が 1 日で獲得しうる平均の純収入を考慮に入れるものとされる。1 日当たりの罰金の金額を決定する根拠がない場合、裁判所は、違反者に関する収入、財産およびその他の経済的状况を見積もり、税務署(財務省) (Sub Secretaría de Estado de Tributación (Ministerio de Hacienda)) および銀行に報告を要求する場合がある。また、刑法にて、懲役が 1 年以下となる場合、1 か月の懲役を 30 日分の罰金として代替できることを定めており、3 年まで認めている。再犯者に対する厳罰化の規定はない。

刑事措置の流れは、以下のとおり。

- i) 告訴
- ii) 捜査
- iii) 製品の廃棄(該当する場合)
- iv) 検察官による訴追の必要性の検討
- v) 制裁措置

目安の所要期間は 1 年である。刑事措置を管轄しているのは、刑事裁判所およびパラグアイ知

的財産総局監視局である。

処分した模倣品の処分方法について、商標法、著作権法、意匠法において、権利侵害および市場への偽造品および模倣品のさらなる流入を止めるために、製品の廃棄処分について規定されている。

権利者にとって、刑事措置は、権利の侵害に対する最も効率的かつ効果的、迅速な解決方法である。一方で、多くの外国企業などの権利者は、事業や評判への悪影響の懸念に加え、裁判への不信感などから、刑事措置を取るケースは少ない。

(3) 民事措置

民事措置の流れは、以下のとおり。

- i) 管轄裁判所に対して訴えの提起
- ii) 該当する場合、訴訟前の措置
- iii) 被告への通知および召喚
- iv) 答弁
- v) 尋問
- vi) 判決

民事措置を管轄しているのは、パラグアイ知的財産総局の監視局、民事裁判所および最高裁判所であり、意匠や特許に関する事件は、民商事裁判所が第一審となる。再犯者に対する厳罰化の規定はない。

模倣品の処分方法について、商標法、著作権法、意匠法において、権利侵害および市場への偽造品および模倣品のさらなる流入を止めるために、製品の破壊処分について規定されている。具体的な処分方法は、民事裁判にて決定される。

権利者にとって、民事措置は、金銭的な賠償を求めることができ、刑事措置を希望しない権利者にとって、自身の知的財産権の侵害に対してとることができる措置である。一方、民事措置は、手続きを阻止または妨害することを目的とした悪意のあるまたは見境のない反訴が慣行として行われており、手続きが長期化し、非効率である。

(4) 水際措置

模倣品が疑われる場合は、税関および公共省が介入することができる。侵害の性質や没収された製品の数量および価値などによって、刑事判決によって罰金が決定される。刑法では以下のとおり定めている。

罰金は、1日単位で計算され、最低5日分から最高360日までの範囲となる。1日当たりの罰金額は、犯罪の対象となった違反者の個人的および経済的条件や状況が考慮され、刑事裁判所によって定められる。裁判所は主に、その違反者が1日で獲得しうる平均の純収入を考慮に入れるものとされる。1日当たりの罰金の金額を決定する根拠がない場合、裁判所は、違反者に関する収入、財産およびその他の経済的状況を見積もり、税務署(財務省)および銀行に報告を要求する場合

がある。また、刑法にて、懲役が 1 年以下となる場合、1 か月の懲役を 30 日分の罰金として代替されることを定めている。

刑事措置の流れは、以下のとおり。

- i) 第三者による告発
- ii) 税関および公共省による介入および製品の没収
- iii) 知的財産の当事者である被害者・権利者とのやりとり
- iv) 捜査
- v) 処分(廃棄)
- vi) 判決

輸出入およびトランジットの両方が対象である。差止のために裁判所への提訴が必要で、対応が終結するまでに通常 1 年程度かかる。

模倣品の処分方法について、商標法、著作権法、意匠法において、権利侵害および市場への偽造品および模倣品のさらなる流入を止めるために、製品の処分について規定されている。当事者が国内に法的な住所を持たない外国の個人または企業の場合を除き、担保金の納付は不要であるが、倉庫保管費用や廃棄費用の負担者は原告である。

水際措置を管轄しているのは、税関、公共省、刑事裁判所および民事裁判所である。具体的な船荷情報の提供がなくとも税関は自主的に侵害品を検査することができ、水際対策は実施されており、税関と権利者やパラグアイ国家警察庁の連携もみられる。商売のためでなく、輸入者が個人で使用するために、知的財産権侵害品を輸入した場合も、差し止めることはできる。税関で差し止めた物品の廃棄手段についての規定はない。並行輸入は認められており、特に規制されていない。

税関登録制度は存在し、商標は税関にて登録することができ、パラグアイ知的財産総局に登録した場合と同様に保護される。

権利者にとって水際措置は、パラグアイの市場から模倣品を没収および排除し、さらなる流入をとめる手段である。

差止時に写真や船荷書類等の税関から収集できる情報について、当事者が税関に訴えを提起していれば、特に規制はない。

(5) 鑑定制度

知的財産権侵害の鑑定制度はないが、過去 2 年間で、パラグアイ知的財産総局監視局は、特に商標に関して、正当な起訴と拘留および模倣品の破壊について介入を強めており、今後数年間、パラグアイは、より効果的かつ効率的な鑑定制度が確立され、同様に統計情報も収集されることが期待される。

4. インターネット上の模倣品

インターネット上の模倣品について、以下に規定されている。

- ・ 電子商取引法 (Ley No. 4868/13-Comercio Electrónico)

- ・ 政令 (Decreto N° 1.165/14 por el cual se Aprueba el Reglamento de la Ley N° 4868 del 26 de Febrero de 2013 “De Comercio Electrónico”)

インターネット上の模倣品は、公共省の知的財産権に対する犯罪の専門部門 (Unidad Especializada en Hechos Punibles contra Derechos de Propiedad Intelectual) およびサイバー犯罪・電子手段による犯罪の専門部門 (Unidad Especializada contra los Delitos Informáticos) が取り締まりを行う。

国内シェアの大きい上位の電子商取引ウェブサイトは以下のとおり。

- i) コンティマーケット (Conti Market、小売り)
- ii) バンコイタウパラグアイ (Banco Itau Paraguay、金融商品)
- iii) ペディドス・ジャ (Pedidos Ya、食料品、生活用品など)

第三者の知的財産権を侵害したコンテンツが掲載されている場合、権利者は電子サービスのプロバイダーにインターネットやネットワークからのコンテンツの削除を求めることができ、全てのプロバイダーは、アップロードされた知的財産権を侵害しているコンテンツを削除するためのメカニズムを確立しなければならない (電子商取引法第 16 条)。従って、知的財産権が侵害された者は、同法に基づいて、当該コンテンツの削除を求めることができるが、電子商取引ウェブサイトの掲載品の削除申請のためには、事前に公共省へ申し立てなければならない。

なお、コンティマーケットは、各利用規約において、知的財産権侵害等を発見した者はコールセンターに連絡するように記載している⁶³。

5. その他

パラグアイにおける、近年の知的財産権侵害対策に関する取り組みについて、当局による積極的な介入が見られるようになってきている。特に、知的財産総局の監視局が設置されて以降、適切な監視が行われるようになった。

6. 模倣品の実態および流通ルート

(1) 模倣品の実態

市場では、電化製品、化粧品、医薬品、車両の部品、衣類、履物、スポーツ用品等の模倣品が見られる。港でのトランジット、首都アスンシオン (Asunción) のダウントウン、シウダー・デル・エステ (Ciudad del Este) の市場で模倣品が発見されることが多く、特にシウダー・デル・エステの市場は代表的な場所で、電化製品、化粧品、医薬品、車両の部品、衣類、履物、スポーツ用品等の模倣品が販売されている。模倣品は主に中国製である。

(2) 模倣品の流通ルート

模倣品は主に、国外からシウダー・デル・エステに流入し、さらに、シウダー・デル・エステからブ

⁶³ <https://www.contimarket.com/terminos-y-condiciones> (2022 年 2 月 28 日)

ラジル連邦共和国およびアルゼンチンに流出している。国外からシウダー・デル・エステに流入する模倣品のほか、シウダー・デル・エステで製造され、シウダー・デル・エステおよび首都アスンシオンで販売されるものもある。

X. ブラジル連邦共和国

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関

- i) ブラジル産業財産庁(Instituto Nacional da Propriedade Industrial(INPI)、以下、ブラジル連邦共和国の章において「INPI」)
経済省(Ministério da Economia)の一部であり、ブラジルの知的財産権の管理を担当する政府組織である。
INPI は、知的財産の効率的な保護を通じて、ブラジルの革新および経済開発を促進する責任を担うとともに、商標の登録、特許の付与、フランチャイズ契約の登録、意匠登録、地理的表示の登録、ソフトウェア登録および集積回路の登録を監督している。
- ii) 全国海賊品対策協議会(Conselho Nacional de Combate à Pirataria(CNCP)、以下「CNCP」)
2004 年 10 月に法務省(Ministério da Justiça e Segurança Pública)の枠組みのなかで設立された半官半民の組織である。CNCP は、公的機関の 11 名の代表および市民社会組織、主に民間セクターからの 7 名の代表で構成されている。知的財産の保護に関連する CNCP の委員の所属は、税関運営総合調整部(Coordenação-Geral de Administração Aduaneira(COANA)以下「COANA」)、連邦上院(Senado Federal)、下院議会(Câmara dos Deputados)、ブラジル連邦警察(Polícia Federal)、ブラジル連邦高速道路警察(Polícia Rodoviária Federal)、ブラジル連邦歳入庁(Receita Federal(RFB))が挙げられる。
COANA は、模倣品の流入を含め、ブラジル国境の全ての通関手続きを平準化するための規範的な指示の発行を管轄しており、外国貿易に関連するすべての活動の計画、調整、監督、管理および評価を担当する。
ブラジル連邦歳入庁は、ブラジルの歳入を管轄しており、経済省の事務局である。国境での取り組みおよび税務に関連する事項を担当する。
ブラジル連邦警察は、模倣品、サイバー犯罪、組織犯罪および国境管理を含む国家の犯罪に対応する責任を負う。
- iii) 税関運営総合調整部(COANA)
前述のとおり、模倣品の流入を含むブラジル国境全ての通関手続を管轄する。税関規則(Decree 6759/2009)(Regulamento Aduaneiro)の第 605 条にて、税関は、偽造や模倣した商標を付した製品または原産地を偽装表示した製品について、職権または利害関係者の請求により、税関にて差し押さえることができると規定されているものの、実務においては、税関の職員が、疑わしいという理由のみで自ら権利者を探して通知することはなく、また、税関は、知的財産権の侵害に基づく最終的な差止め命令を発行する権限はない。
- iv) 警察(Polícia)
知的財産権侵害に関し、ブラジル連邦警察の関与は限定的であり、禁制品または不正輸入に関する刑事事件の場合にのみ関与する。それ以外のケースでは、文民警察(Polícia civil)および軍警察(Polícia militar)が管轄するが、その権限は各州によって異なり、知的財産権に特化した文民警察ユニットを設立した州も存在する。例えば、リオデジャネイロ州の

DRCPI (Delegacia de Repressão aos Crimes contra a Propriedade Intelectual、知的財産犯罪撲滅のための警察ユニット)が挙げられる。この他、2000 年に、サンパウロ州は DEIC (Divisão Especializada de Repressão ao Crime Organizado)傘下に、知的財産権対策の特別ユニットを設立した。その他、バイーア州は、2007 年に文民警察の内部に、GEPP (Grupo Especializado de Proteção a Propriedade Intelectual、知的財産権保護特別グループ)を設立している。以上から、州によって警察による関与が異なる。

2. 法律の概要

(1) 特許に関する法律の概要

特許は、ブラジルの産業財産に関する権利および義務を定めている次の法律に規定されている。

- ・ 産業財産法(1996 年 5 月 14 日法律第 9279 号) (Lei nº 9.279, de 14 de Maio de 1996、以下、ブラジル連邦共和国の章において「産業財産法」)

以下の要件を満たす発明には特許が付与される(産業財産法第 8 条)。

- i) 新規性
- ii) 進歩性
- iii) 産業利用可能性

一方、以下に該当するものは発明とみなされない(産業財産法第 10 条)。

- i) 発見、科学的理論および数学手法
- ii) 純粋に抽象的な概念
- iii) 商業的、会計、財政、教育、出版、くじまたは経済的性質のシステム、計画、理論または手法
- iv) 文学的、建築、美術および科学的な作品またはその他審美的創造物
- v) コンピュータプログラムそれ自体
- vi) 情報の提示
- vii) 遊戯のルール
- viii) 人間または動物の身体に使用する手術または外科的技術および治療または診断の方法
- ix) 自然生物の全部または一部および自然またはそこから分離したもの、自然生物のプロセスにおいて発見される自然生物のゲノムまたは生殖質を含む生物学的材料

特許の存続期間は出願日から 20 年である(産業財産法第 40 条)。権利の維持には年間料を支払わなければならない、また、特許は更新することはできない(産業財産法第 84 条)。

なお、ブラジルは PCT の加盟国である。

① 出願から登録までの手続き

特許の出願から登録までの手続は、以下のとおり。

- i) 出願
- ii) 事前審査
- iii) 公開

優先日または出願日より 18 か月後に公開される。第三者は異議を申し立てることができる。

iv) 方式審査

出願日から 36 か月以内に実施しなければならない。

補正を求められた場合は、出願人は 60 日以内に対応しなければならない。

v) 実体審査

拒絶通知の場合、出願人は 90 日以内に要件を満たすよう補正するか、これに反論する。

対応しない場合は、出願を放棄したとみなされる。

iv) 査定

審査にて特許付与が認められた場合は、登録料を支払った後、特許が付与される。

特許付与の拒絶に対し、出願人は、INPI に不服を申し立てることができる。申立が却下された場合は拒絶が確定する。申立が受理された場合、INPI は申立通知を公告する。公告から 60 日以内に利害関係者による反論が提出される。審理が行われ、拒絶通知の場合、申立人は 60 日以内に対応しなければならない。拒絶通知でない場合または拒絶通知に対して出願人が対応した場合、審理が行われ、特許の付与または拒絶確定の審決が下される。

② 特許権侵害

特許権者の同意なく、以下の製造、使用、販売の申し出、または輸入は特許権の侵害とみなされる(産業財産法第 42 条)。

i) 特許の対象である製品

ii) 特許が付与された手順またはその手順によって直接取得された製品

ただし、以下に該当する場合は、特許権侵害とみなされない(産業財産法第 43 条)。

i) 特許権者の経済的利益を損なわない範囲で、権限のない第三者による商業目的ではない私的な行為

ii) 研究または化学または技術研究に関する実験的な目的による権限のない第三者による行為

iii) 有資格の専門家が実施する、個別の処方箋に従う医薬品の準備

iv) 特許権者により直接または同意を得て、国内市場の特許が付与された手順または製品に従い製造された製品

v) 生き物に関連する特許の場合、特許を受けた製品を、他の製品を入手するための初期の変更または伝搬として、第三者が経済的目的を持たず使用すること

vi) 生き物に関連する特許について、特許権者または許認可を受けた者による適法に市場に参入している特許を受けた製品の使用、流通または商業化。ただし、問題となる生き物を商業的に繁殖させないまたは普及のために使用しない場合に限る。

vii) 特許の有効期間の満了後に、特許を受けた製品の使用または商業化を目的とし、国内外で許可を求めるための情報、データおよびテスト結果を出すために実施された、特許を受けた発明に関する、権限のない第三者による行為

特許権の侵害に対する法的措置は、共有の場合を含め特許権者によって提起されなければならない(産業財産法第 207 条)。従って親告罪である。また、独占的または非独占的を問わず、特許権を行使する権限を付与されている許諾者は、特許権侵害に対して法的措置を提起することができる(産業財産法第 62 条)。ディストリビューターまたは特許の保護についての利害関係者も同様である。

③ 無効審判等

特許が付与されて 6 か月以内に、INPI または利害関係者は見直しを提起することができ、特許権者は 60 日以内に対応しなければならない。技術審査が行われ、技術審査による意見に対し、特許権者および申立人は、60 日以内に答弁しなければならない。その後審理が行われ、特許権の維持、修正を条件とした維持、または無効の審決が下される。

(2) 実用新案に関する法律の概要

実用新案についても、特許と同様、産業財産法にて定められている。

産業利用可能性があり、新しい形または組み合わせを表し、その使用または製造において機能的な改善をもたらす発明を伴う場合、実用性のある物体またはその一部は、実用新案権として保護される(産業財産法第 9 条)。

一方、以下のものは、実用新案とみなされない(産業財産法第 10 条)。

- i) 発見、科学的理論および数学的手法
- ii) 純粹に抽象的な概念
- iii) 商業的、会計、財政、教育、出版、くじまたは経済的性質のシステム、計画、理論または手法
- iv) 文学的、建築、美術および科学的な作品またはその他審美的創造物
- v) コンピュータプログラムそれ自体
- vi) 情報の提示
- vii) 遊戯のルール
- viii) 人間または動物の身体に使用する手術または外科的技術および治療または診断の方法
- ix) 自然生物の全部または一部および自然またはそこから分離したもの、自然生物のプロセスにおいて発見される自然生物のゲノムまたは生殖質を含む生物学的材料

産業財産法に定められる要件を満たした技術のあらゆる分野の実用新案は実用新案権として保護の対象となるが、以下に該当するものは除外される(産業財産法第 18 条)。

- i) 道徳、良い慣習および治安、秩序および健康に反するもの
- ii) 原子核の変形をもたらす場合で、あらゆる種類の物質、事項、混合物、要素または製品、それらの物理化学的財産の改良、およびそれらを取得または改良する各プロセス
- iii) 3 つの特許の要件(新規性、進歩性および産業利用可能性)を満たし、単なる発見ではない、微生物の遺伝子組み換えを除く生物の全てまたは一部

実用新案の有効期間は出願日から 15 年である(産業財産法第 40 条)。実用新案は更新するこ

とはできず、年間料を支払わなければならない(産業財産法第 84 条)。

① 出願から登録までの手続き

特許法と同様で、以下のとおりである。

i) 出願

ii) 事前審査

iii) 公開

優先日の出願日より 18 か月後に公開される。第三者は異議を申し立てることができる。

iv) 方式審査

出願日から 36 か月以内に実施しなければならない。

補正を求められた場合は、出願人は 60 日以内に対応しなければならない。

v) 実体審査

拒絶通知の場合、出願人は 90 日以内に要件を満たすよう補正するか、これに反論する。

対応しない場合は、出願を放棄したとみなされる。

vi) 査定

審査にて実用新案権が認められた場合は、登録料を支払った後、実用新案権が付与される。

実用新案権付与の拒絶に対し、出願人は、INPI に不服を申し立てることができる。申立が却下された場合は拒絶が確定する。申立が受理された場合、INPI は申立通知を公告する。公告から 60 日以内に利害関係者による反論が提出される。審理が行われ、拒絶通知の場合、申立人は 60 日以内に対応しなければならない。拒絶通知でない場合または拒絶通知に対して出願人が対応した場合、審理が行われ、実用新案権の付与または拒絶確定の審決が下される。

② 実用新案権侵害

特許権と同様で、侵害行為を規定した産業財産法第 42 条および侵害行為から除外される事項を規定した第 43 条が適用される。

実用新案権の侵害に対する法的措置についても特許権と同様で、実用新案権の侵害に対する法的措置は、共有の場合も含め実用新案権者によって提起されなければならない。親告罪である。また、独占的または非独占的を問わず、実用新案権を行使する権限を付与されている許諾者は、実用新案権侵害に対して法的措置を提起することができる。ディストリビューターまたは実用新案の保護についての利害関係者も同様である。

③ 無効審判等

特許権と同様で、実用新案が付与されて 6 か月以内に、INPI または利害関係者は見直しを提起することができ、実用新案権者は 60 日以内に対応しなければならない。技術審査が行われ、技術審査による意見に対し、実用新案権者および申立人は、60 日以内に答弁しなければならない。その後審理が行われ、実用新案権の維持、修正を条件とした維持、または無効の審決が下される。

(3) 意匠に関する法律の概要

意匠についても、産業財産法にて定められている。

意匠は、物品の装飾的な創造的構造または線と色彩の装飾的な組み合わせで、製品に適用することができ、その外見に新しくて独創的な視覚を与え、工業生産の型として機能しうるものとされる(産業財産法第 95 条)。純粋に芸術的な性質をもつ作品は意匠とみなされない(産業財産法第 98 条)。

また、次に該当するものは意匠として登録されない(産業財産法第 100 条)。

- i) 道徳および良い慣習に反する場合、人々の尊厳または印象を損なうもの、良心、信心、宗教的儀式または尊重および畏敬に値するアイデアおよび感情の自由に反するもの
- ii) 物品に必要な一般的または通常の形、さらに、技術的または機能的な事項から本質的に決定されるもの

意匠の存続期間は、登録日から 10 年間であり、5 年間で 3 回まで更新することができる(産業財産法第 108 条)。

なお、ブラジルは、ハーグ協定に未加盟である。

① 出願から登録までの手続き

手続きは以下のとおりである。

- i) 出願
- ii) 事前審査
- iii) 方式審査

拒絶通知が発行された場合、出願人は 60 日以内に対応しなければならない。

- iv) 登録の付与および公告

審査にて承認された場合は登録の付与および公告が出される。出願人の要請があった場合は、実体審査が行われる。

出願の拒絶に対し、出願人は 60 日以内に申し立てることができる。申立が却下された場合は拒絶が確定する。申し立てが受理された場合、60 日以内に利害関係者による審理を行い、審決が下される。

② 意匠権侵害

意匠権者の同意なく、以下を、製造、使用、販売の申し出、販売または輸入した場合は、意匠権の侵害とみなされる(産業財産法第 109 条および第 42 条)。

- i) 意匠権の対象となっている製品

一方、以下に関連する場合、意匠権の侵害とはみなされない(産業財産法第 109 条および第 43 条 i、ii および iv)。

- i) 私的かつ商業目的ではない、権限のない第三者による行為。ただし、権利者の経済的利益を損なうことがない場合
- ii) 研究または科学的もしくは技術的リサーチに関連して、実験目的による権限のない第三者による行為

- iii) 権利者によりまたはその同意により直接国内市場に導入された特許が取得された手順または製品に従って製造された製品

意匠権の侵害に対する法的措置についても特許権および実用新案権と同様で、侵害に対する法的措置は、共有の場合を含め意匠権者によって提起されなければならない、親告罪である。また、契約にて、独占的または非独占的を問わず、意匠権を行使する権限を付与されている許諾者は、意匠権侵害に対して法的措置を提起することができる。ディストリビューターまたは意匠権の保護についての利害関係者も同様である。

③ 無効審判等

意匠の登録が付与され、公告されてから 60 日以内に審判が提起された場合、登録は保留となる。5 年以内に、INPI または利害関係者は見直しを提起することができ、意匠権者は 60 日以内に対応しなければならない。審査および技術的意見が出された後、60 日以内に意匠権者および申立人はそれぞれ主張し、審理が行われ、意匠権の維持または無効の審決が下される。

(4) 商標に関する法律の概要

商標についても、ブラジルの産業財産に関する権利および義務を定めている産業財産法にて、定められている。

法律の規定で禁止されていない限り、視覚的に認識できる識別可能な標章は商標登録の対象となる(産業財産法第 122 条)。ブラジルで登録され、広く知られているとみなされた商標は、あらゆる分野の活動において、特別に保護される(産業財産法第 125 条)。

一般的に、商標は適切に登録された場合にのみ保護されるが、登録されていない商標も保護される。パリ条約の第 6 条の 2(1)に規定される分野において広く知られている商標は、過去の登録またはブラジルでの登録から独立して、特別な保護を受ける(産業財産法第 126 条)。ただし、商標が広く知られているとみなされるためには、特別な条件および要件を満たさなければならない。

なお、商標として登録されない項目が、以下を含め 23 規定されている(産業財産法第 124 条)

- i) 国家、外国または国際的な組織の紋章、メダル、旗、エンブレム、公的な記念碑など
- ii) 十分に識別可能である場合を除き、個別の文字、数字または日付
- iii) 道徳および良い慣習に反するまたは人々の尊厳もしくは印象を損なうもの、または、良心、信心、宗教的儀式または尊重および畏敬に値するアイデアもしくは感情の自由に反する表現、形態、図示その他のサイン
- iv) 公的な事業体または施設により登録が求められなかった場合に、公的な事業体または施設の名称または頭文字
- v) 識別可能なサインに関連して混乱を生じさせる施設の名称または第三者に属する事業の特徴または名称を識別する要素の複製または模倣

商標登録権者は、次の権利を保障されている(産業財産法第 130 条)

- i) 登録または出願の譲渡
- ii) その使用の許諾

iii) 重大な品位または評判を求める権利

権利者は、権利行使において以下の制限を受ける(産業財産法第 132 条)。

- i) 商人またはディストリビューターに対し、彼らに属する識別可能なサインについて、宣伝および商業化のために製品のマークとともに使用することを妨げることはできない
- ii) 部品の製造を妨げることはできない
- iii) 自身または同意を得た他の者により国内市場に導入された製品の自由な流通を妨げることはできない
- iv) 商業的な意味がなく、識別可能な特性を損なうものでない場合、スピーチ、科学的または文学的な作品またはその他の発行物において、かかるマークについて言及することを妨げることはできない

産業財産法では、立体商標の保護に関する特定の規定はないが、非伝統的商標の保護は、産業財産法にて禁止されている場合を除き、視覚的に認識できる識別可能なサインを商標として登録を認める産業財産法第 122 条の規定が適用される。しかし、登録の要件は、産業財産法第 124 条(XXI)に依拠できる。産業財産法第 124 条は、商標として登録されない項目を定めており、かかる項目のひとつに、(XXI) 製品またはその包装に必要な、一般的または通常の外形、さらに技術的效果と無関係ではない外形、が規定されている。その他の非伝統的商標の保護にかかる規定はない。

商標の有効期間は、登録日から 10 年間で、10 年ごとに更新することができる(産業財産法第 133 条)。

なお、ブラジルは、マドプロの加盟国である。

① 出願から登録までの手続き

手続きは以下のとおりである。

- i) 出願
- ii) 事前審査
- iii) 公開

異議申立があった場合は、出願人は 60 日以内に対応しなければならない。

- iv) INPI による審査

審査の所要期間は、異議申立がない場合は、約 1 年半、異議申立がある場合は約 4 年である。

- v) 査定

審査により認められた場合は、原則として 60 日以内に登録料を支払い、商標登録が付与される。審査の結果が出た後は、出願を取り下げることができない。

登録の拒絶に対し、出願人は 60 日以内に申し立てることができる。

② 商標権侵害

第三者による、次の行為は商標権の侵害となる。

- i) 商標権者から事前の承認または同意なく、同一または類似の役務または商品に対して、

同一または類似の登録商標を使用すること

- ii) 産業財産法に基づく、商標権者または保留中の商標出願の出願者の品位および評判を守る権利を害すること

特許と同様に、侵害に対する法的措置は商標権者により提起されるものと定められており、商標権の侵害は親告罪である。また、契約にて、独占的または非独占的を問わず、商標権を行使する権限を付与されている許諾者は、商標権侵害に対して法的措置を提起することができる。

③ 無効審判等

商標の登録が付与されてから 180 日以内に無効の求めが提起された場合、商標権者は 60 日以内に対応しなければならない。また、登録の付与から 5 年を経過した後に不使用による取消訴訟が提起された場合、商標権者は商標使用の証拠を提出しなければならない。商標権者が対応しない場合は、INPI が審査し、登録の維持または取り消しの審決が下される。

④ 悪意の商標

前述のとおり、パリ条約の第 6 条の 2(1)の規定によれば、分野において広く知られている商標は、過去の登録またはブラジルでの登録の有無に関係なく、特別な保護を受ける。INPI は、広く知られている商標の全てまたは一部の複製または模倣した商標の出願を職権で拒絶する権限を有する(産業財産法第 126 条)。

また、広く知られている商標の所有者は、自身の商標に基づき、無効を求める申立、または、行政措置をとることができる。法的措置の申立から 60 日以内に、ブラジルで広く知られている商標の登録を出願する。

(5) 著作権に関する法律の概要

著作権は、以下に規定されている。

- ・ 著作権および著作隣接権に関する法律(1998 年 2 月 19 日法律第 9610 号) (Lei nº 9.610, de 19 de Fevereiro de 1998、以下、ブラジル連邦共和国の章において「著作権法」)

著作権法によると、保護されている知的作品は、精神的創作物で、表現の形式、媒体が何であれ、有形または無形、既に知られているまたは将来発見されるかにかかわらず、固定性のあるもので、次が含まれる。

- i) 文学、美術または科学的作品の文章
- ii) 講義、演説、説教および同種類の作品
- iii) 演劇および演劇音楽作品
- iv) 文面またはその他の方法で記されている舞台公演の振り付けまたはパントマイム作品
- v) 歌詞の有無にかかわらず音楽編曲
- vi) 音声の有無にかかわらず、映画作品を含む視覚作品
- vii) 写真に類似したプロセスによって生産された写真作品およびその他の作品
- viii) 図、絵画、彫刻、リトグラフおよびキネティックアート
- ix) イラスト、地図および同種類の他の作品

- x) 地理学、工学、建築、公園および庭園計画、地形学、舞台装置および科学
- xi) 新規の知的創造として提示された、オリジナル作品の翻案、編曲、編成、翻訳およびその他の改変
- xii) コンピュータプログラム
- xiii) 対象の選択、調整または編曲により、知的創造物を構成する収集または合併、選集、辞書、百科事典、データベースおよびその他の作品

著作権法では、次のものは、著作権の保護から除外される。

- i) アイデア、規範的手順、システム、手法または数学的プロジェクトまたはその概念
- ii) 精神的行為、ゲームまたは事業実施の計画またはルール
- iii) あらゆる種類の科学的その他の情報の記入を意図した未記入の用紙およびそこに表現されている指示
- iv) 条約または協定、法律、政令、規則、司法判断その他公的に制定されたものの文章
- v) カレンダー、日記、登録または情報的解説のための説明文
- vi) 切り離された名称およびタイトル
- vii) 作品に具現化されたアイデアの産業的または商業的使用
- viii) 特定の法令で保護されている場合を除き、技術水準
- ix) 単なる報道資料にすぎない特性をもつ毎日のニュース

ブラジルの法律は、著作権の対象となる作品リストを規定しているが、かかるリストは網羅的ではなく、リストに含まれない場合でも、要件を満たせば、法律のもとで保護を受ける。

著作者の経済的権利は、生存期間および民法(Código Civil)に基づく相続順位の遵守に従い、死亡した年の翌年 1 月 1 日から 70 年間保護される。相続人なく死亡した共同著作者の権利は、生存者の権利として加えられなければならない(著作権法第 41 条)。共同著作者の文学的、芸術的または科学的作品が分割できない場合、第 41 条で規定されている保護期間は、共同著作者の最後の生存者の死亡から起算されるものとする(著作権法第 42 条)。

匿名または変名作品の経済的権利の保護期間は、最初の発行の翌年 1 月 1 日から起算して 70 年となる(著作権法第 43 条)。

視覚、写真および集合著作物の経済的権利は、その発行の翌年 1 月 1 日から起算して 70 年間保護される(著作権法第 44 条)。

著作権の保護期間を更新することはできない。

① 著作権侵害

著作権法によると、著作者またはその相続人は、著作者人格権の行使について独占権を有する。著作者はまた、保護された作品の使用、享受および処分について独占権を有する(著作権法第 28 条)。保護された作品の使用は、優先的および特別の権限を条件としている。そのため、著作者またはその相続人により行使される著作者人格権の行使に関する行為は、侵害とみなされる。

以下は、著作権侵害行為の例示である(著作権法第 29 条)。

- i) 全部または部分的な複製
- ii) 発行
- iii) 翻案、音楽の設定またはその他の転換
- iv) あらゆる言語への翻訳
- v) 視聴覚作品への組み込み
- vi) 作品の使用または開発のために著作者が第三者と締結した契約に規定されていない頒布
- vii) あらゆる手法または手順によって、あらゆる人々が、自身が個別に選択した場所および時間に作品にアクセスできる方法で、作品を公開すること
- viii) 次の方法により文学的、芸術的または科学的作品について公衆に通信すること
 - (a) 実演、朗読、弁論
 - (b) 音楽的実演
 - (c) 音響または同等のシステムの使用
 - (d) 放出、送信またはラジオまたはテレビ放送
 - (e) 公衆により頻繁に実施される送信、伝達の受信
 - (f) バックグラウンド音楽の提供
 - (g) 視聴覚、映画または同等の表現
 - (j) 立体的作品、造形美術作品の展示
- ix) コンピュータ、マイクロフィルムその他のアーカイブ手段におけるデータベース、ストレージへの組み込み
- x) 現存または将来考案されうるその他の使用形態

刑法(Código Penal (Decreto-Lei nº 2,848/1940)、以下、ブラジル連邦共和国の章において「刑法」)は、著作権侵害について以下のとおり定めている(刑法第 184 条)。

- i) 違反行為が、著作者、適切な場合は演者またはプロデューサー、または彼らの代理人からの特別な許可なく、あらゆる手段または手順で、知的作品、翻訳、実演またはレコードからの直接的または間接的な利益を目的とした、全てまたは部分的な複製で構成される場合
- ii) 直接的または間接的な利益を目的とし、権利者または彼らの代理人の特別な許可なく、著作権、演者の権利、レコードのプロデューサーの権利または知的作品またはレコードのオリジナルまたはコピーを貸借している者の権利を侵害し、複製された知的作品またはレコードのオリジナルまたはコピーを頒布、販売、販売のための展示、賃貸、国内への流入、入手、隠匿、預入をする場合
- iii) 直接的または間接的な利益を目的とし、著作者、演者、プロデューサーまたは彼らの代理人からの特別な許可なく、ケーブル、ファイバー光学、サテライト、電波またはその他のシステムにより、利用者があらかじめ要求をすることで、希望の時間および場所で受信する作品または製品を選択することを可能にする、一般への申し出から構成される侵害行

為

前述 i) および ii) については、原告が法的措置を提起することを要求しないが、実務においては、刑事手続きの開始前に、原告が法的措置を提起することが一般的である。iii) は親告罪で、著作権者、著作者の相続人(著作権者が死亡している場合)または作品が公有財産の場合は、国による法的措置の提起が必要である。

② 著作権登録制度

著作権の保護は、登録または形式から独立しており(著作権法第 18 条)、登録は単なる宣言に過ぎない。そのため、ブラジルでは著作権登録制度は存在しない。通常、作品の性質により、異なる事業体に登録される。音楽作品は、音楽院(Escola de Música)、視覚芸術作品は、リオデジャネイロ連邦大学の美術学校(Escola Nacional de Belas Artes)、工学および建築作品は、連邦工学・建築・農学委員会(Conselho Federal de Engenharia, Arquitetura e Agronomia (CONFEA))に登録される。

文学作品は、国立図書館(Biblioteca Nacional)に登録することができるが、近年、国立図書館は、文学のみならず、他の種類の作品の登録も受け付けている。国立図書館により提供されるシステムは登録のためには最適であると考えられており、まずは同システムへの登録が望ましい。国立図書館に作品を登録するためには、著作権者は自身についての情報などを様式に記入し、作品および他の書類とともに提出しなければならない。登録のための審査はない。

(6) その他の模倣品対策を規定する法律

- i) 「著作権侵害対策法」として知られる 2003 年 7 月 1 日法律第 10695 号(Lei nº 10.695 de 1º de julho de 2003)では、模倣品に対する刑事措置を規定している。
- ii) 「消費者保護法」として知られる 1990 年 9 月 11 日法律第 8078 号(Lei nº 8.078, de 11 de setembro de 1990)。

その他、タバコ関連商品、薬品およびその他化学物質に関する製造、流通、輸出入に関する規則が、ブラジル国家衛生監督庁(Agência Nacional de Vigilância Sanitária (ANVISA))によって規定されている。主な規則、通知は以下のとおり。

分野	規則、通知等	内容
一般	Statute 6,360/1976 (Lei nº6.360, de 23 de Setembro de 1976)	保健分野の規制の対象となる、製造を含む事業および全ての種類の製品に対する一般的な要件を規定している。
	Rule #497/2021 (RDC Nº 497, de 20 de Maio de 2021)	保健分野の規制の対象となる、全ての種類の製品に対する、適正製造基準(GMP)証明書を取得するための行政手続きについて規定している。
医薬品	Rule #301/2019 (RDC Nº 301, de 21 de Agosto de 2019)	医薬品の GMP の一般的なガイダンスを定めている。
	Ordinance #47/2019 (IN Nº 47, de 21 de Agosto de 2019)	医薬品の品質および検証に関する補完的な GMP ガイダンスを定めている。

分野	規則、通知等	内容
	Rule #205/2017 (RDC Nº 205, de 28 de Dezembro de 2017)	臨床試験を実施し、希少疾病用医薬品の販売承認と GMP 証明書の取得のための特別な手順を定めている。
	Ordinance #36/2019 (IN Nº 36, de 21 de Agosto de 2019)	生物学的製品および原薬の補完的な GMP ガイダンスを定めている。
	Rule #392/2020 (RDC Nº 392, de 26 de Maio de 2020)	COVID-19 の感染拡大により、医薬品および原薬に関する GMP の臨時および暫定的なガイダンスと行政手続きを定めている。
原薬	Rule #69/2014 (RDC Nº 69, de 8 de Dezembro de 2014)	原薬の GMP の一般的なガイダンスを定めている。
	Rule #392/2020 (RDC Nº 392, de 26 de Maio de 2020)	COVID-19 の感染拡大により、医薬品および原薬に関する GMP の臨時および暫定的なガイダンスと行政手続きを定めている。
	Rule #362/2020 (RDC Nº 362, de 27 de Março de 2020)	原薬の外国製造者の GMP 証明書を取得するための要件と検査プログラムについて規定している。
食品	Rule #392/2020 (RDC Nº 392, de 26 de Maio de 2020)	COVID-19 の感染拡大により、医薬品および原薬に関する GMP の臨時および暫定的なガイダンスと行政手続きを定めている。
	Rule #216/2004 (RDC Nº 216, de 15 de Setembro de 2004)	食品関連サービスを提供する企業向けの GMP の一般的なガイダンスを定めている。
医療機器	Rule #16/2013 (RDC Nº 16, de 28 de Março de 2013)	医療機器および対外診断機器の GMP の一般的なガイダンスを定めている。
	Ordinance #8/2013 (IN Nº 8, de 26 de Dezembro de 2013)	医療機器および対外診断機器に関する GMP の一般的なガイダンスについて、かかる製品の輸入、流通および保管に責任を持つ企業に対する適用範囲を定めている。
	Rule #183/2017 (RDC Nº 183, de 17 de Outubro de 2017)	医療機器の外国製造者(ブラジルにもメルコスール(南米南部共同市場)にも設立されていない)の GMP 証明書を取得するための検査プログラムと行政手続きを定めている。
化粧品	Rule #48/2013 (RDC Nº 48, de 25 de Outubro de 2013)	個人の衛生製品、化粧品、香水に関する GMP の一般的なガイダンスを定めている。
衛生製	Rule #47/2013 (RDC Nº 47, de 25 de Outubro de 2013)	製品消毒の GMP の一般的なガイダンスを定めている。

分野	規則、通知等	内容
品		
たばこ製品	Rule #559/2021 (RDC Nº 559, de 30 de Agosto de 2021)	たばこ製品の販売承認を取得するための技術的要件を定めている。

3. 知的財産権侵害に対する措置の概要

(1) 行政措置

ブラジルでは、知的財産権に関する行政管轄がなく、知的財産権の侵害に対する行政措置は取られない。税関は、職権または権利者の求めに基づき、侵害品を通関の時点で差し押さえることができるが、侵害品の利害関係者に対して、司法上の没収や廃棄の申立を行うよう通知するにとどまり、最終的な救済措置をとることはできない。

(2) 刑事措置

① 特許権、実用新案権、意匠権および商標権の侵害

産業財産法では、特許(実用新案含む)、意匠および商標に対する犯罪を含むブラジル国内での産業財産権に対する犯罪を規制し、不正な競争として罰せられる可能性のある行為を以下のとおり定めている(産業財産法第 195 条)。

- i) 特許または実用新案に違反して製造された製品、または登録された意匠を不法に利用した製品を経済目的で輸出、販売または輸入した場合、1 か月から 3 か月の懲役または罰金が科せられる(産業財産法第 184 条(I)(II)、および第 188 条(I) (II))。
- ii) 無断で、特許または実用新案の対象となる製品の手段または手順の利用または製品の製造、または登録された意匠を製品に組み込んだ場合、3 か月から 1 年の懲役または罰金が科せられる(産業財産法第 183 条(I)(II)、および第 187 条)。
- iii) 特許の主題を利用する目的で、特許製品の部品または特許手順を実行するための材料または機器を供給した場合、1 か月から 3 か月の懲役または罰金が科せられる(産業財産法第 185 条)。
- iv) 商標の場合、同意なしに別の製品を(完全にまたは部分的に)複製したり、市場の製品にすでに適用されているマークを模倣または変更したりする登録は、3 か月から 1 年の懲役または罰金が科せられる(産業財産法第 189 条)。
- v) さらに、特許や意匠の場合と同様に、違法に複製されたマークをブランド化した製品の輸入、輸出、販売、または第三者の包装における製品の違法な梱包は、1 か月から 3 か月の懲役または罰金が科せられる(産業財産法第 190 条)。
- vi) これらの罰金は、刑法のガイドラインによって罰せられ、10 日から 360 日分の罰金が科せられ、状況に応じて増減される(産業財産法第 197 条)。罰金の単位(dias-multa)の金額

は裁判官が決定し、最低賃金の 30 分の 1 以下または 5 倍以上に設定することはできない。

- vii) 違反者が被許諾者に関連している場合、または、変更、複製もしくは模倣された商標が周知性を有している場合、罰則はさらに 3 分の 1 から 2 分の 1 追加されうる(産業財産法第 196 条)。

② 著作権侵害

刑法には、知的財産に関連して罰せられる行為、特に著作権侵害行為に関する規定がある(刑法第 184 条および第 186 条)。

- i) 著作権およびそれに関連する権利の侵害は、通常、3 か月から 1 年の懲役、または罰金が科せられる。
- ii) 違反が経済的目的で行われ、著作権で保護された作品の、無断での完全または部分的な複製または販売、貸与または配布で構成される場合、2 年から 4 年の拘禁と罰金が科せられうる。
- iii) 経済的な目的で、インターネットを介して著作権で保護された作品にアクセスする手段を提供する者にも同じ罰則が適用される。
- iv) 著作権が制限されている場合、または個人が経済的目的なしに私的使用のみに知的作品のコピーを使用する場合、罰則は適用されない。

③ 手続き

刑事措置により罰則を適用する手続きは、多くの場合、刑事訴訟法(Decreto-Lei nº 3,698/1941, Código de Processo Penal、以下、ブラジル連邦共和国の章において「刑事訴訟法」)の枠組みに従う(刑事訴訟法第 524 条から第 530 条および第 530 条Aから I)。詳細は、特許権法(第 196 条から第 210 条)、著作権法(第 106 条、第 109 条および第 109 条A)および著作権侵害に適用される訴訟の種類を規定する刑法に定められている。

通常の刑事手続と知的財産の刑事手続との最大の違いは、事実確認に利用される証拠の主な形式である法医学的調査と捜査および押収に関する事項である(刑事訴訟法第 525 条、第 527 条、第 530 条、第 530 条B、第 530 条C、第 530 条Dおよび第 530 条F)。法的措置を提起する権利を証明しない限り、捜査を命じることはできない(刑事訴訟法第 526 条)。

刑事訴訟は、国内の州刑事裁判所(Varas criminais da justiça estadual)に提起しなければならない。再犯者に対する厳罰化の規定はない。

④ 模倣品の処分

刑事訴訟法の第 530 条Gによると、裁判官は、判決の際に、違法に生産または複製された商品の破壊を決定することができる。主に違法な生産または複製に使用された場合、連邦機関に押収された機器は破壊するまたは研究目的もしくは社会的支援のために学校に提供することができる。また、国有財産となることもある。

⑤ 刑事措置の評価

知的財産権のために刑事措置を使用することの主な利点は、侵害行為の証拠の提出および

侵害者による証拠の破壊または隠蔽の回避を目的とし、予備捜査と押収を申し立てることができることである。予備捜査および押収を求めることは通常、証拠の早期提出がより複雑な民事訴訟の提起より容易である。かかる手続きで得られた証拠を民事および刑事訴訟において使用することが可能であるため、予備捜査および押収の申立は、民事侵害訴訟および刑事手続自体の出発点として役立つ可能性がある。一方、主な不利な点は、知的財産権者が、民事訴訟の場合ほど手続きを管理できないことである。管理ができないことから生じる不利益は、仮差止命令が知的財産権者の管理下でないことである。また、損害賠償を請求することが不可能であるということも、多大な不利益となる。

(3) 民事措置

ブラジルでは、民事訴訟は最も一般的な救済措置である。民事訴訟は 2 つのタイプに分かれており、州裁判所は侵害訴訟を審理し、連邦裁判所 (Justiça federal) は、無効訴訟および連邦政府による行為に関するすべての訴訟を審理する。

侵害訴訟の所要期間を見積もることは難しいが、裁判所が電子訴訟を実施していることを考慮すると、平均の所要期間は以下のとおりである。最高裁判所 (Supremo Tribunal Federal) に上告して、四審となる可能性があることに注意が必要だが、一般的ではない。

- ・ 第一審で 2 年から 3 年
- ・ 控訴裁判所で 2 年から 3 年
- ・ 連邦法 (通常、産業財産法、民法または民事訴訟法 (Código de Processo Civil)) の違反がある場合は、高等裁判所 (Superior Tribunal de Justiça) で 2 年から 3 年

また、当事者が和解による解決を決定した場合、特に証拠の早期提出がある場合または証拠の提出に費用がかかり、訴訟が第一審にて裁判となるまでに時間を要する場合、裁判の前に解決される事件もある。手続きは以下のとおりである。仮差止命令の請求が決定された後、通常、和解の聴聞が行われる。特許侵害訴訟の技術的な課題を考慮し、裁判官は通常、公平な専門家を任命する。当事者は、自身の技術アシスタントを任命することもできる。裁判所が任命した専門家が技術的な意見を提出すると、当事者の技術アシスタントは、専門家の結論に応じて彼らの意見を提示することができる。なお、民事において、再犯者に対する厳罰化の規定はない。

① 手続き

民事訴訟が提起され、仮差止命令が出されない場合は、裁判所による判決が下される。当事者が判決に不服な場合は、控訴することができる。被告の控訴が認められない場合は、侵害行為を停止しなければならない。仮差止命令の求めに対し、かかる命令が出されない場合は、権利者は抗告することができる。また、仮差止命令が出された場合、被告は申し立てることができるが、その結果、差し止め命令が出た場合、被告は侵害行為を停止しなければならない。

知的財産権の侵害に対する民事訴訟は、州裁判所に提起する。とりわけ、サンパウロ州立裁判所およびリオデジャネイロ州立裁判所は、知的財産を含むビジネス法に特化した民事裁判所 (varas cíveis) (第一審) および日本の法廷にあたるチェンバー (câmaras) (控訴裁判所) を有す

る。全ての紛争は裁判官によって判断され、特許権侵害に対する訴訟について陪審員制度はない。控訴裁判所では、3人の裁判官によって決定される。

② 模倣品の処分

民事措置における模倣品の処分について、特定の規制はない。ただし、民事訴訟関連の法令に基づいて、裁判所は、すべての違法な製品、および民事訴訟を実行するために、使用された鋳型、金型、ネガ、およびその他の要素の破壊を命じ、それらの目的のために使用された機械、設備および装置の没収を命じることができる。加えて、以下の救済策も利用することができる。

- ・ 侵害行為を停止するまで科される一日単位の罰金、捜査および押収命令の罰則の下で侵害を停止させるための仮差止め命令
- ・ 一日単位の罰金の罰則の下で侵害を停止するための恒久的な差止め命令
- ・ 侵害に関与する製品および物品の差押
- ・ 侵害製品の市場からの排除
- ・ 逸失利益および道徳的損害に対する損害賠償の支払い

(4) 水際措置

① 知的財産権侵害の水際措置の手続き

特別に免除されない限り、商業輸入は連邦歳入庁の事務局が管理している貿易統合システム(Sistemas de Comércio Exterior(SISCOMEX))で申告しなければならない。同システムの使用を許可されているのは、輸出入業者、連邦歳入庁、外国貿易局(Secretaria de Comércio Exterior(SECEX))、およびその他の責任当局である(1996年12月10日付通知 SRF No.10 (Instrução Normativa SRF Nº 70, de 10 de dezembro de 1996)第2条)。

税関は、自主的に、または知的財産権者の求めに応じて、出所を偽って表示している商品を差し止めることができる(2009年2月5日発効法令 6.759号(Decreto nº 6.759)第610条)。知的財産権者が、商品が知的財産権を侵害しているという十分な証拠を有する場合、関連する証拠を税関に提出しなければならない(法令第6.759号第608条)。当局は、知的財産権者に、荷送人の権利を保護し、知的財産権者による権利の濫用を防ぐために十分な保証金を提出するよう求めることがあるが、常に強制されるわけではない。

税関当局は、明らかに知的財産権を侵害している商品を自主的に押収することができる。このような場合、当局は知的財産権者に訴訟を提起し、商品の司法上の差止めを求めるよう通知する。

差止め命令時に、税関から収集できる書類について、税関当局からの通知の時点では、一時的に押収された品目の種類以外に入手できる情報は多くない。模倣品であるかどうかを鑑定するために、求めに応じて、一時的に押収された製品の写真を入手できるのが一般的である。税関で押収された商品に対する最終的な差止め命令を取得するための訴訟の提起後、製品に関連するすべての情報を取得することができる。

② 担当機関

知的財産権侵害に対する水際対策を管轄する機関は連邦歳入庁で、港および空港にて、ブ

ラジルに流入する全ての輸入品の知的財産権侵害に対する保護措置を管轄する税関の政府機関である。法務省の一部である CNCP は、港、空港および国境における特定の検査に責任を負う。

港や空港での知的財産権の侵害に対する保護措置は実際に講じられている。2019 年、世界的な COVID-19 感染拡大の前に、連邦歳入庁は、押収した商品の数で記録を更新した。これらの商品価値の合計は 30 億ブラジルリアルに相当し、2018 年と比較して 3.25%増加した。

③ 個人輸入に対する規制

ブラジルは、TRIPS 協定の第 60 条で規定されているような「少量の輸入」条項を取り入れておらず、裁判所に許可された場合、かかる輸入に対して差止命令が得られると解される。

④ 模倣品の処分

税関は、物品の最終的な差し止めまたは破壊を自ら行うことはできない。税関が職権でできることは、模倣品のリリース手続きを一時的に停止することのみである。一時停止後、税関当局は、物品の司法上の差押または破壊について訴えを申し立てることができることを特許権者に通知することができる。

⑤ 並行輸入に対する規制

並行輸入については判例がない。産業財産法は、国内消尽の原則を確立したが、裁判所は国際消尽の原則を採用する決定を下すことがある。例えば、2009 年の Centrum 事件(特別控訴審-REsp 609.047-SP)では、高等裁判所(STJ)は、ブラジルの商標権者の同意なしに元の商品を並行して輸入しても権利侵害とはならず、不公正な競争行為として解釈することもできないとした。同様のガイドラインは、異なる原産地の真正の製品間の自由競争に基づき、並行輸入の可能性を認めた Canon 対 Reprosystem 事件(ARE 660270-SP)の審理において、最高裁判所によって採用された。

さらに、ブラジルでは、酒類、タバコ、野生動物、野生野菜、ダイヤモンド、中古品、および健康、公共の安全、環境保護、衛生、植物検疫および動物衛生管理の行政機関によって規制を受ける全ての製品の輸入は規制されている。

⑥ 税関登録制度

ブラジルには外国貿易に関する税関登録制度がある。これは SISCOMEX と呼ばれ、登録から必要なすべての手続きについて、輸出入に関連する活動に適用される。登録するには、権利者はブラジル連邦歳入庁へ登録を申請し、要求された書類を送付しなければならない。登録後、同システムのウェブサイトに登録するためのパスワードが発行され、必要なフォームに入力した後、利用者はプラットフォームの機能を利用できるようになる。通常、知的財産権者は、オリジナル製品と模倣品を区別する方法、公式サプライヤーのリスト、既知の模倣品製造者のリストなどに関する情報を送付する。

⑦ 知的財産権侵害に対する水際措置の評価

水際措置の利点は、国内市場への模倣品の流通を防ぐことができることである。大量の模倣品の出荷を検出できる場合、これは大きな利点となる。一方、主な欠点は、ブラジルには模倣品

を処理するための集中的なシステムがないことである。ブラジルは大きな国であり、複数の港と、内陸では多くの異なる国と国境を接しており、ブラジルへの模倣品の入国ルートは頻繁に変更される。港や税関の数が多いため、さまざまな場所で職員の効果的なトレーニングを提供することが困難である。オリジナル製品と模倣品を区別するためのトレーニングを受けていなければ、税関職員が効率的に模倣品を特定し、知的財産権者に連絡することは稀となる。

(5) 鑑定制度

公的または組織的な知的財産の鑑定制度はないが、鑑定サービスを提供する会社は存在する。

4. インターネット上の模倣品

インターネット上の偽造品に関連する法律や規制として、インターネットの市民権枠組み (Marco Civil da Internet) として知られるインターネット法 (2014 年 4 月 23 日法律第 12.965 号) (Lei nº 12.965 de 23 de abril de 2014) が、電子商取引に関する規定を定めている。インターネット上の模倣品に特化した法律や規制はないが、消費者保護に関する他の法律や規制が適用される。

インターネット上の偽造品を取り締まるための特定の機関はない。これらの措置は、裁判所の決定、連邦警察、歳入庁および PROCON による措置によって講じられる。

インターネットサービスプロバイダーの責任について、インターネット法で規定を定めている。同法第 18 条にて、インターネットサービスプロバイダーは、第三者によって作成されたコンテンツから生じる損害について民事責任を負わないものとする規定されている。ただし、第 19 条にて、言論の自由の確保および検閲の防止のために、インターネットサービスプロバイダーは、裁判所による命令の後、サービス内容および技術的な制限の範囲内で、指定された期間内に、侵害として認められるコンテンツを利用できないようにするための措置をとることを怠った場合、第三者による作成されたコンテンツから生じる損害に対して民事責任を問われることがある、とされている。

国内シェアの大きい上位の電子商取引サイト、およびその知的財産ポリシー、サイトで公開されている製品の削除を申請する方法は以下のとおり(閲覧数は 2020 年 7 月時点)。

i) メルカドリブレ (Mercado Livre)

月あたりの閲覧数 2 億 5,641 万回

知財ポリシー: 販売者が模倣品を提供すること、登録商標を不適切に使用することまたは著作権を侵害したコンテンツを広告に含めることを禁止する規則がある⁶⁴。従って、プラットフォームはベンダーに対し、常にオリジナルの製品を提供し(ブランド製品の複製は許可されていない)、権利者が製品または広告に模倣品や権利侵害の可能性を発見した場合にはメルカドリブレが求める可能性があるため、製品の購入請求書を常に保持することを推奨している。

削除申請方法: 知的財産権を侵害している可能性のある広告や製品を報告する意思のあ

⁶⁴ <https://www.mercadolivre.com.br/brandprotection/enforcement> (2022 年 2 月 28 日)

る権利者向けにブランド保護プログラムを提供している。このプログラムは、権利者が苦情を提出する場合に利用できる。苦情の提出後、確認メールがチームから送信され、販売者が権利を侵害していないことを証明する文書を送信するまで、広告または製品は「報告によって非アクティブ」として表示される。売り手が送付した文書が有効でなく、広告または製品が知的財産権を侵害していることが証明された場合、削除される。

ii) アメリカナスポントコム(Americanas.com)

月あたりの閲覧数 1 億 1,694 万回

知財ポリシー: 販売条件で、次の知的財産ポリシーを強調している⁶⁵。

- アメリカナスポントコムの製品およびそのイラスト、写真、ビデオ、アプリ、データベース、ネットワーク、ファイル、その他の著作権および知的財産の作品のコンテンツは、法律および国際条約によって保護されているアメリカナスポントコムおよび各所有者の独占的財産である。コピー、あらゆる種類の複製、禁止されている種類の使用および違反行為は、民事および刑事制裁の対象となる。
- 顧客は、アメリカナスポントコムで購入した商品および収集した情報からの派生物を変更、コピー、配布、表示、実行、複製、公開または作成することを禁止されている。
- すべてのテキスト、アイコン、システム、プログラム、コンテンツ、画像または第三者によって作成または所有され、その作成者または所有者によって承認されたアメリカナスポントコムのウェブサイトに掲載されているその他の身分証明書は、法律によって等しく保護されている。

削除申請方法: 顧客が知的財産権の侵害の発生を判断した場合、B2W(アメリカナスポントコムとスビマリノポントコム(Submarino.com)が合併して設立されたラテンアメリカのオンライン小売会社)コールセンターに苦情を提出することができ、侵害しているコンテンツを停止するためのすべての措置を講じる。カスタマーサービス(Serviço de Atendimento ao Cliente “SAC”)も、疑問を明確にし、アメリカナスポントコムで利用可能なコンテンツに関する要求または苦情を解決するために利用できる。

iii) アマゾンブラジル(Amazon Brasil)

月あたりの閲覧数 7,009 万回

知財ポリシー: ウェブサイトのセクション全体に同社の知的財産ポリシーを掲げている⁶⁶。ブランドまたはその他の権利者の知的財産権を侵害する販売はウェブサイトで

⁶⁵ <https://apito.b2wdigital.com/> (2022 年 2 月 28 日)

⁶⁶ <https://sellercentral.amazon.com.br/gp/help/external/201361070> (2022 年 2 月 28 日)

許可されておらず、アマゾンブラジルで販売されているすべての製品は真正でなければならない。ウェブサイトでの模倣品の販売は厳格に禁止されており、このポリシーに従わない場合、販売許可が失われ、資金が留保される場合がある。同社は、知的財産の侵害に対して次のポリシーを採用している。

- ・ 模倣品の検出方法を改善し、模倣品が顧客に届かないようにするために、メーカー、権利者、コンテンツ所有者、サプライヤー、ベンダーと直接協力する。
- ・ 権利者および当局と協力して、これらのポリシーに意図的に違反し顧客に害を及ぼすベンダーおよびサプライヤーに対して法的措置を講じ、彼らに対する法的措置を支援する。
- ・ 売り手またはサプライヤーは、真正の商品のみを選択、販売および出荷する責任がある。同社は、顧客が、注文した真正の商品を受け取る前に売り手に支払いを行わず、アマゾンアカウントが模倣品の販売、詐欺または他の違法行為への関与に利用されたと判断した場合、その支払いを保留する。

模倣品の販売者は、該当する民事および刑事罰の対象となる場合がある。

削除申請方法: 知的財産権者とその代理人が、著作権や商標の懸念などの潜在的な知的財産権侵害に関する情報をアマゾンに提供することを目的とした、侵害報告フォーム(formulário da Amazon de Denúncia de violação)をウェブサイトに表示している⁶⁷。

5. その他

本稿に記すものの他、特筆すべきことはない。

6. 模倣品の実態および流通ルート

(1) 模倣品の実態

CNCP が発行した最新の報告書(2019 年 12 月更新)によると、ブラジル当局によって押収された主な製品は、コンピュータ機器、銃および弾薬、アルコール飲料、衣類、履物、アクセサリ(バッグ、財布など)、タバコおよび類似品、おもちゃ、スポーツ用品、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤および関連製品、ゲーム機、薬物、記録媒体(CD、DVD など)、サングラス、時計、香水、車両および付属品(タイヤおよびその他の部品)、バッテリー、ビデオゲーム(コンソール、ゲームおよび部品)である。

ブラジルの主要な模倣品市場は、サンパウロとリオデジャネイロにある。経済力が集中しているサンパウロは、ブラジル最大の模倣品流通の中心である。サンパウロ市内中心部の Rua 25 de

⁶⁷ <https://www.amazon.com.br/report/infringement/signin> (2022 年 2 月 28 日)

Março と Rua Santa Efigênia 周辺の地域は、模倣品を販売するショッピングモールで知られている。この地域は、サンパウロ州とブラジル全体の模倣品の流通の中心でもある。

リオデジャネイロの街では、ウルグアイアナ通り(Rua Uruguaiana)を囲むブロックと、市内中心部の Saara として知られる地域が、模倣品の巨大なストリートマーケットで有名である。

これらの市場で販売されている製品は、主に、コンピュータ機器、衣類、履物、アクセサリ（バッグ、財布など）、タバコおよび類似品、おもちゃ、スポーツ用品、記録媒体（CD、DVD など）、サンダラス、時計、香水、バッテリー、ビデオゲーム（コンソール、ゲームおよび部品）である。

フォズ・ド・イグアス(Foz do Iguaçu)などの他の都市も、模倣品が製造されている都市に近接しており、模倣品のブラジルへの玄関口として機能しているため、関連商品の市場があることで知られている。

ブラジルの模倣品の主な製造場所は、ミナスジェライス州のノーヴァ・セファナ(Nova Serrana)、サンパウロ州のフランカ(Franca)、パラナ州のアプカラナ(Apucarana)である。これらの都市で製造されている模倣品のほとんどは衣料品、履物およびその他繊維産業で製造された商品である。

ブラジルの市場で入手可能な模倣品は、パラグアイ、ボリビア、ガイアナ共和国、フランス領ギアナ、スリナム共和国などの南米諸国でも製造されている。これらの国々は、中国で製造された製品のハブとしても機能している。

(2) 模倣品の流通ルート

ブラジル著作権侵害と違法行為に対するフォーラム(Fórum Nacional Contra a Pirataria e Ilegalidade)によると、ブラジルの模倣品は主に中国で製造されている。検査を回避するために、ブラジルに到着する前に、製品は南米の他の目的地、主にパラグアイ、ボリビア多民族国、ガイアナ共和国、フランス領ギアナ、スリナム共和国に送られることが多い。ガイアナ、フランス領ギアナ、スリナムからの模倣品は、北部地域の川を通過してブラジルに入り、通常はパラナ州のベレン港に上陸する。ボリビアからブラジルに流入する製品は、主にマト・グロッソ・ド・スル州の高速道路を通じて陸路で流入する。パラグアイからブラジルに流入する模倣品は、フォズ・ド・イグアスを通してブラジルに入るが、パラナ川の上を通過する両国をつなぐ橋は、Ponte da Amizade と呼ばれ、密輸にも一般的に使用されているルートである。

XI. ペルー共和国

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関

- i) ペルー国家競争・知的財産保護庁(Instituto Nacional de Defensa de la Competencia y de la Protección de la Propiedad Intelectual、以下「INDECOPI」)
ペルーの自立性を有する専門的機関であり、内閣の議長を務める。行政的権限を有する。本庁より、最上級審としての決定が下された後は、司法措置によってのみ異議申立が可能となる。
 - ・ 著作権局(Dirección de Derechos de Autor、以下、ペルー共和国の章において「著作権局」)
著作権および著作隣接権の保護を管轄する。
 - ・ 商標局(Dirección de Signos Distintivos)
商標、商号、商業スローガン、原産地登録を管轄する。その他、登録に対する異議申立手続き、登録の取消および無効、ならびに産業財産権の侵害に対する苦情解決を担う。
 - ・ 発明と新技術局(Dirección de Invenciones y Nuevas Tecnologías、以下「DIN」)
特許と実用新案、意匠、保護証明、先住民の叡智、集積回路、新種の植物の育種家証明の出願や申請の審査を担当する。また、管轄の登録等に関する訴訟の解決も担っている。
- ii) ペルー国家警察(Policia Nacional del Perú)
個人の基本的権利の自由な行使と市民活動の正常な発展を保証する機関。
- iii) ペルー検察省(Ministerio Público Fiscalía de la Nación)
人の生命、安全または財産を脅かす罪を犯したと推定される者を調査し、管轄裁判所で告発する責任を負う。
 - ・ 知的財産および関税の犯罪専門検察(Fiscalía Especializada en Delitos Aduanas y Propiedad Intelectual)
知的財産問題を専門とする犯罪防止のための検察。
- iv) 司法府(Poder Judicial)
憲法と法律に従って国の司法を行使し、管理することを担う。市民の資産と権利の保護を保証する。
- v) ペルー税関管理局(Intendencia Nacional de Control Aduanero)
経済財務省(Ministerio de Economía y Finanzas)ペルー税務監督庁 SUNAT(Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria)の一部門であり、税関における検査、収集、密輸等の取締などの税関での手続監督を担う。

2. 法律の概要

(1) 特許に関する法律の概要

ペルーの特許に関する法律等は、以下が挙げられる。

- ・ 知的財産に関する産業財産権についての共通制度とその規制を確立するアンデス共同体委員会決定第 486 号の補足規定を承認する法令第 1075 号 (Decreto Legislativo No. 1075, que aprueba Disposiciones Complementarias a la Decisión 486 de la Comisión de la Comunidad Andina que establece el Régimen Común sobre Propiedad Industrial sobre Propiedad Intelectual、以下、ペルー共和国の章において「産業財産法」)
- ・ その規則である最高法令第 059-2017-PCM 号 (Reglamento del Decreto Supremo No 059-2017-PCM)
- ・ 法律第 30018 号、技術革新の振興および技術の移行に係る特許情報の使用促進法 (Ley No. 30018, Ley de Promoción del Uso de la Información de Patentes para Fomentar la Innovación y la Transferencia de Tecnología)
- ・ 決議 No.001299-2010/DIN-INDECOPI、最高法令 No. 085-2010-PCM によって承認された行政手続きの単一テキスト (TUPA) に則った年金の支払いに関するガイドライン (Resolución No. 001299-2010/DIN-INDECOPI, Lineamientos para el pago de anualidades de acuerdo con el Texto Único de Procedimientos Administrativos (TUPA) aprobado por Decreto Supremo N° 085- 2010-PCM)
- ・ 産業財産権に関する共通制度を確立するアンデス共同体委員会決定第 486 号 (Decisión No. 486— Régimen Común sobre Propiedad Industrial、以下「決定第 486 号」)
- ・ その他 PCT などの国際条約

特許は、製品かプロセスかを問わず、すべての技術分野の発明に付与される(決定第 486 号第 14 条)。ただし、新規性、進歩性、産業利用可能性を有することが条件である。

なお、以下に該当するものは発明とは見なされない(決定第 486 号第 15 条)

- i) 発見、科学理論および数学的方法
- ii) 自然界に見られる生物、自然生物学的過程、自然界の生物のゲノムまたは生殖質を含む自然界に存在し、あるいは分離可能な生物学的物質の全部または一部
- iii) 文学作品、芸術作品、または著作権が保護されるその他の作品
- iv) 知的活動、ゲーム、または経済的商業活動を実行するための計画、規則、および方法
- v) コンピュータプログラムまたはソフトウェア自体
- vi) 情報を提示する方法。

また、以下に該当するものは特許性がないものとみなされる(決定第 486 号第 20 条)。

- i) 公序良俗を鑑み、ペルー国内で禁止されうる商業活動に関する発明
- ii) ヒトまたは動物の健康または生命を保護するため、または植物または環境を保護するために、ペルー国内で禁止されうる商業活動に関する発明
- iii) 植物、動物、および非生物学的または非微生物学的工程ではない植物または動物の生産

のための本質的な生物学的工程

- iv) ヒトまたは動物の治療のための治療法または外科的手法、ならびにヒトまたは動物に対して行われる診断方法

特許は、出願日から 20 年間付与される(決定第 486 号第 50 条)が、この期間は延長・更新できない。

なお、ペルーは 2009 年より PCT 加盟国である。

① 出願から登録までの手続

ペルーにおける特許の出願から登録までの手続は次のとおりである。

i) 出願

特許出願願書が提出されると、INDECOPI は必要最低限の手続的要件を確認し、要件を満たしている場合に出願番号を割り当てる。願書には、出願人の氏名や住所、国籍、発明の名称、発明者の氏名や住所などを記す必要がある。その他、仕様や 1 つ以上のクレームと図などを記した技術書面、手数料の支払いなどが必要となる。

ii) 方式審査

INDECOPI は提出された書類について、願書や添付書面がすべての法的要件に準拠しているか確認する。通常この審査には 30 営業日から 3 か月を要する。決定第 486 号第 26 条および第 27 条に従い、願書が形式的要件を満たしているか否かを審査する。形式的要件を満たしていない場合、拒絶理由が通知される。応答期間は 2 か月間であり、2 か月間の延長を行うことも可能である。当該期間に応答しない場合は、出願は放棄されたものとみなされる。この場合でも INDECOPI は当該出願の機密を保持する(決定第 486 号第 39 条)。

iii) 公開

決定第 486 号第 40 条に基づき、出願日から 18 か月後に出願が公開される。また、方式審査が完了している場合には、出願人はいつでも公開を請求できる。

iv) 異議申立

正当な利益を有する者は誰でも、公開から 60 営業日以内に発明の特許性に異議を申立てることができる。さらに、利害関係者の要請に応じて、一度限りこの異議申立期間を 60 営業日延長することができる(決定第 486 号第 42 条)。異議申立に対応する期間は 60 営業日であり、60 営業日の延長が可能である。ただし、対応は必須ではない。

異議申立は第一審として、INDECOPI 内の発明と新技術委員会(Comisión de Invenciones y Nuevas Tecnologías)に申し立てる。さらに、第二審であり最終審として、INDECOPI 内の知的財産特別法廷(Sala Especializada en Propiedad Intelectual)に訴えることも可能である。

v) 実体審査請求

出願人は、公開後 6 か月以内に審査請求を行わなければならない(決定第 486 号第 44 条)。これを怠ると、特許出願は放棄されたこととなる。

vi) 実体審査

審査請求に基づき、実体審査が行われる。異議申立が行われると、担当官は出願を審査する(決定第 486 号第 44 条)。また、出願された発明に特許性がない場合や特許付与の要件を満たしていないことが判明した場合、拒絶理由通知が出され、出願人はその通知から 60 営業日以内に応答しなければならない。この応答期間については、一度限り 30 営業日の延長が可能である(決定第 486 号第 45 条)。これに応答しない場合、特許出願は拒絶査定となる。

vii) 査定

DIN は、特許査定あるいは拒絶査定を発行する(決定第 486 号第 48 条)

手続全体は約 4 年から 5 年を要する。しかしながら、当局が手続を遅らせる可能性もあり、これ以上の時間を要する場合も十分に想定される。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定となった場合は、出願人は 15 営業日以内に再審査請求し、あるいは DIN の決定に対する訴訟を起こすことができる。

i) 再審査請求(産業財産法第 131 条)

これは、異議の対象となる査定結果を発行した当局に対して請求できる。請求時には新しい証拠の提出が求められる。

ii) 訴訟(産業財産法第 132 条)

異議が証拠の異なる解釈に基づいている場合、または議論が法律のみに焦点を当てている場合、INDECOPI の知的財産特別法廷に申し立てる。

INDECOPI はこれらの請求、訴えを受け付けたのち、これを審議し、結果を通知する。なお、当局は期間を延長させることができるため、参考となる期間ではあるが、それぞれの請求から、結果の通知まで約 180 営業日を要する。

③ 特許権侵害

以下の行為が特許権侵害となる(産業財産法第 97 条、決定第 486 号第 52 条、第 53 条)。

i) 特許が製品を対象としている場合

同意のない第三者による製品の製造、販売の申し出、販売、使用、または、それらを目的とした輸入

ii) 特許がプロセスを対象としている場合

同意のない第三者によるプロセスの使用、または、そのプロセスによって製造された製品の販売の申し出、販売、使用、あるいは輸入

ただし、これらの行為であっても、以下の行為は侵害行為から除かれる。

- ・ 非営利目的で個人的利用の範囲で行われる行為
- ・ 特許の対象に関して実験目的でのみ実行される行為
- ・ 教育または科学的・学術的研究の目的でのみ実行される行為
- ・ パリ条約の第 5 条の 3 で言及されている行為

- ・ 特許が、植物以外の複製可能な生物学的材料を保護し、その材料を実行可能な新しい材料を取得するための基礎として使用する行為
(ただし、この場合、特許の対象を繰り返し使用する必要がある。)

ペルーでは、このような侵害行為に対する行政捜査は職権または利害関係者の要請により実施される(産業財産法第 95 条)。しかし、実際には、ほとんどの場合において、利害関係者の要請によりこの手続きが開始されている。なぜなら、INDECOPI は、例えば、特許侵害行為が多くの人々の健康に影響するというように、一般消費者に影響を与えうると判断される場合にのみ、職権でこれを行うことができるからである。

④ 無効審判等

INDECOPI は、次の場合、職権で、または要請を受け、いつでも無効を宣言することができる(決定第 486 号第 75 条)。

- 特許の対象が決定第 486 号第 15 条に定める発明の要件を満たさない場合
- 発明が決定第 486 号第 14 条に定める特許性の要件を満たさない場合
- 特許が決定第 486 号第 20 条に規定される発明に付与された場合
- 特許が決定第 486 号第 28 条あるいは第 29 条に規定される発明を開示しない場合
- 特許に含まれるクレームが明細によって完全に示されていない場合
- 付与された特許が、保護範囲を拡大する効果のある元の出願よりも広い範囲の開示を含む場合
- 特許出願に関連する製品またはプロセスが、いずれかのアンデス共同体加盟国が原産国である遺伝資源または派生製品を使用して製造または開発された場合に、アクセス契約のコピーが提出されていない場合
- 保護が求められている製品またはプロセスがいずれかのアンデス共同体加盟国がその起源である先住民族、アフリカ系アメリカ人または地域社会の伝統的知識にもとづき開発あるいは製造された場合に、その使用の許可または承認を証明する文書のコピーが提出されていない場合
- 行政行為に関する国内法で規定されている無効の原因が存在する場合

これらの原因が一つ以上のクレームに影響を及ぼす場合、無効は該当するクレームについてのみ宣言される。

無効になった特許やクレームは、特許出願日から無効になったものとみなされる。

無効訴訟は、本来ならば特許権が帰属すべき人によってのみ起こすことができる。このような無効訴訟は特許付与の日から 5 年、あるいはそのような者が国内での発明の利用に気づいた日から 2 年のいずれか早い方の期間内に行われなければならない。

これにより、INDECOPI は特許権者に議論を提示し、証拠を提出できるように通知を行う(決定第 486 号第 78 条)。通知への応答は、その日から 2 か月以内に行われなければならない。当該期間は 2 か月間延長することが可能である。この期間が経過すると、INDECOPI は特許の無効性を検討し判断する。その後、当事者に対して当該問題に関する最終結論となる行政処分が通知

される。

(2) 実用新案に関する法律の概要

ペルーの実用新案に関する法律等は、以下が挙げられる。

- ・ 産業財産法
- ・ その規則である最高法令第 059-2017-PCM 号
- ・ 決議 No.001299-2010/DIN-INDECOPI、最高法令 No. 085-2010-PCM によって承認された行政手続きの単一テキスト(TUPA)に則った年金の支払いに関するガイドライン (Resolución No. 001299-2010/DIN-INDECOPI, Lineamientos para el pago de anualidades de acuerdo con el Texto Único de Procedimientos Administrativos (TUPA) aprobado por Decreto Supremo N° 085- 2010-PCM)
- ・ 法律第 29316 号、ペルーとアメリカ合衆国の間で締結された貿易促進協定を実施するためのさまざまな規定を修正、組み込み、規制する法律 (Ley No. 29316, Ley que modifica, incorpora y regula diversas disposiciones para implementar el Acuerdo de Promoción Comercial suscrito entre el Perú y los Estados Unidos de América)
- ・ 決定第 486 号
- ・ その他 PCT などの国際条約

実用新案は、装置、道具、メカニズム、物体、およびそれらの一部の新しい形状、構成、または配置が、以前にはなかった実用性や利点、技術的効果を提供する場合に保護される(決定第 486 号第 81 条)。実用新案として登録するには、新規性と技術的利点が必要となる。方法、物質、以前に特許を取得した発明、彫刻、建築作品、または純粋に美的特徴のみを持つ物体は実用新案として登録することはできない(決定第 486 号第 82 条)。実用新案権の有効期間は出願日より 10 年間であり、更新・延長はできない(決定第 486 号第 84 条)。

① 出願から登録までの手続および所要期間

ペルーにおける実用新案の出願から登録までの手続は次のとおりである。

i) 出願

出願願書が提出されると、INDECOPI によって必要最低限の手続的要件が確認され、要件を満たしている場合に「出願番号」が割り当てられる。願書には、出願人の氏名や住所、国籍、発明の名称、発明者の氏名や住所などを記す必要がある。その他、仕様や 1 つ以上のクレームと図などを記した技術書面、手数料の支払いなどが必要となる。

ii) 方式審査

INDECOPI は提出された書類について、願書や添付書面がすべての法的要件に準拠しているか確認する。通常この審査には 30 営業日から 3 か月を要する。決定第 486 号第 26 条および第 27 条に従い、願書が形式的要件を満たしているか否かを審査する。形式的要件を満たしていない場合、拒絶理由が通知される。応答期間は 1 か月間であり、1 か月間の延長を行うことも可能である。当該期間に応答しない場合は、出願は放棄された

ものとみなされる。この場合でも INDECOPI は当該出願の機密を保持する(決定第 486 号第 39 条、第 85 条)。

iii) 公開

決定第 486 号第 85 条に基づき、出願日から 12 か月後に出願が公開される。また、方式審査が完了している場合には、出願人はいつでも公開を請求できる。

iv) 異議申立

正当な利益を有する者は誰でも、公開から 30 営業日以内に発明の特許性に異議を申立てることができる。さらに、利害関係者の要請に応じて、一度限りこの異議申立期間を 30 営業日延長することができる(決定第 486 号第 42 条)。異議申立に対応する期間は 30 営業日であり、30 営業日の延長が可能である。ただし、対応は必須ではない。

異議申立は第一審として、INDECOPI 内の発明と新技術委員会に申し立てる。さらに、第二審であり最終審として、INDECOPI 内の知的財産特別法廷に訴えることも可能である。

v) 実体審査請求

出願人は、公開後 3 か月以内に審査請求を行わなければならない(決定第 486 号第 44 条)。これを怠ると、出願は放棄されたこととなる。

vi) 実体審査

審査請求に基づき、実体審査が行われる。異議申立が行われると、担当官は出願を審査する(決定第 486 号第 44 条)。また、出願された発明に実用新案としての登録可能性がない場合や実用新案権登録の要件を満たしていないことが判明した場合、拒絶理由通知が出され、出願人はその通知から 30 営業日以内に応答しなければならない。この応答期間については、一度限り 15 営業日の延長が可能である(決定第 486 号第 45 条)。これに応答しない場合、出願は拒絶査定となる。

vii) 査定

INDECOPI は、登録査定あるいは拒絶査定を発行する。

手続全体は約 17 か月を要する。しかしながら、当局が手続を遅らせる可能性もあり、これ以上の時間を要する場合も十分に想定される。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定となった場合は、出願人は 15 営業日以内に再審査請求し、あるいは DIN の決定に対する訴訟を起こすことができる。

i) 再審査請求(産業財産法第 131 条)

これは、異議の対象となる査定結果を発行した当局に対して請求できる。請求時には新しい証拠の提出が求められる。

ii) 訴訟(産業財産法第 132 条)

異議が証拠の異なる解釈に基づいている場合、または議論が法律のみに焦点を当てている場合、INDECOPI の知的財産特別法廷に申し立てる。

なお、当局は期間を延長させることができるため、ここに示す期間は参考となる期間であるが、それぞれの請求から、結果の通知まで約 180 営業日を要する。

③ 実用新案権侵害

同意のない第三者による製品の製造、販売の申し出、販売、使用、または、それらを目的とした輸入は実用新案権侵害となる(産業財産法第 97 条、決定第 486 号第 52 条、第 53 条)。

ペルーでは、このような侵害行為に対する行政捜査は職権または利害関係者の要請により実施される(産業財産法第 95 条)。しかし、実際には、ほとんどの場合において、利害関係者の要請によりこの手続きが開始されている。なぜなら、INDECOPI は、例えば、実用新案権侵害行為が多くの人々の健康に影響するということに、一般消費者に影響を与えると判断される場合のみに、職権でこれを行うことができるからである。

④ 無効審判等

期間の定めを除き、特許の規定が実用新案権にも適用される(決定第 486 号第 85 条)。決定第 486 号第 75 条に規定される INDECOPI が、職権で、または要請を受け、いつでも無効を宣言することができる場合の条件も、特許を実用新案に読み替えて適用される。

無効になった実用新案やそのクレームは、出願日から無効になったものとみなされる。

無効訴訟は、本来であれば、実用新案権が帰属すべき人によってのみ起こすことができる。このような無効訴訟は実用新案権付与の日から 5 年、あるいはそのような者が国内での発明の利用に気づいた日から 2 年のいずれか早い方の期間内に行われなければならない。

これにより、INDECOPI は実用新案権者に議論を提示し、証拠を提出できるように通知を行う(決定第 486 号第 78 条)。通知への応答は、その日から1か月以内に行われなければならない。当該期間は1か月間延長することが可能である。この期間が経過すると、INDECOPI は実用新案権の無効性を検討し判断する。その後、当事者に対して当該問題に関する最終結論となる行政処分が通知される。

(3) 意匠に関する法律の概要

ペルーの意匠に関する法律等は、以下が挙げられる。

- ・ 産業財産法
- ・ その規則である最高法令第 059-2017-PCM 号
- ・ 決定第 486 号

線や色の組み合わせ、または二次元または三次元の外形、線、輪郭、構成、テクスチャ、または素材の組み合わせから生じる製品の特定の外観は意匠として保護されるが、新規のものに限られる(決定第 486 号第 113 条、第115 条)。さらに、以下に該当するものは保護の対象とならない(決定第 486 号第 116 条)。

- i) 公序良俗に反するもの
- ii) 外観が技術的あるいは機能的特徴に由来するもの
- iii) 製品の組み立てに不可欠な形状のもの

意匠権の有効期間は出願日より 10 年間であり、更新・延長はできない(決定第 486 号第 128 条)。

なお、ペルーはハーグ協定には加盟していない。

① 出願から登録までの手続

ペルーにおける意匠の出願から登録までの手続は次のとおりである。

i) 出願

出願願書が提出されると、INDECOPI によって必要最低限の手続的要件が確認され、要件を満たしている場合に出願番号が割り当てられる。願書の他、意匠を示す写真やサンプル、あるいは技術書面、手数料の支払いなどが必要となる(決定第 486 号第 117 条)。

ii) 方式審査

INDECOPI は提出された書類について、願書や添付書面がすべての法的要件に準拠しているか受領から 15 営業日以内に確認する(決定第 486 号第 120 条)。要件を満たしていない場合は、30 営業日の補正対応期間が与えられる。要件を満たすと、出願が公開される。方式審査には、通常、30 日から 3 か月程時間を要する。

iii) 公開

決定第 486 号第 121 条に基づき、出願が公開される。

iv) 異議申立

正当な利益を有する者は誰でも、公開から 30 営業日以内に INDECOPI に対し当該意匠について異議を申立てることができる。さらに、利害関係者の要請に応じて、一度に限りこの異議申立期間を 30 営業日延長することができる(決定第 486 号第 122 条、第 123 条)。異議申立に応答する期間は 30 営業日であり、30 営業日の延長が可能である。新規性の欠如や先行登録に基づいた異議申立が為されると、新規性の検討が開始される。また、出願意匠が登録禁止の対象に該当しないかどうか審査される。

異議申立は第一審として、INDECOPI 内の発明と新技術委員会に申し立てる。さらに、第二審であり最終審として、INDECOPI 内の知的財産特別法廷に訴えることも可能である。

v) 実体審査

異議申立が為された場合、異議申立期間が経過した場合は、出願が審査される(決定第 486 号第 124 条)。INDECOPI は、出願意匠が新規性を有しないことを確認した場合、拒絶査定となる。

vi) 査定

INDECOPI は、登録査定あるいは拒絶査定を発行する。

手続には 5 か月程要する。しかしながら、当局が手続を遅らせる可能性もあり、これ以上の時間を要する場合も十分に想定される。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定となった場合は、出願人は 15 営業日以内に再審査請求し、あるいは DIN の決定に

対する訴訟を起こすことができる。

i) 再審査請求(産業財産法第 131 条)

これは、異議の対象となる査定結果を発行した当局に対して請求できる。請求時には新しい証拠の提出が求められる。

ii) 訴訟(産業財産法第 132 条)

異議が証拠の異なる解釈に基づいている場合、または議論が法律のみに焦点を当てている場合、INDECOPI の知的財産特別法廷に申し立てる。

INDECOPI はこれらの請求、訴えを受け付けたのち、これを審議し、結果を通知する。なお、当局は期間を延長させることができるため、参考となる期間ではあるが、それぞれの請求から、結果の通知まで約 180 営業日を要する。

④ 意匠権侵害

意匠を組み込んだ、または複製した製品の製造、輸入、提供、販売、または商業利用した場合、または、意匠と僅かに異なる製品の製造または商業利用が意匠権侵害となる(産業財産法第 97 条、決定第 486 号第 129 条)。

ペルーでは、このような侵害行為に対する行政捜査は職権または利害関係者の要請により実施される(産業財産法第 95 条)。しかし、実際には、ほとんどの場合において、利害関係者の要請によりこの手続きが開始されている。なぜなら、INDECOPI は、一般消費者に影響を与えると判断される場合にのみ、職権でこれを行うことができるからである。

⑤ 無効審判

次の場合、INDECOPI は、職権で、または要請を受け、いつでも無効を宣言することができる(決定第 486 号第 132 条)。

- i) 登録の対象が決定第 486 号第 113 条に定める意匠を構成しない場合
- ii) 意匠が決定第 486 号第 115 条に規定される保護の要件を満たさない場合
- iii) 意匠が決定第 486 号第 116 条に規定される意匠の対象外に基づき登録された場合
- iv) 行政行為に関する国内法で規定されている無効の原因が存在する場合

INDECOPI は意匠権者に無効訴訟の提訴を通知する(決定第 486 号第 78 条)。通知への応答は、その日から 2 か月以内に行わなければならない。当該期間は 2 か月間延長することが可能である。この期間が経過すると、INDECOPI は意匠の無効性を検討し判断する。その後、当事者に対して当該問題に関する最終結論となる行政処分が通知される。

(4) 商標に関する法律の概要

ペルーの商標に関する法律等は、以下が挙げられる。

- ・ 産業財産法
- ・ その規則である最高法令第 059-2017-PCM 号
- ・ 法令第 1212 号、競争力を促進するために官僚的な障壁を取り除く権限を強化する法令 (Decreto Legislativo No. 1212, “Decreto Legislativo que refuerza las facultades sobre

eliminación de barreras burocráticas para el fomento de la competitividad”)

- ・ 決定第 486 号
- ・ パリ条約をはじめとする国際条約

決定第 486 号は商標登録しうる標章として以下を挙げる(決定第 486 号第 134 条)。

- ・ 言葉、あるいは言葉の組み合わせ
- ・ 絵、図形、記号、図形要素、ロゴ、モノグラム、肖像、ラベル、紋章
- ・ 音や匂い
- ・ 文字や数字
- ・ 外郭を伴う色または色の組み合わせ
- ・ 製品の形、製品の包装や包装
- ・ 前述の組み合わせ

前述のとおり、ペルーにおいては、音や匂い、色、製品の形や製品の包装や包装といったものも商標を構成しうる。

商標は登録の付与から 10 年間有効であり、10 年毎に更新ができる(決定第 486 号第 152 条)。

なお、ペルーはマドプロには未加盟である。一方、アンデス共同体の加盟国であり、決定第 486 号という、加盟国(コロンビア、ボリビア、エクアドル、ペルー)が従うべき共通ルールが確立されている。

① 出願から登録までの手続

ペルーでの商標登録の流れは以下のとおりである。

i) 出願

願書を INDECOPI に提出する。願書には、出願人の氏名、住所、商標の表示、商標を使用する商品、役務の指定などを含め、手数料の支払いなどの要件を満たす必要がある。

ii) 方式審査

INDECOPI は出願が形式的要件を満たすか否か審査する。これには約 15 営業日を要する。

iii) 公開

出願が要件を満たしている場合、INDECOPI は当該商標出願を公開する。公開から 30 営業日の間、当該出願に対する異議申立が受け付けられる。

iv) 実体審査

異議の申立てがなく、異議申立期間が経過した場合、INDECOPI は商標の登録可能性を審査する。

v) 査定

INDECOPI は実体審査の結果として、登録査定あるいは拒絶査定を通知する。出願人が当該結果に満足しないときは、出願人は、15 営業日以内に再審査の請求や訴えを起こすことができる。

手続全体は約 3 か月から 4 か月を要する。しかしながら、当局が手続を遅らせる可能性もあり、

これ以上の時間を要する場合も十分に想定される。

② 拒絶査定への対応

拒絶査定となった場合は、出願人は 15 営業日以内に再審査請求し、あるいは DIN の決定に対する訴訟を起こすことができる。

i) 再審査請求(産業財産法第 131 条)

これは、異議の対象となる査定結果を発行した当局に対して請求できる。請求時には新しい証拠の提出が求められる。

ii) 訴訟(産業財産法第 132 条)

異議が証拠の異なる解釈に基づいている場合、または議論が法律のみに焦点を当てている場合、INDECOPI の知的財産特別法廷に申し立てる。

INDECOPI はこれらの請求、訴えを受け付けたのち、これを審議し、結果を通知する。なお、当局は期間を延長させることができるため、参考となる期間ではあるが、それぞれの請求から、結果の通知まで約 180 営業日を要する。

③ 商標権侵害

決定第 486 号第 155 条、第 156 条、産業財産法第 97 条によると、次の行為が権利侵害と考えられる。

- i) 登録商標と同じ商品・役務に関連する商品、役務、あるいはその包装などにおいて、登録商標や類似の標章を使用または貼付すること
- ii) 商業目的で製品等に表示された登録商標を削除または変更すること
- iii) 登録商標の複製となる、あるいは商標を含むラベル、容器、包装、その他の材料を製造し、そのような材料を販売または保管すること
- iv) 商取引において、商標権者との混同あるいは関連を連想させる恐れのある商品または役務に関連して、登録商標と同一または類似の標章を使用すること
- v) ある商品または役務で良く知られている商標と同一または類似の標章を商取引に使用することで、その識別力の低下や、市場価値または商業価値の希薄化により、商標権者に過度の経済的または商業的危害をもたらす可能性がある場合
- vi) 非営利目的であって、著名な商標と同一または類似の標章を公に使用することで、当該商標の識別性の低下、市場または商業価値の希薄化などが生じる場合

ペルーでは、このような侵害行為に対する行政捜査は職権または利害関係者の要請により実施される(産業財産法第 95 条)。しかし、実際には、ほとんどの場合において、利害関係者の要請によりこの手続きが開始されている。なぜなら、INDECOPI は、一般消費者に影響を与えると判断される場合にのみ、職権でこれを行うことができるからである。

④ 無効審判等

決定第 486 号第 172 条により、商標登録が決定第 486 号第 134 条、第 135 条に反する場合、INDECOPI は、職権で、または要請を受け、いつでも無効を宣言することができる。

さらに、INDECOPI は、商標が決定 486 号第 136 条に違反して付与された場合、または悪意

を持って付与された場合にも、商標の無効を宣言することができる。

第三者が無効訴訟を提起する場合、無効訴訟を提起する者の氏名と住所、提訴の理由、証拠、手数料の支払いなどの要件を備える必要がある(産業財産法第 73 条)。

要件を満たしている場合、INDECOPI は商標権者に無効訴訟の提訴を通知し、応答や証拠の提出を求める(決定第 486 号第 74 条)。通知への応答は、その日から 2 か月以内に行わなければならない。当該期間は 2 か月間延長することが可能である。この期間が経過すると、INDECOPI は商標の無効性を検討し判断する。その後、当事者に対して当該問題に関する最終結論となる行政処分が通知される。

⑤ 悪意の商標

悪意の商標については、決定第 486 号第 172 条に規定されており、商標登録が悪意に基づきなされたことが証明された場合、INDECOPI は商標を無効にすることができると定めている。悪意の商標が既に登録されている場合には、登録日から 5 年以内に無効の請求を行わなければならない。

(5) 著作権に関する法律の概要

ペルーの著作権に関する法律等は、以下が挙げられる。

- ・ 法令第 822 号著作権法(Decreto Legislativo No. 822, Ley sobre el Derecho de Autor、以下、ペルー共和国の章において「著作権法」)
- ・ アンデス共同体委員会決定第 351 号著作権とその隣接権に関する共通規定(Disposiciones Comunes sobre Derechos de Autor y Derechos Conexos、以下「決定第 351 号」)

著作権の保護の対象は、手段を問わず、複製または公開されうる文学、芸術、または科学の分野における知的創作であり、次のものが保護されうる(著作権法第 2 条、第 5 条)。

- i) 記述によって表現された作品、すなわち、本、パンフレット、その他の種類の作品
- ii) 口述によって表現された作品、すなわち、講義、演説、説教、および同じ性質の他の作品
- iii) 歌詞の有無を問わず楽曲
- iv) 演劇やミュージカル作品
- v) 振り付けおよびパントマイム
- vi) 任意の手順によって表現された映画作品およびその他の視聴覚作品
- vii) 図面、絵画、彫刻、版画、リトグラフを含む美術作品
- viii) 建築作品
- ix) 写真作品および写真に類似した手順によって表現された作品
- x) 応用美術作品
- xi) 地理、地形、建築、または科学に関連するイラスト、地図、スケッチ、図面、図形、および立体作品
- xii) コンピュータプログラム

xiii) コンテンツの選択と配置によって、個人の創作物を構成する、さまざまな作品やデータベースのアンソロジーまたは編集物

同様に、既存のものに基づく、翻訳や改作、レビュー、更新、および注釈、要約と抜粋、編曲、その他の文学的または芸術的作品または民俗表現の変換は、独創性の要件を満たしている限り、保護される(著作権法第 6 条)。

著作権は著作者人格権と経済的権利に分けることができ、著作者人格権については絶対的なものである。一方、著作者に金銭的報酬をもたらす経済的権利は著作者の死後 70 年存続し、延長、更新はできない(著作権法第 21 条、第 52 条)。

① 著作権侵害

まず、著作権は著作者人格権と経済的権利に分けられる。著作者は自身の著作物について、作品を未公開のままにする権利、いつでも作品の著作権を主張する権利、作品の完全性を維持する権利、変更や改変の権利、作品を市場から撤退させる権利、アクセス権といった著作者人格権を有する。また、著作者は、自分の作品を利用し、それによって利益を得ることができる経済的権利を有し、あらゆる形態、手段での複製、手段を問わず、一般への公開、作品の一般流通、作品の翻訳、翻案、編集といった形質転換、などについて実行、許可、または禁止する排他的権利が含まれる。このような権利に反することは侵害とみなされ、利害関係者の要請または職権で INDECOPI は制裁を課すことができる(著作権法第 169 条)。ただし、INDECOPI は一般消費者に影響を与える事案についてのみしか職権を使うことができないため、ほとんどの場合において、利害関係者の要請によってその制裁手続きは開始されている。

② 著作権登録制度

ペルーには、著作権登録制度があり、以下の手続を経て登録される。なお、この登録は、宣言的性質を持つものであり、単に公表と優先順位の証明の機能を持つだけである。

i) 登録申請

申請書の提出(著作物の写しを合わせて提出する。その他、登録する著作物にもとづく要件を満たす必要がある)、手数料の支払い

ii) INDECOPI による方式審査

申請が法的要件を満たすか審査する

iii) 登録

要件を満たしていることが確認されれば、INDECOPI は、申請から 30 営業日以内に著作権を登録する。また、登録証も発行される。

要件を満たしていない場合は、INDECOPI による審査結果の通知まで最大 120 営業日を要する。

(6) その他の模倣品対策を規定する法律

前述のほか、関連する法律として次のものを挙げることができる。

i) 法令第 1092 号、著作権とその隣接権および商標権の保護のための国境措置(Decreto

Legislativo No. 1092, Medidas en frontera para la protección de los Derechos de Autor o Derechos Conexos y los Derechos de Marcas、以下「法令第 1092 号」)

国境における著作権、商標権保護を規定しており、輸入、輸出、またはトランジットの為にペルー国内にある商品が海賊版商品または模倣品であると推定される場合に適用される(法令第 1092 号第 3 条)。すなわち、模倣品や海賊版の輸入、輸出、トランジットが侵害行為となる(法令第 1092 号第 9 条)。これらは職権で、制裁措置をとることが可能である。

- ii) 法令第 1044 号、不公正な競争の防止に関する法律(Decreto Legislativo No. 1044, Ley de Represión de la Competencia Desleal)

同法第 9 条では、混乱を招く行為として、事業の起源、設立、利益、または自社製品に関して、経済市場の他の者を誤解させる効果をもたらす、実際のまたは潜在的な行為を実行することとし(第 1 項)、法令等で保護される知的財産権を有する商品の不正使用も混乱を招く行為となりうると規定する(第 2 項)。同様に、同法第 10 条は、他人の評判を過度に侵害する行為として、効果として、現実または潜在的に、別の経済主体に対応するイメージ、信用、名声、またはビジネスまたは専門家の評判の不当な使用の行為と規定する(第 1 項)。さらに、法令等で保護される知的財産権を有する商品の使用も当該行為となり得ると規定する(第 2 項)。すなわち、本稿では、知的財産権一般が保護される。その侵害行為については、利害関係者の告発により制裁が可能となる。

3. 知的財産権侵害に対する措置の概要

(1) 行政措置

行政措置の対象は、前述した決定第 486 号第 52 条に基づく特許権侵害、決定第 486 号第 129 条に基づく意匠権侵害、決定第 486 号第 155 条に基づく商標権侵害が挙げられる。INDECOPI は、産業財産権侵害に対する罰金を、最大で UIT(Unidad Impositiva Tributaria)⁶⁸の 150 倍(約 165,000 米ドル⁶⁹)と定める(産業財産法第 120 条)。

侵害行為から得られた不当利得が、75UIT(約 82,500.00 米ドル⁷⁰)を超える場合、罰金は、侵害行為から得られた販売、総売上上の 20%の額となる。

産業財産権侵害に対する行政措置は、INDECOPI が、商標委員会(Comisión de Signos Distintivos)、著作権委員会(Comisión de Derechos de Autor)、不公正競争委員会(Comisión de la Competencia Desleal)あるいは発明および新技術委員会(Comisión de Invenciones y Nuevas Tecnologías)を通じて、提出された申立または職権によって開始する。当該申立は侵害当事者に

⁶⁸税金、罰金、制裁金、手数料、控除額などを決定するために、ペルー経済財務省(Ministro de Economía y Finanzas)によって毎年設定される参照単位。2021 年は、1UIT は 4,400 ペルーソルに相当。

⁶⁹ 4.00 ペルーソル/米ドルにて計算。

⁷⁰ 2021 年は 330,000.00 ペルーソル。4.00 ペルーソル/米ドルにて計算。

通知され、5 営業日以内の応答期間が与えられる。両当事者は、自身の主張を証明する証拠を提出しなければならない。

手続きのどの段階でも、当事者は調停聴聞会に召集される可能性がある。両当事者が合意に達した場合、両当事者は、そのような合意を書面にて作成する。この合意により、行政手続きが完了する。合意に達しない場合は、INDECOPI は対応する判定を言い渡す。

なお、INDECOPI はこのような紛争解決について、最大 180 営業日以内に判定を出さなければならない(産業財産法 128 条)。

これらの判定に不服がある場合は、INDECOPI 法廷産業財産法廷に対し控訴できる。

知的財産権に関する再犯者については、罰金は 150UIT を下回らない額となる(産業財産法第 120 条)。さらに、処分した事案の模倣品については、その破壊という決定的措置を命ずることができる(産業財産法第 122 条)。

なお、2018 年から 2021 年 3 月にかけての行政措置件数は以下のとおり⁷¹。

申立先	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年(3 月まで)
著作権局	363	326	307	60
DIN	23	32	29	0
商標局	304	1,213	879	230

行政措置は、知的財産権者が第三者に対して承諾なく著作権、商標、特許、意匠を使用することを禁止することができ、その商業的使用について排他的独占権を有する点が利点と考えられる。一方、行政措置をとるためには、当該侵害行為を証明する証拠を集めなければならず、また、手数料の支払いとこの措置の為に時間と費用を費やすことになり、この点はデメリットとなり得る。

(2) 刑事措置

刑事措置の対象は、著作権侵害の場合と産業財産権侵害の場合とが考えられる。これらは非親告罪である。侵害行為には、懲役刑と罰金の刑罰が科される。罰金額の決定に使用される「罰金日額」は、当該行為者が自身の仕事のみから得られる収入日額の 25%から 50%の額と規定される(刑法(Código Penal del Perú、以下、ペルー共和国の章において「刑法」)第 43 条)。適用される刑罰は以下のとおりである。

- i) 許可されていない複写または複製(刑法第 216 条)

作者の名前を言及せずに、作者または翻訳者の名前を変更し、作品の名前が作者の同意

⁷¹ INDECOPI (2018). “Anuario de Estadísticas Institucionales 2018” <https://www.indecopi.gob.pe/documents/1902049/3405269/Anuario+2018+GEE+%281%29.pdf/687ebdbe-6e9c-9bbd-8d1a-53765bd4af5d> (2022 年 2 月 28 日)
 INDECOPI (2019). “Anuario de Estadísticas Institucionales 2019” <https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/1910949/Anuario%20de%20estad%C3%ADsticas%20institucionales%202019.pdf> (2022 年 2 月 28 日)
 INDECOPI (2021). “Reporte de Estadísticas Institucionales 2021” <https://www.indecopi.gob.pe/documents/1902049/3387871/1+trim+21.pdf/4c873978-3a26-d3be-86cb-828574b94560> (2022 年 2 月 28 日)

- を得ずに省略され、あるいは、一緒に公開することのみが許可されている作品を個別に公開するか、またはその逆、といった方法で作品を公開すること
この場合、2 年から 4 年の禁固刑および 10 日から 60 日分の罰金日額と同等の額の罰金が科される。
- ii) 著作者の同意のない著作物の複製、普及、または配布(刑法第 217 条)
著作者の同意を得ずに著作物を複製、再送信、または商業利用すること、また、同様にそれらの合意がある場合にその範囲を超えること。
この場合、模倣品の価値が UIT の 2 倍(約 2,200.00 米ドル⁷²)以下の場合、2 年から 6 年の禁固刑および 30 日から 90 日分の罰金日額と同等の額の罰金が科される。
模倣品の価値が UIT の 2 倍(約 2,200.00 米ドル)超の場合、4 年から 8 年の禁固刑および 60 日から 120 日分の罰金日額と同等の額の罰金が科される。
さらに、秘密裏に取得した未公開の作品を、著作者の同意を得ずに公開するなど、一部の重大な罪については、4 年から 8 年の禁固刑および 90 日から 180 日分の罰金日額と同等の額の罰金と、加重罰が用意されている。
- iii) 盗作(刑法第 219 条)
著作者に著作権を帰属させることなく、作品の全部または一部を複写または複製することにより、作品を自分のものとして普及させること。
この場合、4 年から 8 年の禁固刑および 90 日から 180 日分の罰金日額と同等の額の罰金が科される。一定の要件を満たす場合への加重罰も用意されており、この場合、4 年から 8 年の禁固刑および 90 日から 365 日分の罰金日額と同等の額の罰金となる。
- iv) 効果的な技術的手段の回避(刑法第 220 条の A)
著作者が作品を販売するためにその作品に施した効果的な技術的手段を回避すること。
この場合、4 年から 8 年の禁固刑および 90 日から 365 日分の罰金日額と同等の額の罰金が科される。
- v) 技術的手段を回避することを目的とした製品の販売(刑法第 220 条の B)
作品を保護する効果的な技術的手段を回避することを目的とした製品の製造または商業利用。
この場合、2 年超の禁固刑および 10 日から 60 日分の罰金日額と同等の額の罰金が科される。
- vi) 技術的手段を回避することを目的としたサービスの提供(刑法第 220 条の C)
作品を保護する効果的な技術的手段を回避することを目的としたサービスの提供。
この場合、2 年超の禁固刑および 10 日から 60 日分の罰金日額と同等の額の罰金が科される。
- vii) 著作権管理情報の不当な操作(刑法第 220 条の D)

⁷² 2021 年は 8800 ペルーソル。4 ペルーソル/米ドルにて計算。

著作権管理に関する情報の変更。

この場合、2 年超の禁固刑および 10 日から 60 日分の罰金日額と同等の額の罰金が科される。

viii) 不正なラベル、カバー、およびパッケージの廃棄(刑法第 220 条のE)

無許可でプログラムや書類、製品のパッケージにデザイン、あるいは貼付されたラベル、カバー、またはパッケージを、製造、販売、配布または保管、輸送、または譲渡すること。

この場合、3 年から 6 年の禁固刑および 60 日から 120 日分の罰金日額と同等の額の罰金が科される。

ix) コンピュータプログラムに関連する本物ではないマニュアル、ライセンス、外装、その他の文書の廃棄(刑法第 220 条のE)

無許可のコンピュータプログラムに関するマニュアル、ライセンス、外装、その他のドキュメントの製造、販売、配布または保管、輸送、または譲渡。

この場合、4 年から 6 年の禁固刑および 60 日から 120 日分の罰金日額と同等の額の罰金が科される。

対象となる産業財産権侵害は、以下のとおり。

i) 無許可の製造または使用(刑法第 222 条)

無許可で、特許、実用新案、意匠、商標、植物品種、被害者のものと同一または類似の未登録の商標を商業目的で使用する。

この場合、2 年から 5 年の禁固刑および 60 日から 365 日分の罰金日額と同等の額の罰金が科される。

ii) 電気通信端末の複製または粗悪品(刑法第 222 条の A)

その所有者または第三者に対して損害を与えるため、自身の身元を隠すため、あるいは違法行為を実行するために、携帯端末の電子的または機械的な回線またはシリアル番号、ならびに電子的または物理的な IMEI の変更または複製。

この場合、4 年から 6 年の禁固刑および 60 日から 365 日分の罰金日額と同等の額の罰金が科される。

iii) 商標の無断使用または販売(刑法第 223 条)

登録商標を含むラベル、シール、または容器の製造、配布、販売、または保管、異なる起源の製品の商標の使用、または第三者の登録商標を付した製品を販売すること。

この場合、2 年から 5 年の禁固刑および 60 日から 365 日分の罰金日額と同等の額の罰金が科される。

再犯は一度刑罰が確定し、その刑を果たしたのちに、5 年以内に再度同じ罪を犯すことと定義される。この場合、罰則の法定最大値が 1.5 倍に引き上げられる。

手続については、刑事訴訟法(Código Procesal Penal)の規定に従う。一般的な流れは以下のとおりである。

i) 予備調査段階検察は、犯罪行為が行われているか否かを判断するために、予備調査を行

う。予備捜査は、原告の訴え、あるいは職権で開始される(刑事訴訟法第 329 条)。本段階は、重大な証拠が見つかった場合には告訴を以て、十分な証拠がない場合は、取り下げるにより終了する。

ii) 中間段階

本段階では、異議申立が為され、出廷する日時が決められる。

iii) 法廷段階

法廷における、証拠の提示、被告のよる申立を行い、告訴を実行する。

iv) 控訴

有罪判決が言い渡された場合、控訴することができ、第二審の機会が得られる。

刑事措置に要する期間は、第一審の場合、約 18 か月を要する。ただし、案件によっては、これ以上を要する場合もあり得る。

刑事措置が取られた模倣品については、複製品や犯罪に関連して使用される装置や材料、関連する財産や証拠書類は押収され、有罪判決が言い渡されると、犯罪に使用されていた装置等は没収され破壊される。

統計的データは得られなかったが、行政措置とは異なり刑事措置が取られることは稀である。

刑事措置をとると、判決は司法的拘束力を持ち、知的財産権侵害を行った者を効果的に罰することができ得る点が利点と考えられる。一方、刑事措置は、INDECOPI によって進められる行政措置と比較し、時間がかかる点はデメリットである。

(3) 民事措置

民事措置を管轄する機関は、特別裁判所(Juzgado Especializado)、混合裁判所(Juzgado Mixto)が挙げられる。民事措置の手の流れは、以下のとおりである。

i) 提訴

利害関係者は、すべての法的要件を満たし、適切な添付を付した書面をもって、管轄裁判所に要求を訴える。

ii) 提訴の受領

訴えがすべての要件を満たしている場合、司法当局は当該訴訟の手続を開始する。なお、原告は、10 営業日以内はこれを修正することができる。

iii) 訴訟への移行

裁判官が訴えを肯定的に認定した場合、証拠の手段を提供するように、また、被告に調停に出頭し、対応する期間内に訴えに返答することを命ずる。訴えに対する反論する期間が経過後、被告がこれに応答しない場合、不履行が宣言される。

iv) 調停聴聞会

裁判官は、調停聴聞会に当事者を召喚することができる。調停が行われる場合、裁判官は、当事者と裁判官によって正式に署名された文書で合意の内容を明記する。これにより、法的拘束力を持つ文書となる。

v) 証拠審問

調停による解決ができなかった場合、裁判官は当事者に対して証拠審問を要請する。

vi) 判決

当事者や職権によって提供された証拠を評価した後、裁判官は判決を出す。これを以て、裁判官は対応する補償の支払いを要求することができる。

なお、このような民事措置の手続は、通常 3 年から 4 年を要する。再犯者に対する厳罰化に関する規定はない。産業財産法の規定により、司法当局は民事措置がとられた模倣品について、司法局がその押収が認められる。

民事措置は、知的財産権者が被った損害が賠償されうる点はメリットとなるが、侵害行為から生じた損害を証明するために必要となるすべての証拠を集める必要があり、この点はデメリットとなり得る。

(4) 水際措置

ペルーでは、港や空港の保護措置を管轄する機関は、税務監督庁 (Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria、以下「SUNAT」) である。同様に、知的財産権の保護については、INDECOPI と司法当局とが共同で活動することが確立されている。

水際措置は、法令第 1092 号に規定される。なお、水際措置は著作権と商標権について適用されうる。これによると、商品に偽造または紛らわしい類似の商標の使用があると推定される場合、または著作権を侵害する海賊版商品が含まれていると推定される場合、当事者の要請または職権により商品の引渡しを一時停止できる。停止期間は最大 10 営業日であり、侵害訴訟が開始された場合、または他の苦情が提出された場合は、さらに 10 営業日延長することができる。この期間内に所管官庁が商品の保管を目的とした予防措置を講じない場合、税関は停止を解除できる。法令第 1092 号には、特許、実用新案、意匠の保護についての明確な言及はないが、それらがまったく保護されていないことを意味するものではない。決定第 486 号では、特許権者や実用新案権者は、第三者が無許可で特許や実用新案による保護の対象となる製品を輸入することを防ぐ権利を有すると規定している (決定第 486 号第 52 条、第 85 条)。さらに、意匠権者は、第三者が無許可で登録意匠を含む製品を輸入することを妨げることができ (決定第 486 号第 129 条)、商標権者は、第三者が無許可で登録商標を含む商品の輸入、輸出、保管、移送を防止する権利を有する (決定第 486 号第 156 条) と規定している。

また、産業財産法は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権侵害のいずれかが発生した場合、最大で UIT の 150 倍 (約 165,000 米ドル⁷³) の罰金を科す場合があること、また、侵害行為から得られた利益が UIT の 75 倍 (約 82,500.00 米ドル⁷⁴) を超える場合、罰金は、当該侵害から得られた売上または総収入の 20% となり得ることを規定する (決定第 486 号第 120 条)。同様に、著作権法は、

⁷³ 4.00 ペルーソル/米ドルにて計算。

⁷⁴ 2021 年は 330,000.00 ペルーソル。4.00 ペルーソル/米ドルにて計算。

その侵害について、最大で UIT の 180 倍 (約 198,000.00 米ドル⁷⁵) の罰金が科されることが規定されている (著作権法第 188 条)。

その手続きの流れは次のとおりである。

i) 侵害と侵害者の特定

侵害と侵害者の特定がなければならない。特定の後、商標権、特許、実用新案権、意匠権、著作権者は証拠を集める。

ii) 提訴

その後、権利者は、INDECOPI に対し侵害訴訟を提起する。

産業財産権侵害の場合、正確な名称、身分証明書、住所等の情報、TAX ID、具体的な要望とその法的根拠、侵害行為の証拠、侵害者の ID と通知を受け取る住所、手数料の支払といった要件を満たす必要がある。

侵害に対する判決を得るまでの期間は、権利の種類にもよるが、産業財産権侵害の場合、約 180 営業日程度、著作権やその隣接権の場合、約 120 営業日程度を要する。

また、侵害訴訟を提起する際には、差止命令を請求することができる。これを行うには、当事者適格と侵害された権利の存在を証明する必要があり、また、委員会の合理的な推定または侵害行為の差し迫ったことを可能にする証拠を提出しなければならない。

また、法令第 1092 号は、商品の引渡しの一時的停止について、税関当局が申請者に保証金または同等の保証を記載した文書の提出を要求できると規定する (法令第 1092 号第 7 条)。これは、最終的に輸入者、輸出者、荷受人に生じる可能性のある損害を担保するためである。保証金または保証は、停止が要求された商品の FOB (Free On Board) 値の 20% 相当額である必要がある。傷みやすい商品の場合、保証は FOB 値の 100% に相当する額でなければならない。

特許、意匠または商標に対する侵害の場合、当局は、当事者の要請に応じて、訴訟に負けた当事者に費用や手数料の支払いを負担するよう命じることができる (産業財産法第 126 条)。従って、倉庫保管費用や処分費用は、訴訟の勝者が要求した場合、訴訟の敗者が負担することになる。なお、著作権およびその隣接権の場合は、具体的な規定がない。その他、法令第 1053 号、関税一般法 (Law No. 1053, Ley General de Aduanas) において、関税当局は、有罪判決を受けた商品等について、破壊等を実施することができる (同法第 180 条)。

また、ペルーでは、並行輸入は認められない。決定第 486 号の規定では、商品やプロセスは権利者あるいは承諾を得た第三者によって販売されなければならないとされる。

なお、ペルーにおいて、知的財産権者の権利を、私的利用目的をはじめとする非営利目的の事柄に適用することを禁止する。

ペルーには、商標権と著作権およびその隣接権について、「Registro Voluntario de Titulares de Derechos (著作権者の任意登録)」と呼ばれる登録制度がある。登録申請は SUNAT に対してオンラインまたは窓口にて行うことができる。

⁷⁵ 2021 年は 792,000.00 ペルーソル。4.00 ペルーソル/米ドルにて計算。

このような水際措置は、侵害に対する措置を職権で始めることができる点にメリットがある。関税当局は商標権や著作権侵害となる製品が国内に入らないよう監督することを担う。また同様に SUNAT は商品の引渡しを中断し、INDECOPI に通報することができる。

しかしながら、知的財産権保護のための水際措置は、部分的である。実務においては、申請の複雑さから、利害関係者の要請において水際措置の手続がとられることはない。

(5) 鑑定制度

侵害の存在を証明するために、知的財産権者は侵害行為に関与していると考えられる場所を調査することを要請する権利を有する。

INDECOPI は知的財産権侵害を証明するための調査を実施する主管官庁であり、商標局、著作権局、DIN を通じてこれを行う。

2018 年から 2021 年 3 月までの間に実施された調査件数は以下のとおり⁷⁶。

調査実施者	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年(3 月まで)
著作権局	436	673	278	44
DIN	13	41	40	0
商標局	592	271	168	72

4. インターネット上の模倣品

ペルーにおいて、インターネット上の模倣品の規制において適用される法律は、産業財産法と著作権法、決定第 486 号および決定第 351 号を挙げることができる。

産業財産法と著作権法は、著作権を含む知的財産の保護を規定し、決定第 486 号と決定第 351 号は知的財産権に関するアンデス共同体加盟国（ペルーの他、エクアドル、ボリビア、コロンビア）の共通ルールを確立する。

ペルーには、インターネット上での模倣品販売の規制に特化した法律はない。しかしながら、決定第 486 号第 155 条は、商標権者の承認を得ずに登録商標を製品に付し、これを販売した場合を侵害と規定する。この場合、罰金等の制裁の対象となる。

また、ペルーでは、一般にインターネットプロバイダーは情報の伝達に基づく権利侵害について、責任を負わず、そのような責任を定める法律等もない。

⁷⁶ INDECOPI (2018). “Anuario de Estadísticas Institucionales 2018” <https://www.indecopi.gob.pe/documents/1902049/3405269/Anuario+2018+GEE+%281%29.pdf/687ebdbe-6e9c-9bbd-8d1a-53765bd4af5d> (2022 年 2 月 28 日)

INDECOPI (2019). “Anuario de Estadísticas Institucionales 2019” <https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/1910949/Anuario%20de%20estad%C3%ADsticas%20institucionales%202019.pdf> (2022 年 2 月 28 日)

INDECOPI (2021). “Reporte de Estadísticas Institucionales 2021” <https://www.indecopi.gob.pe/documents/1902049/3387871/I+trim+21.pdf/4c873978-3a26-d3be-86cb-828574b94560> (2022 年 2 月 28 日)

最高法令第 009-2009-PCM 号 (Decreto Supremo No. 009-2009-PCM) 第 55 条に基づく、商標や商号等に関連する産業財産権の侵害行為の評価は INDECOPI の商標委員会が担う。また、同法第 56 条では、著作権侵害行為の評価については、INDECOPI の著作権委員会が担うとする。さらに、同法第 57 条において、特許、意匠、実用新案、集積回路レイアウトデザイン、育種家証明に関する侵害の評価は INDECOPI の発明および新技術員会の管轄とすることが規定されている。

ペルー電子商取引会議所によると、ペルーにおける電子商取引市場の上位第 3 電子商取引ウェブサイトはメルカドリブレ (Mercado Libre)、リニオ (Linio)、フントスプントコム (Juntoz.com) である。

i) メルカドリブレ

同サイトでは、知的財産権者に自身の権利を侵害する行為を報告するメカニズムを構築するブランド保護プログラム (Brand Protection Program) を確立している⁷⁷。また、利害関係者は、知的財産権を侵害している掲載商品の削除を、同プログラムを通じて要請することができる。

ii) リニオ

同サイトでは、法的に保護される知的財産権を侵害する商品が販売されている場合に、これを通報するプラットフォームを構築している⁷⁸。なお、侵害商品の削除を要請する場合には、利害関係者は、自身の知的財産権が侵害されていることを証明しなければならず、電子メールに申請書を添付し、これを要請する。

iii) フントスプントコム

同サイトは、法令等により保護される知的財産の要素を確立している。コンテンツの不適切な使用や複製は、Juntoz Perú S.A. の書面による明示的な承諾がある場合を除き、禁止されている⁷⁹。

同サイトに対し、掲載商品の削除を要請する場合、そのような商品の掲載を直ちにやめさせ、とりうる措置を開始するために、利害関係者は知的財産権の侵害の掲載を通知しなければならない。

5. その他

知的財産権に対する措置に関する規定は、2008 年より産業財産法第 XI 章に規定されている。2021 年 2 月、最高法令第 032-2021-PCM 号 (Decreto Supmo No. 032-2021-PCM) が成立した。これにより、知的財産権の侵害に対して INDECOPI による罰金の決定における基準や方法などが承認された。これにより、INDECOPI が課す罰金の算定方法が確立され、また、罰金額の決定には

⁷⁷ メルカドリブレ “Términos y Condiciones de uso del Sitio”. https://www.mercadolibre.com.pe/ayuda/terminos-condiciones-uso-pe_2280 (2022 年 2 月 28 日)

⁷⁸ リニオ “Estamos comprometidos con la Protección de los Derechos de Propiedad Intelectual” <https://www.linio.com.pe/sp/propiedad-intelectual> (2022 年 2 月 28 日)

⁷⁹ Juntoz.com “Términos y Condiciones” <https://juntoz.com/pages/terms> (2022 年 2 月 28 日)

以下が考慮される。

- i) 侵害への関与から生じる違法な利益
- ii) 侵害が発覚する確率
- iii) 公益や法的財産に生じた損害の重大性
- iv) 引き起こされた経済的損害
- v) 再犯か否か(1年以内に同じ違反を犯したか否か)
- vi) 侵害への関与の状況
- vii) 故意による侵害行為か否か

6. 模倣品の実態および流通ルート

(1) 模倣品の実態

ペルーでは、履物、衣類、アクセサリ、ビールをはじめとするアルコール飲料、スマートフォンやその付属品、医薬品や医療品、電気製品、音楽、映画、本、ソフトウェアなど、様々な模倣品が小さな小売店からショッピングモールのような大型商業施設まで様々な場所でみられる。

主要な模倣品市場としては、首都リマ市にあるガマラ(Gamarra)がよく知られている。同様に、リマには、ポブロ・アスーレス(Polvos Azules)、エル・ウエコ(El Hueco)、ラ・カソナ(La Casona)、フロンテラス・ユニダス・デ・グラウ(Fronteras Unidas de Grau)、ユニセントロ(Unicentro)、カポンセンター(Capón Center)、ニコリニ(Nicolini)といった模倣品が売られるショッピングセンターがある。

(2) 模倣品の流通ルート

ペルーにおける模倣品の流通ルートに関する公的な統計情報を得ることはできなかったが、カジャオ(Callao)の港は、ペルー国内の主要な港であり、模倣品の流通においても重要な役割を担っていると考えられる。

XII. ボリビア多民族国

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関

知的財産権保護を管轄する政府機関は、以下のとおり。

- i) ボリビア知的財産局 (Servicio Nacional de Propiedad Intelectual、以下「SENAPI」)
ラパス (La Paz) の本庁のほか、エルアルト (El Alto)、コチャバンバ (Cochabamba)、サンタクルス (Santa Cruz)、オルロ (Oruro)、ポトシ (Potosi)、スクレ (Sucre)、タリハ (Tarija) に地方事務所がある。
SENAPI は、1997 年 9 月 16 日に、ボリビアの知的財産制度の管理を担当する組織として生産開発・複合経済省 (Ministerio de Desarrollo Productivo y Economía Plural) 下に設立された。知的財産の法制度を厳格に遵守し、それらの遵守を監視し、産業財産、著作権とその隣接権に関連する排他的権利を効果的に保護することにより、知的財産制度を分散的かつ包括的な方法で管理するという使命を持っている。SENAPI は産業財産権局 (Dirección de Propiedad Industrial) と著作権局 (Dirección de Derechos de Autor y Derechos Conexos) に分かれている。
- ii) ボリビア税関庁 (Aduana Nacional)
SENAPI の要請を受け、税関での模倣品対応を実施する補助的機関。
税関監督局 (Unidad del Control Operativo Aduanero) などが関与する。
- iii) 商事および経済的損失裁判所 (Juzgados Comerciales y Daño Economico)
知的財産権侵害に関する刑事訴訟を扱う。
- iv) 検察庁 (Fiscalía General del Estado)
刑事事件を担当する。
- v) ボリビア国家警察庁 (Policía Boliviana)
知的財産権侵害事件において捜査の実施など補助的機能を担う。

2. 法律の概要

(1) 特許に関する法律の概要

ボリビアにおける特許制度は、以下に規定されている。

- ・ アンデス共同体委員会 (Comisión de la Comunidad Andina) 決定第 486 号 (Decisión 486) (以下「決定第 486 号」)
- ・ 産業特権法 (Ley de Privilegios Industriales、以下、ボリビア多民族国の章において「産業特権法」)

製品であれ手順であれ、すべての技術分野において、発明が新しく、進歩性があり、産業上利用可能であるという条件で、特許は付与される。ただし、以下に該当するものは発明とはみなされない。

- i) 発見、科学理論および数学的方法
- ii) 自然界に見られる生物、自然生物学的過程、自然界の生物のゲノムまたは生殖質を含む

自然界に存在し、あるいは分離可能な生物学的物質の全部または一部

- iii) 文学作品、芸術作品、または著作権が保護されるその他の作品
- iv) 知的活動、ゲーム、または経済的商業活動を実行するための計画、規則、および方法
- v) コンピュータプログラムまたはソフトウェア自体
- vi) 情報を提示する方法

発明が先行技術に含まれていない場合、その発明は新規であると見なされる。先行技術には、特許出願の日、または確認された優先日より前に、書面または口頭による説明、使用、商流化、またはその他の手段によって一般に公開されたすべてのものが含まれる。新規性を判断する目的のみ、出願特許の出願日より前の出願日、優先日を有する係属中の特許出願の内容も、公開日より前の日付の出願である場合、または出願日より 18 か月が経過した場合に限り、先行技術またはその優先権の範囲内として考慮される。特許性を判断する目的において、以下は、**考慮**されない。

- i) 発明者またはその所有権の後継者による開示の場合
- ii) 管轄の国内官庁が、その管理規則に違反して、発明者またはその後継者が提出した特許出願の内容を公開した場合
- iii) 発明者またはその後継者から直接的または間接的に情報を取得した第三者による開示の場合であって、出願日または優先日の前年に生じた開示

発明は、対応する技術的事項に通常精通している業界の人にとって、その発明が明白でなかった場合、または先行技術から明白な方法で導き出されなかった場合、進歩性を有するとみなされる。さらに、その対象があらゆる種類の産業（サービスを含むあらゆる生産活動）で生産または使用できる場合、産業上利用可能であると見なされる。

しかしながら、以下は、特許性が認められない。

- i) 公序良俗を鑑み、ボリビア国内で禁止されうる商業活動に関する発明
- ii) ヒトまたは動物の健康または生命を保護するため、または植物または環境を保護するために、ボリビア国内で禁止されうる商業活動に関する発明
- iii) 植物、動物、および非生物学的または非微生物学的工程ではない植物または動物の生産のための本質的な生物学的工程
- iv) ヒトまたは動物の治療のための治療法または外科的手法、ならびにヒトまたは動物に対して行われる診断方法

また、先行技術に含まれる、特許取得済みの製品または手順は、その特許で保護された用途以外の用途が割り当てられているという理由だけでは、新しい特許の対象にはならない（決定第 486 号第 14 条から第 21 条）。

特許の有効期間は出願日から 20 年であり、更新・延長はできない（決定第 486 号第 50 条）。

なお、ボリビアは PCT には加盟していない。

① 出願から登録までの手続

ボリビアにおける特許の出願から登録までの手続は次のとおりである。

- i) 特許出願書類の提出

SENAPI へ提出する。

ii) 方式審査

SENAPI は、出願日から 30 営業日以内に、決定第 486 号第 26 条および第 27 条に従い、願書が形式的要件を満たしているか否かを審査する。審査の結果、形式的要件が満たされていないことが判明した場合、SENAPI は、当該要件を満たすよう出願人に拒絶理由を通知する。応答期間は 2 か月間であり、出願人の要請により、その優先順位を失うことなく、同じ期間、一度だけ延長することができる。期間満了時に、出願人が応答を行わなかった場合、出願は放棄されたとみなされ、優先順位が失われる。

iii) 公開

出願は、出願日から 18 か月後に公開される。また、方式審査が完了している場合には、出願人はいつでも公開を請求できる。特許出願は、出願人からの書面による同意がない限り、出願日から 18 か月が経過する前に第三者が照会することはできない。ただし、特許出願人が出願から派生した権利を自身に対して強制しようとしたことを証明する人は誰でも、出願人の同意がなくとも、公開前に出願願書を照会することができる。

iv) 異議申立

正当な利益を有する者は誰でも、発明の特許性に異議を提示することができる。当該異議申立は、公開から 60 営業日以内になされなければならない。また、異議申立に応答する期間は 60 営業日であり、60 営業日の延長が 1 度だけ可能である。

v) 実体審査請求

出願人は、異議申立の有無にかかわらず、公開後 6 か月以内に審査請求を行わなければならない。これを怠ると、特許出願は放棄されたとみなされる。

vi) 実体審査

審査請求に基づき、実体審査が行われる。SENAPI は発明が特許性を持たない、または特許付与のための要件を満たさないことを発見した場合、出願人に通知する。出願人の応答期間は 60 営業日以内であり、30 営業日の延長が 1 度だけ可能である。また、SENAPI は、特許性審査の目的でこれが必要であると認めるときは、出願人に対し、複数回通知することができる。

これらに応答しない場合、あるいは応答にもかかわらず、特許付与の障害が続く場合は、特許出願は拒絶査定となる。

なお、SENAPI は、発明の特許性について見解を示すことのできる専門家または科学的または技術的組織の報告書を要求する場合があります。また同様に、適切であると判断した場合、他の知的財産庁に報告を求める場合があります。さらに、出願人は、特許性審査の目的で、SENAPI の要請により、3 か月を超えない期間内に、審査中の特許と同じ発明の全部または一部に関連する外国出願の書類を提出する場合もある。

vii) 査定

SENAPI は、特許査定あるいは拒絶査定を発行する。

特許出願に係る期限の定めはなく、参考期限しかない。さらに、ボリビアには、各地域に専門家がいないため、回答や分析を提供するのに長い時間がかかる。特許出願には 4 年以上要する可能性がある。

② 拒絶査定への対応

特許出願を却下してはならないという主張を提示する訴訟を起こすことができる。これは、その主張のみを提示することで構成される。

③ 特許権侵害

特許権者は、出願が公開されてから特許査定が出るまでの間に、当該発明の無許可の使用による損害賠償に対して法的措置を取る権利を有する。損害賠償は、付与された特許の対象となる事項に関してのみ請求でき、前述の期間中に被告が実際に行った使用に基づいて計算される。

製造手順を対象とした特許について侵害が申し立てられた場合、侵害を訴えられた当事者は、製造に使用される手順が特許によって保護されている手順とは異なることを証明しなければならない。以下に該当する場合、他に証明されない限り、そのような製品は、特許で保護される手順を用いて製造されたと推定される。

- i) 特許によって保護されている手順で得られた製品が新規のものである場合
- ii) 同一の製品が製造され、特許権者が合理的努力によって実際に使用された手順を確立できない可能性が高い場合

反対の証拠の提示においては、侵害を訴えられた当事者の正当な利益は、企業秘密保護の観点から考慮される。

④ 無効審判等

無効審判は、対応する文書と必要な証拠のみを提示することで提訴でき、SENAPIはこれに対する決議を発行する。フローは提訴、応答、証拠調べ、決議となる。

(2) 実用新案に関する法律の概要

ボリビアにおける実用新案は、以下に規定されている。

- ・ 決定第 486 号
- ・ 産業特権法

人工物、道具、装置、メカニズム、その他の物体、またはそれらの一部の新しい形式、構成、または要素の配置であり、これにより、以前にはなかった実用性、利点、または技術的效果を提供しまたは具体化するような物体の、より良いあるいは異なる操作、使用、または製造が可能になるものである場合、実用新案として保護される。ただし、方法、物質、彫刻、建築作品、または純粋に美的特徴のみを持つ物体は実用新案として登録することはできない。また、特許による保護の対象とならなかったものは、実用新案の保護の対象とならない場合がある。実用新案権の存続期間は出願日より 10 年間であり、更新・延長はできない。

① 出願から登録までの手順

実用新案には特許に関する規定が適用される。従って、出願手続きと審査過程は、前述の(1)①で説明したものと同様であるが、それぞれに規定される期間は半分に短縮される。ただし、公開は出願から 12 か月後に実施される。

② 拒絶査定への対応

実用新案出願を却下してはならないという主張を提示する訴訟を起こすことができる。これは、その主張のみを提示することで構成される。

③ 実用新案権侵害

実用新案権者は、出願が公開されてから査定が出るまでの間に、当該実用新案の無許可の使用による損害賠償に対して法的措置を取る権利を有する。損害賠償は、付与された実用新案の対象となる事項に関してのみ請求でき、前述の期間中に被告が実際に行った使用に基づいて計算される。

反対の証拠の提示においては、侵害を訴えられた当事者の正当な利益は、企業秘密保護の観点を考慮される。

④ 無効審判等

無効審判は、対応する文書と必要な証拠のみを提示することで構成され、SENAPIはこれに対する決議を発行する。フローは提訴、応答、証拠調べ、決議となる。

(3) 意匠に関する法律の概要

ボリビアにおける意匠権は、以下に規定されている。

- ・ 決定第 486 号
- ・ 産業特権法

線や色の組み合わせから生じる製品の外観や 2 次元または 3 次元の形状、線、輪郭、構成、テクスチャ、または素材から生じる外観は意匠とみなされる。意匠を登録する権利は創作者に帰属し、生前贈与や相続によって移転させることができる。

自然人、法人を問わず、意匠権を登録することができ、また、複数人の共同の権利として登録することも可能である。複数の人が個別に同じ意匠を作成した場合、登録は、最初に出願を行った人、または最も古い日付の優先権を行使した人またはその後継者に付与される。

また、意匠の登録には新規性が求められる。出願日または優先日以前に、その説明、使用、流通販売、またはその他の手段によって、公知となっている場合、新規性を有するとはみなされない。また、従前の形態と比較してわずかな違いを示すデザインや他の製品を参照したデザインも新規性を有するとはみなされない。さらに、以下に該当するものは意匠の保護の対象とはならない(決定第 486 号第 113 条から第 116 条)。

- i) 公序良俗に反するもの
- ii) 外観がデザイナーの恣意的なデザインに由来せず、技術的あるいは機能的特徴に由来するもの
- iii) 製品の組み立てに不可欠な形状のものは意匠の保護の対象とはならない

意匠権の有効期間は出願日より 10 年間であり、延長や更新はできない。

ボリビアはハーグ協定に加盟していない。

① 出願から登録までの手続

ボリビアでの意匠権の登録までの流れは以下のとおりである。

i) SENAPI への意匠登録願書の提出

願書、図表や写真による意匠の表現、手数料の支払証明などを提出する必要がある。なお意匠の登録が要求されていることの表示、出願人あるいはその代理人など連絡を取るための情報、意匠を表現する資料、手数料の支払証明書が満たされている場合に、出願日が割り当てられる。

ii) 方式審査

SENAPI は 15 営業日以内に決定第 486 号第 117 条および第 118 条に従い、願書が形式的要件を満たしているか否かを審査する。形式的要件を満たしていない場合、拒絶理由が通知される。応答期間は 30 営業日であり、30 営業日の延長を行うことも可能である。この期間内に出願人が指定された要件を満たさなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。

iii) 公開

出願願書がすべての形式的要件を満たしている場合は、公開される。

iv) 異議申立

正当な利益を有する者はだれでも、当該出願に対する異議申立を行うことができる。当該異議申立は公開から 30 営業日以内になされなければならない。ただし、1 度限り 30 営業日の延長が可能である。なお、この異議申立に対する応答期間は 30 営業日であり、30 営業日の延長が可能である。

v) 実態審査

異議申立期間が満了した場合、SENAPI は、出願が、意匠としての要件や意匠登録の要件を満たすか審査する。

vi) 査定

確立された要件を満たしていることが確認されると、SENAPI は登録査定を出す。要件が満たされない場合は拒絶査定となる。

② 拒絶査定への対応

意匠出願を却下してはならないという主張を提示する訴訟を起こすことができる。これは、提訴、応答、証拠調べ、決議と進められる。

③ 意匠権侵害

意匠権者は、出願が公開されてから査定が出るまでの間に、当該意匠の無許可の使用による損害賠償に対して法的措置を取る権利を有する。損害賠償は、登録された意匠の対象となる事項に関してのみ請求でき、前述の期間中に被告が実際に行った使用に基づいて計算される。

反対の証拠の提示においては、侵害を訴えられた当事者の正当な利益は、企業秘密保護の

観点を考慮される。

④ 無効審判等

無効審判は、提訴、応答、証拠調べ、決議と進められる。

(4) 商標に関する法律の概要

ボリビアにおける商標権は、以下に規定されている。

- ・ 決定第 486 号
- ・ 産業特権法

市場で商品または役務を区別できる標章は商標を構成すると考えられ、決定第 486 号はこれを次のように例示する。

- ・ 言葉、あるいは言葉の組み合わせ
- ・ 絵、図形、記号、図形要素、ロゴ、モノグラム、肖像、ラベル、紋章
- ・ 音や匂い
- ・ 文字や数字
- ・ 外郭を伴う色または色の組み合わせ
- ・ 製品の形、製品の包装や包装
- ・ 前述の組み合わせ

これらの要件を満たさない標章は商標として登録することはできない。さらに、次の場合も、商標として登録することはできない。

- ・ 独自性に欠ける場合
- ・ 商品またはそのパッケージの通常の形式、または当該商品または役務の性質または機能によって生じる形式または特性のみで構成されている場合
- ・ 適用される商品または役務に機能的または技術的な利点を与える形状またはその他の要素のみで構成されている場合
- ・ 品質、数量、販売・提供地、価格、原産地、製造時間やその他のデータ、商品または役務の特性または情報を説明するために使用されている記号や表示(商品や役務の評価に関するものを含む)のみで構成されている場合
- ・ 対象の商品または役務の一般名または技術名である標章または表示のみで構成されている場合
- ・ その国の慣習や言語で、一般的あるいは通常の商品や役務の表示であるか、またはそれのみで構成される場合
- ・ 特定の形状で区切られることなく、単独の色で構成される場合
- ・ 対象の商品または役務の、原産地、性質、製造方法、特性、品質、または使用の適性について、商業メディアまたは公衆を誤解させる可能性があるもの
- ・ 同じ商品または異なる商品の保護原産地呼称を複製、模倣、または含む場合であって、それらの使用が混乱や名前との関連付けを生じさせる恐れがある場合またはそれらの使用が

不当使用を暗に含む場合

- ・ ワインとリキュールの保護原産地呼称を含む場合
- ・ 適用される商品または役務に関して混乱を招く可能性のある国内または海外の地理的表示で構成されている場合
- ・ 商標または商標の要素として、紋章、旗、標識、国家の公式印章、紋章、旗、その他のエンブレム、略語、または国際機関の名称を、所轄官庁の許可なしに複製または模倣する場合
- ・ 国の基準と品質について管轄官庁から登録が要求されない場合であって、技術基準に従って標識を複製または模倣する場合
- ・ 標章がその品種に関連する商品または役務を対象としており、または、その使用が当該品種との混乱または関連連想させる恐れがある場合に、保護された植物の品種やその名称を複製、模倣する場合
- ・ 法律、道徳、公序良俗または慣習に反している場合

ただし、出願人が常にその標章を使用していた場合は、これを商標として登録することができる。

さらに、商取引での使用が第三者の権利に不当に影響を与える恐れのある標章は、次の場合には、商標として登録されない。

- ・ 同じ商品または役務について以前に登録出願された、または第三者によって登録された商標と、あるいは、その使用が混乱または関連付けを生じさせる可能性のある商品または役務の商標と同一または類似している場合
- ・ 保護された商号、または該当する場合は看板やバナーと同一または類似している場合（それらを使用すると混乱または関連付けを生じさせる可能性がある場合に限る。）
- ・ 登録出願または登録された商業スローガンと同一または類似している場合（それらの使用が混乱または関連付けを生じさせる可能性がある場合に限る。）
- ・ 第三者の標章と同一または類似している場合（出願人が国外で保護された標章の所有者によって承認された代理人、販売業者、または明示的な人物であるか、またはそうであった場合に、それらの使用が混乱または関連付けを生じさせる可能性がある場合に限る。）
- ・ 特に名前、姓、署名、肩書、呼び名、仮名、画像、肖像画、または似顔絵の場合であって、出願人、あるいは公的機関によって申請者以外の者として特定された者以外の営利または非営利の法人、あるいは自然人のアイデンティティや名声に影響を与える標識で構成されている場合（その者の同意が認められている場合、またはその者が死亡した場合であって相続人と宣言された者の同意がある場合を除く。）
- ・ 第三者の産業財産権または著作権を侵害する標識で構成されている場合（当該第三者の同意がある場合を除く。）
- ・ 先住民、アフリカ系アメリカ人、または地域コミュニティの名前、または商品、役務、処理方法を区別するために使用される名前、単語、文字、記号、または文化や慣習の表現を構成

するものの場合

(コミュニティ自体によって出願された場合、またはコミュニティの明示的な同意を得て出願された場合を除く。)

- ・ 第三者が所有する周知の標章の全体的または部分的な複製、模倣、翻訳、音訳、または転写によって、標章が使用される商品または役務に関係なく、その使用が所有者である第三者またはその商品や役務と混同または関連付けを生じさせる可能性がある場合(例えば、看板の不正使用、または識別力、商業的または広告的価値の希薄化。)

SENAPI は、不正な競争行為を実行、促進、または荷担することを目的として出願されたと推測できる合理的な理由がある場合、その登録を拒否することができる。

商標権の存続期間は 10 年間であり、10 年毎に更新が可能である。

なお、ボリビアはマドプロには未加盟である。一方、アンデス共同体の加盟国であり、決定第 486 号といった、加盟国(コロンビア、ボリビア、エクアドル、ペルー)が従うべき共通ルールが確立されている。さらに、加盟国のいずれかで登録された商標がある場合、これに基づき、ボリビア国内で登録された商標に対して異議を申し立てることができる。ただし、この場合、異議申立と同時に、ボリビア国内での商標出願が必要となる。

① 出願から登録までの手続

i) 出願

少なくとも 1 つの区分を含む願書を SENAPI に提出する。出願書類には、願書(出願人の氏名や住所、国籍、住所、出願商標の表示、登録区分等を含む)の他、立体商標等の出願商標の模造、手数料の支払証明などを添付する。

SENAPI が願書を受領した日が、出願日となる。ただし、当該出願に、願書、出願人あるいは代理人の連絡情報、出願商標の表示あるいは模造、商標を登録する製品・役務の区分が含まれていることが条件となる。従って、このような形式的な要件が満たされない場合は、これが満たされた後に出願日が確定する。

なお、出願商標が任意の国で開かれた公式に認められた公開の場で、初めて公開された場合は、その日から 6 か月以内の出願であれば、当該公開日を出願日とすることができる。なお、この場合は、当該公開を管轄する当局が発行する証書を以て当該標章がその商品または役務においてはじめて使用されたことを証明する必要がある。

手続中であれば、出願人はいつでもその出願を修正することができ、また、SENAPI より誤り等の修正を要請されることもある。ただし、出願商標の実質的な部分の変更、修正や指定商品役務を出願時より拡大することはできない。SENAPI は出願が要件を満たす場合、出願から 15 営業日以内に方式審査を行う。

ii) 方式審査

審査の結果、出願が要件を満たしていないことが判明した場合、SENAPI は出願人に対して、通知から 60 営業日以内に要件を満たすように補正指令を出す。当該期間内に補正が完了しなかった場合は、当該出願は放棄されたとみなされる。

iii) 公開

方式審査の結果、出願が要件を満たしている場合は、SENAPI は当該出願を公開する。

iv) 異議申立

公開から 30 営業日の間、正当な権利を有する者はだれでも、1 度限り、当該出願に対して異議申立ができる。なお、この異議申立期間は異議申立人の要請により 1 度限り 30 営業日の延長ができる。

なお、異議の対象に関する主要なデータが示されていない場合、期間外に申し立てられた異議申立の場合、手数料が支払われていない場合は、異議申立は却下される。

異議が申立てられた場合、SENAPI は、出願人に対して 30 営業日以内に応答するように通知する。出願人が希望するときは、一度に限り、この期限を 30 営業日延長することができる。

v) 実体審査

異議申立期間が経過した場合あるいは異議申立がなかった場合、SENAPI は出願商標の登録可能性を審査する。

vi) 査定

実体審査の結果、SENAPI は登録査定あるいは拒絶査定を通知する。

以上の手続には 5 か月から 12 か月を要する。

② 拒絶査定への対応

商標出願を却下してはならないという主張を提示する訴訟を起こすことができる。これは、提訴、応答、証拠調べ、決議と進められる。

③ 商標権侵害

商標権者は、出願が公開されてから査定が出るまでの間に、当該商標の無許可の使用による損害賠償に対して法的措置を取る権利を有する。損害賠償は、登録された商標の対象となる事項に関してのみ請求でき、前述の期間中に被告が実際に行った使用に基づいて計算される。

反対の証拠の提示においては、侵害を訴えられた当事者の正当な利益は、企業秘密保護の観点から考慮される。

④ 無効審判等

無効審判は、提訴、応答、証拠調べ、決議と進められる。

(5) 著作権に関する法律の概要

ボリビアの著作権は以下に規定されている。

- ・ 法第 1322 号著作権 (Ley 1322 de Derechos de Autor、以下、ボリビア多民族国の章において「著作権法」)
- ・ 著作権法規則 (Reglamento de la Ley 1322 de Derecho de Autor)
- ・ アンデス共同体委員会決定第 351 号 (Decisión No. 351, Regimen Comun sobre Derecho de Autor y Derechos Conexos、以下「決定第 351 号」)

著作権は、著作者たる地位と作品の完全性を保護する著作者人格権と、作品の経済的使用を保護する経済的権利に分けられる。ボリビアに居住していない外国人は、ボリビアが締約国である国際協定および条約によって、その対応する範囲で、著作権法の保護を享受できる。著作権法は、作者のアイデアが文学的、科学的、または芸術的作品に記述、説明、図解、または組み込まれる文学的、芸術的、または音楽の形式を排他的に保護する。文学的および芸術的作品に含まれるアイデア、科学的作品に含まれるイデオロギー的または技術的内容、あるいはそれらの産業的または商業的使用は、保護の対象とはならない。なお、著作権は著作者の生存中および死後 50 年継続し、延長、更新はできない。

① 著作権侵害

著作権侵害は、民法 (Código Civil、以下、ボリビア多民族国の章において「民法」)、刑法 (Código Penal、以下、ボリビア多民族国の章において「刑法」)、および刑事訴訟法 (Código de Procedimiento Penal) に従い、通常の刑事裁判として扱われ、3 か月から 2 年の禁固刑および 60 日分の罰金が科され、これは親告罪である。

なお、著作権のうち経済的権利の侵害として、次のようなものが挙げられる。

- i) 未発表の文学的または芸術的作品に関連して、著作者、芸術家またはプロデューサー、またはそれらの後継者の承諾を得ずに、これを登録し、あるいは、複製、増殖、または普及させる等の方法によって自身のもののよう、または、本物の著作者以外の人から、またはその権利が移転または剥奪されているか、テキストが不正に変更されたように公開すること。
- ii) 公開および保護されている作品に関連して、前 i) に示されている事柄のいずれかに関与し、または著作権者の許可なしに、これを複製、適合、変換、変更、再構築、要約、編集、または公開すること。
- iii) すでに編集された作品を複製し、この目的のために許可された出版社の名前を不正に変更し、海賊版とすること。
- iv) 著作権者あるいは著作権の継承者によって、契約に基づき許可された量よりも多くのコピーを複製すること。
- v) 商業化を目的として音楽ソフトまたは映像ソフトを複製するか、プロデューサーまたはその代理人からの書面による許可なしにそれらをレンタルすること。同様に、音楽ソフトまたは映像ソフトの違法コピーを輸入、保管、配布、または販売すること。音楽ソフトまたは映像ソフトの違法コピーとは、正当なコピーの外部特性を模倣しているかどうかにかかわらず、権利者の許可なしに音楽ソフトまたは映像ソフトまたはその大部分を組み込んだものと解される。
- vi) 著作者、正規出版社、出演者、またはプロデューサーの名前を偽って言及し、編集された作品または音楽ソフトを編集、販売、複製、または放送すること。
- vii) その目的のために付与された許可の期間満了後に、1 つ以上の作品を複製、流布、実演、表現、または配布すること。

- viii) 講演の経済的産物を参照するデータや作品の制作、販売、配布あるいはその他の方法によるコピーの数のデータを変更することにより、著作者の経済的権利を害することを直接的または間接的に意図した虚偽の陳述を提示すること。
- ix) ミュージカルや映画演劇作品の一般への公開または実施に責任をもつ著作権者の許可を得ていないこと。
- x) 作者、出版社、著作権の承継者、またはその代理人になることなく、これらの資質の 1 つが誤って帰属され、当局が作品の公演の表現を一時停止すること。
- xi) 新聞、雑誌、その章とコラム、ラジオとテレビ番組、ニュース映画、その他のメディア、文学作品の架空または象徴的なキャラクター、風刺画、その他の定期刊行物、または芸術的パフォーマンスで使用される特徴的なキャラクター、グループやアンサンブル、合唱団、オーケストラ、バンド、その他の芸術家の名前を使用する権利を不正に使用すること
- xii) 制作者の許可なしに、手段の如何を問わず、映画作品を送信、再送信、または放送すること。

演劇またはミュージカルショーが開催される施設の所有者、パートナー、マネージャー、ディレクター、または責任者は、その施設で発生した著作権侵害について、ショーの主催者と連帯して、適用されうる刑事責任を負う。

違法な方法で公開または複製された作品のすべての複製物は差し押さえられ、判決が出されるまで押収される。違法に公開または複製された複製物は、刑の執行により破棄されるか、権利が侵害された著作権者に譲渡される。

② 著作権登録制度

ボリビアには著作権登録制度があり、SENAPI が管轄する。著作権を登録しようとする者は、申請書を SENAPI の窓口提出する。すべての添付書類はナンバリングのうえ、表書きのない茶封筒にいれ、封をせず提出されなければならない。これは「ファイル(expediente)」と呼ばれる。

申請者が申請書の書き方が分からず、あるいは、記入できない場合は、法定年齢に達した 2 人の証拠となる書類に署名する証人の前で捺印を行う。

機関のロゴ、商標、個人の肖像の写真、または保護期間が引き続き有効な作品全般が登録申請に含まれている場合、適切な明示的な許可を提示して使用する必要がある。

編纂記録の登録申請の場合は、編纂のタイトルを記載し、それを構成する作品を明示する必要がある。

この手続には 5～25 日を要する。

(6) その他の模倣品対策を規定する法律

刑法には、知的財産権に関する犯罪と特許権の侵害について規定している。

商標の偽造や不正使用については、製品を特定するために使用される商標を改ざんした者、使用されるべき製品以外に使用した者は、6 か月から 3 年の懲役に科される(刑法第 193 条)。また、権利者の事前の承諾なく、著作物やその変換、解釈、実行などを画面やテレビで公開し、配信し、

複製し、盗用した者、それらの複製を保管し、輸出入した者は、3 か月から 2 年の懲役および 60 日分の罰金⁸⁰が科される(刑法第 362 条)。さらに、特許権の侵害として、事前の承諾なく特許権の対象となる製品を製造した場合や特許権の対象となるプロセスを使用した者は、特許権を侵害したとして、3 か月から 2 年の懲役および 30 日から 60 日分の罰金が科される(刑法第 363 条)。

3. 知的財産権侵害に対する措置の概要

(1) 行政措置

模倣品の観点から商標権侵害を取り上げると、商標権侵害となるまたは混同を招くほど類似した商標を含む商品の輸入が行われると考える合理的な理由がある商標権者は、SENAPI に書面によって以下の措置の 1 つまたは複数を命じるよう要求を提出することができる。

- i) 侵害を構成する行為の停止
 - ii) 損害賠償
 - iii) 容器、包装、ラベル、印刷物または広告資料または、侵害を犯すのに役立った資料または、その他の資料なども含め、侵害に起因する製品の商業流通からの撤退
 - iv) 前 iii)で言及した製品、材料等の輸入または輸出の禁止
 - v) 前 iii)で言及されている製品、材料等の所有権の譲渡。この場合、当該製品等の価値は損害賠償額に割り当てられる
 - vi) 侵害の継続または繰り返しを回避するために必要な措置の適用。これには、前 iii)で言及されている製品、材料等の破壊、または侵害を行った者または侵害に関与する施設の一時的または恒久的な閉鎖
 - vii) 有罪判決の公表と利害関係者への通知
- 当該手続には 6 か月から 12 か月を要する。

なお、模倣品としてブランドの削除や販売禁止、商流への流入を防止する措置が取られた製品の取扱については、再輸出することも、異なる通関手続きの対象となることもない。

(2) 刑事措置

著作権侵害の場合には、前述のとおり刑事措置が取られる。また、産業財産権の侵害については、前述のとおり刑法の規定を適用できる。これらは親告罪である。

管轄はボリビア各地の刑事裁判所であり、商事および経済的損失裁判所(Juzgados Comerciales y Daño Economico)にて争われることとなる。告訴・起訴から始まり、犯罪の確認、予防措置の命令や判決へと進む。

なお、再犯者に対する厳罰化の規定などはない。刑事措置の利点は、刑事的側面では模倣品

⁸⁰ 罰金を科される者の支払い能力等を加味して裁判官が決定する。罰金日額による罰金の合計は、月額最低賃金額の 25 倍を超えてはならない(刑法第 29 条)。2021 年の月額最低賃金額は、2,164 ボリビアアーノ(約 313.62 米ドル。6.90 ボリビアアーノ/米ドルにて計算)。

を直接没収して差し押さえることができ、手続は後となる点、手続的側面では、予防措置を要求するだけで始めることができるという点である。

(3) 民事措置

知的財産権侵害についてのみ適用される民事措置の定めはなく、行政措置あるいは刑事的措置をとったのちに、民法上の損害賠償請求ができるのみである。

(4) 水際措置

商標権者は、その登録商標を侵害する製品の輸出入が行われると想定する合理的な理由があった場合、SENAPIに、当該製品の通関業務の停止を要求することができる。このような国境での措置を講じることを要求する者は、必要な情報と、侵害を認識できるよう、ブランドや型式、種類、使用方法、正規品と模倣品との違いなど、侵害の対象である製品の十分に詳細で正確な説明をSENAPIに提供しなければならない。SENAPIは、職権で国境措置の適用を命じることができる。

(5) 鑑定制度

ボリビアには、鑑定制度は存在しない。

4. インターネット上の模倣品

ボリビアにおいて、インターネット上の模倣品に関連する法令は定められていない。また、インターネットサービスプロバイダーの責任を規定した法律も存在しない。さらに、インターネット上の模倣品に特化して、これを取り締まる機関はない。

ボリビア国内には、ボリビアの電子商取引ウェブサイトはないが、一般にフェイスブックマーケットプレイス(Facebook market place)、イーベイ(eBay)、アマゾン(Amazon)などが利用されている。

これらの模倣品対策は、それぞれの状況などにもよるが、各々内部規則を定め、知的財産権侵害の報告フォームなどを設けているようである。

5. その他

本稿に掲載した以外に特筆すべきことはない。

6. 模倣品の実態および流通ルート

(1) 模倣品の実態

ボリビアにおいては、模倣品は広く浸透しており、電気・電子製品、化粧品・医薬品、自動車部品、食料品、衣類、履物、スポーツ用品など、あらゆる種類の模倣品が、至るところで見られる。

(2) 模倣品の流通ルート

ボリビア国内で流通する模倣品の多くは、中国からチリのイキケ(Iquique)やアリカ(Arica)、ある

いはペルーのイロ(Ilo)やカジャオ(Callao)を介し、ボリビア国内に流入している。

XIII. メキシコ合衆国

1. 知的財産権の保護等に関連する政府機関

(1) 知的財産権の保護や知的財産権に基づく摘発に関わる機関

- ・ メキシコ産業財産庁 (Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial、以下「IMPI」)
- ・ メキシコ連邦著作権庁 (Instituto Nacional Del Derecho de Autor、以下「INDAUTOR」)
- ・ 大蔵公債省 (Secretaría de Hacienda y Crédito Público) および税関 (Aduana)
- ・ 警察 (Policía Federal)

(2) 各機関の特徴

① メキシコ産業財産庁 (IMPI)

IMPI は、独自の法人格と資産を持つ分散型の機関で、産業財産権の促進と保護、技術の移転、技術開発とイノベーションの研究と促進を目的とした公的機関、民間機関、国内機関、国際機関との調整権限などを有している。品質、競争力、生産性を向上させる技術の開発と応用に産業界が参加することを奨励するとともに、特許、実用新案、意匠、集積回路のレイアウトデザイン、商標、商号通知の登録、申請等処理し、必要に応じてそれらの権利を付与し、周知商標の宣言、原産地呼称や地理的表示の保護の宣言を行う。

② メキシコ連邦著作権庁 (INDAUTOR)

INDAUTOR は、著作権の保護・育成、創造性の促進、著作権登録の管理・運営、国の文化遺産の維持、著作権および関連する権利の登録・保護を担当する機関との国際協力・交流の促進を担当する分散型機関である。INDAUTOR は、著作権および関連する権利の分野における行政機関であり、その権限の範囲内で、国内外の著作者および芸術家のコミュニティ、並びにそれぞれの権利者に次の日常的なサービスを提供する。

- ・ 著作物の登録、譲渡契約、使用許諾
- ・ 集団管理団体への権限付与
- ・ 雑誌や定期刊行物のタイトル、定期刊行物、芸術活動を行っている人やグループの名前、キャラクター、設定、架空の人物や象徴的な人間のキャラクターの独占使用権に関する証明書の発行および更新手続
- ・ 国際標準図書番号 (ISBN)、国際標準定期刊行物番号 (ISSN) の取得
- ・ 調停の開催
- ・ 法律上のアドバイスや相談
- ・ 著作権侵害の解決
- ・ 仲裁手続
- ・ 知識と情報技術の時代に適法な文化を創造するために、著作権を尊重することの重要性を社会に認識させるための研修・指導コースの提供

③ 大蔵公債省 (Secretaría de Hacienda y Crédito Público) および税関 (Aduana)

水際措置において、IMPI が差し止めた物品の留置権限が、大蔵公債省に与えられている。

そして、大蔵公債省省内の一機関である税関は、IIMPI の補助者として行動することになる。そのため、大蔵公債省や税関が独自に措置を採ることはない。

④ 警察 (Policía Federal)

水際措置において、刑事の問題が生じた際に、IMPI や税関から連絡を受け、対象者の身柄拘束、物品の押収などを行う。

2. 法律の概要

(1) 特許に関する法律の概要

特許は、以下に規定されている。

- ・ 連邦産業財産保護法 (Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial、以下、メキシコ合衆国の章において「産業財産法」)
- ・ 産業財産法規則 (Reglamento a la Ley de Propiedad Industrial、以下、メキシコ合衆国の章において「産業財産法規則」)

保護の対象は、発明、すなわち「自然界に存在する材料もしくはエネルギーを人の特定の需要を満たすよう使用することができる形に変える人の創造」である(産業財産法第 46 条)。すべての技術分野における発明のうち、新規性があり、発明的活動の結果であり、かつ産業上の利用が可能なものは、特許を受けることができる(産業財産法第 48 条)。

ただし、次のものは発明とはみなされない(産業財産法第 47 条)。

- i) 科学理論や原則の発見
- ii) 数学的方法
- iii) 文学、芸術作品、またはその他の美的創造物
- iv) ゲームや経済的商業活動のための知的活動を実施するスキーム、計画、規則、方法
- v) コンピュータプログラム
- vi) 情報を提示する方法
- vii) 自然界に見られる生物学のおよび遺伝的物質
- viii) 既知の発明の並置または既知の製品の組み合わせ

(個別に機能できない組み合わせの場合、それらの特徴的な性質または機能が、当該分野の技術に熟知する者にとっても自明でない産業上の成果や利用法を生み出すように変更されている場合を除く)

さらに、次の場合は特許性を有するとはみなされない。

- i) 商業的利用が公序良俗に反し、または法律の規定に反する発明(ヒト、動物、植物の健康もしくは生命を保護するため、または環境への深刻な損害を回避するために利用を阻止しなければならないものを含む)であって、特に、ヒトおよびその製品のクローン作成手順、ヒトおよびその製品の生殖上の遺伝的同一性を修正する手順で、これらがヒトを開発する可能性を示唆する場合、工業的または商業的目的のためのヒト胚の使用、動物の遺伝的同一性を修正する手順で、ヒトまたは動物にとって実質的な医学的または獣医学的有用性がな

- く苦痛を伴うもの、および当該手順の結果として生じる動物
- ii) 植物の品種および動物の品種
(微生物の場合を除く)
 - iii) 植物または動物を得るための本質的に生物学的な手順、およびこれらの手順から得られる生成物
(微生物学的手順、その他の技術的手順、またはこれらの手順によって得られた生成物を目的とする発明は除く)
 - iv) 人または動物の身体の外科的または治療的処置の方法、およびそれらに適用される診断方法
 - v) 構成や発展の異なる段階における人体、ゲノムの全体または部分的つながりを含む人体の構成の単純な発見
(自然環境から分離され、技術的な手順を経て得られた生物材料は、それが自然界に既に存在している場合でも、特許可能な発明の対象となりえる。また、核酸またはタンパク質の全配列または部分配列の産業上の利用は、特許出願において明示的に開示されなければならない。)

特許権の有効期間は、特許出願日から 20 年間であり、有効期間を延長することはできない。権利の維持には、毎年対応する特許年金の支払いが必要となる(産業財産法第 53 条)。また、メキシコは PCT に加盟している。

① 出願から登録までの手続

登録までの流れは、次のとおりである(産業財産法第 91 条から第 120 条)。手続き全体には約 1 年から 5 年を要する。

- i) 願書の提出
IMPI へ提出する。
- ii) 方式審査
誤りがあった場合、2 か月間の応答期間が与えられる。
- iii) 出願公開
願書の提出から 18 か月後に公開される。
- iv) 異議申立
利害関係のある第三者は、公表から 2 か月間、当該出願に対して異議を申し立てることができる。
異議が申立てられた場合、出願人には異議に応答するために 2 か月間が与えられる。
- v) 実体審査
要件を満たしていない場合、拒絶通知があり 2 か月間の応答期間が与えられる。
要件を満たしている場合、特許査定となる。
- vi) 支払予約
IMPI から通知を受け取ってから 2 か月以内に年金を支払う。

年金は5年ごとに支払いがなされなければならない。

vii) 特許証発行と特許官報掲載

② 拒絶査定への対応

IMPI が出した決定は、連邦行政手続法 (Ley Federal de Procedimiento Administrativo、以下、メキシコの章において「行政手続法」) の第 83 条から第 96 条に規定されている審査請求の手続によって不服を申し立てることができる。

審査請求の申立て期限は、その対象となる決定の通知が効力を生じたであろう日の翌日から 15 日以内であり、手続の流れは次のとおりである (行政手続法第 85 条)。

i) IMPI への申立書の提出

行政高等裁判所知的財産専門法廷 (Tribunal Superior de Justicia Administrativa Sala especializada en Materia de Propiedad Intelectual) が審査することになる。原告は主張に沿った証拠を提示する。

ii) 事案の分析・検討

iii) 審理

審理において、不服申立の元となった出願に関する記録に記載されていない新たな事実または文書が考慮される場合、5 日以上 10 日以下の期間内に利害関係者が主張を行い、適切と思われる文書を提出する (行政手続法第 96 条)。

iv) 決定

決定においては、取消および修正や追認がなされる。

③ 特許権侵害

特許権侵害となる場合は、次のとおりである (産業財産法第 386 条)。

- ・ 特許を取得していない製品を、特許を取得しているように見せかけること
(特許が失効または無効宣言されている場合、侵害は失効日または無効宣言の効力発生日から 1 年後に生じる。)
- ・ 特許の対象となる製品を、権利者の同意またはライセンスを得ずに製造または制作すること
- ・ 権利者の同意またはライセンスを得ずに、特許発明を組み込んだ製品を販売に供し、流通させ、または使用すること
- ・ 特許権者の同意またはライセンスを得ずに、特許プロセスを使用すること (同条 VII)
- ・ 特許権者または利用許諾を得た者の同意を得ずに、特許プロセスの使用の結果である製品を販売または流通に供すること

このような侵害行為への行政処分は、IMPI が職権で、あるいは利害関係者の要請に応じて実施する。しかし、実際には、IMPI が単独でそのような調査を進めることは非常に困難であるため、実質的には利害関係者からの申告が必要となる。

④ 無効審判等

特許に対する無効、失効、取消、侵害の行政宣言の請求は、次の手続に従う (産業財産法第

328 条から第 353 条)。

i) 行政宣言の申立書の提出

行政宣言の申立においては、訴訟の根拠となる文書および証拠を原本または謄本で提出しなければならない。それが重要な証拠である場合を除き、証拠を事後に提出することは認められない。

ii) 行政宣言の申立が受理された場合、IMPI は、影響を受ける権利者または推定違反者に、添付書類とともにその写しを送付する。

iii) 相手方の応答

ii)の送付後の相手方は、無効、失効または取消の行政宣言の要求である場合は 1 か月、査察を必要としない侵害の行政宣言の要求である場合は 10 営業日以内に応答しなければならない。

iv) 審理

10 日間を要する。

iv) 決定

(2) 実用新案に関する法律の概要

メキシコの実用新案権は、以下に規定される。

- ・ 産業財産法
- ・ 産業財産法規則

「実用新案」とは、その配置、構成、構造または形状を変更した結果、それを構成する部分について異なる機能を示し、またはその有用性の点で優位性を有する物、道具、装置または工具であり、新規性があり、かつ、産業上利用することができるものでなければ、登録することができない(産業財産法第 58 条、第 59 条)。有効期間は、出願日から起算し 15 年間有効であり、延長、更新はできない。権利を維持するためには、各年限に対応する手数料の支払いが必要となる(産業財産法第 62 条)。

① 出願から登録までの手続き

実用新案の出願手続きは、特許と同じ手続きとなる(産業財産法第 60 条、第 91 条から第 120 条(第 98 条、第 107 条、第 109 条を除く))。

i) 願書の提出

ii) 方式審査

要件を満たしていない場合は、通知から 2 か月以内に応答する必要がある。

iii) 出願公開

方式審査の承認が得られ次第、公開される。

iv) 異議申立

利害関係者は当該出願に対する異議申立が可能である。異議申立がなされた場合、出願人は、その通知から 2 か月以内に応答しなければならない。

v) 実体審査

要件を満たしていない場合、通知から 2 か月以内に応答しなければならない。

vi) 支払予約

手数料は毎年支払わなければならない。

なお、初回の支払いには 2 か月かかる。

vi) 官報への掲載

② 拒絶査定への対応

IMPI が出した決定は、行政手続法第 83 条から第 96 条に規定されている審査請求によって不服を申し立てることができる。

審査請求の期限は、当該拒絶査定の通知が効力を生じたであろう日の翌日から 15 日以内であり、手続きは行政手続第 85 条に従う。

i) IMPI への申立書の提出

行政高等裁判所知的財産専門法廷が審査することになる。ここでは、原告は主張に沿った証拠を提示する。

ii) 事案の分析・検討

iii) 審理

不服申立の元となった出願に関する記録に記載されていない新たな事実または文書が考慮される場合、5 日以上 10 日以下の期間内に利害関係者が主張を行い、適切と思われる文書を提出する(行政手続法第 96 条)。

iv) 決定

取消および修正や追認がなされる。

③ 実用新案権侵害行為

以下が行政処分の対象となる侵害行為である(産業財産法 386 条)。

- ・ 実用新案の対象となっている製品を、権利者の同意を得ずに、またはそれぞれのライセンスを得ずに製造または制作すること(同条 V)
- ・ 実用新案の対象となっている製品を、権利者の同意を得ずに、またはそれぞれのライセンスを得ずに、販売のために提供したり、流通させたり、使用したりすること(同条 IX)

行政的侵害行為の調査は、IMPI が職権、あるいは利害関係者の要請で行う(同条 XXXIII)。

④ 無効審判等

無効、失効、取消、侵害の行政宣言の請求は、次の手続に従う(産業財産法第 328 条から第 353 条)。

i) 行政宣言の申立書の提出

行政宣言の申立においては、訴訟の根拠となる文書および証拠を原本または謄本で提出しなければならない。

それが重要な証拠である場合を除き、事後に証拠を提出することは認められない。

ii) 行政宣言の申立が受理された場合、IMPI は、影響を受ける権利者または推定違反者に、

添付書類とともに申立書の写し送付する。

iii) 相手方の応答

ii)の送付後、相手方は、無効、失効または取消の行政宣言の要求である場合は1か月、または査察を必要としない侵害の行政宣言の要求である場合は10営業日以内に応答しなければならない。

iv) 審理

10日間を要する。

v) 決定

(3) 意匠に関する法律の概要

メキシコの意匠は、以下に規定されている。

- ・ 産業財産法
- ・ 産業財産法規則

新規で産業上の利用可能な工業デザイン(意匠)は、意匠登録を受けることができる(産業財産法第65条)。意匠には以下のものがある(産業財産法第66条)。

- i) 意匠図面、すなわち、装飾を目的として工業製品や手工業製品に組み込まれ、独特の適切な外観を与える図形、線、色の組み合わせ。
- ii) 意匠モデル、すなわち、工業製品または手工業製品の製造のための型またはパターンとして機能するあらゆる三次元形状で構成され、技術的效果を意味しない限り、特別な外観を与えるもの。

意匠の登録は、出願の提出日から5年間有効であり、対応する登録料の支払いを条件に、最大25年まで5年毎の連続した更新が可能である。

また、メキシコは、ハーグ協定に加盟している。

① 出願から登録までの手続

意匠の出願手続は、特許と同じ手続となる(産業財産法第60条、第91条から第120条(第98条、第107条、第109条を除く))。

i) 願書の提出

ii) 方式審査

要件を満たしていない場合は、通知から2か月以内に応答する必要がある。

iii) 出願公開

方式審査の承認が得られ次第、公開される。

iv) 異議申立

利害関係者は当該出願に対する異議申立が可能である。異議申立がなされた場合、出願人は、その通知から2か月以内に応答しなければならない。

v) 実体審査

要件を満たしていない場合、通知から2か月以内に応答しなければならない。

vi) 支払予約

手数料は毎年支払わなければならない。

初回の支払いには2か月かかる。

vi) 官報への掲載

② 拒絶査定への対応

IMPI が出した決定は、行政手続法第 83 条から第 96 条に規定されている審査請求によって不服を申し立てることができる。

審査請求の期限は、拒絶査定の通知が効力を生じたであろう日の翌日から 15 日以内であり、手続きは行政手続法第 85 条に従う。

i) IMPI への申立書の提出

行政高等裁判所知的財産専門法廷が審査することになる。

原告は主張に沿った、証拠を提示する。

ii) 事案の分析・検討

iii) 審理

不服申立の元となった出願に関する記録に記載されていない新たな事実または文書が考慮される場合、5 日以上 10 日以下の期間内に利害関係者が主張を行い、適切と思われる文書を提出する(行政手続法第 96 条)。

iv) 決定

取消および修正や追認がなされる。

③ 意匠権侵害行為

以下は行政処分の対象となる侵害行為である(産業財産法第 386 条)。

- ・ 意匠登録の対象となる製品を、権利者の同意を得ずに、またはそれぞれのライセンスを得ずに製造または制作すること(同条 V)
- ・ 権利者の同意なしに、またはそれぞれのライセンスなしに、登録された意匠が組み込まれた製品を販売すること、流通させること、または使用すること(同条 X)
- ・ 保護された意匠登録と重要な程度または特徴の組み合わせが異なる意匠を、その権利者の同意を得ずに、またはそれぞれのライセンスを得ずに使用すること(同条 XI)

このような行政的侵害行為の調査は、IMPI が職権あるいは利害関係者の要請を受けて行う(産業財産法第 386 条 XXXIII)。

④ 無効審判等

意匠の無効、失効、取消、侵害の行政宣言の請求は、次の手続に従う(産業財産法第 328 条から第 353 条)。

i) 行政宣言の申立書の提出

行政宣言の申立においては、訴訟の根拠となる文書および証拠を原本または謄本で提出しなければならない。

重要な証拠である場合を除き、事後に証拠を提出することは認められない。

- ii) 行政宣言の申立が受理された場合、IMPI は、影響を受ける権利者または推定違反者に、添付書類とともにその写しを送付する。
- iii) 相手方の応答
 - ii)の送付後、相手方は無効、失効または取消の行政宣言の要求である場合は1か月、または査察を必要としない侵害の行政宣言の要求である場合は、10 営業日以内に応答しなければならない。
- iv) 審理
 - 10 日間を要する。
- v) 決定

(4) 商標に関する法律の概要

メキシコの商標は、以下に規定されている。

- ・ 産業財産法
- ・ 産業財産法規則

商標とは、感覚的に知覚可能であり、かつ、保護の対象を明確かつ正確に決定することができる方法で表現可能な標章であって、市場において商品または役務を同種または同類の他のものと区別するものと理解される。

以下の標章は、商標を構成する(産業財産法第 172 条)。

- i) 表記、文字、数字、形象要素、色の組み合わせ、ホログラム
- ii) 立体的な形状
- iii) 産業財産法第 173 条に定める登録できない商標に該当するものを除く、商号、名称、会社名
- iv) 登録商標または公表された商号と混同されないことを条件として、自然人の固有名詞
- v) 音
- vi) 匂い
- vii) サイズ、デザイン、色、形状の配置、ラベル、パッケージ、装飾など、複数の操作またはイメージ要素であって、それらが組み合わされたときに市場における製品または役務を区別できるもの
- viii) 本条 i)から vi)までに規定された標章の組み合わせ

前述のとおり、色の組み合わせ、ホログラム、立体、音、匂いの商標などの非伝統的商標も保護や権利行使の対象となる。

なお、次に掲げるものは、商標として登録することができない(産業財産法第 173 条)。

- i) 商標の保護が求められる商品または役務の技術的もしくは普通に用いられる名称および日常の用語や営業慣行により当該商品もしくは役務の普通名称または一般的呼称となっている言葉および識別性を欠くもの
- ii) 公知であるまたは一般公衆の利用することができるものとなっている、あるいは識別力を欠

- く立体の形状や意匠、商品の普通もしくは日常的な形状または 性質もしくは工業的機能によって定まる形状
- iii) 公知であるもしくは独自性に欠けるホログラム
 - iv) 商品または役務の種類、品質、数量、成分もしくは内容、用途、価格、原産地名または生産時期を特定する機能を果たす説明的もしくは指示的な用語を含め、商標保護を与えようとしている商品または役務を説明する全体のものと認められる標章
 - v) 独立した文字や数字又その名前、および色
(これらが特別な顕著性を持つ標章と組み合わせ、もしくは伴う場合は除く。)
 - vi) 翻訳、音訳、綴りの並び替えや登録できない言葉の組み合わせ
 - vii) 国家、州、地方自治体その他の行政主体の紋章、旗もしくは記章を無許諾で複製または模倣したもの、および国際機関、政府機関もしくは NGO、その他公認された組織の名称、略称、標章または紋章および公的に使用されている署名、並びにそれらに関する呼称
 - viii) 所轄官庁の許可なくメキシコで採用する管理もしくは保証用の公的標章もしくは公印を複製または模倣した標章、または硬貨、銀行券、記念硬貨その他メキシコもしくは外国の法貨を複製もしくは模倣した標章
 - ix) 公認の見本市、物産展、集会、文化行事またはスポーツ大会において授与される勲章、メダルその他の賞の名称、標章または図式表示を複製または模倣するもの
 - x) 「性別 género」「タイプ tipo」「方法 manera」「模倣 imitación」「～産 producido en」「～製造 con fabricación en」といった表現や、その表現を伴うもので消費者に誤解を生じさせるような、あるいは不公正な競争を引き起こすような表現を含め、固有または普通の地理学上の名称および地図、都市を示す名詞または形容詞で、商品または役務の出所を表示しそのような出所に関する混同もしくは誤認を生じさせる可能性があるもの
 - xi) 「性別 género」「タイプ tipo」「方法 manera」「模倣 imitación」「～産 producido en」「～製造 con fabricación en」といった表現や、その表現を伴うもので消費者に誤解を生じさせるような、あるいは不公正な競争を引き起こすような表現を含め、特定の商品の製造もしくは特定の役務の提供で知られている都市もしくは場所の名称で、それら商品を保護するためにつけられているもの
 - xii) 特定の商品の製造や役務の提供で特徴付けられる著名な私有地の名称のうち、その所有者の同意を得ていないもの
 - xiii) 本人もしくはその権利を有する者による登録である場合を除き、使用することで、関連の恐れが生じ、もしくは消費者の誤認、誤用、混乱につながる可能性がある著名な人物の名前、姓、ニックネーム、または筆名
また同様に、権利を有する者の明示の同意がなく、もしくはその者が死亡している場合の、当該人物のイメージ画、識別しうる声、ポートレートや映像
 - xiv) 作品の正当な権利者から明示の承諾を得ている場合を除き、文学作品や芸術作品の作品名と混同するような名前や名称、またそのような作品名を模倣したものであって、広く一般に

- 誤認を招き、当該作品と関連があるものと誤解しうるもの
 また同様に、その作者から明示の承認を得ずに、文学作品や芸術作品の全部または一部の複製となる標章
 同じく、そのような作品に描かれる架空の人物や象徴的な人物、あるいはそれらと関連があると誤解しうる特徴を持つ人物像
 (その作者自身もしくは、作者の同意を得た第三者による申請の場合は除く。)
- xv) 役務や商品を区別することにつながる企業名、特性、性質、構成要素に関する不適切な表示といった、一般に誤認されもしくは誤解を招くような恐れのある標章
- xvi) 登録出願人が周知商標の所有者である場合は除き、商品もしくは役務に使用されるものとしてメキシコで周知であると IMPI が判断するまたは宣言する商標と同一もしくは類似した標章であって、以下のような場合に該当するもの
- ・ 周知商標の所有者との混同もしくは提携関係の誤認を生じさせる恐れがある場合
 - ・ 周知商標の所有者に無許諾の盗用である恐れがある場合
 - ・ 周知標章の信頼性を害する恐れがある場合
 - ・ 周知商標の顕著な特徴を希釈化する恐れがある場合
- xvii) 商品もしくは役務に使用されるものとして、第4章第2節(TÍTULO CUARTO De las Marcas, Avisos y Nombres Comerciales, Capítulo II De las Marcas Colectivas y de Certificación)の各条項(第179条から第189条)にもとづき有名であると IMPI が判断または宣言する標章と同一もしくは混同させる程に類似した標章
 (登録出願人が当該有名標章の所有者である場合は除く。)
- xviii) 先に出願がなされ登録手続中または既に登録され現在も有効な別の商標と同一もしくは混同させる程に類似しており、かつ同一もしくは類似する商品または役務に使用される標章
- xix) 当該標章によって保護しようとする商品もしくは役務の製造もしくは販売または提供を主たる業務とする会社または工業、商業もしくは役務の事業所によって使用される商号で、当該標章の登録出願日または最初の使用の宣誓日より前に使用されているものと同一もしくは混同させる程に類似しているもの
 (当該商号の所有者による商標登録出願であって、他の同一の商号が公示されていない場合は除く。)
- xx) 同一もしくは類似の商品もしくは役務に使用される出願がなされ登録手続中の商標または登録され現在も有効な商標または公表された商品名と同一または混同させる程に類似した自然人の正式名称
- xxi) 保護されている動植物の品種を表す名称またはそれらの構成要素を再現または模倣する標章であって、指定された商品または役務に関して消費者に誤解を招く恐れがあるもの
- xxii) 悪意で出願申請された標章
 (正当な権利者を害し不当に利益を得る意図が見られる場合は悪意とみなされる。)

なお、これらのうち、i)からvi)の条件は、市場での使用の結果生じた特徴を有する商品または役務の商標が出願された場合は適用されない。

また、立体であってその性質または機能性に固有の形態のみを保護するよう申請された場合は、それが独自性を有するとはみなされない。

さらに、xviii)から xx)の条件は、類似している標章に関し書面による明示的同意が示された場合は適用されない。

前述 xxii)のとおり、悪意で出願申請された標章は保護対象から除外されている。このほか、悪意の商標への対処法としては、後述の無効の訴えを提起することなどが考えられる。

商標登録は付与された日から10年間有効であり、10年毎に、何度でも更新することができる(産業財産法第178条)。

メキシコはマドプロには2013年に加盟しており、マドプロ制度を利用できる。

① 出願から登録までの手続

出願から登録までの手続は以下のとおりであり、全体で約3か月から6か月かかる。

i) 願書の提出

ii) 出願公開

提出から10日。

iii) 異議申立

公開から1か月。

vi) 異議申立への対応

異議申立への対応は、商標登録の手続きと並行して行う。

2か月

v) 証拠書類の公開および弁論

証拠開示から5日後。

vi) 実体および方式審査(同時進行)

官報の発行後直ちに開始。

IMPIによる補正指示や拒絶通知に応じるための期間として2か月間が与えられる。

vii) 決定

② 拒絶査定への対応

IMPIが出した決定は、行政手続法第83条から第96条に規定されている審査請求によって不服を申し立てることができる。

審査請求の期限は、拒絶査定の通知が効力を生じたであろう日の翌日から15日以内であり、手続きは行政手続第85条に従う。

i) IMPIへの申立書の提出

行政高等裁判所知的財産専門法廷が審査することになる。

原告は主張に沿った、証拠を提示する。

ii) 事案の分析・検討

iii) 審理

不服申立の元となった出願の記録に記載されていない新たな事実または文書が考慮される場合、5 日以上 10 日以下の期間内に利害関係者が主張を行い、適切と思われる文書を提出する(行政手続法第 96 条)。

Iv) 決定

取消および修正や追認がなされる。

③ 商標権侵害行為

商標権侵害行為は、行政処分の対象となる侵害行為と刑罰の対象となる侵害行為に分けられる。

次に掲げるものは行政処分の対象となる侵害行為である(産業財産法第 386 条)。

- ・ 登録商標で保護されていないにもかかわらず、登録商標で保護されていると表示して、商品を販売または流通させたり、役務を提供したりすること
(商標登録が失効した場合、無効と宣言された場合、または取り消された場合、侵害は失効した日から 1 年後または場合によっては対応する申告書の提出期限から 1 年後に発生するものとする。)
- ・ 他の登録商標と混同する程度に類似した商標を、登録商標で保護されている商品または役務と同一または類似の商品または役務を保護するために使用すること
- ・ 登録商標またはこれと紛らわしい商標を、その権利者の同意を得ずに、商号、名称、会社名、ドメイン名の要素として使用すること、またはその逆を行うこと
(このような名称、名称、会社名は、商標で保護された商品または役務を提供している事業所に関連するものに限る。)
- ・ 産業財産法 173 条の VII、VIII、IX、XII、XIII、XIV、XV、XVI、XVII、XX に言及されている名称、記号、シンボル、イニシャル、エンブレム、公序良俗に反するもの、または法律の規定に反するものを商標として使用すること
- ・ 登録商標が適用される商品または同等または類似の役務の生産、輸入、商業化を活動とする自然人または法人の商号、名称、屋号、ドメイン名、またはこれらの一部として、以前に登録された商標または混同の程度が似ている商標を、商標登録の権利者またはそれを行う権限を有する者の書面による同意なしに使用すること
- ・ 登録商標の権利者の同意を得ずに、またはそれぞれのライセンスを得ずに、登録商標が適用される商品または同等・類似の役務に登録商標を使用すること
- ・ 登録商標が適用された製品を販売または流通させ、当該製品またはそのラベリングを変更すること
- ・ 登録商標が適用されている製品を、一部または全部を変更、置換、または削除した上で、販売または流通に供すること
- ・ 産業財産法で保護されている他者と混同する程度に同一または類似の商品または役務を識別することができ、その使用によって権利を証明する者との存在しない関連性を大

衆に信じさせたり、推測させたりする特徴的な標章、操作または画像要素の組み合わせを使用すること

これらの侵害行為の調査は、IMPI が職権あるいは利害関係者の要請に応じて実施する。

刑罰の対象となる侵害行為は次に掲げるとおりである(産業財産法第 402 条)。

- ・ 商業的投機を目的として商標を偽造すること
産業財産法の目的上、偽造とは、商品または役務をオリジナルまたは本物であると偽るために、既に登録されている商標または産業財産法で保護されている商標と同一または本質的に区別できないような方法で、正当な権利者または被許諾者の許可なく使用することと理解される。偽造を立証するためには、商標が同一の方法で使用されているか、または商標登録または場合によっては周知・著名商標の宣言において表現されている方法と本質的に区別できないような方法で使用されていることで十分である。
- ・ 偽造商標を付した物品の製造、保管、輸送、国内への導入、流通、投機目的での販売、およびそのような偽造商標を付した物品の製造を目的とした原材料や投入物を何らかの形で故意に提供または供給すること。

この場合は、被害者の告訴によって起訴されるため、親告罪である。

④ 無効審判等

商標の無効、失効、取消、侵害の行政宣言の請求は、次の手続に従う(産業財産法第 328 条から第 353 条)。

- i) 行政宣言の申立書の提出
行政宣言の申立てにおいては、訴訟の根拠となる文書および証拠を原本または謄本で提出しなければならない。
重要な証拠である場合を除き、事後に証拠を提出することは認められない。
- ii) 行政宣言の申立てが受理された場合、IMPI は、影響を受ける権利者または推定違反者に、添付書類とともにその写しを送付する。
- iii) 相手方の応答
ii)の送付後の応答期限は、無効、失効または取消の行政宣言の要求である場合は 1 か月、または査察を必要としない侵害の行政宣言の要求である場合は、10 営業日以内である。
- iv) 審理
10 日間を要する。
- iv) 決定

(5) 著作権に関する法律の概要

著作権は、以下に規定される。

- ・ 連邦著作権法(Ley Federal del Derecho de Autor、以下、メキシコ合衆国の章において「著作権法」という。)

- ・ 連邦著作権法規則 (Reglamento de la Ley Federal del Derecho de Autor)

次に掲げるのものには著作権が認められる(著作権法第 13 条)。

- i) 文芸
- ii) 歌詞のあるなしにかかわらず楽曲
- iii) 演劇
- iv) ダンス
- v) 絵画または描画
- vi) 彫刻的および造形物、
- vii) カリカチュアおよび劇画
- viii) 建築
- ix) 映画や映像作品
- x) ラジオ・テレビ番組
- xi) コンピュータプログラム
- xii) 写真
- xiii) 応用芸術作品(グラフィックデザイン、テキスタイルデザインを含む)
- xiv) 編集作品、百科事典、アンソロジーなどの作品のコレクション、データベースなどの作品またはその他の要素のコレクションからなるもので、これらのコレクションが、その選択または内容や主題の配置によって、知的創造物を構成する場合

著作権は、著作者人格権と財産権に分けることができる。著作者人格権は、著作者が、著作者として認識される権利、公開の時期を決定する権利、自分の作品の歪曲や改ざんを避ける権利などから構成される。これは、不可侵で不滅の、放棄も押収もされない権利である(著作権法第 18 条から第 23 条)。財産権は、著作者が自分の作品を自分で利用したり、著作権法で定められた範囲内で第三者への利用を許可したり禁止したりすることができる権利である。この権利は書面で譲渡可能である。財産権は、著作者の生存中はもちろん、その死後 100 年間有効である。著作物が複数の共同著作者に属する場合は、最後の共同著作者の死から 100 年間有効となる(著作権法第 24 条から第 29 条)。

① 著作権侵害

著作権の侵害は以下のとおり(著作権法第 229 条)。

- i) 出版者、事業者、制作者、雇用者、放送機関、ライセンシーが、著作権法の規定に反して著作権の譲渡を目的とする契約を締結する場合
- ii) ライセンシーが、著作権法に従って宣言された強制実施権の条件を侵害した場合
- iii) 協会への適切な登録を受けずに、集団管理団体としての地位を表明すること
- iv) 正当な理由なく、集団管理団体の管理者として、著作権法に定める報告書および文書を協会に提供しないこと
- v) 著作者の氏名や住所、公開年、著作権が保護されている旨を記す記号(“Derecho Reservado”、“D. R.”など)、を出版物に挿入しなかった場合

- vi) 文学的著作物の編集や印刷において、出版社の情報や出版年等の情報を記載せず、または偽って掲載すること
 - vii) 印刷者が自身の氏名や住所、印刷日の印刷を省略、または偽って挿入すること
 - viii) レコードに P マークや国際基準番号などの記載事項を挿入しないこと
 - ix) 出版を許可された著作物を出版する際に、当該出版物に著作者、翻訳者、編曲者、翻案者の名前を記載せずに出版すること
 - x) 許可された著作物の公開において、その著作者または翻訳者、編集者、編曲者、翻案者の評判を落とすこと
 - xi) 公務で作成した作品を、連邦、州、市町村よりも先に、許可なく発表すること
 - xii) 過去に出版された作品の題名と紛らわしい題名を不正に使用すること
 - xiii) 著作権法のタイトル VII の第 III 章で保護されている大衆文化や伝統文化の文学的または芸術的作品を、その作品が生まれたコミュニティや民族、該当する場合はメキシコ共和国の地域に言及することなく、定め、表現し、出版し、何らかの通信を行い、または何らかの形で使用すること
 - xiv) その他、著作権法およびその規則の解釈に起因するもの
- 著作権の侵害は、連邦行政手続法の規定に基づき、INDAUTOR が過料をもって制裁するとするのみ規定され(著作権法第 230 条)、告訴を要求しない。

② 著作権登録制度

メキシコには、著作権登録制度があり、著作者は著作者人格権および財産権の権利者としての法的安全性を確保するために、INDAUTOR において文学的または芸術的作品を登録することができる。財産権を譲渡する場合、これを登録しなければ、第三者に対抗することができない(著作権法第 32 条)。

登録手続きにあたっては、次の書類が必要となる。

- ・ 著作物登録申請書「RPDA-01」(レコードや書籍版を登録する場合は、関連権利登録申請書「RPDA-02」)
- ・ 複数の著作者、権利者、編集者、製作者がいる場合は、著作物登録申請書「RPDA-01-A1」
- ・ 複数の原作品から派生した作品を登録する場合は、著作物登録申請書「RPDA-01-A2 (別紙ワークシート)」
- ・ 楽曲を登録する場合は、映像ソフト、レコード、書籍版の特定要求書「RPDA-02-A1」
- ・ 定款(法人の存在を証明する書類)
- ・ 法定代理人の人格を証明する書類
- ・ 本人、代理人、証人の公的な身分証明書(委任状が提示されている場合のみ)
- ・ 手数料の支払いを証明する書類
- ・ 添付書類がスペイン語で記されていない場合は、それらのスペイン語翻訳
- ・ 著作者の名前と作品名が明記された著作物のコピー 2 部

- ・ 著作物に対する経済的権利を有することを証明する書類
- ・ 著作者の識別情報が記載された封書(ペンネームで創作された作品の場合)

(6) その他の模倣品対策を規定する法律

前述の法律以外に、模倣品対策を規定するその他の法律はない。

3. 知的財産権侵害に対する措置の概要

(1) 行政措置

行政措置は、INDAUTOR が著作権について、IMPI がその他の産業財産について管轄する。

産業財産法第 386 条に規定する行政上の侵害には、次の処罰が科される(産業財産法第 388 条)。

- ・ 侵害行為が行われた時点で有効な UMA⁸¹日額の 250,000 倍(約 1,092,393.95 米ドル⁸²)を上限とした過料(発生した行為ごとに科される)
- ・ 侵害行為が 1 日続くごとに、UMA の 1,000 倍(約 4,368.36 米ドル⁸³)を上限とする追加の過料
- ・ 最大 90 日間の一時営業停止
- ・ 恒久的な営業停止

制裁を課すために、行政当局は事前に手続きの開始を違反者に通知し、違反者がその後の 15 日以内に自分が適切と考えるものを提示し、該当する場合には証拠を提出できるようにしなければならない(行政手続法第 72 条)。

また、行政当局は、以下の点を考慮して、その決定の根拠と理由を示さなければならない(行政手続法第 73 条)。

- i) 発生した、または発生する可能性のある損害
- ii) 侵害を構成する行為または不作為の意図的または非意図的な性質
- iii) 侵害の重大性
- iv) 加害者の再犯性

行政措置の終結まで約 1 か月かかる。

また、再犯者に対する厳罰規定も存在する。商標権、特許権、実用新案権、意匠権侵害の再犯の場合は、以前に課された過料が 2 倍となるが、その額は産業財産法第 388 条に定められた上限の 3 倍を超えない(産業財産法第 390 条)。また、著作権侵害行為を継続する者に対しては、UMA 日額の 700 倍(約 3,057.85 米ドル⁸⁴)を上限とする追加の過料が適用される(著作権法第 230 条)。

⁸¹ Unidad de Medida y Actualización の略。メキシコ国立統計地理情報院(INEGI)が全国消費者物価指数の結果をもとに、毎年発表する経済的基準単位。2021 年度の日額は 89.62 メキシコペソ。

⁸² 2021 年度は 2,240,500.00 メキシコペソ。20.5157 メキシコペソ/米ドルにて計算。

⁸³ 2021 年度は 89,620.00 メキシコペソ。20.5157 メキシコペソ/米ドルにて計算。

⁸⁴ 2021 年度は 62,734.00 メキシコペソ。20.5157 メキシコペソ/米ドルにて計算。

行政処分の対象となった模倣品の処分については、IMPI が担う。紛争事案に関する最終決定で行政違反があったと宣言された場合、IMPI は、当事者が模倣品の処分について合意を表明するために、当事者に審理を開いた日から 15 日間の期間を与え、提案がない場合には以下の命令をすることができる(産業財産法第 366 条)。

- i) 公共の利益に影響を与えない場合の、連邦行政機関、連邦団体、自治体、公共、慈善、社会保障機関の機関および団体への資産の寄贈
- ii) 一切の補償を伴わない破壊

前述は、手続きの処理中に当該模倣品の処分について当事者が合意することを妨げるものではない。

① 行政措置の運用

メキシコでは行政措置は実際に使われている。IMPI が公表する資料より、一例として、2019 年から 2021 年第 3 四半期の行政宣言手続の件数を挙げると、以下のとおりである⁸⁵。

年	合計(件)
2019	3,290
2020	1,487
2021 年第 1 四半期	402
2021 年第 2 四半期	497
2021 年第 3 四半期	494

行政措置のメリットは、全ての知的財産を権利者が保護できる点にあり、デメリットは、法律で定められている罰則が科されるのみである。

(2) 刑事措置

刑事措置を管轄する機関は、刑事裁判所である。

知的財産権侵害に関する刑事措置の統計情報は無いものの、メキシコでは刑事措置は実際に使われている。刑事措置のメリットは、侵害した側を罰することができる点にあり、デメリットは、訴えるまでに時間を要する点にある。

① 処罰対象

次に掲げる者は、懲役 6 か月以上 6 年以下、罰金 UMA 日額の 300 倍以上 3,000 倍以下(約 1,310.50 から 13,105.09 米ドル⁸⁶)となる(刑法(Código Penal Federal、以下メキシコ合衆国の章において「刑法」)第 424 条)。

- i) 教育省(Secretaría de Educación Pública)が配布している無料の教科書を使って、何らかの投機をする者
- ii) 著作権法により保護されている著作物の複製物を、権利者が許可したものよりも故意に多く作成した出版者、製作者、彫版者

⁸⁵ 「IMPI en cifras」内「Actividades de protección de la PI」より <https://www.gob.mx/impi/documentos/instituto-mexicano-de-la-propiedad-industrial-en-cifras-impi-en-cifras> (2022 年 2 月 28 日)

⁸⁶ 2021 年度は 26,886.00 から 268,860.00 メキシコペソ。20.5157 メキシコペソ/米ドルにて計算。

- iii) 著作権法で保護されている作品を、営利目的で、対応する許可を得ずに、不正な方法で使用した者

次に掲げる者は、3 年以上 10 年以下の懲役および UMA 日額の 2,000 倍以上 20,000 倍以下(約 8,736.72 から 87,367.24 米ドル⁸⁷⁾の罰金となる(刑法第 424 条の 2)。

- i) 著作権法で保護されている作品、レコード、映像ソフトまたは書籍の複製物を、不正な方法で、商業的投機を目的として、前述の法律の条件に基づき著作権または関連する権利の権利者から付与されなければならない許可を得ずに、制作、複製、国内への導入、保管、輸送、配布、販売または貸与する者、および、これらの著作物、レコード、映像ソフトまたは書籍の制作または複製のために意図された原材料または投入物を、何らかの方法で故意に提供または供給した者
- ii) 著作権法により保護されている著作物の複製物を、権利者が許可したものよりも故意に多く作成した出版者、製作者、彫版者
- iii) 著作権法で保護されている作品を、営利目的で、対応する許可を得ずに、不正な方法で使用した者

前 i)に規定する著作物、音声、映像ソフトまたは書籍の複製物を、営利目的で公道または公共の場所で最終消費者に不正に販売した者には、6 か月以上 6 年以下の懲役および UMA 日額の 5,000 倍以上 30,000 倍以下(21,841.81 から 131,050.00 米ドル⁸⁸⁾の罰金が科される。(刑法第 424 条の 3)

販売が商業施設で行われる場合、または組織的または恒常的に行われる場合には、刑法第 424 条の 2の規定が適用される。

また、故意にかつ無権利で公演を利用して利益を得た者には、6 か月以上 2 年以下の懲役または UMA 日額の 300 倍以上 3,000 倍以下(約 1,310.50 から 13,105.09 米ドル⁸⁹⁾の罰金が科される(刑法第 425 条)。

次に該当する者には、6 か月以上 4 年以下の懲役および UMA 日額の 300 倍以上 3,000 倍以下(約 1,310.50 から 13,105.09 米ドル⁹⁰⁾の罰金が科される(刑法第 426 条)。

- i) 番組を伝送する暗号化された衛星信号を解読する装置またはシステムを、当該信号の正当な配信者の許可なく、製造、改造、輸入、配布、販売またはリースした者
- ii) 番組が伝送されている暗号化された衛星信号を解読することを目的とした行為を、その信号の正当な配信者の許可を得ずに営利目的で行った者
- iii) 暗号化された番組を伝送するケーブル信号の受信を目的とした機器を、その信号の正当な配信者の許可を得ずに製造または配布した者
- iv) 暗号化された番組を伝送するケーブル信号を、その信号の正当な配信者の許可なく受

⁸⁷ 2021 年度は 179,240.00 から 1,792,400.00 メキシコペソ。20.5157 メキシコペソ/米ドルにて計算。

⁸⁸ 2021 年度は 448,100.00 から 2,688,600.00 メキシコペソ。20.5157 メキシコペソ/米ドルにて計算。

⁸⁹ 2021 年度は 26,886.00 から 268,860.00 メキシコペソ。20.5157 メキシコペソ/米ドルにて計算。

⁹⁰ 2021 年度は 26,886.00 から 268,860.00 メキシコペソ。20.5157 メキシコペソ/米ドルにて計算。

信したり、他者が受信したりすることを支援した者

また、故意に著作権者の氏名を他の氏名に置き換えて著作物を出版した者には、6 か月以上 6 年以下の懲役および UMA 日額の 300 倍以上 3,000 倍以下(約 1,310.50 から 13,105.09 米ドル⁹¹⁾の罰金が科される(刑法第 427 条)。

さらに、以下に該当する者は、6 か月から 6 年の懲役刑および UMA 日額の 500 倍から 1,000 倍(約 2,184.18 から 4,368.36 米ドル⁹²⁾の罰金が科される。

- i) 故意かつ営利目的で、レコードの製作者、芸術家、実演家、および著作権や関連する権利で保護されているあらゆる作品の著作権者が使用している効果的な技術的保護手段を許可なく回避した者(刑法第 427 条の 2)
- ii) 営利目的で、著作権またはそれに関連する権利で保護されている著作物のレコードの製作者、芸術家、実演家または著作権者が使用している効果的な技術的保護手段を回避することを目的とした装置、製品またはコンポーネントを製造、輸入、配布、レンタルまたは何らかの方法で販売した者(刑法第 427 条の 3)
- iii) 営利を目的として、主として、レコードの製作者、芸術家、実演家、および著作権または関連する権利で保護されているあらゆる作品の著作権者が使用している効果的な技術的保護手段を回避することを目的としたサービスを公衆に提供または提供した者(刑法第 427 条の 4)
- iv) 営利を目的として、故意に、許可を得ずに、自らまたは他の者を介して、権利管理情報を抑制または変更した者(刑法第 427 条の 5)
- v) 次に掲げる場合に、営利を目的とした者にも同様の罰則が科せられる(同条)。
 - ・ 権利管理情報が許可なく削除または変更されていることを知りながら、権利管理情報を配布または配布のために輸入すること
 - ・ 権利管理情報が無許可で削除または変更されていることを知りながら、著作物、演奏またはレコードのコピーを配布、配布のための輸入、送信、通信または公衆に利用可能にすること

その他、第 26 章著作権違反(De los Delitos en Materia de Derechos de Autor)に規定される著作権侵害に対する罰金の適用は、当該著作権侵害を構成する製品または役務の提供の価格の 40%を下回らない額の損害賠償請求を妨げない(刑法 428 条)。

また、第 26 章著作権違反で規定されている犯罪は、第 424 条 II、第 424 条の 2 III および第 427 条の場合を除き、職権で起訴される(刑法 429 条)。

② 手続きの流れ

刑事手続の流れは、以下のとおりであり、終結までの期間は約 1 年程度である。

第 1 段階 犯罪の捜査

検察により、犯罪の捜査が行われる。

⁹¹ 2021 年度は 26,886.00 から 268,860.00 メキシコペソ。20.5157 メキシコペソ/米ドルにて計算。

⁹² 2021 年度は 44,810.00 から 89,620.00 メキシコペソ。20.5157 メキシコペソ/米ドルにて計算。

ただし、この段階で被疑者は、犯罪を認めるか、現行犯の場合は直ちに後述第 2 段階の代替的紛争解決メカニズムに移行する。それ以外の場合は 72 時間から 144 時間の制限時間内で捜査が行われる。

第 2 段階 代替紛争解決メカニズム

手続審査裁判官 (Juez de Control) が、被疑者に犯罪捜査対象となっている理由を告知する機会を与えることを決定すると、犯罪の種類、深刻度、調停の形態、行為の違法性または罪の性質を記載した文書が作成される。

被疑者が犯罪捜査対象となっている理由の告知を受ける機会の決定に先立ち、検察官は、当事者が刑事調停員 (Facilitador Criminal) を介した示談によって紛争を解決できるよう促す。

示談の成立を目指す調停は、告訴によって起訴される犯罪、加害者の要求、または被害者や加害者の許しを認める犯罪について行われる。また、産業財産権侵害の示談においては、検察官によって承認される即時対応のための示談を行うことも可能である。なお、示談で合意された支払い条件を延期する場合は、手続審査裁判官に相談しなければならない。

示談が成立すると起訴はされない。

第 3 段階 訴訟の条件付き停止

検察官は、審理手続に進むために事件を手続審査裁判官へ持ち込む。

手続審査裁判官は、対象となっている事件の刑罰が懲役 5 年を超えず、被害者からの根拠のある反論がなく、損害を賠償する案がある場合、弁護人または検察官の要請により、裁判官が設定する条件が付されるものの、手続を停止することができる。

示談金の支払条件が延期される場合であっても、手続審査裁判官は当事者が締結した合意を承認することができる。

第 4 段階 略式手続

略式手続は、口頭審理の開始前までに、検察官の要請があり、被害者の反対がなく、被告人が口頭審理を放棄して、責任を認め、検察官が求める刑罰を受け入れる場合に行うことができる。略式手続は、手続審査裁判官により行われる。

第 5 段階 口頭審理

以下の場合に検察が刑事訴訟を起こすためには、IMPI は技術意見書を発行する必要がある(産業財産法 405 条)。

- ・ 商業投機目的の商標の偽造(産業財産法 402 条 I)
- ・ 偽造商標を付した物品の製造、保管、輸送、国内への導入、流通、投機目的での販売、およびそのような偽造商標を付した物品の製造を目的とした原材料や投入物を何らかの形で故意に提供または供給すること(産業財産法 402 条 II)。

検察官は起訴状を作成し、手続審査裁判官は、起訴を受理する。この起訴は文書形式で提示され、その後、読み上げられ、受理された証拠方法と拒否された証拠方法が議論される。

裁判官は口頭審理に入ることを指示する。

口頭審理では、法廷裁判官が弁論の公開および証拠に基づいて議論を行う。

証拠には、証言、専門家の証言、被告人の宣言、文書資料、尋問や交差尋問が含まれる。

その後、弁論の終結に至り、裁判官は判決を言い渡す。

第 6 段階 判決

③ 再犯者に対する厳罰化の規定

再犯は、法律で定められた例外を除き、メキシコまたは外国の裁判所が下した強制力のある判決によって有罪判決を受けた者が、刑の執行からまたは刑の恩赦から時効に相当する期間が経過しない限り、新たな罪を犯すたびに発生する(刑法第 20 条)。

また、法律で重大と分類されたまたは未決拘禁を必要とする故意の犯罪の被告人が、そのような性質の犯罪の再犯者である場合には、新たに犯した犯罪に適用される刑罰は、規定された最高刑の 3 分の 2 から 60 年を超えない範囲で法定刑の上限を超えることができる(刑法第 65 条)。産業財産権侵害についても、この刑法第 65 条が適用される。

④ 処分した模倣品の処分方法に関する規定

紛争の本案に関する決定で行政法上の違反があったと宣言された場合、IMPI は、当事者が担保財産の行き先について合意を表明するために、当事者に審理を開いた日から 15 日間の期間を与え、提案がない場合には次の命令することができる(産業財産法第 366 条)。

- i) 公共の利益に影響を与えない場合の、連邦行政機関、連邦団体、自治体、公共、慈善、社会保障機関の機関および団体への資産の寄贈
- ii) 一切の補償を伴わない破壊

前述は、手続きの処理中に対象となる模倣品の処分について当事者が合意することを妨げるものではない。

(3) 民事措置

民事措置を管轄する機関は、いずれの知的財産についても民事裁判所となる。知的財産に限定した民事事件の統計情報はないものの、メキシコでは民事措置は実際に使われている。なお、民事措置においては、再犯者へ適用される厳罰化規定や模倣品の処分方法に関する規定はない。

① 知的財産権侵害の民事措置手続

民事手続法(Código Federal de Procedimientos Civiles、以下、「民事手続法」という。)の第 322 条から第 357 条に手続きが定められており、終結まで 6 か月から 1 年程度かかる。

- i) IMPI における当事者間訴訟を行う
- ii) 原告が訴えを提起する

- iii) 裁判所は被告に通知を行う
- iv) 原告の主張への答弁
民事手続法第 327 条に基づき、訴えが認められた場合、被告は、訴状写しが送達され、9 日ないし距離に応じた日数以内に回答するよう求められる。
- v) 証拠の提出
民事手続法 337 条は、訴えまたは反訴に答えるための期間が経過すると、裁判所は証拠のための審理を開き、当事者は 30 日以内に証拠を提出しなければならない。
- vi) 審理
v) の 30 日間が経過すると、弁論が行われる。
- vii) 決定

(4) 水際措置

水際措置の管轄機関は、IMPI と大蔵公債省が挙げられる。IMPI は、知的財産権の侵害が推定される場合、影響を受ける産業財産権者が要求する保全処分として、物品を差押さえる権限を有している(著作権法第 235 条および産業財産法第 344 条 VI)。この場合、大蔵公債省は、その物品を保持することを認められ、この権限を行使する際に、大蔵公債省内の一機関である税関は、協力協定やその他の適用される法律規定に定められた条件で、IMPI の補助者として行動することになる(関税法(Ley Aduanera、以下「関税法」)第 144 条 XXXVII)。なお、メキシコでは、個人輸入の場合を法律で区別していないため、知的財産権侵害品を個人輸入した場合も水際措置を適用可能である。また、メキシコには並行輸入の規制はなく、並行輸入が認められている。

① 知的財産権侵害の水際措置の手続

水際措置の対象はすべての知的財産であり、水際措置に限って罰金は設定されていない。水際措置は輸出入とトランジットの両方が対象となっており、差止のために IMPI への申立は不要である。外国原産の物品について、IMPI から差止られた場合、税関はそれらの物品を課税区域内に留める手続きを行い、指定された倉庫で保管する。水際措置の手続き終了までに要する日数については定めがなく、担保金の納付は必要ない。倉庫保管費用や廃棄費用の負担者については、模倣品の所有者が負担する必要はない。手続きの流れに関しては、産業財産法第 336 条から第 385 条および関税法に規定があり、以下のとおりである。

- i) IMPI の指示に基づく税関による検査
侵害の可能性が見つかった場合は、税関は IMPI に通知する。
- ii) 利害関係者による侵害の行政宣言の要求の提出
この手続における IMPI からの通知は、行政宣言の申立人が指定した住所で行われる。
- iii) 行政宣言の請求に対する IMPI からの回答
査察を要しない侵害の行政宣言の請求の場合、産業財産法第 360 条第 IX 項の規定に従って、10 営業日以内に回答を行う。
召喚条の送達が生じた場合、申立人の指定した住所で実施することができなかった場合は、産業財

産法第 369 条の規定(公示送達)により実施され、利害関係者が協議を行うために適切な期間が示される。

影響を受けた権利者または申し立てられた違反者が、海外で発見されたために付与された期間内に証拠の全部または一部を提示できない場合で、書面で申し出た場合、それを提出するためにさらに 15 日間の期間が付与される場合がある。

iv) 弁論

産業財産法第 341 条は、IMPI は、決定を下す前に、当事者が 10 日以内に弁論を行うことができるように、訴訟記録における訴訟手続の一部を処分になければならず、弁論がなされた場合、発行された決定において考慮される。

v) 決定

産業財産法に反する物品の輸入、輸出、トランジットについて、差止が命じられる。

vi) 税関による、IMPI が指定する倉庫への当該物品の保管(関税法第 148 条)

IMPI による差止の対象である物品が外国原産の場合。

保管の際、税関は記録を作成しなければならない。

産業財産法第 348 条は、産業財産法第 344 条で言及された流通の禁止などの措置が命じられた者は、10 日以内に、当該措置に関して意見を IMPI に提出することができる。

IMPI は、提出された意見を考慮して、倉庫への物品の保管の条件を修正することができる。

vii) 最終決定

物品の破壊や公共機関等への寄贈

② 水際措置の運用

税関と権利者、税関と警察の連携などは、場合によるが機能している。警察は、事件の問題が生じた際に IMPI や税関から連絡を受け、対象者の身柄拘束、物品の押収などを行う。税関は、具体的な船荷情報の提供がなくとも、その侵害を推定できる場合には外国貿易物品を留置することができる(税関法第 144 条 XXXVII)、自主的に侵害品を検査できる。

水際措置のメリットは、知的財産権を侵害していないかどうかをチェックするために、製品を検査する点にある。デメリットは、税関では、IMPI に接続されたシステムを持っていないため、検査の際に知的財産権の侵害を疑うことができるだけで、侵害かどうかを IMPI に尋ねなければならない点にある。

2019 年から 2021 年第 3 四半期にとられた水際措置の実績は以下のとおりである⁹³。

⁹³ 「 IMPI en cifras 」 内 「 Actividades de protección de la PI 」 より
<https://www.gob.mx/impi/documentos/instituto-mexicano-de-la-propiedad-industrial-en-cifras-imp-en-cifras> (2022 年 2 月 28 日)

年	水際措置押収品数
2019	2,240,650
2020	558,644
2021 年第 1 四半期	980,584
2021 年第 2 四半期	1,642,813
2021 年第 3 四半期	331,623

③ 税関で差し止めた物品の廃棄手段についての規定

申立人の主張の当否に関する決定で産業財産権侵害があったと宣言された場合、IMPI は、産業財産権者および権利を侵害する者が差し止められた財産の処分について合意を表明するために、弁論を行った日から 15 日間の期間を与え、提案がない場合には次の命令をすることができる(産業財産法第 366 条)。

- i) 公共の利益に影響を与えない場合の、連邦行政機関、連邦団体、自治体、公共、慈善、社会保障機関等の機関および団体への資産の寄贈
- ii) 一切の補償を伴わない破壊

前述は、手続きの処理中に被担保資産の行き先について当事者が合意することを妨げるものではない。

④ 税関登録制度

メキシコに税関登録制度は存在する。

商標権者は、登録商標税関監視リストに申請を行う。この申請には、登録商標の証明書の写し、輸入者、渡航港、通関業者に関する情報を提出する。製造業者、原産国、輸入方法などの具体的情報を提供することができれば、さらに有用となる。

商標権者には、登録商標を識別するための固有の ID が付与される。付与された ID が輸入者や与えられた情報と一致すれば、当該物品は、模倣品ではないことが確認される。一致しない場合は、当該物品は輸入手続きが停止され、商標権者に報告がなされ、その真偽が確認されることになる。

(5) 鑑定制度

メキシコには知的財産権侵害の鑑定制度はない。

4. インターネット上の模倣品

メキシコには、インターネット上の模倣品に関連する法令やインターネットサービスプロバイダーの責任を規定した法律は存在しない。また、インターネット上の模倣品を専門に取り締まる機関は存在しない。

メキシコ国内でシェアの大きい電子商取引ウェブサイト(2021年9月30日時点⁹⁴)、およびその知的財産権ポリシー等は以下のとおりである。

i) メルカドリブレ (Mercado Libre)

知財ポリシー: 真正性に関する責任の放棄についての方針⁹⁵

出品者は、出品した商品の合法性・正当性を確認し、現行法に違反していないことを確認する責任がある。従って、販売者は、自らの出版物で提供する商品の真正性または合法性について知る責任を否定することはできない。

削除申請のポリシー⁹⁶: メルカドリブレは、ブランド保護プログラム (Brand Protection Program

以下、「BPP」)を策定しており、メルカドリブレを通じて、ブランドなどの意匠、著作権、特許、著作権などの知的財産権、または第三者のその他の権利を侵害するアイテムが出品されたり、提供されたりするのを防ぐことを目的としている。本プログラムに賛同する者、権利者または利用者は、本約款の規定を侵害していると考えられる商品を特定し、その削除を要請することができる。

その手続は、α)BPP への登録、β)商品がサイトのポリシーに反していると思われる場合、または利用者がメルカドリブレのポリシーに違反していると思われる場合は、カスタマーサービスに連絡して報告する。報告の可能性は、会員が有効で現在の所有権の存在を証明している国でのみ有効であり、その場合、会員はサイト上の掲載物を報告することができ、ウェブ www.mercadolibre.com.ar だけでなく、対応する国のメルカドリブレのサイトでも報告することができる。γ)申告があった時点で、出品は一時停止され、出品者に通知される。出品者は、一定期間内に、プログラムを通じて会員に連絡し、自分の出版物が権利を侵害していないことを証明することができる。通報された販売者が定められた期間内に会員に返答しない場合、その出品はサイトから永久に削除される。δ)通報された販売者が苦情に回答した場合、会員は指定された期間内にその回答を確認し、満足できるものであれば、出品の再有効化を要求しなければならない。回答が正当な理由で満足のいくものでない場合、会員は自分の苦情を承認することができ、出品は本サイトから永久に削除される。会員が定められた期間内に通報された販売者の回答に返答しない

⁹⁴ 連法消費者保護局 (Procuraduría Federal del Consumidor、PROFECO ホームページ内、「Monitoreo de Tiendas Virtuales (オンラインショップのモニタリング)」より

<https://www.profeco.gob.mx/tiendasvirtuales/index.html> (2022年2月28日)

⁹⁵ https://www.mercadolibre.com.mx/seguro_violppi.html (2022年1月16日)

⁹⁶ https://www.mercadolibre.com.ar/ayuda/Programa-de-Proteccion-de-Prop_994 (2022年2月28日)

場合、その出品は再有効化される。

ii) アマゾン(Amazon)

知財ポリシー⁹⁷: 正規品のみを購入、販売、管理することは、各ベンダー、サプライヤーの責任である。禁止されている商品には、商品やコンテンツの模倣品、偽造品、海賊版、違法に複製、再生、製造された商品、第三者の知的財産権を侵害している商品などがある。正規品でない商品を販売または提供した場合、アマゾンはアマゾン出品者アカウント(およびその他の関連アカウント)を直ちに停止または閉鎖し、配送センターで発見された偽造品を破棄する権利を有するが、その費用は出品者が負担することになる。

削除申請ポリシー⁹⁸: 著作権侵害を報告するには、アマゾンの著作権エージェントに次の情報を送信する。

- ・ 知的財産権者に代わって行動する権限を与えられた人の手書きの署名
- ・ 侵害を主張している著作物の説明
- ・ 侵害を主張している資料がサイトのどこにあるかの説明
- ・ 住所、電話番号、および電子メールアドレス
- ・ 問題となっている使用が、権利者、その代理人、または適用される法律によって認められていないことを誠実に信じるお客様による声明
- ・ 通知に記載された前述の情報が正しく、報告者が著作権者であること、または著作権者を代理して行動する権限があることを宣誓した、報告者自身のための宣言書

iii) ウォルマート(Walmart)

知財ポリシー⁹⁹: ウォルマートメキシコでは、デジタルプラットフォームの運営に適用される産業財産権および知的財産権に関する法律および規制の遵守に努めるとする。同様に、販売者、ユーザー、ブランドや知的財産権者の権利を尊重することを約束しており、それらを少しでも侵害している商品の公開や販売は禁止する。ウォルマートメキシコは、この販売形態で提供される商品について、マーケットプレイスにおける商業的な仲介者としてのみ運営されており、商品の販売については販売者が直接責任を負うことを、すべてのユーザーに周知している。ウォルマートは、盗品や偽造品を販売した出品者や販売

⁹⁷ https://sellercentral.amazon.com.mx/gp/help/external/G201165970?language=es_MX (2022 年 2 月 28 日)

⁹⁸ <https://www.amazon.com.mx/gp/help/customer/display.html?nodeId=GLSBYFE9MGKKQXXM> (2022 年 2 月 28 日)

⁹⁹ <https://www.walmartmexico.com/propiedad-intelectual> (2022 年 2 月 28 日)

者に対して、ゼロ・トレランス・ポリシーを設けている。調査の結果、プラットフォームの利用規約に違反した証拠があると判断された場合、販売者はブロックされ、ウォルマートメキシコが一切の責任を負うことなく、プラットフォームから削除される。

削除申請ポリシー¹⁰⁰:商品の知的財産権および産業財産権者、ライセンシーまたは正規ユーザーとして、当該権利が侵害されていると考える場合には、フォームに記入する。ウォルマートは、規約に定められた要件に従って申立てを受理した後、情報を確認し、対応する調査を行う。ウォルマートは、自らの調査結果および当該問題に適用される法的規定に従って、知的財産権を侵害していると主張する製品を無効にするか、または必要に応じて販売を継続する権利を留保する。

5. その他

近年の知的財産権侵害対策に関する政策や法改正で特筆すべきものとして、2020年7月1日に発効した米国、メキシコ、カナダの貿易合意(T-MEC: Tratado entre México, Estados Unidos y Canadá)に関連して、産業財産法が新法として制定され、著作権法も改正された点を挙げることができる。

6. 模倣品の実態および流通ルート

(1) 模倣品の実態

市場に最もよく見られる模倣品として、フィルム/映画、履物、音楽、携帯電話、衣類、アクセサリ(バッグ、帽子、ジュエリー)、香水・化粧品、おもちゃ、テレビシリーズや番組、ビデオゲーム、ソフトウェア、電池・アクセサリ、電子機器、書籍、たばこ、クリーニング製品、パーソナルケア製品、スペアパーツ、車工具、薬、アルコール飲料がある。

メキシコ国内では、移動式の市場やティアンギス(Tianguis)と呼ばれる青空市場、露店、地下鉄など公共交通機関、オンライン、友人・知人経由、デパートやコンビニエンスストアなどあらゆる場所で前述の模倣品がみられる。

これら模倣品の製造場所は、香港、中国、ベトナム、インドであるとされる。

メキシコ国内では集中的に模倣品が製造されている場所はない。

(2) 模倣品の流通ルート

主な模倣品流通ルートや流通規模については、不明である。

¹⁰⁰ <https://www.walmartmexico.com/propiedad-intelectual%20> (2022年2月28日)

調査協力者一覧

アルゼンチン共和国	NOETINGER & ARMANDO
ウルグアイ東方共和国	VANRELL PROPIEDAD INTELECTUAL ABOGADOS – AYULAR S.A.
エクアドル共和国	ROMERO ARTETA PONCE ABOGADOS
エルサルバドル共和国	EL SALVADOR LEGAL LIMITADA DE CAPITAL VARIABLE (CONSORTIUM LEGAL)
グアテマラ共和国	CENTRAL LAW
コロンビア共和国	OLARTE MOURE Y ASOCIADOS S.A.S.
チリ共和国	ALESSANDRI ABOGADOS
ドミニカ共和国	Guzmán Ariza Abogados y Consultores
パラグアイ共和国	MERSAN ABOGADOS
ブラジル連邦共和国	Licks Advogados
ペルー共和国	FERNANDEZ DÁVILA & BUENO ABOGADOS
ボリビア多民族国	ESCOBAR & ESCOBAR

[特許庁委託事業]

中南米における模倣品対策の制度および運用状況に関する調査

2022 年 3 月

禁無断転載

[調査受託]

TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V.

独立行政法人 日本貿易振興機構
サンパウロ事務所 知的財産権部

Copyright (C) 2022 JPO/JETRO. All right reserved.